

京都府地域防災計画

震 災 対 策 計 画 編

令和 7 年 5 月

京 都 府 防 災 会 議

京都府地域防災計画

震災対策計画編

昭和61年	7月21日制定	平成21年	4月22日修正
昭和62年	6月8日修正	平成22年	6月3日修正
昭和63年	6月3日修正	平成24年	3月23日修正
平成元年	6月2日修正	平成25年	2月1日修正
平成2年	6月5日修正	平成25年	7月23日修正
平成3年	6月6日修正	平成26年	6月9日修正
平成4年	6月4日修正	平成27年	5月29日修正
平成5年	6月3日修正	平成28年	6月7日修正
平成6年	6月10日修正	平成29年	5月30日修正
平成7年	6月7日修正	平成30年	6月8日修正
平成8年	5月29日修正	令和元年	6月3日修正
平成9年	6月10日修正	令和2年	6月15日修正
平成10年	7月13日修正	令和3年	6月9日修正
平成11年	6月7日修正	令和4年	6月6日修正
平成12年	5月29日修正	令和5年	6月8日修正
平成13年	5月18日修正	令和6年	5月20日修正
平成14年	5月23日修正	令和7年	5月26日修正
平成15年	5月30日修正		
平成16年	5月31日修正		
平成17年	5月30日修正		
平成18年	5月25日修正		
平成19年	5月30日修正		
平成20年	5月26日修正		

京 都 府 防 災 会 議

震災対策計画編 目次

第1編 総 則

第1章 計画の方針	
第1節 計画の目的	2
第2節 計画の理念	2
第3節 計画の目標	2
第4節 計画の修正	3
第5節 計画の用語	3
第6節 計画の周知徹底	3
第7節 計画の運用	3
第8節 市町村地域防災計画の作成又は修正	3
第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
第1節 京都府	4
第2節 市町村	4
第3節 指定地方行政機関	5
第4節 自衛隊	7
第5節 指定公共機関	8
第6節 指定地方公共機関	10
第7節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	11
第3章 京都府の地勢の概要	
第1節 位置と概況	13
第2節 地形、地質及び地盤	13
第3節 京都府域における地震活動	18
第4節 京都府の社会的環境	27
第4章 震災の想定	
第1節 京都府内における直下型地震による震度予測等及び被害予測	30
第2節 最大クラスの地震・津波を対象とした震度予測等、浸水想定及び被害予測	46

第2編 災害予防計画

第1章 建築物・公共施設等安全確保計画	
第1節 総則	56
第2節 建築物の震災対策計画	56
第3節 電気・ガス施設防災計画	60
第4節 上下水道施設防災計画	63
第5節 学校等の防災計画	65
第6節 都市公園施設防災計画	67
第7節 通信放送施設防災計画	69
第8節 鉄道施設防災計画	71
第9節 道路及び橋梁防災計画	77
第10節 河川・海岸施設防災計画	78
第11節 砂防及び治山施設防災計画	79
第12節 地すべり・急傾斜地防災計画	83
第13節 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急調査等	90
第14節 ダム等防災計画	91
第15節 危険物等施設防災計画	103
第16節 港湾等施設防災計画	106
第17節 農地農業用施設の防災計画	107
第18節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画	108

第2章	情報連絡通信網の整備計画	
第1節	情報連絡通信網の整備	1 0 9
第2節	市町村・防災機関等の非常通信	1 1 1
第3章	地震情報及び津波警報等の伝達計画	
第1節	地震情報及び津波警報等の伝達計画	1 1 2
第2節	津波予報等の伝達計画	1 2 7
第3節	緊急警報放送システムの活用	1 2 9
第4節	市町村地域防災計画で定める事項	1 2 9
第4章	医療助産計画	
第1節	計画の方針	1 3 4
第2節	計画の内容	1 3 4
第5章	火災防止に関する計画	
第1節	計画の方針	1 3 8
第2節	出火防止、初期消火対策	1 3 8
第3節	火災拡大防止計画	1 3 8
第6章	避難に関する計画	
第1節	計画の方針	1 4 4
第2節	避難の周知徹底	1 4 4
第3節	指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定	1 4 4
第4節	避難の実施に必要な施設・設備等の整備	1 4 7
第5節	居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動	1 4 8
第6節	広域避難	1 4 8
第7節	広域一時滞在	1 4 8
第8節	市町村等の避難計画	1 4 9
第9節	駅、地下街における避難計画	1 5 0
第10節	車中避難計画	1 5 0
第7章	津波災害予防計画	
第1節	計画の方針	1 5 1
第2節	計画の内容	1 5 1
第8章	交通対策及び輸送計画	
第1節	交通規制対策	1 5 6
第2節	緊急通行車両等	1 5 6
第9章	災害応急対策物資確保計画	
第1節	計画の方針	1 6 2
第2節	食料及び生活必需品の確保計画	1 6 2
第3節	応急復旧資材確保計画	1 6 9
第10章	高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画	
第1節	計画の方針	1 6 9
第2節	計画の内容	1 6 9
第11章	廃棄物処理に係る防災体制の整備	
第1節	計画の方針	1 7 2
第2節	廃棄物処理に係る防災計画	1 7 2
第12章	文化財災害予防計画	
第1節	現状	1 7 3
第2節	計画の方針	1 7 4
第3節	計画の内容	1 7 4
第13章	防災訓練に関する計画	
第1節	計画の方針	1 7 6
第2節	計画の内容	1 7 6
第3節	市町村地域防災計画で定める事項	1 7 7
第14章	府民の防災活動の促進	
第1節	防災知識と地震時の心得の普及	1 7 8
第2節	自主防災組織の整備と指導	1 8 0
第3節	学校等における防災教育	1 8 1
第4節	市町村地域防災計画で定める事項	1 8 2

第15章	企業等防災対策促進計画	
第1節	計画の方針	183
第2節	計画の内容	183
第16章	ボランティアの登録・支援等計画	
第1節	計画の方針	186
第2節	計画の内容	186
第17章	行政機能維持対策計画	
第1節	業務継続性の確保	188
第2節	防災中枢機能等の確保、充実	188
第3節	各種データの整備保全	188
第18章	広域応援体制の整備	
第1節	計画の方針	189
第2節	計画の内容	189
第19章	震災に対する調査研究	
第1節	計画の方針	192
第2節	災害予防に関する調査研究	192
第3節	火災の防止に関する調査研究	193
第4節	避難の安全確保に関する調査研究	193
第20章	観光客保護・帰宅困難者対策計画	
第1節	計画の方針	194
第2節	計画の内容	194
第21章	広域防災活動拠点計画	
第1節	広域防災活動拠点の整備	197
第2節	広域防災活動拠点とする施設	197
第3節	広域応援の受入れ	197
第4節	広域的な防災機能強化を図る道の駅	198

第3編 災害応急対策計画

第1章	災害応急対策の活動体制	
第1節	計画の方針	200
第2節	防災関係機関の初動体制	200
第3節	府の活動体制	203
第4節	複合災害時の対応	217
第5節	市町村の活動体制	218
第6節	指定地方行政機関等の活動体制	219
第7節	広域応援協力計画	219
第8節	労務供給計画	222
第9節	職員の証票	223
第10節	災害対策本部等の標識	223
第11節	市町村地域防災計画で定める事項	224
第2章	通信情報連絡活動計画	
第1節	計画の方針	225
第2節	災害規模の早期把握のための活動	225
第3節	災害情報、被害状況等の収集伝達	225
第4節	通信手段の確保	237
第5節	災害現地調査計画	241
第6節	広報広聴活動計画	241
第7節	市町村地域防災計画で定める事項	243
第3章	津波災害応急対策計画	
第1節	計画の方針	244
第2節	計画の内容	244

第4章	自衛隊災害派遣計画	
第1節	計画の方針	246
第2節	災害派遣の適用範囲	246
第3節	災害派遣担当区	246
第4節	災害派遣部隊等の活動	247
第5節	災害派遣要請手続	249
第6節	ヘリポートの位置等	252
第7節	市町村地域防災計画で定める事項	255
第5章	救出救護計画	
第1節	計画の基本方針	256
第2節	計画の内容	256
第3節	市町村地域防災計画で定める事項	257
第4節	航行警報等の周知	257
第5節	救助活動	258
第6章	医療助産計画	
第1節	計画の方針	259
第2節	実施責任者	259
第3節	計画の方法及び内容	259
第7章	消防活動計画	
第1節	大規模地震等に伴う消防活動に関する計画	263
第2節	応援要請に関する計画	267
第8章	災害救助法の適用計画	269
第9章	輸送計画	
第1節	計画の方針	270
第2節	輸送力の確保	270
第3節	輸送の方法等	271
第4節	西日本旅客鉄道株式会社	273
第5節	緊急通行車両等の取扱い	273
第6節	災害救助法による輸送基準	279
第7節	人員及び救助物資等の輸送	279
第8節	市町村地域防災計画で定める事項	279
第10章	交通規制に関する計画	
第1節	計画の方針	280
第2節	交通規制対策	280
第3節	標示及び航路標識の設置	282
第4節	交通情報の収集及び提供	282
第5節	道路通行規制要領	283
第6節	渋滞対策	284
第11章	避難に関する計画	
第1節	避難の方針	288
第2節	避難の指示、緊急安全確保	288
第3節	避難の周知徹底	290
第4節	避難の誘導及び移送等	290
第5節	二次災害の防止	291
第6節	避難所の開設等	291
第7節	避難者健康対策	293
第8節	広域避難	295
第9節	広域一時滞在	296
第10節	被災者への情報伝達活動	297
第11節	駅、地下街における避難計画	298
第12節	車中避難計画	300
第12章	観光客保護・帰宅困難者対策計画	
第1節	計画の方針	301
第2節	計画の内容	301

第13章	食料、飲料水及び生活必需品等供給計画	
第1節	食料供給計画	3 0 4
第2節	給水計画	3 0 6
第3節	生活必需品等供給計画	3 0 9
第14章	高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画	
第1節	計画の方針	3 1 2
第2節	計画の内容	3 1 2
第15章	保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画	
第1節	防疫及び保健衛生計画	3 1 5
第2節	し尿処理対策計画	3 1 7
第3節	遺体の搜索、処理及び埋火葬計画	3 1 8
第16章	災害警備に関する計画	
第1節	警察の警備計画	3 2 1
第17章	施設の応急対策に関する計画	
第1節	総則	3 2 3
第2節	鉄道施設応急対策計画	3 2 3
第3節	公共土木施設応急対策計画	3 3 2
第4節	地震被災建築物応急危険度判定等計画	3 4 5
第5節	電気・ガス・上下水道施設応急対策計画	3 4 6
第6節	通信・放送施設応急対策計画	3 4 9
第7節	社会公共施設応急対策計画	3 5 0
第8節	危険物施設等応急対策計画	3 5 1
第9節	住宅応急対策計画	3 5 3
第10節	農林水産施設応急対策計画	3 5 5
第18章	災害地の応急対策に関する計画	
第1節	住宅関係障害物除去計画	3 5 7
第2節	廃棄物処理計画	3 5 7
第19章	水防計画	
第1節	水防組織	3 5 9
第2節	水防活動	3 5 9
第20章	環境保全に関する計画	
第1節	計画の方針	3 6 1
第2節	環境影響の応急及び拡大防止措置	3 6 1
第21章	文教応急対策計画	
第1節	計画の方針	3 6 3
第2節	情報の収集・伝達	3 6 3
第3節	学校等における安全対策	3 6 3
第4節	教育に関する応急措置	3 6 4
第5節	学校等における保健衛生及び危険物等の保安	3 6 5
第6節	被災者の救護活動への連携・協力	3 6 6
第7節	府立学校の防災体制	3 6 6
第8節	市町村地域防災計画で定める事項	3 6 6
第22章	ボランティア受入計画	
第1節	計画の方針	3 6 7
第2節	専門ボランティアの受入れ	3 6 7
第3節	一般ボランティアの受付及びコーディネート	3 6 7
第23章	義援金品受付配分計画	
第1節	計画の方針	3 6 9
第2節	計画の内容	3 6 9
第24章	京都府災害支援対策本部等運用計画	
第1節	計画の方針	3 7 1
第2節	災害支援警戒本部体制	3 7 1
第3節	災害支援対策本部体制	3 7 1
第25章	文化財等の応急対策	3 7 8

第26章 応援受援計画	
第1節 応援計画	379
第2節 受援計画	380
第27章 社会秩序の維持に関する計画	
第1節 計画の方針	381
第2節 計画の内容	381

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画	
第1節 生活確保対策計画	383
第2節 住宅復興計画	386
第3節 中小企業復興計画	389
第4節 風評被害対策	389
第5節 公共土木施設復旧計画	389
第6節 農林水産業施設復旧計画	392
第7節 文教復旧計画	392
第8節 文化財等の復旧計画	393
第9節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画	394
第10節 工業用水道復旧計画	394
第2章 激甚災害の指定に関する計画	
第1節 計画の方針	395
第2節 激甚災害に関する調査	395
第3節 激甚災害指定の促進	395
第3章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助	
第1節 計画の方針	396
第2節 租税の徴収猶予及び減免等の措置	396
第3節 郵便関係補助	396
第4章 災害復興対策計画	397

第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編

第1章 総則	
第1節 計画の方針	399
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	402
第2章 地域における防災力の向上	
第1節 府及び市町村のとりべき措置	403
第2節 府民等のとりべき措置にかかる対策	403
第3章 地震防災上必要な教育及び広報	
第1節 教育・指導	405
第2節 広報	407
第4章 防災訓練	408
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等	409
第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進	
第1節 住宅及び公共施設等の耐震化の推進	410
第2節 文化財保護対策の実施	410
第3節 長周期地震動対策の推進	411
第4節 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止	411
第5節 帰宅困難者対策の推進	411
第7章 関係者との連携協力の確保	
第1節 広域防災体制の確立	412
第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応	412
第3節 防災体制に関する事項	414

第 1 編 総 則

第1編 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、大規模な地震災害に対処するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、京都府防災会議が作成する計画であって、京都府の地域における地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、京都府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関が、処理すべき事務又は業務の大綱等を定めてこれにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、府の地域及び住民の生命、身体、財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

- 1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立つて災害に強い都市・地域づくりに努めるとともに、京都BCPにより、早期の復旧・復興に努める。
- 2 災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備(ハード)と情報・教育・訓練(ソフト)の両面から総合防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。
- 3 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、府民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。
- 4 防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- 5 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、府民自身及び自主防災組織等府民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
- 6 平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。
- 7 1府県だけでは対応することが困難な災害については、関西広域連合関西防災・減災プランに基づき対応する。
- 8 南海トラフ巨大地震等の超広域災害が発生した場合、災害応急対策は優先順位を付けるとともに、被害が比較的少ない場合は、自力で災害対応を行いつつ、被害の甚大な地域への支援を行うよう努める。

第3節 計画の目標

南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、これまでの災害からの教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体的な地震防災対策により、災害に強い京都を実現し、府民の生命と生活を守るため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、「京都府戦略的地震防災対策指針」を策定する。

指針では、ハード・ソフト一体的な地震防災対策を推進するとともに、被災者の命と健康を守るきめ細やかな対策により被害を最小化し、死者ゼロを目指すこと減災目標として掲げ、これを実現するため、事前対策から復興対策に至るまでの具体的な施策項目を設定する。本指針の実行計画として、「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」を策定し、地震防災対策を進めるとともに、その実施状況を点検し、必要に応じ、見直しを行う。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。したがって、各機関は、毎年所管事項について京都府防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、計画修正案を京都府防災会議に提出するものとする。

第5節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 災対法	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)
2. 救助法	災害救助法(昭和22年法律第118号)
3. 府	京都府
4. 府防災計画	京都府地域防災計画
5. 市町村防災計画	市町村地域防災計画
6. 本部条例	京都府災害対策本部条例(昭和37年条例24号)
7. 本部	京都府災害対策本部
8. 支部	京都府災害対策本部の支部

第6節 計画の周知徹底

この計画は、京都府防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関、市町村等において平素から研究訓練その他の方法によって習熟に努めるとともにその機関に係る計画については、必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底するものとする。

第7節 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第8節 市町村地域防災計画の作成又は修正

市町村地域防災計画の作成又は修正にあたっては、この計画を参考として作成又は修正するものとし、特にこの計画において計画事項を示すものについては、各市町村でその細部を計画するものとする。

第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1節 京都府

- (1) 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項
- (2) 地震対策計画の作成
- (3) 地震防災に関する組織の整備
- (4) 地震防災のための施設の整備
- (5) 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策
- (6) 地震情報の収集と伝達
- (7) 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供
- (8) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (9) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他府民の自発的な防災活動の促進
- (10) 避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言
- (11) 災害の防除と拡大の防止
- (12) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- (13) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (14) 水防、その他の応急措置
- (15) 被災企業等に対する融資等の対策
- (16) 被災府営施設の応急対策
- (17) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (18) 災害時における文教対策
- (19) 災害時における公安の維持
- (20) 災害対策要員の動員
- (21) 災害時における交通、輸送の確保
- (22) 被災施設の復旧
- (23) 市町村、その他の防災機関等の連絡調整、指示、斡旋等
- (24) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第2節 市町村

- (1) 市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関する事務
- (2) 地震対策計画の作成
- (3) 地震防災に関する組織の整備

- (4) 地震防災のための施設の整備
- (5) 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策
- (6) 地震情報の収集と伝達
- (7) 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報
- (8) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (9) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進
- (10) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- (11) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- (12) 災害の防除と拡大の防止
- (13) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- (14) 避難所における良好な生活環境の確保
- (15) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (16) 消防、水防、その他の応急措置
- (17) 被災企業等に対する融資等の対策
- (18) 被災市町村営施設の応急対策
- (19) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (20) 災害時における文教対策
- (21) 災害対策要員等の動員
- (22) 災害時における交通、輸送の確保
- (23) 被災施設の復旧
- (24) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (25) 被災者の援護を図るための措置
- (26) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第3節 指定地方行政機関

1 近畿管区警察局

- (1) 管区内警察の指導調整に関すること
- (2) 他管区警察局との連携に関すること
- (3) 関係機関との協力に関すること
- (4) 情報の収集及び連絡に関すること
- (5) 警察通信の運用に関すること

2 近畿財務局

- (1) 公共土木等被災施設の査定の立会
- (2) 地方公共団体に対する災害融資
- (3) 国有財産の無償貸付等
- (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示

3 近畿厚生局

- (1) 救援等に係る情報の収集及び提供

4 近畿農政局

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害情報の収集報告
- (3) 農産物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっ旋指導
- (5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧
- (6) 土地改良機械の緊急貸付け
- (7) 食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策
- (8) 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整

5 近畿中国森林管理局

- (1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備
- (2) 国有林における予防治山施設による災害予防
- (3) 国有林における荒廃地の復旧
- (4) 災害対策用資材の供給

6 近畿経済産業局

- (1) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (2) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
- (3) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援
- (4) 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達

7 中部近畿産業保安監督部 近畿支部

- (1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
- (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保

8 近畿運輸局

- (1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- (4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

9 近畿地方整備局

- (1) 国土交通省管理公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- (3) 国土交通省管理公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- (4) 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- (6) 国土交通省管理公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- (7) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の技術指導
- (8) 国土交通省管理公共土木施設の復旧に関すること
- (9) 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
- (10) 災害時の海上の流出油に対する防除措置
- (11) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

10 大阪航空局大阪空港事務所

- (1) 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助
- 11 国土地理院近畿地方測量部
 - (1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報(地図・写真等)の把握及び提供に関する事
 - (2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関する事
- 12 大阪管区気象台（京都地方気象台）
 - (1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
 - (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- 13 第八管区海上保安本部
 - (1) 海難救助、海上警備、海上の安全確保
 - (2) 航路標識等の保全
 - (3) 災害時における船舶・航空機による傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- 14 近畿総合通信局
 - (1) 電波及び有線電気通信の監理
 - (2) 非常時における重要通信の確保
 - (3) 非常通信協議会の育成指導
 - (4) 非常通信訓練の計画及びその実施指導
 - (5) 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
 - (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出し
 - (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
- 15 京都労働局
 - (1) 産業災害予防対策
 - (2) 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施
 - (3) 災害応急対策に必要な労働力の確保
- 16 近畿地方環境事務所
 - (1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定に関する事
 - (2) 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整
- 17 近畿中部防衛局
 - (1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関する事
 - (2) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関する事

第4節 自衛隊

（陸上自衛隊第7普通科連隊、陸上自衛隊第4施設団、海上自衛隊舞鶴地方総監部）

- (1) 災害の予防及び災害応急対策の支援

第5節 指定公共機関

- 1 西日本電信電話株式会社（京都支店）
 - (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
 - (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
 - (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
 - (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
 - (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
- 2 KDD I 株式会社（関西総支社）
 - (1)～(5) （同上）
- 3 株式会社NTTドコモ関西支社
 - (1)～(5) （同上）
- 4 ソフトバンク株式会社
 - (1)～(5) （同上）
- 5 楽天モバイル株式会社
 - (1)～(5) （同上）
- 6 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - (1)～(5) （同上）
- 7 日本赤十字社（京都府支部）
 - (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
 - (2) 災害時における被災者の救護保護
 - (3) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
 - (4) 義援金の募集及び義援品の募集・配分
- 8 西日本旅客鉄道株式会社（京都支社、福知山支社、大阪支社、金沢支社）
 - (1) 鉄道施設等の保全
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
 - (3) JR通信施設の確保と通信連絡の協力
- 9 東海旅客鉄道株式会社（関西支社）
 - (1)～(3) （同上）
- 10 日本貨物鉄道株式会社
 - (1)～(3) （同上）
- 11 日本放送協会（京都放送局）
 - (1) 府民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
 - (2) 府民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分
- 12 関西電力株式会社
 - (1) ダム施設等の整備と防災管理
 - (2) 災害時における電力供給
 - (3) 被災施設の応急対策及び復旧

- 13 関西電力送配電株式会社
 - (1) 電力供給施設等の整備と防災管理
 - (2) 災害時における電力供給
 - (3) 被災施設の応急対策及び復旧
- 14 日本銀行（京都支店）
 - (1) 通貨の円滑な供給の確保
 - (2) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請等
- 15 西日本高速道路株式会社
 - (1) 高速道路の保全
 - (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧
- 16 日本通運株式会社（京都支店）
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 17 福山通運株式会社
 - (1) （同上）
- 18 佐川急便株式会社
 - (1) （同上）
- 19 ヤマト運輸株式会社
 - (1) （同上）
- 20 西濃運輸株式会社
 - (1) （同上）
- 21 独立行政法人水資源機構（関西・吉野川支社）
 - (1) ダム施設等の整備と防災管理
- 22 岩谷産業株式会社
 - (1) 災害時における被災地域のオートガスタンクや充填所等へのLPガスの緊急搬送
- 23 アストモスエネルギー株式会社
 - (1) 同上
- 24 株式会社ジャパングスエナジー
 - (1) 同上
- 25 ENEOSグローブ株式会社
 - (1) 同上
- 26 ジクシス株式会社
 - (1) 同上
- 27 大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）
 - (1) ガス施設等の整備と防災管理
 - (2) 災害時におけるガス供給
 - (3) 被害施設の応急対策及び復旧
- 28 日本郵便株式会社（京都中央郵便局）
 - (1) 災害時における郵便物の送達確保
 - (2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (5) 郵便局の窓口業務の維持

- 29 出光興産株式会社
 - (1) 石油製品の被災地域への緊急輸送
- 30 太陽石油株式会社
 - (1) (同上)
- 31 コスモ石油株式会社
 - (1) (同上)
- 32 JXTGエネルギー株式会社
 - (1) (同上)
- 33 イオン株式会社
 - (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等
- 34 ユニー株式会社
 - (1) (同上)
- 35 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
 - (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等
 - (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供
- 36 株式会社ローソン
 - (1) (同上)
- 37 株式会社ファミリーマート
 - (1) (同上)
- 38 一般社団法人全国建設業協会
 - (1) 応急復旧活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供
- 39 一般社団法人日本建設業連合会
 - (1) 公共建築物への応急危険度判定士の派遣
 - (2) 応急復旧工事の実施
 - (3) 資機材等の調達・運搬
 - (4) その他の役務・情報提供
- 40 一般社団法人全国中小建設業協会
 - (1) 応急復旧活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供

第6節 指定地方公共機関

- 1 株式会社京都放送
 - (1) 府民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - (2) 府民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 2 一般社団法人京都府医師会
 - (1) 災害時における医療救護の実施
- 3 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）
 - (1) 鉄道施設等の保全
 - (2) 災害時における救助物質及び避難者の輸送
 - (3) 通信施設の確保と通信連絡の協力
- 4 株式会社エフエム京都
 - (1) 府民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底

- (2) 府民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 5 関西鉄道協会
 - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 6 近畿日本鉄道株式会社
 - (1) 鉄道施設等の保全
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
 - (3) 通信施設の確保と通信連絡の協力
- 7 京阪電気鉄道株式会社
 - (1)～(3) (同上)
- 8 阪急電鉄株式会社
 - (1)～(3) (同上)
- 9 京福電気鉄道株式会社
 - (1)～(3) (同上)
- 10 叡山電鉄株式会社
 - (1)～(3) (同上)
- 11 嵯峨野観光鉄道株式会社
 - (1)～(3) (同上)
- 12 一般社団法人京都府バス協会
 - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 13 一般社団法人京都府トラック協会
 - (1) (同上)
- 14 一般社団法人京都府L P ガス協会
 - (1) 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保
 - (2) 災害時における液化石油ガスの供給確保
 - (3) 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整
- 15 京都府道路公社
 - (1) 高速道路の保全
 - (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧
- 16 公益社団法人京都府看護協会
 - (1) 災害時における医療救護の実施
 - (2) 避難所における避難者の健康対策
- 17 一般社団法人京都府薬剤師会
 - (1) 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供
 - (2) 調剤業務及び医薬品の管理
- 18 一般社団法人京都府歯科医師会
 - (1) 避難所における避難者の健康対策
 - (2) 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

第7節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- 1 土地改良区
 - (1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理
 - (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧
 - (3) 湛水の防排除施設の整備と運用
- 2 ガス会社
 - (1) ガス施設等の整備と防災管理
 - (2) 災害時におけるガス供給
 - (3) 被害施設の応急対策及び復旧
- 3 鉄道・軌道機関
 - (1) 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力
 - (3) 被害施設の応急対策及び復旧
- 4 地下街管理者
 - (1) 地下街管理施設の防災管理
 - (2) 災害時の応急対策活動
 - (3) 地下街利用者の避難誘導
- 5 自動車運送機関
 - (1) 安全輸送の確保
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力
- 6 報道機関
 - (1) 府民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - (2) 府民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 7 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合
 - (1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧
 - (2) 被災組合員に対する融資又はあっせん
 - (3) 生産資材等の確保又はあっせん
- 8 病院等経営者
 - (1) 避難施設の整備と避難の訓練
 - (2) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護
- 9 金融機関
 - (1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置
- 10 学校法人
 - (1) 避難施設の整備と避難の訓練
 - (2) 災害時における応急教育対策
 - (3) 被災施設の復旧
- 11 液化石油ガス取扱機関
 - (1) 液化石油ガスの防災管理
 - (2) 災害時における液化石油ガスの供給
- 12 京都府石油商業組合組合員給油所
 - (1) 緊急輸送車両等への優先的な給油
 - (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

第3章 京都府の地勢の概要

第1節 位置と概況

京都府は、近畿地方の北部（東経136度3分～134度51分、北緯34度42分～35度47分）に位置し、南北140km、東西25～45kmで北西から東南の方向に長くのび、その面積は4,612km²、人口約260万人である。府の地域の大部分は、高さ1,000m未満の山地からなり、平地の面積は非常に少ない。平地の大部分は京都、亀岡及び福知山の盆地であり、その他は山間部を流れる河川の周辺及び海岸の河口付近に幅のせまい平地があるにすぎない。

河川は、河川法の一級河川が305（延長1,637km）、同法の二級河川が89（延長409km）、合計河川数394、延長2,046kmである。（平成28年3月現在）

これらの河川は、合流して淀川となり大阪湾に注ぐものと、北流して日本海に注ぐものとに大別される。

前者に属する主なものは、桂川、宇治川及び木津川であり、大阪府境の大山崎付近で合流し淀川となっている。後者の最も大きなものは由良川で、上林川、土師川、牧川等の支流を合して日本海に注いでいる。

これら太平洋斜面と日本海斜面との分水嶺は、京都市北端の滋賀県境にある三国岳(959m)から佐々里峠、深見峠並びに南丹市胡麻及び観音峠を経て兵庫県境にある三国岳(508m)を結んで北東から南西にのびる嶺線である。この分水嶺を境として、京都府は地理的のみならず気象的にも社会経済的にも南部と北部に性格が分かれている。

第2節 地形、地質及び地盤

第1 地形

府の中央部には丹波高地があつて標高500m以上の山地を形成し、南部地域と北部地域とを分ける分水嶺が東北東から西南西に走っている。

1 山地

南部地域においては、東方、北方、西方に山地が分布する。東方には、比良山地を形成する比叡山等があり、また、音羽山、大峰山、鷲峰山、三ヶ岳等が北北西から南南東に向かって分布する。一方北方の代表的な山は、標高900m前後の三国岳や浅敷ヶ山であり、さらに西方には標高800m弱の深山や剣尾山等がある。

一方北部地域では大部分が山地であるが、この地域の特に南東方には丹波高地が広がっており、標高900m前後の長老ヶ岳や頭巾山などが代表的なものである。また、由良川下流域の左岸側には、丹後山地が西南西から東北東にのびており、ここでの代表的な山は標高800m強の三国山や、三岳山である。さらに、丹後半島や舞鶴市の南方も山地となっている。

2 丘陵及び段丘

南部地域では、丘陵及び段丘が京都盆地の東方と西方に発達している。すなわち、京都市の東山区から伏見区にかけて及び向日市から長岡京市には、新生代の新第三紀鮮新世から第四紀洪積世に形成された大阪層群の丘陵や洪積層の段丘が広がっている。さらに、京都市北区の南西方向には大阪層群の丘陵があり、また、左京区大原には段丘がみられ、京都市市街地の北方から中央部にかけても段丘となっている。亀岡盆地でも南方から南西方向には、洪積層で形成された丘陵や段丘が分布する。

次に北部地域においては、由良川の中流域から下流域の左右兩岸、福知山市夜久野町を流れ同市牧で由良川と合流する牧川の近辺及び丹後半島の竹野川近辺等に段丘がみられる。

3 低 地

(1) 盆地

南部地域には、主として、京都市を中心とする京都盆地及び亀岡市を中心とする亀岡盆地があり、沖積層が広く分布して、水田地帯や市街地が発達している。京都盆地の南方は木津川に沿った沖積平野に続いており、また、南西方向には大山崎町のあい路を経て淀川沿いに大阪平野へと続いている。この盆地には京都市をはじめとして多くの市町がある。また、亀岡盆地は四方を山地に囲まれており、ここを流れる大堰川（桂川）が東方に流下し保津峠を経て京都盆地へ至っている。さらに、京都市東南の山科や、亀岡盆地北東の神吉及び越畑は小さな盆地となっており、ここには沖積層が広がっている。

また、北部地域においては、由良川中流部に福知山盆地がある。これは綾部市から福知山市へ至る東西約15kmの地域を主要部とし、それに、由良川の支流である牧川、土師川、和久川及び犀川などに沿った低い平地を加えたものである。これらの河川沿いに発達した盆地には沖積層が広がり、市街地化したところもある。

(2) 沖積平野

南部地域には、前述した盆地以外には沖積平野はみられないが、北部地域では、いくつかの河川沿いあるいは海岸沿いにこれがみられる。すなわち、由良川下流域の福知山市大江町から舞鶴市へ至る左右両岸、野田川の左右両岸、竹野川の左右両岸などと、小河川のある海岸沿いの舞鶴市、宮津市、京丹後市久美浜町などに沖積平野が分布する。

(3) 砂丘

府内の日本海岸は、岬や半島が多く、舞鶴市の成生岬から宮津市までの間は海岸線の屈曲が著しい。これに対して、久美浜湾の東部及び京丹後市網野町の東方の海岸には砂丘が発達している。この砂丘は、背後の花崗岩の山地から流下する河川によって運ばれた大量の土砂と、冬季に日本海を渡って吹寄せる北西風及び日本海の波浪とによって形成されたものである。

4 河川

南部地域の主要な河川は桂川、淀川（宇治川）及び木津川である。京都市の最北部にある大悲山付近にその源を発する桂川は、山地を屈曲して西南西に流れ、殿田で南東方に流向を転じ南丹市八木室河原付近で園部川を合して亀岡盆地を流下する。その後流向を東方へ転じ、保津の峡谷を通して京都盆地に入り、下鳥羽西方で鴨川を合した後、大山崎町で淀川に合流する。宇治川は、琵琶湖から南流した瀬田川（宇治川）が宇治市付近で北へ転流し、京都市伏見区で西南西へ再度向きを変え、八幡市付近で桂川・木津川と合流する。

また、木津川は三重県の上野盆地から流れ出し、相楽郡南山城村から木津川市を経て北北西へ流れ、八幡市付近で淀川に合流する。上流からの流出土砂が多量に堆積し、笠置町から下流の河床はほぼ石英の粗粒から成っているため、河川水は伏流水となるものがかなり多い。この木津川流域は、風化花崗岩地帯であるため、一般には流出土砂が多く、したがって支川は天井川を形成しているものが多い。

北部地域での代表河川は由良川である。この河川は三国岳に源を発し、丹波高地を西流して福知山市に達する。その後、流向を北方に転じ、さらに福知山市大江付近から北東に向かって日本海に注いでいる。120余という多くの支川を持っていることと、流域が広いということが大きな特徴であり、上下流域とも流路は蛇行している。綾部市付近からようやく低地を流れるので流れはゆるやかになるとともに、福知山市では土師川、牧川等の支川を合して水量は豊かになる。また、舞鶴市では由良川以外に、中小河川が舞鶴湾に注ぎ、さらに宮津湾には野田川などの中小河川が注いでいる。一方丹後半島では、竹野川、川上谷川、宇川、筒川、佐濃谷川等の中小河川がいずれも後背の山地から北流して日本海に注いでいる。

第2 地質

府の地質については、西南日本の内帯に分類され、大別して、丹波地帯、舞鶴地帯、丹後但馬地帯に分けられる。南部地域は丹波地帯に属し、また、北部地域は舞鶴地帯及び丹後但馬地帯に属している。

1 古生界

南部地域の西方から北方にかけて古生層が広く分布して山地を形成し、また、東方の宇治川付近にも分布している。その組成は、主として、砂岩、頁岩、チャートで構成されており、輝緑凝灰岩や石灰岩なども含んでいる。

一方北部地域においては、古生層が南東方から南方の山地を形成しており、南部地域の場合と同じく砂岩、頁岩、チャートから成っている。また、舞鶴市東方から西南西方向に向かって福知山市夜久野町までは、同じく古生層である舞鶴層群が分布する。この地層は、主として、頁岩、粘板岩、礫岩、砂岩から成るものである。

2 中生界

(1) 夜久野複合岩類

古生代二畳紀から中生代三畳紀にかけてへい入した夜久野複合岩類は、舞鶴市の東方、福知山市夜久野町南方に分布するものであり、超塩基性岩、輝緑岩、泥岩、変成岩などから成っている

(2) 夜久野層群

分布地域は福知山市夜久野町中部から同市大江町に至っており、主として、頁岩、砂岩、礫岩などで構成されているものである。

(3) 花崗岩類

南部地域での花崗岩類の分布域は、比叡山の南方や木津川流域付近であり、また、北部地域においては福知山市夜久野町北部、丹後半島に分布している。この花崗岩類は、主として、花崗岩、閃緑岩から成るものであり、部分的には花崗斑岩や石英斑岩のところもある。

3 新生界

(1) 綴喜層群及び北但層群

いずれも新第三紀中新統であり、綴喜層群は綴喜郡宇治田原町の奥山田付近にのみ分布し、その組成は礫岩、砂岩、凝灰岩質泥岩、砂礫岩などで構成されている。また、北但層群の分布域は、丹後半島及び京丹後市峰山町から同市久美浜町の南方であって、その組成は、主として、礫岩、砂岩、溶岩、碎屑岩、流紋岩などである。

(2) 大阪層群及び洪積層

新第三紀鮮新世から第四紀洪積世に堆積した大阪層群及び第四紀洪積世の洪積層は、京都盆地や亀岡盆地の縁辺の山麓部に丘陵や段丘を形成する。大阪層群の組成は、主として、砂、粘土、礫であって未固結の状態であり、段丘層も砂、礫、粘土等で構成されている。また、北部地域の由良川、牧川、竹野川等の近辺にみられる段丘層の組成も砂、礫、粘土等である。

(3) 沖積層

盆地及び河川沿いの沖積平野に分布する沖積層は、砂礫、砂、粘土等から構成されている。また、砂丘では細粒、中粒、粗粒の砂が分布する。

第3 地盤

京都府内における地盤特性を見ると、大構造物が耐震的に不可能であるような極軟弱地盤が広範囲に及ぶ所はない。

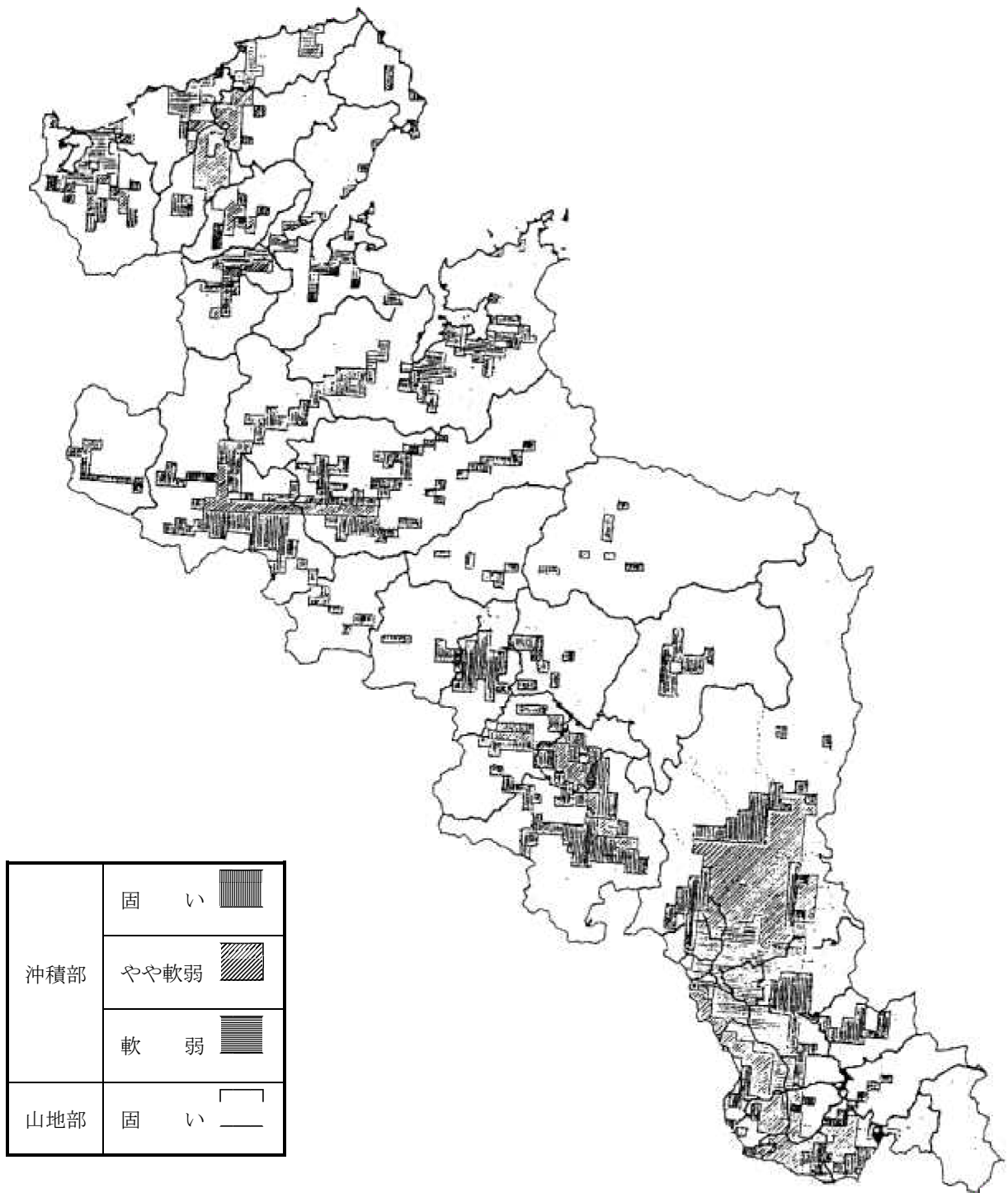
また、地震工学的に見ると、京都盆地の南部低湿地域及び日本海側の河川河口部付近に軟弱地盤が見られるものの、府域全体は概ね良好な地盤である。内陸部はほとんどが山地であり、安定した地盤となっている

が、人家の集まる河川流域では、周辺に比べると多少地震動を伝えやすい性質を持っている。

また、地震動による液状化に対する特性を見てみると、京都盆地において特に桂川、鴨川、宇治川の各川の下流部及び合流点付近、また北部の舞鶴湾に注ぐ河川下流域や久美浜湾周辺地域では、液状化に注意を必要とする地盤となっている。

ここで、地形図、地質図、国土数値情報を用いて概略地盤タイプを設定し、地質調査報告書、公共施設の個別ボーリングデータから最も多く表れる層序のタイプを持つ代表的ボーリングデータを抽出し、メッシュ図面に地盤を分類すると次図の通りである。

<地盤分類図>



第3節 京都府域における地震活動

第1 既往被害地震

京都府域に被害をもたらした主な地震の一覧を文献から引用し次表に示す。

＜京都府域における主な地震記録＞

(注：無番号は参考記録、M＝マグニチュード（規模）)

	西暦年月日	名 称	震 央		M	記 事 (地域・被害等)
			北緯	東経		
1	701.5.12	丹波の地震	35.6	135.4	7.0	大宝元年3月26日、丹波。地震うこと3日。凡海郷(おおしあまのおおさと)(当時南北6.4km、東西2.4kmの島で若狭湾内舞鶴沖にあった)が海中に没し、旧山頂が海面上に残っている。現在の冠島(大島)と、履島(小島)であるというのが地学的には証明できない。
2	827.8.11	京都の地震	35.0	135.6	6.5 ～7	天長4年7月12日京都の直下型。舎屋倒壊多く、翌年6月までに70回程の余震。
3	856. (月日不詳)	京都の地震	35.0	135.6	6 ～6.5	斉衡3年3月、京都とその南方で建造物に若干の被害。
4	868.8.3	播磨・山城の地震	34.8	134.8	≥7.0	貞観10年7月8日、姫路付近(最近の調査では三田付近、山崎断層延長上)。京都に軽微な被害。
5	881. 1.13	京都の地震			6.4	元慶4年12月6日、直下型か?宮城、官庁、民家等建造物にかなりの被害。余震は翌年2月頃まで50回以上。
6	887.8.26	五畿七道の地震	33.0	135.0	8 ～8.5	仁和3年7月30日。大津波あり溺死者多数。京都でも圧死者及び倒壊多数。
7	890.7.10	京都の地震			6	寛平2年6月16日。家屋が傾き、倒壊寸前のものがあつた。
8	934.7.16	京都の地震			6	承平4年5月27日。2回の地震があり、築垣多数が転倒。
9	938. 5.22	京都・紀伊の地震	35.0	135.8	7	天慶元年4月15日。宮中の内膳司倒れて死者4人、建造物被害も多数。高野山でも小建造物に被害。推定震源はやや不正確だが、東山付近。余震多数。
10	976.7.22	山城・近江の地震	34.9	135.8	≥6.7	貞元元年6月18日、震源は前回の地震にほど近いところ。京都で死者50人以上、宮城諸司をはじめ寺院の倒壊など多数。近江でも国府庁、国分寺その他にかなりの被害。2か月間に100回ほどの余震。地震により「貞元」と改元。
11	1041. 8.25	京都の地震				長久2年7月20日。法成寺の鐘楼転倒。
12	1070.12. 1	山城・大和の地震	34.8	135.8	6 ～6.5	延久2年10月20日、震源は綴喜郡～相楽郡付近。奈良東大寺の巨鐘落ち、京都で家々の築垣破損。

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード（規模）)

	西暦年月日	名 称	震 央		M	記 事 (地域・被害等)
			北緯	東経		
13	1091. 9. 28	山城・大和の地震	34. 7	135. 8	6. 2 ～ 6. 5	寛治5年8月7日、奈良県境付近か。法成寺の丈六の仏像倒れ、その他の建物にも被害。大和では金峰山金剛蔵王宝殿破損。
14	1093. 3. 19	京都の地震			6 ～ 6. 3	寛治7年2月14日。所々の塔破損。
15	1096. 12. 17	畿内・東海道の地震	34. 0	137. 5	8 ～ 8. 5	永長元年11月24日、遠州灘～熊野灘(東南海型)。伊勢、駿河にかなりの津波被害。京都では震動の大きい割には被害は小。大極殿小破。東寺の塔の九輪落ち、法成寺、法勝寺にも小被害。奈良で東大寺の巨鐘また落ち、薬師寺回廊転倒。近江では勢多橋落ちる。
16	1177. 11. 26	大和の地震	34. 7	135. 8	6 ～ 6. 5	治承元年10月27日。東大寺の巨鐘またも落ち、大仏に損傷。京都でも強震。
17	1185. 8. 13	近江・山城・大和の地震	35. 0	135. 8	7. 4	文治元年7月9日。被害の中心は京都、特に白川辺で大。東山一带およびその他の寺院でも堂塔の損壊多数。民家、築垣倒壊、死者も多数。宇治橋落ち、渡橋中の10人落ち死者1人。比叡山の諸建物多数倒壊、損傷。琵琶湖の水北流し水減じ、後に旧に復す。近江の田3町歩淵となる。推定震源は東山付近だが、地変の模様から琵琶湖南部付近の可能性も。
18	1245. 8. 27	京都の地震				寛元3年7月27日。壁・築垣や所々の屋やに破損が多かった。
—	1299. 6. 4	大阪・畿内の地震				正安元年4月25日。大阪天王寺の金堂、京都南禅寺の堂社倒れ、畿内の死者1万余。『本朝年代記』によるが、他の史料になく疑わしい地震。
19	1317. 2. 24	京都の地震	35. 0	135. 8	6. 5 ～7	正安元年4月25日。大阪天王寺の金堂、京都南禅寺の堂社倒れ、畿内の死者1万余。『本朝年代記』によるが、他の史料になく疑わしい地震。
20	1350. 7. 6	京都の地震	35. 0	135. 8	6	正平5年5月23日。祇園社の石塔九輪が壊れる。余震が7月初旬まで続いた。
—	1361. 8. 1	畿内諸国の地震				正平16年6月22日。数日前から京都付近に地震多発し、この日の地震で法隆寺の築地損傷。翌日も地震。次の地震の前震か？
21	1361. 8. 3	畿内・土佐・阿波の地震	33. 0	135. 0	8. 2 ～ 8. 5	正平16年6月24日。紀伊水道沖、南海道型。摂津四天王寺の金堂転倒し圧死者5人。京都東寺の講堂傾き、奈良興福寺、唐招提寺の堂塔等損壊。紀伊熊野神社等及び阿波、土佐でも被害。阿波を中心に津波被害大。
22	1369. 9. 7	京都の地震				正平24年7月28日。東寺の講堂傾く。史料が少ない。

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード（規模）)

	西暦年月日	名 称	震 央		M	記 事 (地域・被害等)
			北緯	東経		
23	1425. 12. 23	京都の地震	35. 0	135. 8	6	応永32年11月 5 日。築垣多く崩れる。余震あり、この日終日震う。
24	1449. 5. 13	山城・大和の地震	35. 0	135. 6	5 3/4 ～6. 5	宝徳元年 4 月12日。2 日前から地震あり。仙洞御所傾き、東寺、神泉苑その他洛中の堂塔、築地の被害多く、東山、西山で地裂け、若狭街道の長坂付近の山崩れで人馬多数死。淀大橋、桂橋落ちる。余震が 7 月まで続いた。
—	1456. 2. 14	紀伊の地震				康正元年12月29日。熊野神社の神殿・神倉崩れる。京都で強震？
25	1466. 5. 29	京都の地震				文正元年 4 月 6 日。天満社、糺社の石灯籠倒れる。
26	1520. 4. 4	紀伊・京都の地震	33. 0	136. 0	7～ 7 3/4	永正17年 3 月 7 日。紀伊半島沖。熊野地方の社寺等に被害。津波あり。京都で御所の築地所々破損。
27	1586. 1. 18	畿内・東海・東山 ・北陸諸道の地震	36. 0	136. 9	7. 8	天正13年11月29日。岐阜県北部を中心に山、崖崩れなど被害甚大。飛騨、美濃、近江各地の城、民家の埋没、倒壊、焼失、死傷者多数。この他尾張、伊勢、越中にもかなりの被害。京都では東寺の講堂等破損、三十三間堂の仏像 600体倒れる。
28	1596. 9. 5	畿内の地震 『慶長地震』	34. 65	135. 6	7 1/2	文禄5(慶長1)年閏 7 月13日。歌舞伎脚本「地震加藤」で有名。京都三条から伏見の間で被害も多く、伏見城天守大破し、石垣崩れて500余人圧死。京都では寺院や民家多数が倒壊し、「洛中の死者 4 万 5 千」の記事もある。特に瓦葺きの建物に被害が多かった。堺で死者600人、奈良の社寺にもかなりの被害。 この前日、別府湾にM 7 程度の地震があり、諸記録に混同が見られる。
—	1605. 2. 3	東海・南海・西海諸 道の地震 『慶長東南海地震』	A33. 5 138. 5 B33. 0 134. 9		7. 9 7. 9	慶長 9 年12月16日。東海沖と紀伊水道沖の二つの海溝地震が連続的に起き、関東から九州の太平洋岸に大きな津波被害があった。京都で有感（震度不明）。
—	1614. 11. 26	越後高田の地震				慶長19年10月25日。「高田で大地震、大津波、死者あり」、また『徳川実紀』にも、「京洛で死者 2 人、負傷者 370人」などの記録があるが、史料乏しく疑問が多い地震。
29	1618. 9. 30	京都の地震				元和 4 年 8 月12日。『京都府寺誌稿』に「不動院大破」
30	1662. 6. 16	比良岳付近の地震	35. 2	135. 9 5	7 1/4 ～7. 6	寛文 2 年 5 月 1 日。比良岳付近の被害が甚大。滋賀唐崎、志賀両郡で田畑85町歩湖中に水没、壊家 1570戸。大溝で壊家1020戸、死者37人。湖西での沈下には考古学的、史料的証拠がある。彦根で壊家 1000戸、死者30余人。朽木谷では比良岳の山崩れで榎村、所川村がほぼ全滅。京都で町屋倒壊1000戸、死者 200 余人。六地藏、鞍馬でも山崩れ、向島で堤防が 550メートル切れるなど、中部から近畿にかけてかなりの被害。三方五湖付近で3~4. 5メートルの隆起。余震が非常に多く、翌年まで続いた。花折断層もしくは琵琶湖西岸断層の活動に帰する説がある。

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード（規模）)

	西暦年月日	名 称	震央		M	記 事 (地域・被害等)
			北緯	東経		
31	1664. 1. 4	山城の地震			5.9	寛文3年12月6日。二条城や伏見の諸邸破損。吉田神社、加茂神社の石灯籠倒れ、所々の築垣崩れる。余震が月末まで続いた。
32	1665. 6. 25	二条城の地震			6	寛文5年5月12日。二条城の石垣20mほど崩れる。二の丸殿舎など少々破損。
33	1694. 12. 12	丹後の地震				元禄7年10月26日。宮津で地割れて泥噴出、家屋破損、特に土蔵は大破損。
—	1703. 12. 31	江戸・関東諸国の地震 『元禄地震』	34.7	139.8	7.9 ～8.2	元禄16年11月23日。伊豆大島東方沖。津波を伴い江戸、関東諸国に大被害。中でも小田原では城下全滅。京都で有感（震度Ⅱ程度）。
—	1707. 10. 28	五畿・七道の地震 『宝永地震』	33.2	135.9	8.4	宝永4年10月4日。紀伊半島沖。わが国最大級地震の一つ。震害は五畿七道に及ぶ。津波被害は八丈島、伊豆半島から九州の太平洋岸、大阪湾、瀬戸内にも。推計被害は死者2万余人、全壊家屋約6万戸、流失家屋約2万戸。京都の震度Ⅳ～Ⅴ。
34	1751. 3. 26	京都の地震	35.0	135.8	5.5 ～6	宝暦元年2月29日。二条城の天守破損、御香宮の石鳥居の柱筋違い、諸社寺の築地や町屋等破損。土蔵の壁落ち、石灯籠は倒れあるいは破損あり。
35	1753. 2. 11	京都の地震				宝暦3年1月9日。洛中の築地等に小被害。
36	1774. 1. 22	丹後の地震				安永2年12月11日。屋根の石多く落ちる。京都有感。
37	1802. 11. 18	畿内・名古屋の地震	35.2	136.5	6.5 ～7	享和2年10月23日。滋賀・岐阜県境付近。奈良、名古屋、彦根などで小被害。京都で土蔵の壁落ち、石塔、石灯籠倒れる。
38	1819. 8. 2	伊勢・美濃・近江の地震	35.2	136.3	7 1/4	文政2年6月12日。滋賀県中部。近江八幡で死者5人、家屋全半壊 242戸。大溝で家屋全損傷、金廻で海寿寺潰れ圧死者70人、負傷者 300人。彦根その他でも大・小の被害。京都では石灯籠多く倒れる。
39	1830. 8. 19	京都及びその隣国の地震	35.1	135.6	6.5	天保元年7月2日。愛宕山付近。京都に大きな被害をもたらした最後の地震。『京都大地震』（三木晴男著、思文閣出版）に詳しい記載。京都で死者280人、負傷者1300人。亀岡で死者4人、負傷者5人、住家全壊41戸。大津でも死者1人、負傷者2人、住家全壊6戸。愛宕山、高雄山は壊滅的な被害。清滝で住家多数被害。伏見の寺社30か所、住家45か所、土蔵、小屋20か所などに被害。六地藏橋、喰違橋、観月橋など損じ、宇治、精華町などにも小被害。北野天満宮の石灯籠 176本転倒。土蔵、門、堀、築地、民家の竈なども多く壊れた。地割れ、泥の噴出も。地震は鳴動にはじまり、その直後に大地震となった。この地震は上下動が強かったらしい。余震は非常に多く、同日の余震 400回、翌日600回、翌々日 100回という記事も見え翌年に及んだ。

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード（規模）)

	西暦年月日	名 称	震央		M	記 事 (地域・被害等)
			北緯	東経		
40	1854. 7. 9	伊賀・伊勢・大和の地震	34. 8	136. 2	7 1/4	安政元年 6 月 15 日。南山城村付近。12 日頃から前震があった。伊賀上野、四日市、奈良、大和郡山などで大きな被害。全体の被害は死者約 1800 人、住家全壊約 5000 戸。上野付近では死者約 600 人、住家全壊約 2270 戸。奈良で死者 300 余人、住家全壊 400 戸以上、住家の全壊率 40%。京都では民家、灯籠などに小被害。上野の北方で西南西－東北東方向の断層を生じ、南側の 1 km の地域が最大 1. 5m 相対的に沈下した。木津川断層の活動であろう。
—	1854. 12. 23	『安政東海地震』	34. 0	137. 8	8. 4	安政元年 11 月 4 日。東海道沖の巨大地震。東海・東山・南海諸道の地震。被害は関東から近畿に及び、特に沼津から伊勢湾にかけての海岸がひどかった。津波が房総から土佐までの沿岸を襲い、被害をさらに大きくした。京都の震度Ⅳ～Ⅴ。
—	1854. 12. 24	『安政南海地震』	33. 0	135. 0	8. 4	安政元年 11 月 5 日。安政東海地震の 32 時間後に発生、近畿付近では二つの地震の被害をはっきりと区別できない。東海地震と南海地震は連鎖的に起こることが多い。震害と津波被害は東海、近畿地方から中国、四国、九州 に及ぶ。京都の震度Ⅳ～Ⅴ。
41	1858. 4. 9	丹後宮津の地震				安政 5 年 2 月 26 日。宮津で地割れ、住家大破。岩ヶ鼻で土蔵の壁痛み、岩滝辺でも強い揺れ。
42	1891. 10. 28	『濃尾地震』	35. 6	136. 6	8. 0	明治 24 年。わが国内陸部で最大規模の地震。被害は岐阜、愛知県を中心に全体の死者 7, 273 人、負傷者 17, 175 人、住家全壊 14 万余戸。京都府南部で住家全壊 13 戸、道路 22 か所、橋梁 2 か所、堤防 33 か所の被害。余震多数。岐阜県南部の根尾谷断層が動いた。
43	1925. 5. 23	『北但馬地震』	35. 6	134. 8	6. 8	大正 14 年。兵庫県但馬北部（城崎付近）の地震。豊岡から円山川河口にかけて被害が集中。全体で死者 428 人 負傷者 834 人、住家全壊 1, 295 戸、住家焼失 2, 180 戸。久美浜湾沿岸の田畑約 10 h a 陥没して海となる。京都府北部で死者 7 人、負傷者 30 人、住家全壊 20 戸、住家半壊 50 戸。

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード（規模）)

	西暦年月日	名 称	震 央		M	記 事 (地域・被害等)
			北緯	東経		
44	1927. 3. 7	『北丹後地震』	35.6	134.9	7.3	昭和2年。京都府北西部の地震(震央は竹野川上流)。 被害は丹後半島(峰山町を中心)の頸部が最も激しく、北丹後一帯に大被害。火災が被害を大きくした。京都府の被害は死者2,898人、負傷者7,595人、住家全壊・全焼6,918戸、非住家全壊・全焼9,106戸。大阪府・兵庫県にもかなりの被害。この地震により、郷村・山田の二つの地震断層が現れた。
—	1944. 12. 7	『東南海地震』	33.6	136.2	7.9	昭和19年。静岡県沖の海溝地震。全体で死者・不明者1,223人、負傷者 1,859人。住家全壊17,599戸、住家半壊36,520戸。津波の被害により住家流出 3,129戸。京都府被害報告なし。
45	1946. 12. 21	『南海道地震』	32.9	135.8	8.0	昭和21年。紀伊半島沖の海溝地震。津波被害も大きく全体で死者・不明者 1,443人、負傷者3,842人、全壊・全焼・流出した住家・非住家15,640戸。淀川で京都の船舶64隻損失。
46	1952. 7. 18	『吉野地震』	34.5	135.8	6.7	昭和27年。奈良県中部の地震。全体で死者9人、負傷者 136人、住家全壊20戸、住家半壊26戸。京都府で死者1人、負傷者20人、住家全壊5戸、住家半壊10戸、道路3か所の被害。
47	1968. 8. 18	京都府中部の地震	34.2	135.4	5.6	昭和43年。京都府中部(和知町付近)の地震。綾部市で住家半壊1戸、住家破損1戸。和知町付近では、落石、道路亀裂などの被害が発生した。
48	1983. 5. 26	『日本海中部地震』	40.4	139.1	7.7	昭和58年。秋田県沖。被害は、秋田県で最も多く、青森・北海道がこれに次ぐ。日本海沿岸各地に津波による被害。日本全体で死者104人(うち津波による死者100人)、負傷者163人(同104人)、建物全壊 934戸、半壊2,115戸、流失52戸、一部破損3,258戸。船沈没255隻、流失 451隻、破損1,187隻。津波は早い所では津波警報発表以前に沿岸に到達した。 京都・舞鶴とも無感であったが、津波により船沈没7隻、同破損18隻、住家床上浸水3戸などの被害。
49	1990. 1. 11	滋賀県南部の地震	35.1	136.0	5.0	平成2年。震央は琵琶湖南端部付近。最大震度は奈良で震度Ⅳ、京都と三重県各地で震度Ⅲを観測した。京都市中京区、下京区の数か所のビルで相当数の窓ガラスが割れ、コンクリートの壁の一部が落ちるなどの被害。

	西暦年月日	名 称	震央		震央	記 事 (地域・被害等)
			北緯	東経		
50	1995. 1. 17	『兵庫県南部地震』	34.6	135.0	7.3	平成7年。淡路島北部。神戸、洲本で震度Ⅵ、京都、豊岡、彦根で震度Ⅴ、大阪と関西各地で震度Ⅳを観測し、九州から関東・北陸までの広い地域で有感となった。なお、気象庁は震度Ⅶが制定されて以来46年ぶりにはじめて震度Ⅶの区域の存在を確認した。この地震は、内陸で発生したいわゆる「直下型地震」で、多くの木造家屋、コンクリートの建物のほか、高速道路、新幹線を含む鉄道線路なども崩壊した。被害（同年12月27日現在）は、死者・不明者 6,310人、負傷者4万人以上、住家全半壊20万戸以上、火災294件など、地震発生が早朝であったため、死者の多くは家屋の倒壊と火災による。京都府でも、大山崎町で死者1人が出たほか、京都市や亀岡市、城陽市など8市町村で49人が重軽傷を負った。京都市を中心に住宅2,750棟が壊れ、公共建物など246棟も被害を受けた。 気象庁はこの地震を、「平成7年兵庫県南部地震」と命名した。
51	2001. 8. 25	京都府南部の地震	35.2	135.7	5.4	京都府南部。京都府の京北町、亀岡市、京都市、八幡市等、滋賀県大津市、大阪府箕面市、島本町で震度4を観測したほか、近畿地方と香川県で震度1～3、徳島県から高知県で震度1～2を観測した。この地震により、京都市で負傷者1名の被害があった。
52	2004. 9. 5	紀伊半島沖・東海道沖の地震（前震）	33.0	136.8	7.1	紀伊半島沖。城陽市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町で震度4を観測したほか、京都府の広い範囲で震度1～3を観測した。また、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度5弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度1以上を観測した。京都市で軽傷者2名の被害があった。
53	2004. 9. 5	紀伊半島沖・東海道沖の地震（本震）	33.1	137.1	7.4	東海道沖。京丹後市、城陽市、八幡市、大山崎町、久御山町、京田辺市、井手町、木津町、八木町で震度4を観測したほか、京都府の広い範囲で震度2～3を観測した。また、三重県松坂市、香良洲町、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度5弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度1以上を観測した。加茂町で重傷者1名の被害があった他、府内では住家一部破損が1棟あった。

資 料：京都地方気象台

参考文献：理科年表（丸善）、新編日本被害地震総覧（東京大学出版会）

京都大地震（三木晴男著、思文閣出版）

次図は、近畿地方における大地震の分布図であり、歴史的に府北方の日本海（若狭湾）でも大地震が発生したことが分かる。

第2 最近の地震活動

京都府とその周辺における最近の地震活動を見ると、中央構造線以北の内帯の活断層帯では、主な活断層帯付近に震央が集中している。京都の西方にある六甲―淡路断層帯に地震活動が集中しているが、これは主に平成7年兵庫県南部地震の余震である。京都盆地の西側の有馬―高槻構造線活断層帯は、丹波山地の集中的地震活動の南限となっている。丹波山地の中には他にも多くの活断層があり、それらの活動があると京都府域に震度5強程度の揺れが生じる。特に、三峠断層帯、京都西山断層帯の活動には注意が必要であり、2022年3月には京都西山断層帯付近で最大震度4の地震が発生、その後も同程度の地震が発生するなどしばらくの間活発な地震活動が続いた。また、黄檗断層系や山科盆地の活動履歴は分かっておらず、また多くの断層から構成され構造が複雑になっており、注意が必要である。京都府の東側の花折断層や琵琶湖西岸（比叡）断層帯では、近年中小規模の地震が比較的活発である。

第3 活断層

京都府域は、日本列島の地質構造上西南日本内帯に属しており、特に活断層が密集して分布する地域にある。

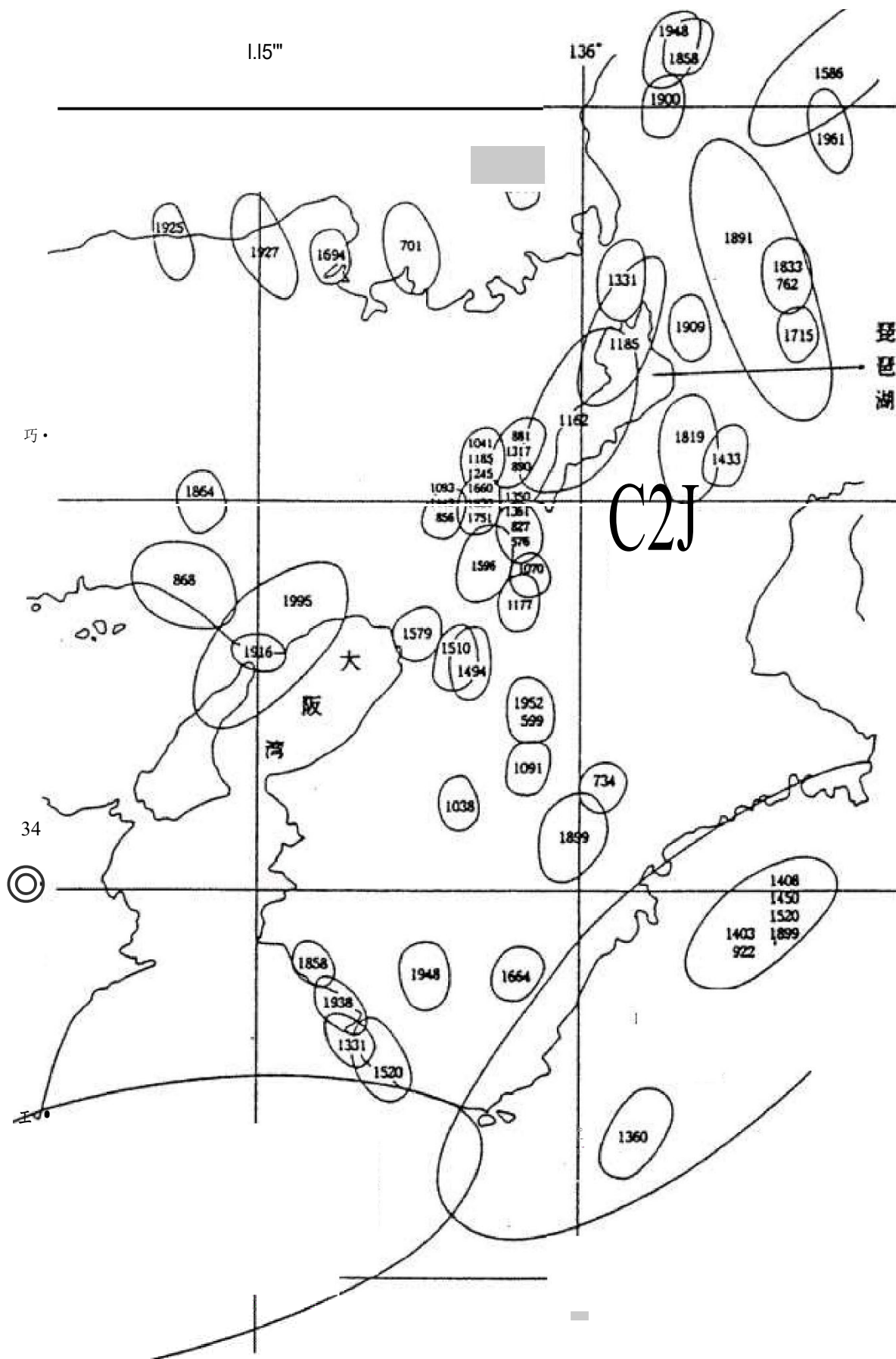
この地域は、活断層の運動によって大きな平野や盆地が形成されており、歴史的に見ても強震動の地震がたびたび記録されている。

活断層とは、ここでは第四紀、特に過去約数十万年間に活動し、今後も地震を伴って活動する可能性の高い断層で、その特徴として、①数百年から数千年に1回程度のほぼ一定の周期を持って繰り返し地震を発生させる、②最近の活動度が高いものほど周期が短い、③長く連続する大きな断層ほど大規模な地震を発生する、などがあげられる。

京都府域の活断層については、平成7年度に京都府活断層調査委員会を設置して「京都府活断層調査」を実施し、「活構造図」の作成を行っている。

近畿地方における大地震の分布

(数字は発生西暦年)



第4節 京都府の社会的環境

第1 人口動向

1 人口・世帯

京都府の人口の約89%が南部地域（地域区分は別図のとおり）に属している。また、京都市以南に人口の約84%が、京都市に約57%が集中している。

また北部地域では、河川流域の小さな盆地や海岸付近のわずかな平地などに人口が集中しているため、舞鶴市や福知山市の中心部に人口密度の高い地域が散在している。さらに、北部の同一の市町内でも人口が密な部分と疎の部分が見受けられる。

平成17年から令和2年までの府人口の推移を見ると、徐々に人口減少が加速している。一方で世帯数は増加しており、平均世帯人員が徐々に減少している。

市町村別に平成27年から令和2年までの5年間の人口の増減を見ると、向日市、長岡京市、京田辺市、木津川市、大山崎町で増加しているが、全体としては減少傾向がうかがえる。

京都府の人口関連指標

人口	2,578,087 人
面積	4,613 km ²
人口密度	558.9 人/km ²
世帯数	119.1 万世帯
平均世帯 人員	2.17 人
年齢別 人口	0～14歳 11.4%
	15～64歳 59.2%
	65歳～ 29.3%
産業別	第1次 1.9%
就業人口 比	第2次 22.4%
	第3次 75.7%

（資料：令和2年国勢調査）

人口・世帯の変化

年次	人口		世帯数	
	総数	前年からの増減数	総数	前年からの増減数
平成17年	2,647,660	3,269	1,079,041	52,317
平成22年	2,636,092	△ 11,568	1,122,057	43,016
平成27年	2,610,353	△ 25,739	1,152,902	30,845
令和2年	2,578,087	△ 32,266	1,190,527	37,625

（資料：国勢調査）

2 人口流動状況

令和2年において昼間人口が夜間人口を上回る市町村は、京都市を含め計7市町である。これらの市町は、周辺町村からの主な通勤・通学先となっており、またその周辺の町村はベッドタウン的な性格を持っている。これら7市町及びその周辺市町村では昼夜の人口流動によって、都市性が変化する。特に北部地域では、福知山市、綾部市、宮津市で昼間人口が夜間人口より増加する。南部地域では、京都市、南丹市、久御山町、宇治田原町で昼間人口が夜間人口より増加する。

3 年齢別人口比率状況

京都府の高齢化は急速に進展しており、府域全体では約29.3%に達している。また、高齢化の状況は地域によって差があり、特に丹後地域では39.2%、中丹地域では32.4%となるなど、北部地域を中心に高齢化率が高くなっている。

地域別高齢者比率

（資料：令和2年国勢調査）

	人口（人）	昼間人口（人）	昼夜間人口比	65歳以上（人）	高齢者比率
全国計	126,146,099	126,146,099	1.00	36,026,632	28.6%
京都府	2,578,087	2,629,414	1.02	756,404	29.3%
北部	292,033	292,846	1.00	102,332	35.0%
南部	2,286,054	2,336,568	1.02	654,072	28.0%

第2 建 物

1 建物数

京都府における建物棟数総計は、約 135万棟となっており、そのうち約47%が京都市に集中している。

地域別に見てみると、建物棟数の北部と南部の比は1：4となっている。

また、住宅・土地統計調査（令和5年）による京都府の住宅の建て方割合は一戸建て約54%、長屋建て約2%、共同住宅約44%となっている。

2 構造と建築年数

1971年と1981年の建築基準法の改正によって、耐震性の強化が大幅に図られており、1982年以降に建造された建物は、阪神・淡路大震災においても実証されたように、大地震においても倒壊のおそれが少ないことを目標とした基準となっている。

京都府の全建物棟数に対する木造建物の割合は約76%であり、また1971年以前に建造された木造建物が全建物棟数の約31%となっている。地域別に見ると、北部では木造建物の割合が約83%に達しており、南部の約74%よりも大幅に高い率である。非木造建物に関しては、1971年以前のは非木造建物全体の約10%にとどまっている。

地域別建物棟数・木造建物棟数

	建物棟数 (棟)	木造建物棟数 (棟)	木造建物比 率 (%)
京都府	1,346,336	1,021,114	75.8 %
北部	293,482	244,374	83.3 %
南部	1,052,854	776,740	73.8 %

（令和6年京都府内断層帯地震被害想定調査等業務での収集データより分析）

構造別・築年別建物棟数

単位：棟

	木造建物 71年以前	木造建物 72～80年	木造建物 81年以降	非木造建物 71年以前	非木造建物 72～80年	非木造建物 81年以降
京都府	387,772	160,408	472,934	31,707	54,720	238,795
北部	115,097	38,184	91,093	5,318	10,603	33,187
南部	272,675	122,224	381,841	21,640	44,117	205,608

（令和6年京都府内断層帯地震被害想定調査等業務での収集データより分析）

地域区分図



第4章 震災の想定

第1節 京都府内における直下型地震による震度予測等及び被害予測

第1 地震の発生場所及び地震の規模の想定

京都府に影響を及ぼす地震には、

- 1 海溝部で発生する巨大地震
- 2 内陸直下型地震

が考えられる。

京都府に影響を及ぼす可能性のある海溝部で発生する巨大地震に関しては、南海トラフ地震が考えられているが、内陸直下型地震に比べればその震度や被害は小さなものに止まるものと考えられる。

一方、内陸直下型地震に関しては、京都府域内外にマグニチュード7以上の地震規模を有することが予想される活断層（花折断層帯、奈良盆地東縁断層帯、琵琶湖西岸断層帯、西山断層帯、生駒断層、山田断層など）が複数存在している。

近年、福岡県西方沖地震や新潟県中越地震、能登半島地震などで見られるように地表に現れていない活断層によってマグニチュード7未満の地震が発生しており、震源に近い地域では大きな揺れが観測されている。

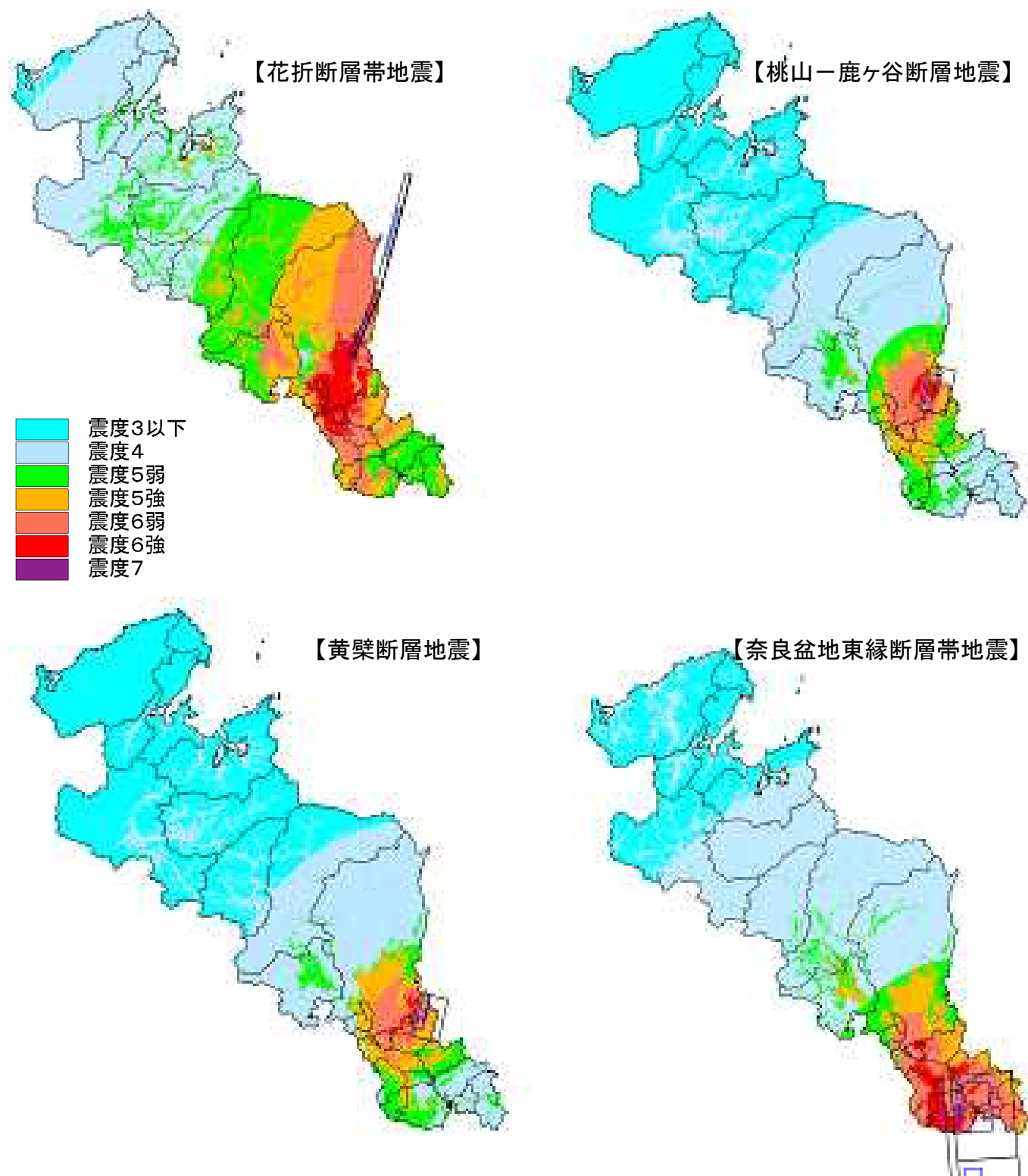
また、学識者の意見によれば、マグニチュード6クラス以下の地震は府内ではどの地域においても、その発生を想定しておくことが必要との指摘がなされている。

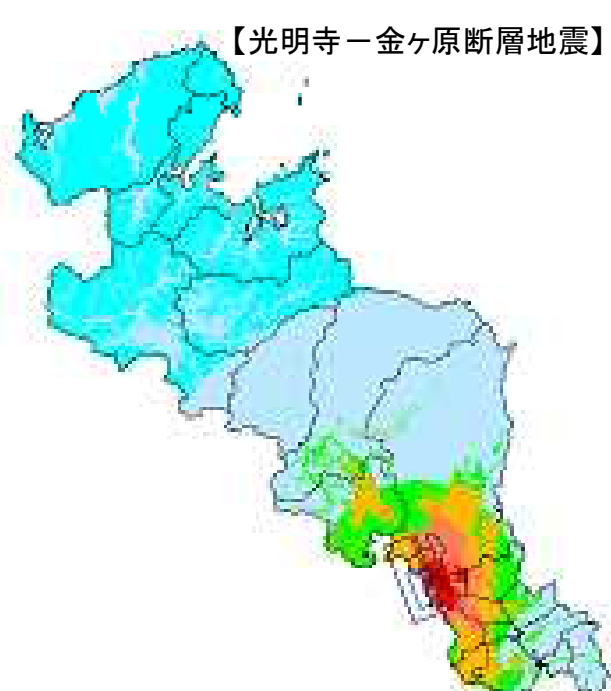
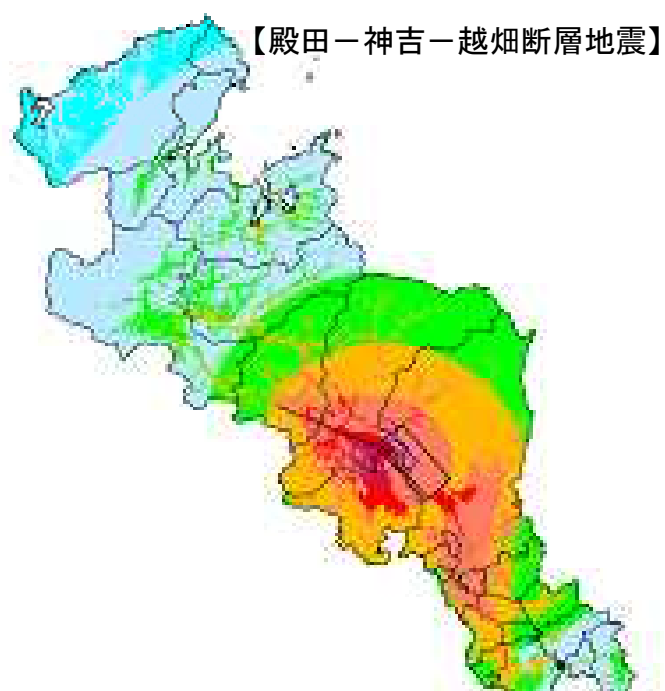
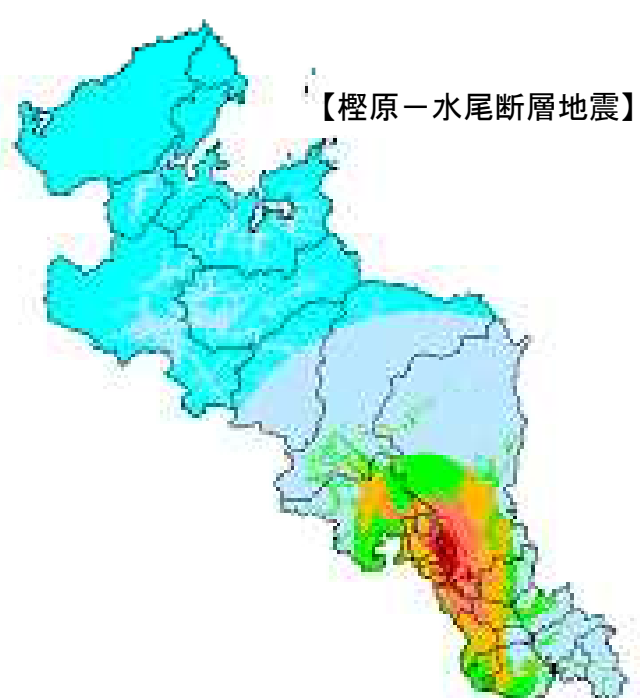
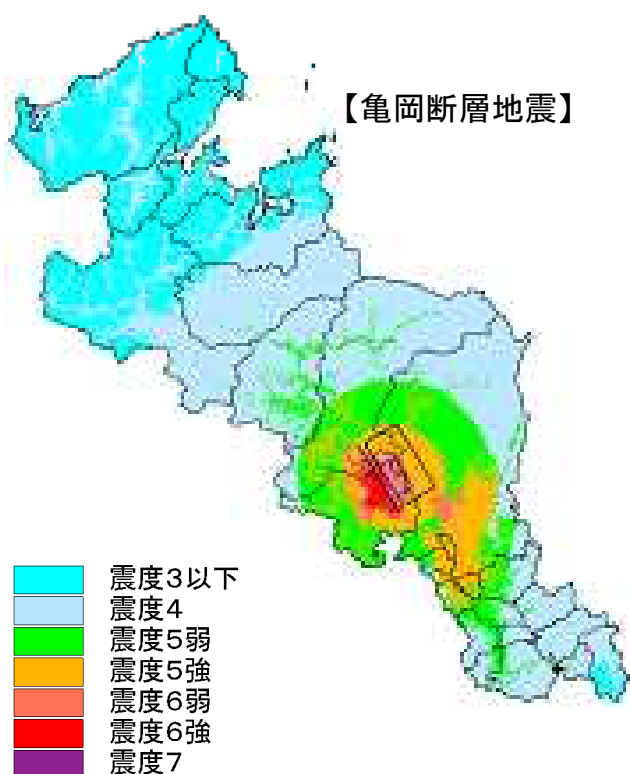
こうした状況のもと、本計画においては、国等の調査データや京都府の活断層調査の成果や専門家の科学的な知見を踏まえ、府内に影響を及ぼすことが予想される下表の24の地震（南海トラフ地震、東南海・南海地震を含む）について震度を予測する。

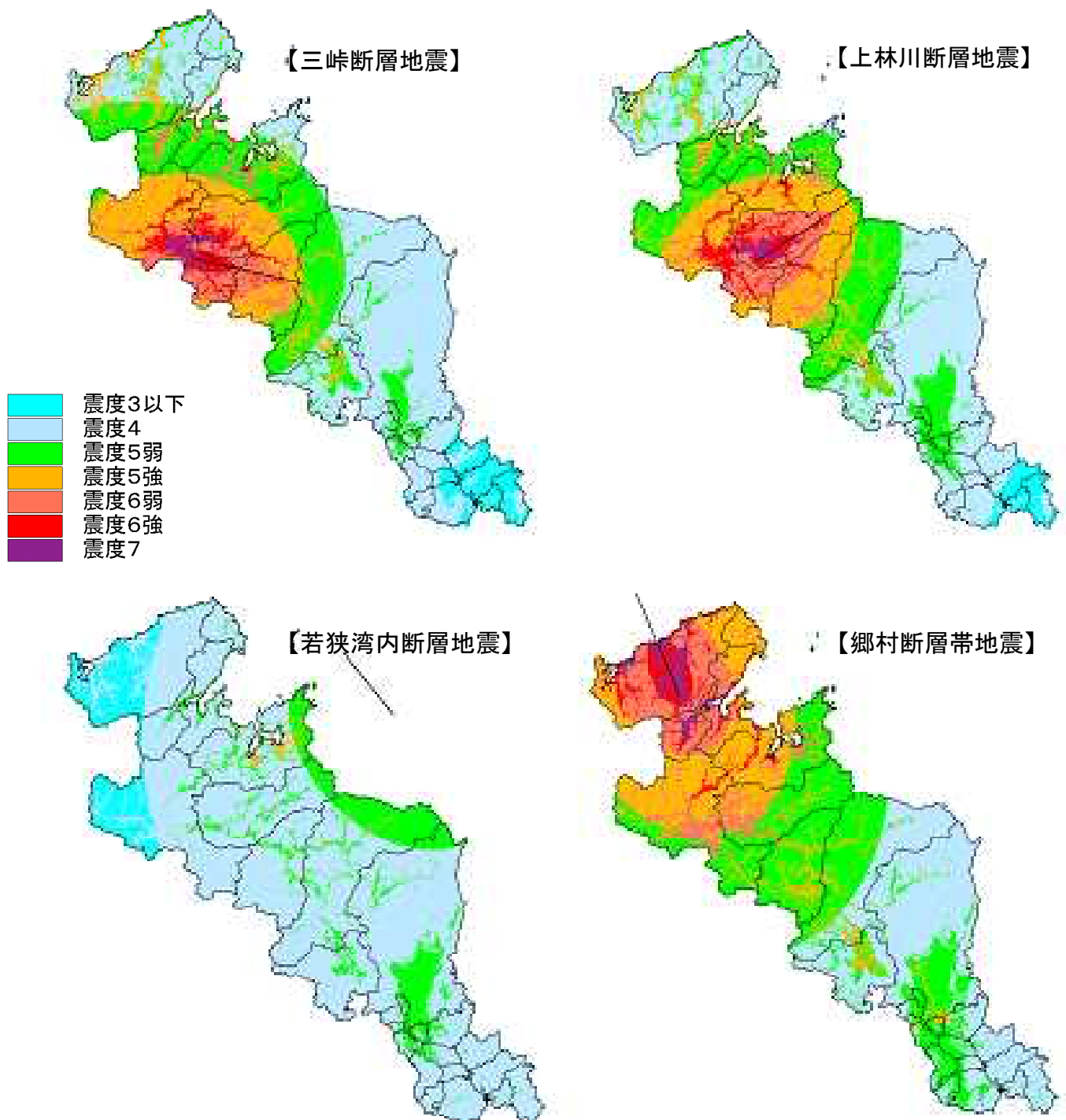
なお、南海トラフ地震の被害想定については、第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画に記載する。

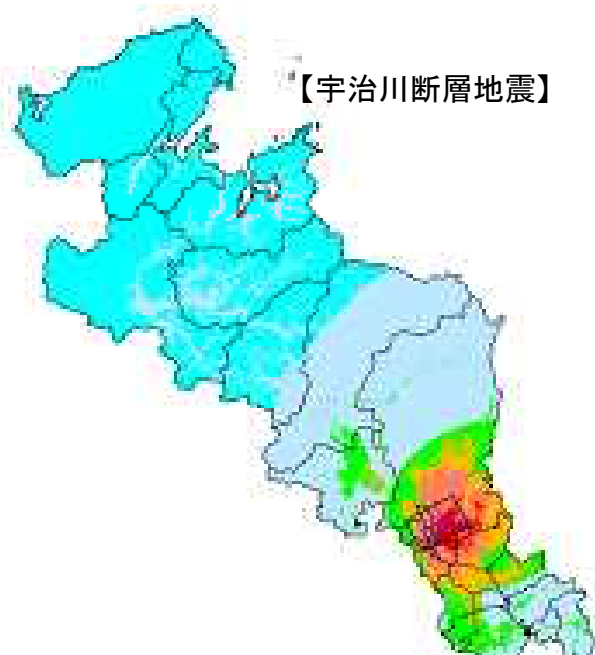
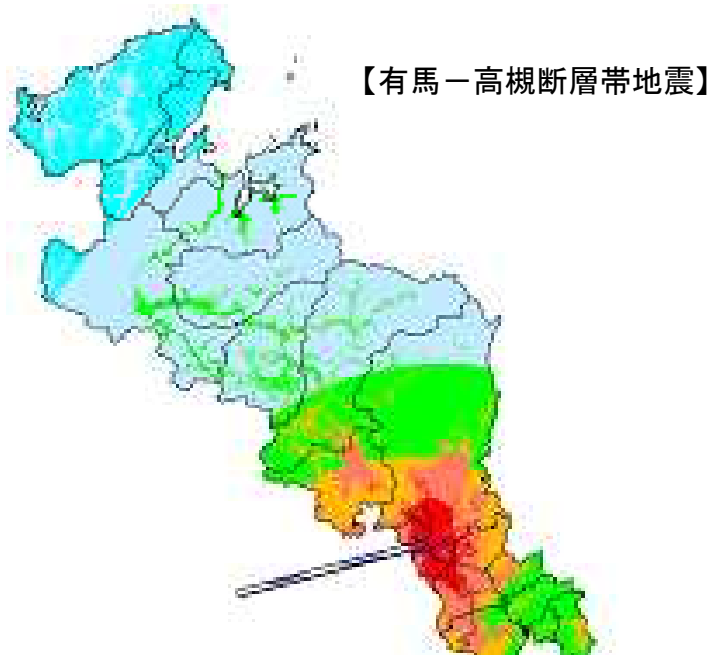
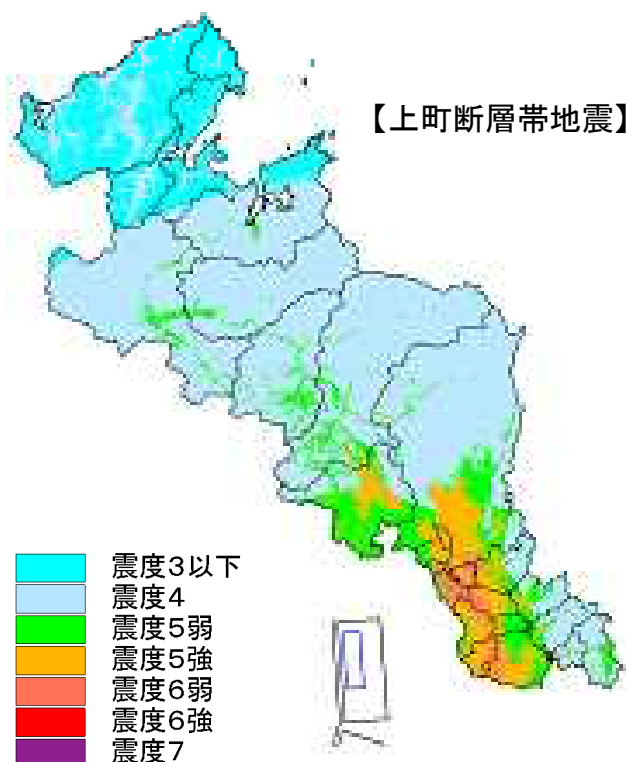
番号	対象震源断層		断層延長 (km)	地震の規模 (M)
1	花折断層帯	花折断層帯	46.5	7.5
2		桃山-鹿ヶ谷断層	11	6.6
3	黄檗断層		10	6.5
4	奈良盆地東縁断層帯		35	7.5
5	西山断層帯	亀岡断層	13	6.7
6		檜原-水尾断層	15	6.6
7		殿田-神吉-越畑断層	31.5	7.2
8		光明寺-金ヶ原断層	15	6.8
9	三峠断層		26	7.2
10	上林川断層		26	7.2
11	若狭湾内断層		18	6.9
12	山田断層帯		33	7.4
13	郷村断層帯		34	7.4
14	上町断層帯		42	7.5
15	生駒断層帯		38	7.5
16	琵琶湖西岸断層帯		59	7.7
17	有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層帯	34	7.2
18		宇治川断層	10	6.5
19	木津川断層帯		31	7.3
20	埴生断層		17	6.9
21	養父断層		35	7.4
22	和束谷断層		14	6.7
23	東南海・南海地震		—	8.5
24	南海トラフ地震		—	9.0

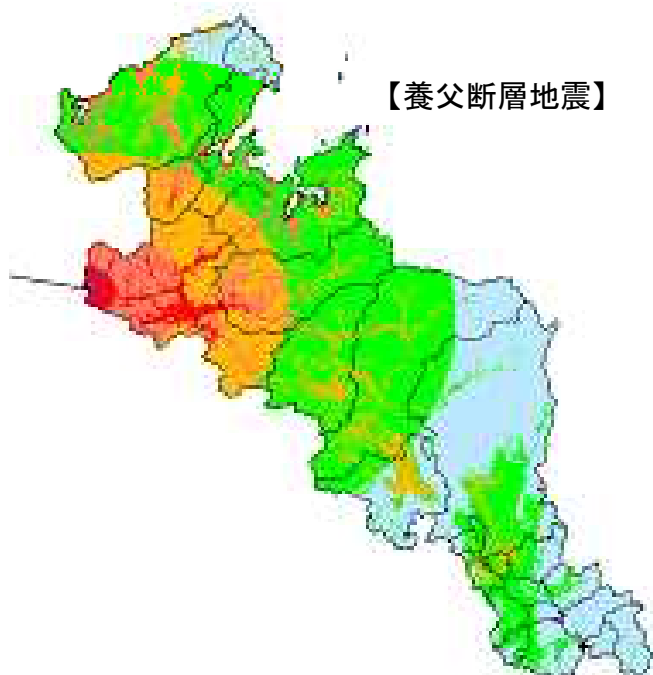
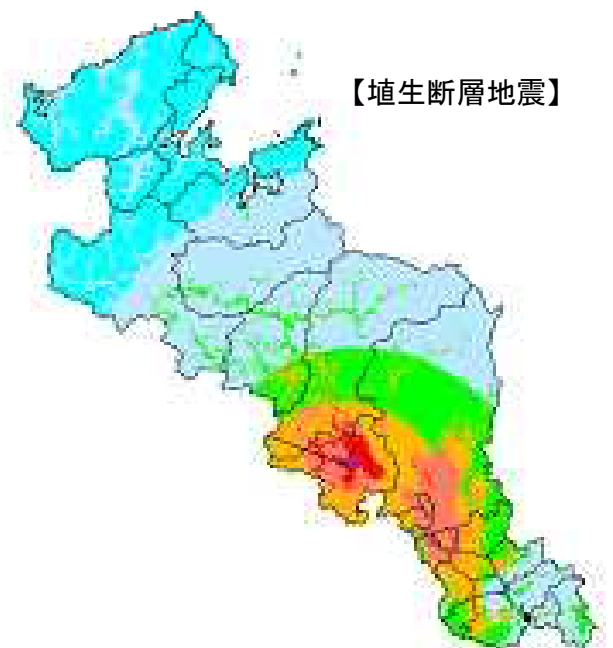
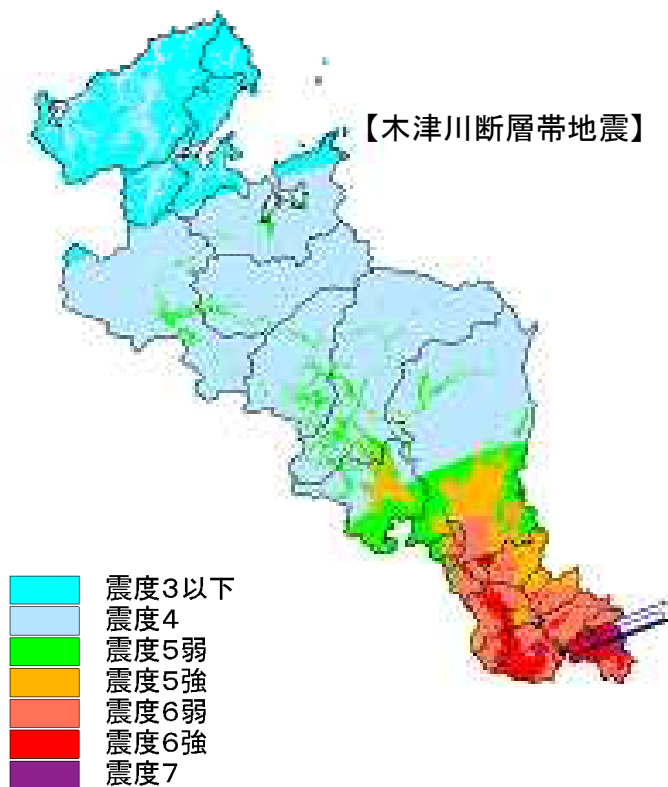
第2 震度予測



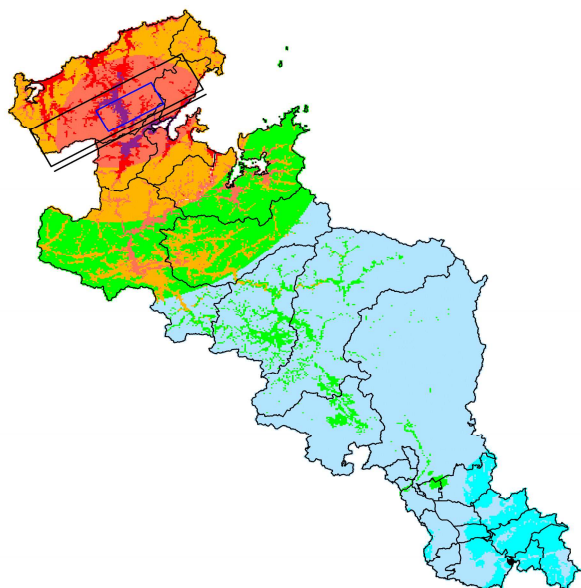




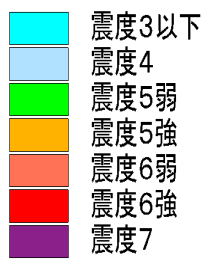
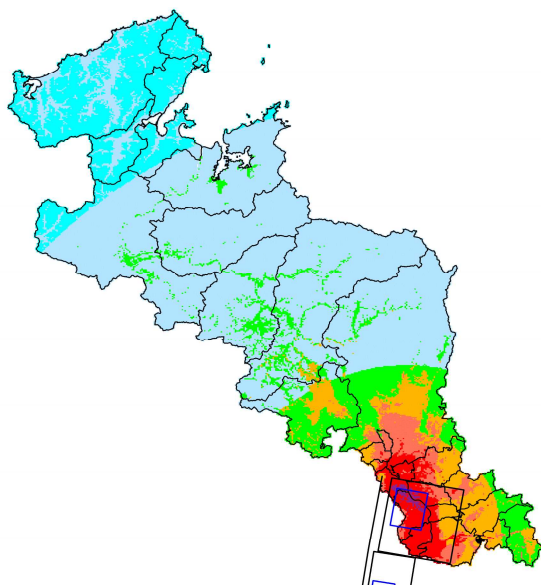




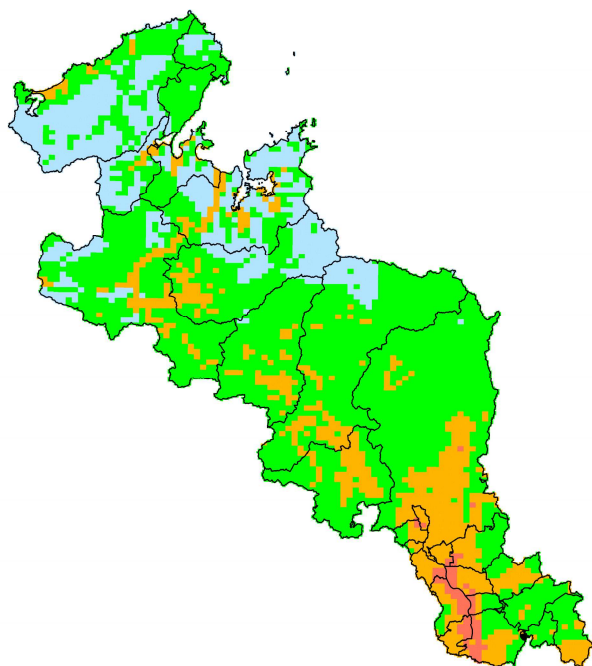
【山田断層帯地震】



【生駒断層帯地震】



【東南海・南海地震】

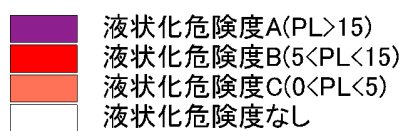


第3 液状化予測

地盤の液状化は、地下水位が高く、軟弱な砂質地盤等で、地震動により間隙水圧が上昇して砂粒子が一時的に液状になり支持力が失われる現象である。

想定地震の発生により液状化の発生の危険性がかなり高いと予測される地域は、次のとおりである。

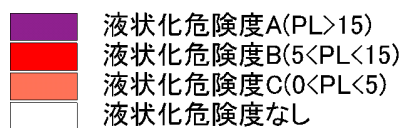
- ・ 京都盆地、特に桂川、鴨川、宇治川の各河川の下流部及び三川合流点付近
(原因となる地震：花折断層地震、西山断層系地震、黄檗断層系地震)
- ・ 舞鶴湾に注ぐ河川下流域 (同：上林川断層地震)



【亀岡断層地震】



【榎原－水尾断層地震】

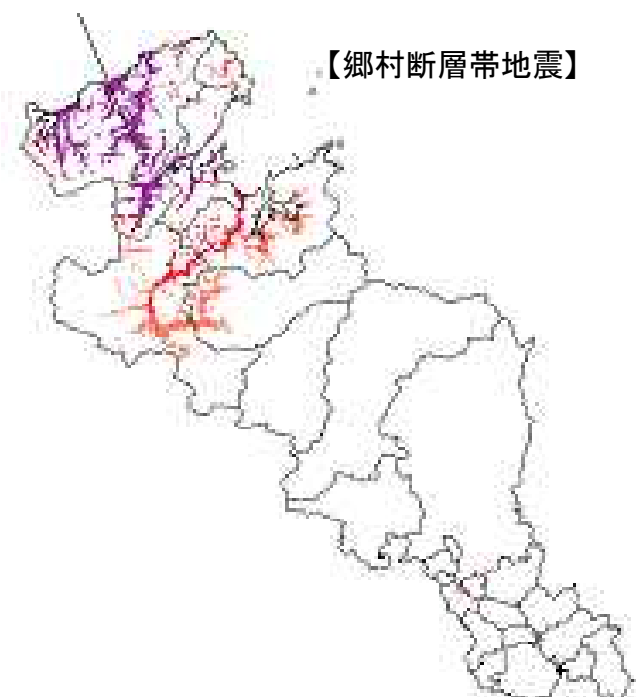
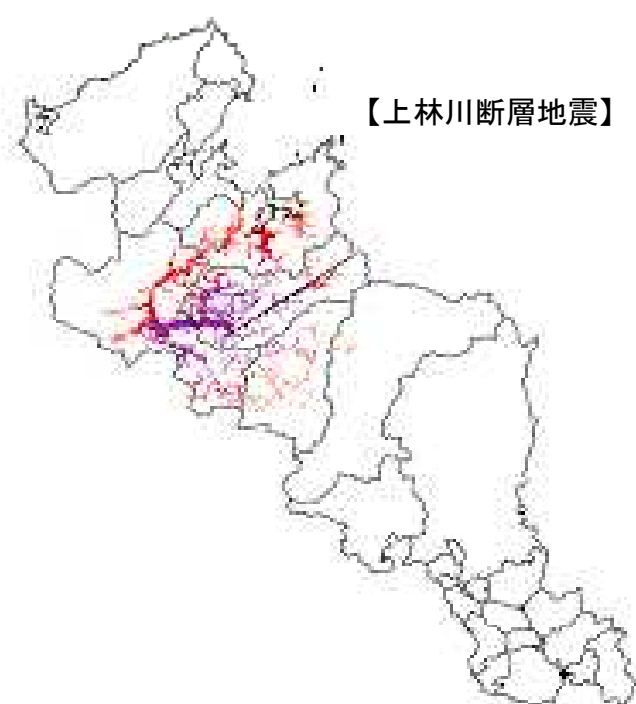
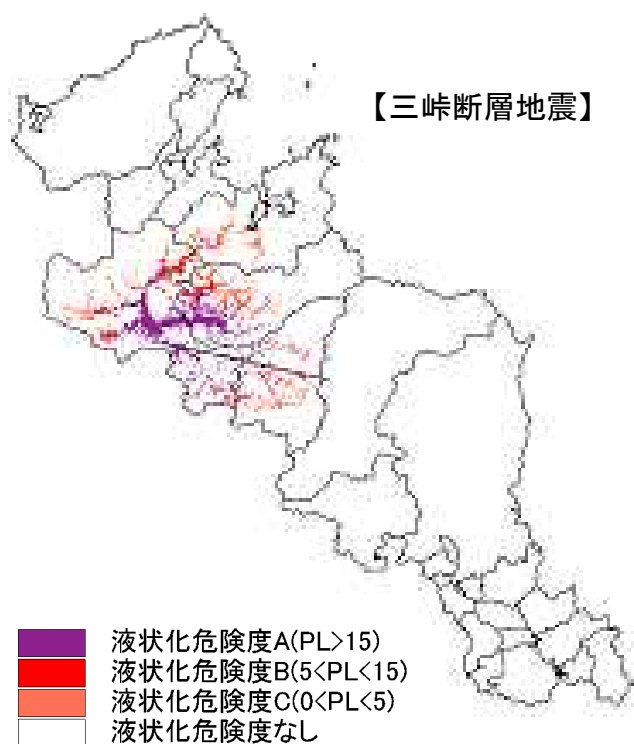


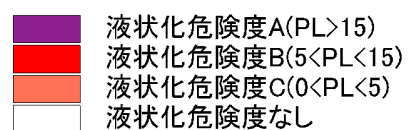
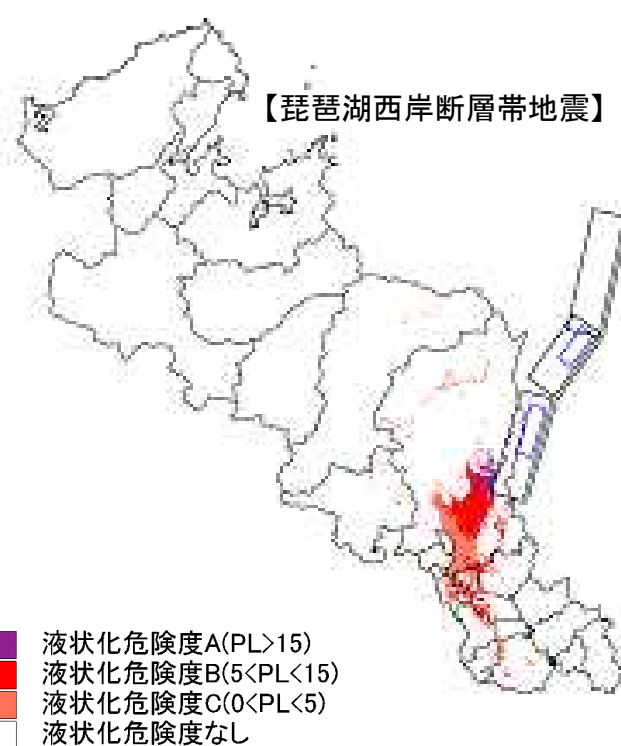
【殿田－神吉－越畑断層地震】



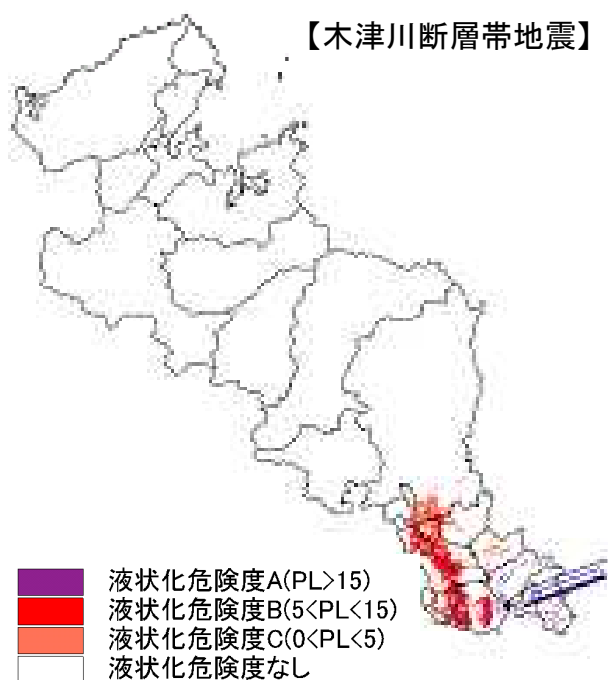
【光明寺－金ヶ原断層地震】







【木津川断層帯地震】



【埴生断層地震】



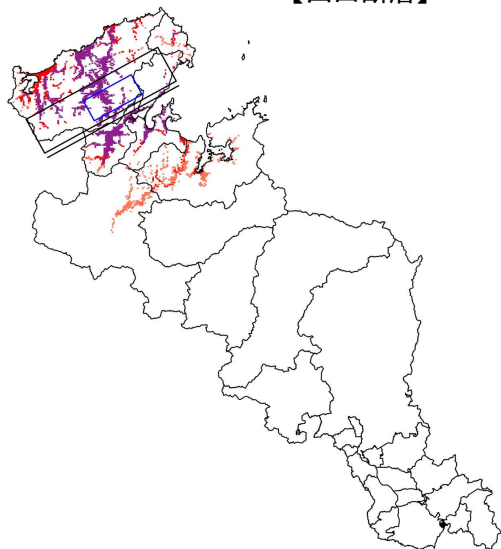
【養父断層地震】



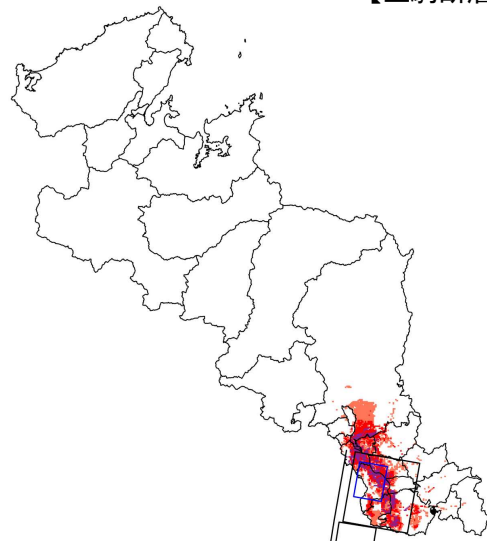
【和束谷断層地震】



【山田断層】



【生駒断層】



【東南海・南海地震】



第4 被害予測

想定地震の発生により予測される被害は、次のとおりである。

なお、マグニチュード6クラスの地震は府内ではどの地域においても発生を想定しておく必要があり、この程度の地震でも局所的な被害をもたらすことがあることに留意しておくことが必要である。

1 建物被害、火災及び人的被害

断 層 名 ()内は公表年を記載		最大 予測震度	人的被害					建物被害		
			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
				重傷者数 (人)						
花折断層帯	花折断層帯(R6)	7	4,660	60,830	9,870	27,400	239,820	110,710	147,050	23,500
	桃山-鹿ヶ谷断層(H20)	6強	2,300	23,600	2,300	12,100	194,500	52,800	38,200	2,100
黄檗断層(H20)		6強	800	13,200	1,000	6,200	94,100	17,300	25,400	1,100
奈良盆地東縁断層帯(R7)		7	520	6,260	930	3,200	40,120	19,820	42,510	1,890
西山断層帯	亀岡断層(H20)	7	400	6,900	500	3,000	102,000	13,500	42,900	1,300
	桧原-水尾断層(H20)	7	1,300	17,800	1,600	9,000	206,100	24,900	38,000	2,000
	殿田-神吉-越畑断層(R7)	7	1,000	18,410	2,110	6,100	67,420	32,310	100,720	5,030
	光明寺-金ヶ原断層(H20)	7	800	14,300	1,100	6,900	127,500	15,500	37,300	1,600
三峠断層(R7)		7	430	2,700	630	2,960	28,710	22,010	26,820	730
上林川断層(R7)		7	430	2,990	630	2,850	27,740	23,120	29,860	540
若狭湾内断層(H20)		5強	0	60	0	20	5,400	600	2,600	0
山田断層帯(R7)		7	540	3,000	840	3,590	34,200	36,930	31,770	1,120
郷村断層帯(R7)		7	1,010	4,870	1,510	6,100	57,320	62,860	41,200	2,010
上町断層帯(H20)		6弱	90	3,700	100	1,200	64,300	5,000	28,700	400
生駒断層帯(R7)		7	990	10,030	1,600	6,200	75,200	28,660	65,830	3,610
琵琶湖西岸断層帯(H20)		6強	1,100	36,500	4,100	18,900	228,500	39,300	63,600	4,000
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層帯(R7)	7	1,320	16,000	2,230	10,000	124,700	39,730	119,580	5,220
	宇治川断層(H20)	7	1,200	22,800	2,200	12,100	206,800	21,200	35,500	2,000
木津川断層帯(R7)		7	420	5,710	730	2,400	32,540	16,250	42,020	1,390
埴生断層(R7)		7	330	5,800	540	2,600	36,100	13,810	55,120	650
養父断層(H20)		7	700	7,200	800	3,900	105,100	29,000	58,800	4,900
和束谷断層(H20)		6強	400	5,500	500	2,600	77,400	12,300	32,500	2,300
東南海・南海地震(H20)		6弱	130	6,200	140	2000	111,600	10,400	51,900	400

2 ライフライン等の被害

京都府域の甚大な被害を及ぼす可能性のある主要な断層による地震が発生した際に想定されるライフライン等の被害

断層名	上水道 (断水人口)	下水道 (機能支障人口)	電力 (停電軒数)	固定電話 (不通回線数)	携帯電話基地局 (エリアの最大停波率)	都市ガス (停止戸数)
花折断層帯	130万人	15万人	7.2万軒	9万回線	20% (京都市)	71万戸
生駒断層帯	88万人	9.5万人	1.2万軒	1.4万回線	8.2% (山城)	16.3万戸
有馬－高槻断層帯	120万人	11.8万人	1.8万軒	2.5万回線	8.1% (山城)	40.2万戸
奈良盆地東縁断層帯	59.7万人	7.1万人	1万軒	1.1万回線	7.1% (山城)	14.1万戸
木津川断層帯	58.8万人	6.9万人	8千軒	8.5千回線	5.4% (山城)	2.1万戸
殿田－神吉－ 越畑断層	94.4万人	9.5万人	1万軒	1.8万回線	7.5% (南丹)	22.9万戸
埴生断層	60.2万人	7.2万人	3.6千軒	4.6千回線	6.5% (南丹)	2.6千戸
上林川断層	17.3万人	2.8万人	3.1千軒	3.4千回線	6.8% (中丹)	8千戸
三峠断層	14.5万人	2.2万人	3.4千軒	3.8千回線	7.6% (中丹)	6千戸
郷村断層帯	26.5万人	4.4万人	8.4千軒	1.2万回線	31.8% (丹後)	2千戸
山田断層帯	13.2万人	1.5万人	5.1千軒	7.3千回線	21.9% (丹後)	0戸

■復旧見込み

- ・ 上下水道は概ね1箇月で復旧
- ・ 上水道については、液状化被害等が大きい市町村（※）においては、発災直後の断水率が90%程度と高く、復旧までに1.5箇月から2箇月程度を要する
(※) 木津川市、井手町、笠置町、京田辺市、城陽市、久御山町、大山崎町、亀岡市、南丹市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝野町
- ・ 電気・通信については、概ね1週間で復旧

第2節 最大クラスの地震・津波を対象とした震度予測等、浸水想定及び被害予測

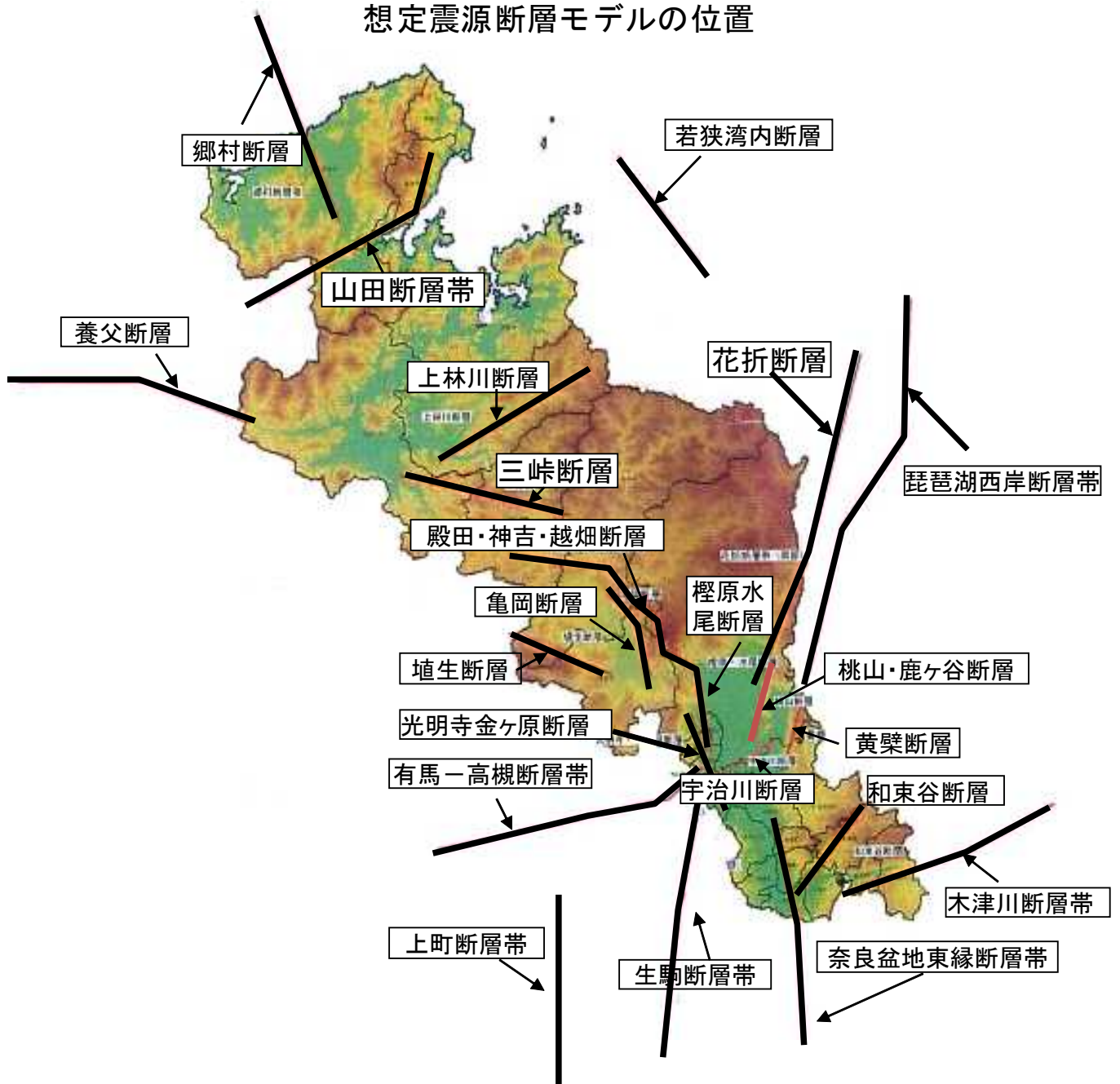
第1 最大クラスの地震・津波の対象の選定等

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえて制定された津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成26年9月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（事務局：国土交通省）から、日本海における最大クラスの津波断層モデルが提示された。京都府では、これらの断層及び過去に発生した津波の断層から、専門家の科学的な知見等を踏まえ、京都府に影響が大きい断層として日本海中部地震（1983年）、F20、F24、F49、F52、F53及びF54を選定し、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を対象に震度の予測等、津波浸水想定及び被害予測を行ったものである。

なお、F53（若狭湾内断層）、F54（郷村断層）は、第1節の対象震源断層に含まれているが、被害想定根拠となる断層モデルのほか、人口や想定手法等も異なる。

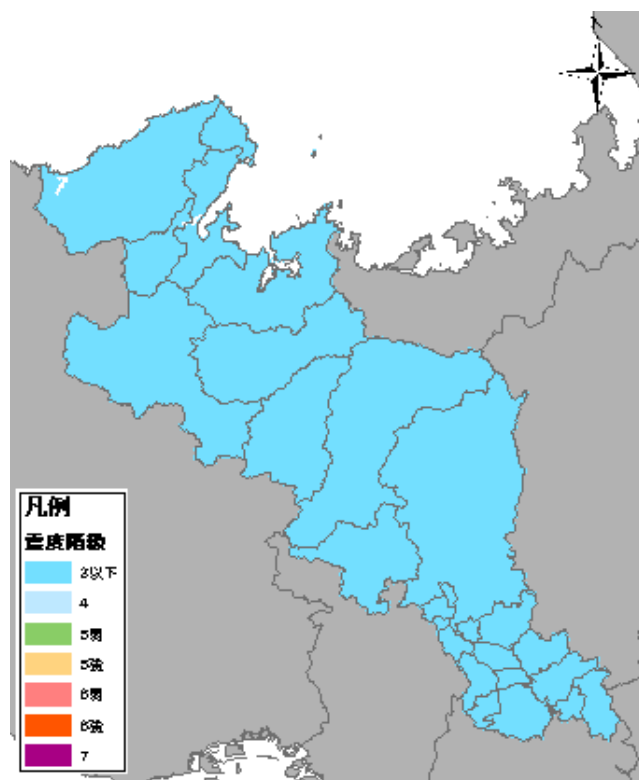
断層モデル	断層長さ (km)	地震の規模 (Mw)
日本海中部地震	40	7.7
	60	
F20	30.8	7.8
	47.2	
	52.4	
	39.2	
F24	53.7	7.9
	77.9	
F49	21.1	7.4
	36.3	
	29.9	
F52	22.5	7.3
	25.4	
	22.5	
F53（若狭湾内断層）	17.2	7.2
	11.4	
	31.3	
F54（郷村断層）	57.6	7.2

想定震源断層モデルの位置

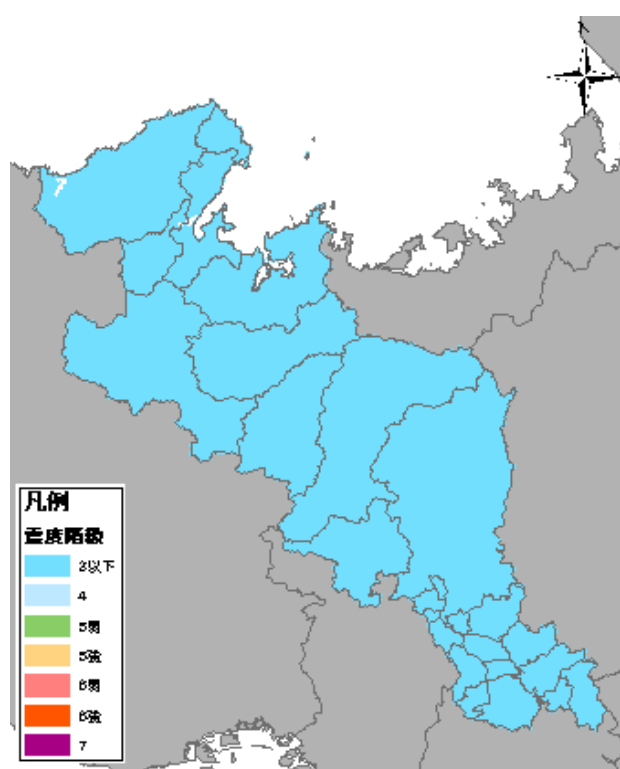


第2 震度予測

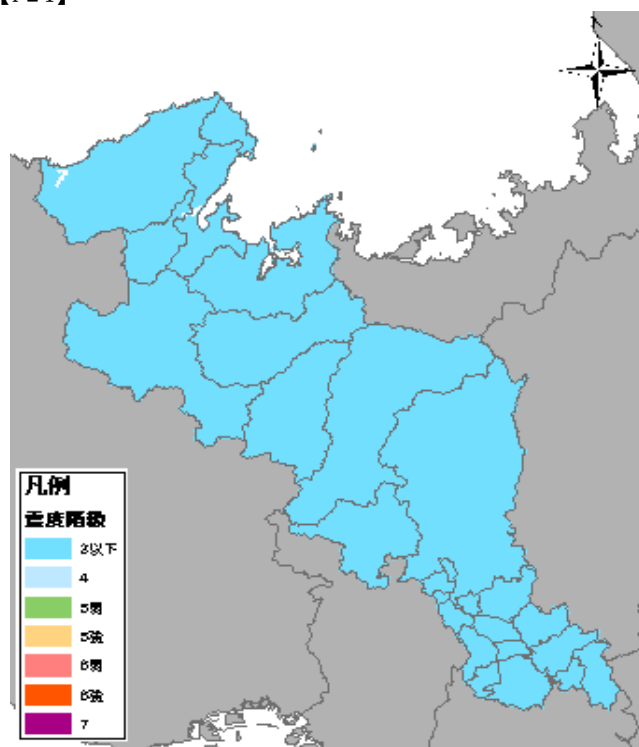
【日本海中部地震】



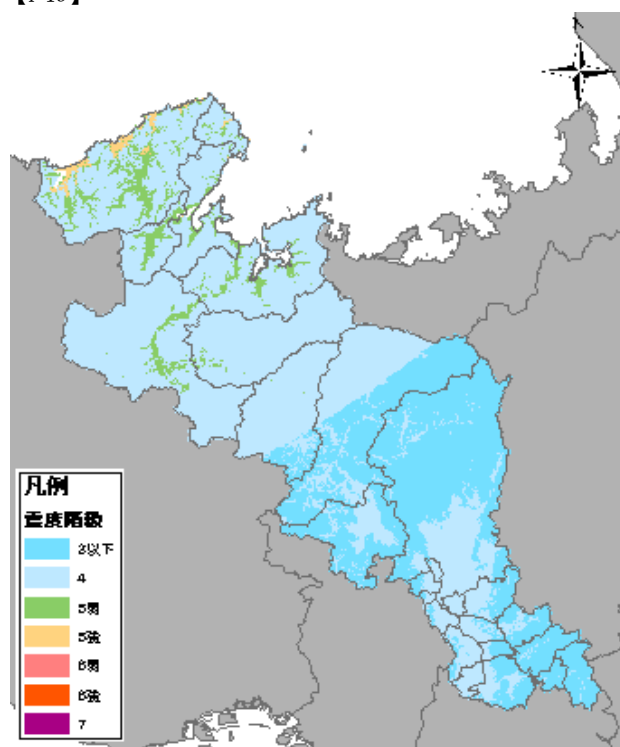
【F20】



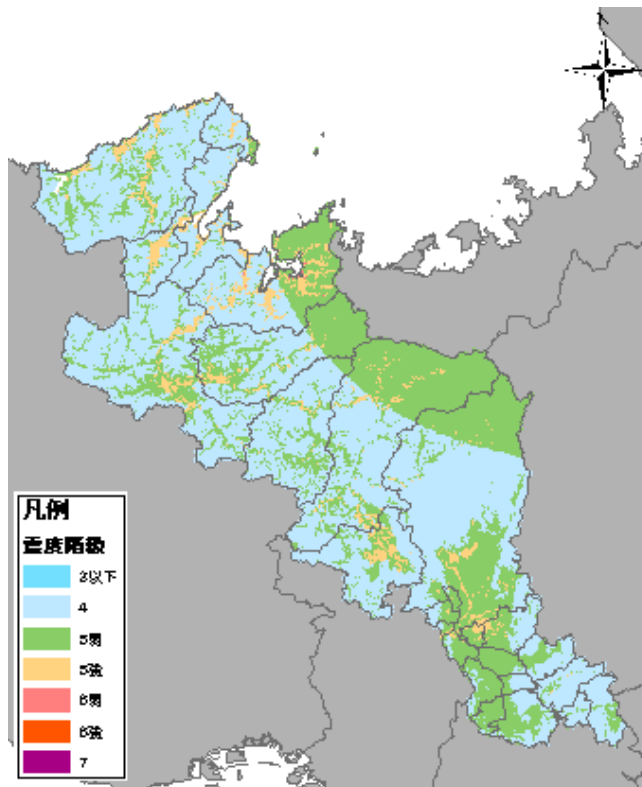
【F24】



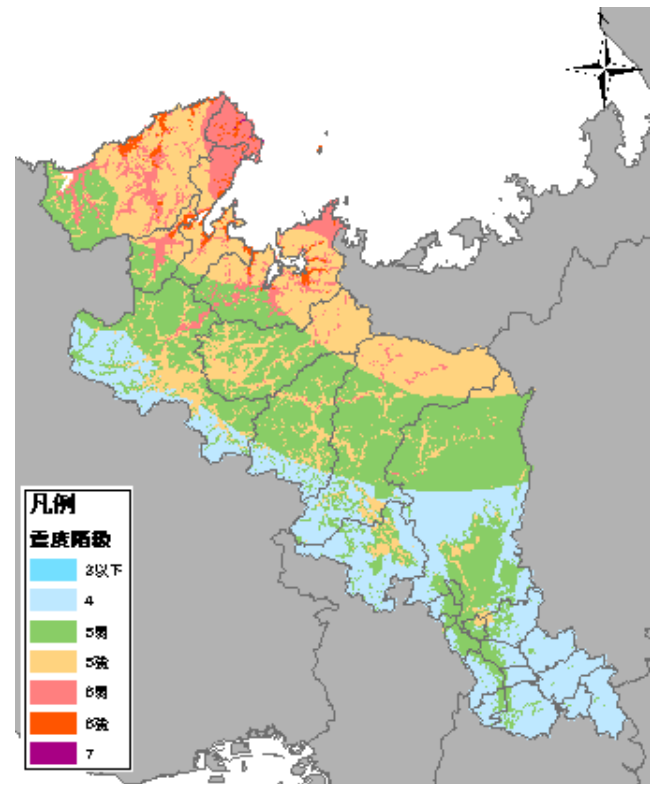
【F49】



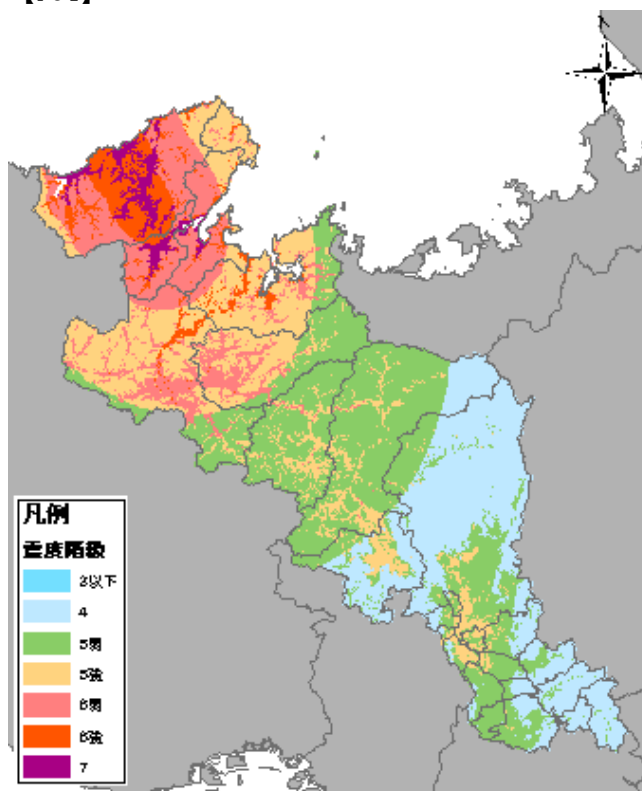
【F52】



【F53】

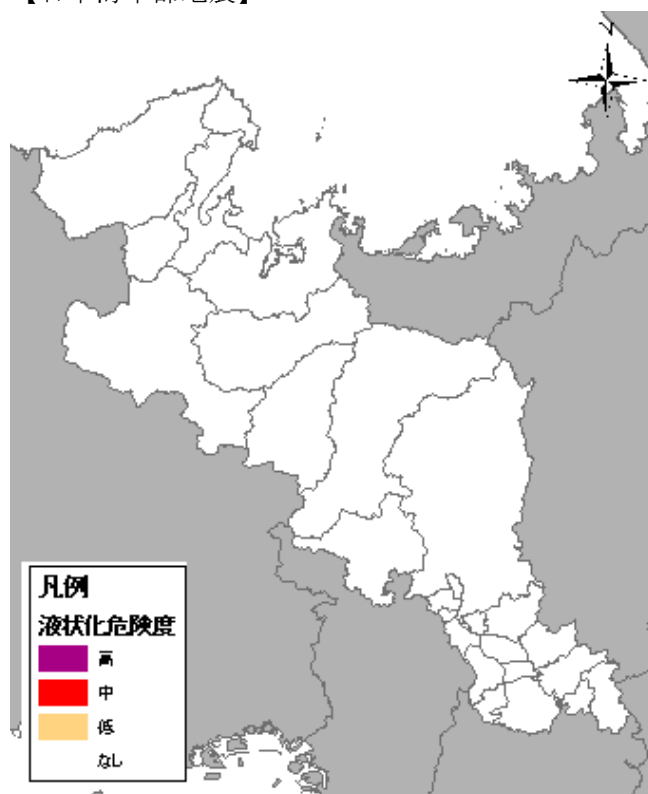


【F54】

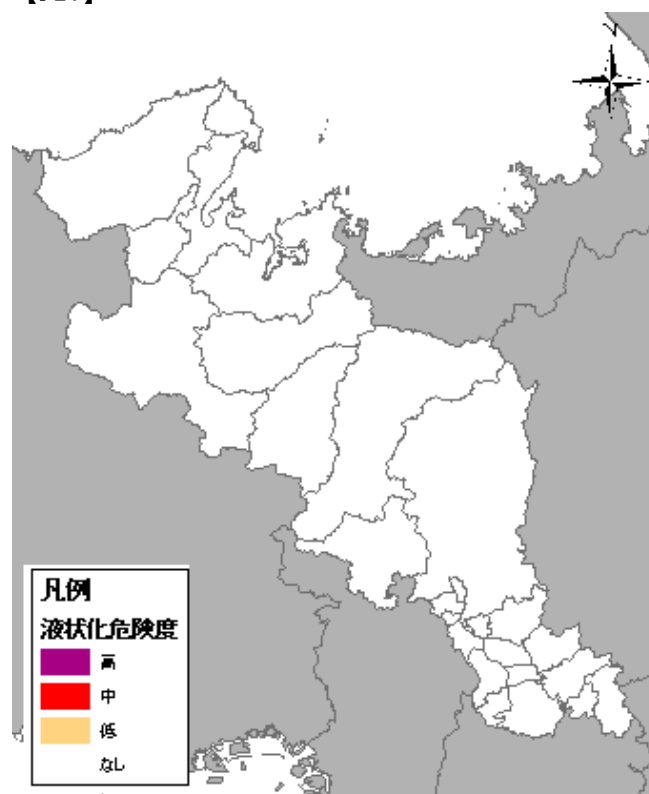


第3 液状化予測

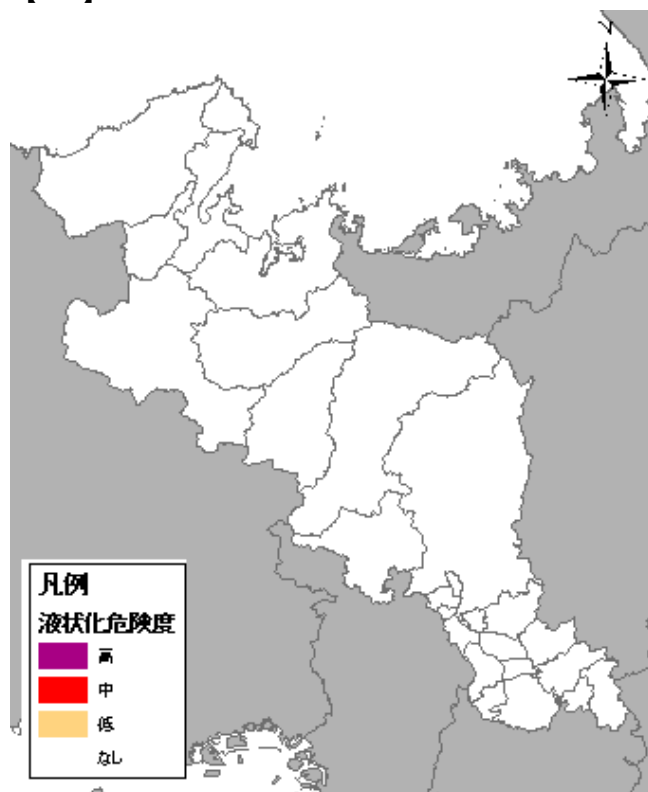
【日本海中部地震】



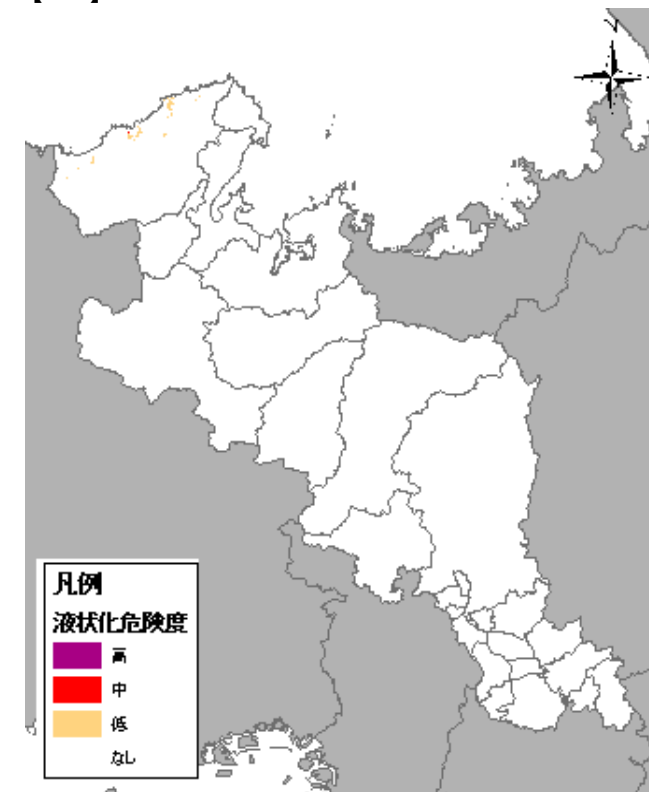
【F20】



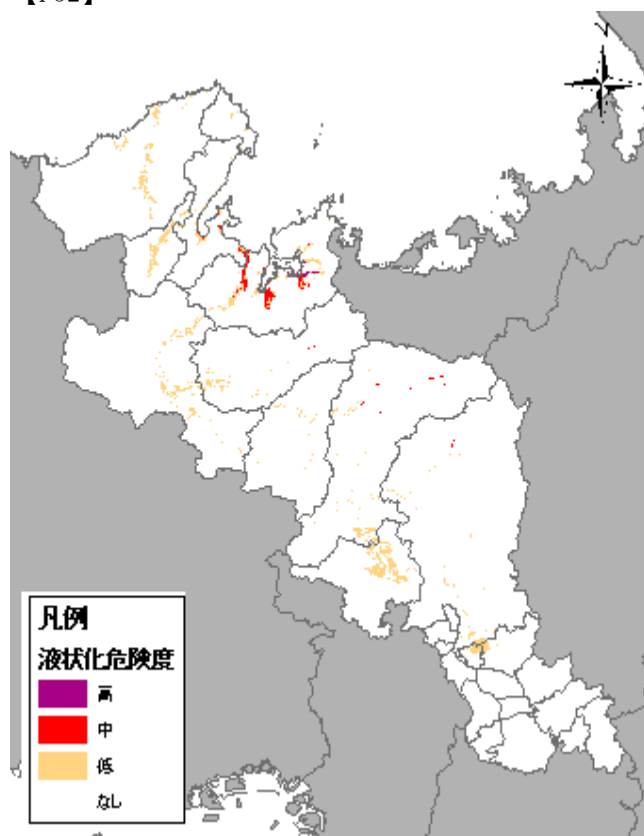
【F24】



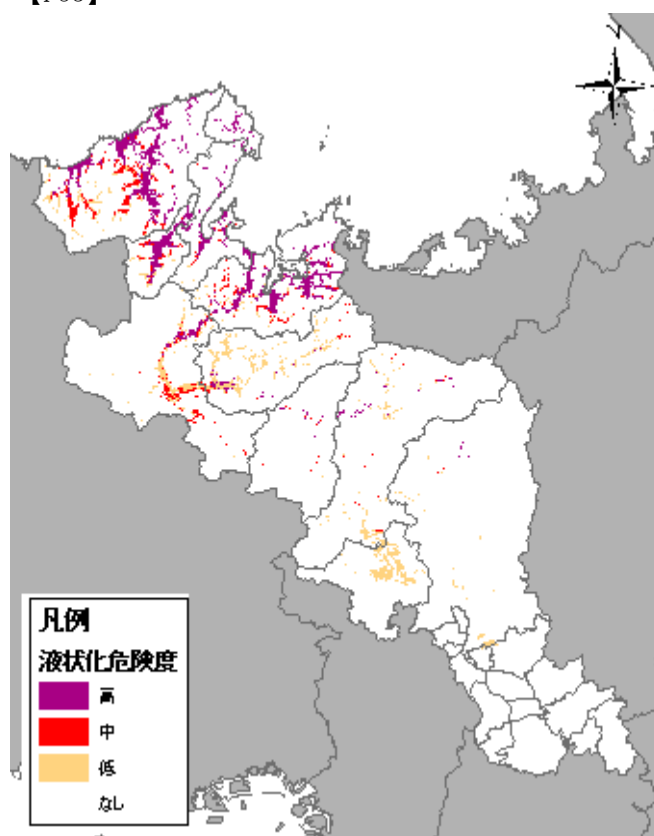
【F49】



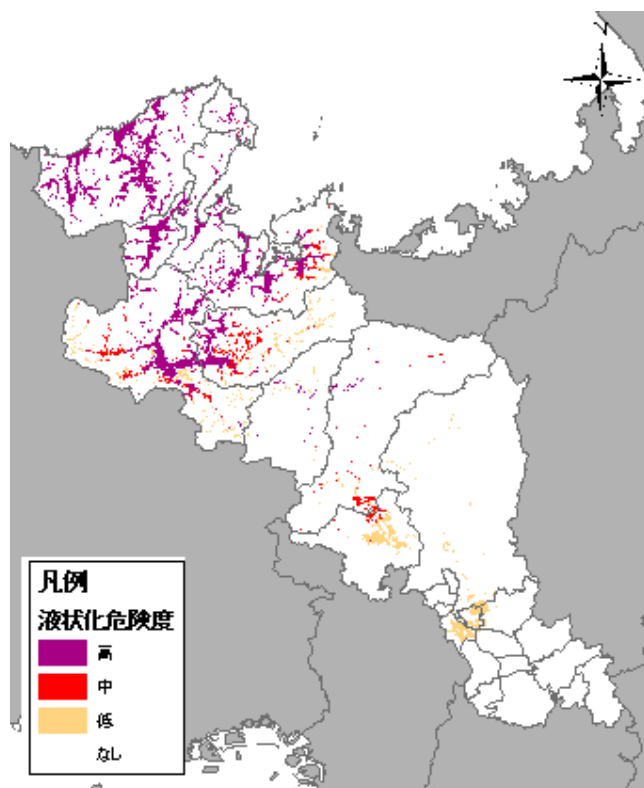
【F52】



【F53】



【F54】



第4 津波浸水想定

津波浸水想定図については「資料編2-10」、津波浸水予測時間図については「資料編2-11」に示すとおり。

各市町沿岸の最高津波水位

市町名	地点	最高津波水位 (T. P.)	陸域の標高	最高津波到達時間	断層
舞鶴市	田井地区 (崖地)	8.8m	約11m	45分	F49
宮津市	栗田地区 (崖地)	3.5m	約15m	49分	F49
与謝野町	浜野区野田地域 (平地)	0.6m	約 1m	257分	F53
伊根町	本庄浜地区 (崖地)	10.9m	約20m	32分	F49
京丹後市	丹後町袖志地区 (崖地)	8.5m	約17m	28分	F49

※ 各市町の最高津波水位となる地点では、陸域の標高が津波水位を上回っている。

各市町の主要な地域における最高津波水位

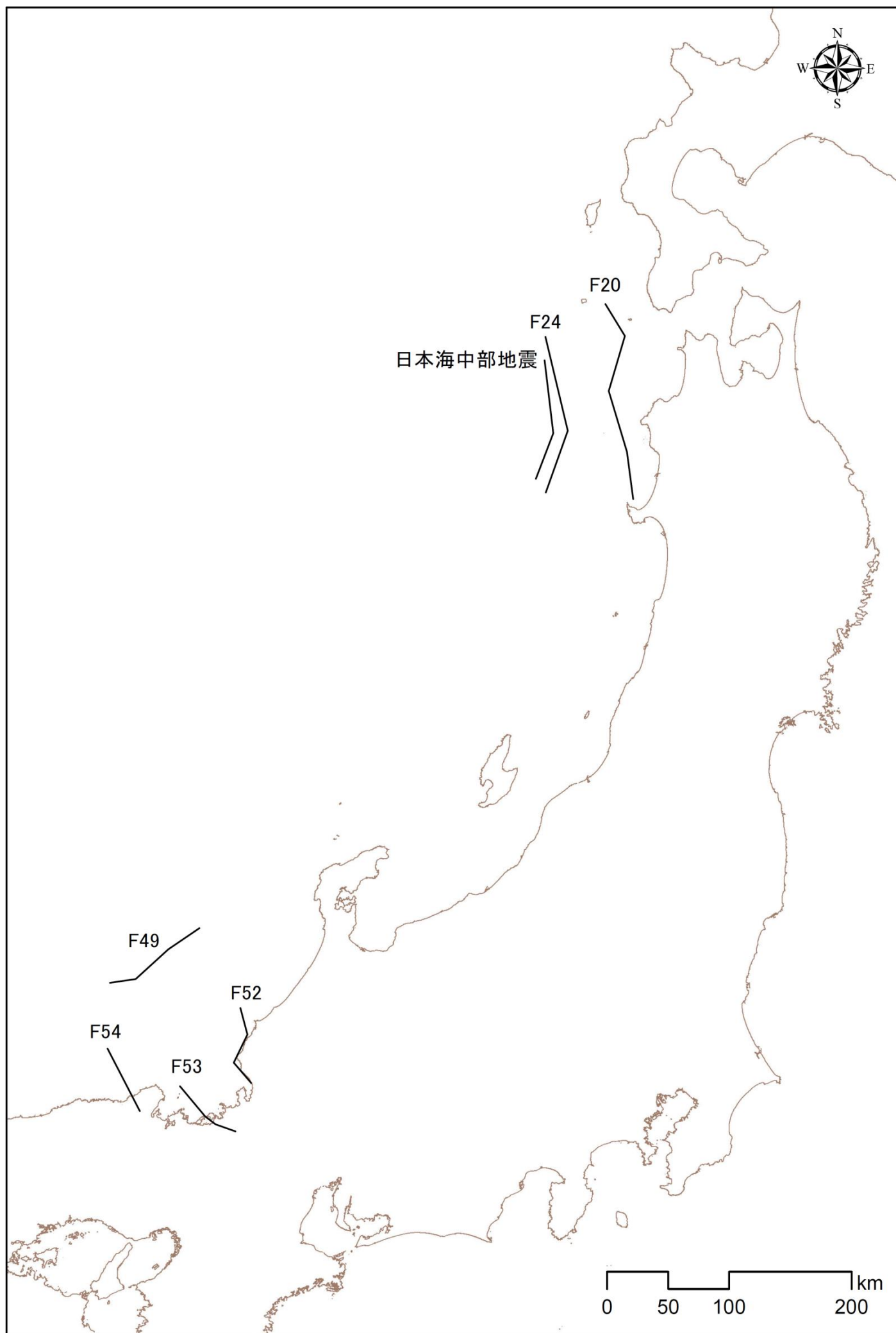
市町名	地点	最高津波水位 (T. P.)	最高津波到達時間	断層
舞鶴市	浜	1.3m	52分	F53
宮津市	宮津	2.0m	92分	F53
与謝野町	野田川河口	0.6m	261分	F53
伊根町	伊根	2.0m	71分	F52
京丹後市	浅茂川	3.3m	31分	F49

第5 被害予測

「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の発生により、予測される被害は、次のとおりである。

想定項目		最大震度	人的被害（人）					建物被害（棟）			
			死者数	負傷者数		要救助者数	避難者数		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数
					重傷者数		短期	長期			
日本海 中部地震	地震 津波	1	0	50	20	—	170	—	0	160	—
			—	—	—	—			—	—	—
			0	50	20	—			0	160	
F20	地震 津波	3	0	150	60	—	380	0	0	360	—
			—	—	—	—			—	—	—
			0	150	60	—			0	360	
F24	地震 津波	3	30	170	60	—	490	0	10	510	—
			—	—	—	—			—	—	—
			30	170	60	—			10	510	
F49	地震 津波	5 強	200	190	60	0	1, 120	160	220	960	—
			—	10	—	—			20	80	—
			200	180	60	0			200	880	
F52	地震 津波	6弱	60	430	80	0	3, 820	350	430	2, 750	0
			0	240	10	0			410	1, 890	0
			60	190	70	—			20	860	
F53 (若狭湾 内断層)	地震 津波	7	1, 180	8, 270	1, 440	1, 520	58, 820	17, 160	15, 390	31, 490	10, 570
			880	7, 940	1, 320	1, 520			15, 320	30, 610	10, 570
			300	330	120	0			70	880	
F54 (鄉村断 層)	地震 津波	7	5, 410	18, 020	6, 490	6, 910	115, 320	49, 610	65, 410	36, 270	18, 530
			5, 400	17, 970	6, 480	6, 910			65, 400	36, 120	18, 530
			10	50	10	—			10	150	

京都府津波浸水想定における断層位置図



第 2 編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 建築物・公共施設等安全確保計画

第1節 総 則

地震による災害から府民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法第2条の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定及び公共施設等耐震化事業の活用により、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化、防災基盤の整備等を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第2節 建築物の震災対策計画

第1 計画の方針

建築物の震災対策としては、新築時において、現行耐震基準の確保を基本として、防災拠点となる公共建築物等の耐震性を高めるとともに、劇場、百貨店、ホテル、社会福祉施設等多数の者が利用する特定建築物については、より安全性をもった設計、適切な工事監理と適正な施工を徹底する。

また、現行耐震基準に適合しない既存建築物（以下「既存耐震不適格建築物」という。）の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、平成29年2月に策定した京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、進行管理を行う。

併せて、住宅については、京都府建築物耐震改修促進計画に耐震化数値目標を設定し、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図る。

なお、地盤の液状化の危険度が高い地域においては、建築物に十分な耐力を持たせるほか地盤の改良や基礎ぐいの使用等構造上可能な措置の実施に努めるものとする。

第2 対象建築物と具体的対策

1 公共建築物

(1) 耐震性の確保等

緊急時において、地域の防災拠点として、また、避難施設として活用が図られる施設については、国、市町村等と連携し、施設の重要度に応じた耐震性の確保を図るとともに、非構造部材を含む耐震対策等を行い、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、優先順位を付け、数値目標を設定するなど、計画的な実施を図る。

また、建築後、定期的な検査を行い、必要な改修を実施する。

なお、国、府、市町村は、地震防災対策推進地域において、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

ブロック塀については、学校等の公共建築物の安全点検を実施し、順次、撤去又は改修を実施する。

(2) 既存耐震不適格建築物の対策

建築物の用途、建築年次、構造種別等により、計画的に耐震診断を実施するとともに、必要に応じ適正な改修計画を策定し、順次改修を行う。

市町村施設についても、耐震診断・改修促進について、指導・助言を行う。

2 多数の者が利用する特定建築物

地震時に多大な被害の発生する危険性が高いことから、以下の対策を進める。

- (1) 計画段階における適切な耐震構造計画による設計、工事監理の徹底、適正な施工による一貫した建築の品質管理を指導する。
- (2) 建築基準法第12条の規定による定期報告制度の活用により、建築物の定期点検を促進するとともに、必要な改修を指導する。
- (3) 既存耐震不適格建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）による指導・助言・指示及び認定制度の活用により、耐震診断・耐震改修を促進する。
- (4) 建築関係団体の協力により、耐震相談窓口を設置し、耐震診断・改修の促進を啓発するとともに、一般社団法人京都府建築士事務所協会に設置された建築物耐震診断改修計画等判定委員会等の活用を図り、専門的な技術判定が必要な耐震診断について支援を行う。

3 住宅、その他の建築物

府民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震による甚大な被害を低減させることを目指して、住宅や、多数の者が利用する建築物以外の建築物については、以下の対策を進める。

- (1) 地震時に府民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止や、感震ブレーカーの設置等地震に対する安全性を向上する取り組みについて市町村や関係団体等と連携し普及・啓発するとともに支援を行い、住宅の減災化を推進する。
- (2) 耐震相談窓口を設置するとともに、マスメディア等を活用した府民への広報やフェアなどによる制度周知を市町村や建築関係団体等と連携して実施し、耐震設計や耐震診断・改修について普及・啓発する。
- (3) 耐震改修促進法の認定制度や独立行政法人住宅金融支援機構の特例融資、住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業等により、改修を促進する。
- (4) ブロック塀等について、市町村と連携して建築基準法上危険なブロック塀の除却を啓発する。
- (5) 木造建築技術者に対して、木造住宅耐震診断士養成講習会等の耐震知識・耐震改修技術講習会を実施し、人材の育成を図る。
- (6) 建築基準法第12条の規定による定期報告の対象となる共同住宅等については、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。
- (7) 吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下による被害を防止するため、所有者に対し落下防止対策の重要性についてホームページ等で啓発する。

4 緊急輸送道路沿道建築物

府内の防災拠点施設への円滑な通行を確保するため、府及び市町村が連携し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する。

- (1) 市町村の区域を超える救援活動等の支援のために、次により、地震直後において通行の確保が必要な施設間を結ぶ道路を緊急輸送道路から選定する。
 - ・ 高速道路網を基幹道路として構成
 - ・ 迅速な支援活動等を実施するために必要とされる施設とインターチェンジを結ぶ緊急輸送道路を選定
 ◇対象施設：府庁・広域振興局、広域防災活動拠点、自衛隊駐屯地、PAZ避難時集結場所
- (2) 対象建築物<通行障害既存耐震不適格建築物：耐震改修促進法第5条第3項第2号>

昭和56年5月31日以前に着工し、地震時に道路を閉塞するおそれがある建築物を耐震化の対象とする。
- (3) 対象建築物の所有者から報告された耐震診断結果を公表するとともに、耐震性が不足する対象建築物の所有者に対し、耐震設計・耐震改修などを支援し、耐震化を促進する。

5 重点的に耐震性能の向上を図るべき区域

次のような区域について、市町村は府と連携して現状等を把握し、重点的に耐震性能の向上を図ることとし、府及び市町村は必要な措置を講ずるよう啓発に努める。

- ・ 老朽木造住宅が密集するなど地震時の建築物の倒壊による避難路の遮断や、集団火災の発生等が予想される区域
- ・ 市町村地域防災計画において特に重点的に耐震性能の向上を図ることが位置付けられた区域
- ・ 活断層等の周辺等地盤の状況が悪いと考えられる区域

6 密集住宅市街地の面的整備

建築物単体の耐震改修促進と並行して、特に緊急に改善すべき密集住宅市街地について市町村を主体とする住宅市街地総合整備事業等に基づき面的整備を促進する。

- (1) 整備に係る各種手法等を普及し、市町村主体の面的整備事業を誘導する。
- (2) 地域住民に対し、区画整理、共同建替え制度等の各種整備事業を普及し、合意形成を図っていく。

7 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

(1) 地震被災建築物応急危険度判定の必要性

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、府民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

このため、応急危険度判定技術を有する人材の養成を図るとともに、地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制等について、府、市町村及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会で決定して整備する。

(2) 応急危険度判定制度の整備

ア 地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の養成

- (ア) 建築士等を対象に応急危険度判定技術講習を実施する。
- (イ) 講習受講者からの申し出により判定士として府に登録する。
- (ウ) 他府県から転居した判定士も、簡単な手続きで府に登録する。

イ 応急危険度判定体制の確立

- (ア) 京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会において実施体制及び判定士の連絡システム等の整備を行う。
- (イ) 全国被災建築物応急危険度判定協議会及び近畿被災建築物応急危険度判定協議会により判定制度及び相互応援体制等について検討を行い、応急危険度判定体制の充実を図る。
- (ウ) 応急危険度判定に必要な調査表、判定ステッカー等を確保する。
- (エ) 判定士の二次災害に対応するため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が整備した民間判定士の判定活動に関する補償制度に加入する。

(3) 応急危険度判定訓練等の実施

被災時に的確に実施することができるよう、通常時においても全国被災建築物応急危険度判定協議会、近畿被災建築物応急危険度判定協議会及び京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会と連携を図り、次のとおり、訓練及び研修を実施する。

- ア 判定士又は市町村等を対象とした連絡訓練の実施
- イ 被災モデル建築物による判定実地訓練の実施
- ウ 応急危険度判定制度に関する研修の実施

8 被災宅地危険度判定制度の整備

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災

害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を実施することが重要であることから、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、危険度判定に必要な調査表、判定シート等を確保する。

また、被災後直ちに判定活動を実施できるよう府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会において実施体制及び被災宅地危険度判定士との連絡システム等の整備を進める。

(2) 全国組織との連携

全国の都道府県等により組織する被災宅地危険度判定連絡協議会において判定制度及び相互応援体制等について検討を行い、被災宅地危険度判定体制の充実を図る。

9 液状化対策

国、府、市町村及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、国、府及び市町村は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、府民への適切な情報提供等を図るものとする。

第3 推進体制の整備

1 京都府建築物耐震改修促進計画の推進

府関係部局、京都市及び宇治市等の関係部局、建築関係団体等で構成する検討委員会による調整、協議を通じて策定した「促進計画」に基づき既存建築物の耐震対策を推進する。

2 推進体制の整備と進行管理

1の計画に基づき、対象建築物及び当該耐震対策の進行状況を把握するとともに、耐震改修促進法を活用し、耐震診断、改修の促進を図る。

第4 応急仮設住宅等の供給体制の整備

大規模な地震が発生した場合は、住宅の倒壊等を生じ、多数の住民が住居を失うおそれがあるため、応急仮設住宅等の供給体制の整備を図る。

1 応急仮設住宅建設適地の確保

府及び市町村は、平常においてあらかじめ二次的な災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備する。

2 応急仮設住宅建設に関する協力体制の確立

府は、応急仮設住宅の建設に当たって住宅建設業者のあっせんその他の協力を得るための体制を確立する。

3 既存施設の利用

(1) 府及び市町村は、平常においてあらかじめ一時居住施設として利用可能な既存公的施設を選定する。

(2) 府は、民間住宅やホテル・旅館等の関係業界団体から一時居住施設として提供が可能な施設に係る情報の提供システムを確立する。

第3節 電気・ガス施設防災計画

第1 電気施設防災計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 計画の方針

電気施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検および測定等を実施する。さらに、地震発生時の液状化等による被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講ずる。

なお、関西電力送配電株式会社は「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、事前対策の検討や京都府との連携強化を図る。

2 計画の内容

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

(1) 地震動への対応

ア 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

ウ 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

エ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

オ 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地理条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

カ 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

(2) 津波への対応

ア 火力発電設備

機器の耐浪化は、発電設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案するほか、消防法令等に基づいて耐浪化を進める。

イ 送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

ウ 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

エ 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減及び復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

オ 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

第2 ガス施設災害予防計画（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

1 計画の方針

ガス施設において、液状化対策を含めた耐震性の強化を図るとともに、地震が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

2 計画の内容

(1) 防災体制

防災業務計画により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス施設対策(ガス供給設備)

ア 新設設備はガス工作物技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替・補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を完了している。

ウ 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメータ及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナール感震自動ガス遮断装置を設置している。

(3) その他防災設備

ア 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

(ア) 地震計

(イ) ガス漏れ警報設備

(ウ) 圧力計・流量計

イ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

ウ 資機材の整備

早急に復旧若しくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

(4) 教育・訓練

ア 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

イ 防災訓練

地震発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実戦的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

(5) 広報活動

ア 顧客に対し、パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

第4節 上下水道施設防災計画

第1 水道施設防災計画

1 計画の方針

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、施設の点検・調査を行い、その保全に努め、震災時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進めるとともに応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。

府は、水道事業者等が行う防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、水道事業者等間の連携に関する調整を行う。

2 計画の内容

- (1) 水道事業者等は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。
- (2) 水道事業者等は、防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。
- (3) 水道事業者等は、施設の液状化対策を含めた耐震性能を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組み合わせ、効率的・効果的な耐震化を計画的に進めるものとする。

また、津波対策が必要な地域においては、津波高さを考慮した対策に努めるものとする。

- (4) 水道事業者等は、施設が被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、緊急連絡管や緊急遮断弁の整備、配水池容量の拡大などにより、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進めるものとする。
 - (5) 水道事業者等は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備や2系統受電等の停電対策の実施に努めるものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。
 - (6) 水道事業者等は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。
 - (7) 府及び水道事業者等は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。
- また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。
- (8) 水道事業者等は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。
 - (9) 府及び水道事業者等は、飲料水の備蓄や受水槽等の耐震化の推進等について、住民が自主的に取組むよう啓発に努めるものとする。

第2 下水道施設防災計画

1 計画の方針

流域下水道管理者及び公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）は、施設の点検・調査を行い、その保全に努め、地震時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進める。

府は、下水道管理者が行う地震対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、下水道管理者等間の連携に関する調整を行う。

2 計画の内容

- (1) 下水道管理者は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される地震災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。
- (2) 下水道管理者は、地震対策上必要な施設台帳等については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での

保管等に努めるものとする。

- (3) 下水道管理者は、施設の液状化対策を含めた耐震性能を確保するとともに、効率的・効果的な耐震化を計画的に進めるものとする。また、津波対策が必要な地域においては、津波高さを考慮した対策に努めるものとする。
- (4) 下水道管理者は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備を整備するものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。
- (5) 下水道管理者は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。
- (6) 府及び下水道管理者は相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡体制を確保する。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。
- (7) 府及び下水道管理者は、円滑な応急復旧活動を行うため、被災時の行動マニュアル等を策定・活用するものとする。
- (8) 下水道管理者は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。

第3 工業用水道施設防災計画

工業用水道事業者は、工業用水道施設について、「第1 水道施設防災計画の2 計画の内容(1)～(9)」に準じた対策を講じるものとする。

第5節 学校等の防災計画

第1 計画の方針

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

第2 計画の内容

1 防災体制の整備

各学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。

その際学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、市町村等の災害対策担当部局やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。また、発災時別の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等、幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

(1) 学校における防災体制

学校の防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と所管する教育委員会、市町村の災害担当部局等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に発災時別基本ルール及び児童生徒等の引渡し方法並びに学校での保護方策を周知しておく。

(2) 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

ア 発災時別の教職員の対応方策

- ・ 在校時
- ・ 学校外の諸活動時
- ・ 登下校時
- ・ 夜間・休日等

登下校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅又は学校のいずれか近い方に向かうことを基本とする。

イ 保護者との連絡、引渡し方法及び学校での保護方策

ウ 施設・設備の被災状況の点検等

(3) 学校以外の教育機関における防災体制等

学校以外の教育機関においては、学校に準じ、施設の状況に応じた防災体制及び安全確保等のための職員対応マニュアル等を定める。

(4) 避難所としての運営方法等

市町村の災害対策担当部局の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

2 施設・設備等の災害予防対策

(1) 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

(2) 防災機能の整備

ア 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

イ 避難所としての機能整備

地域防災計画に避難所として位置づけられた学校等の施設については、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

(3) 設備・備品の安全対策

震災等の災害において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

3 防災訓練の実施

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、また、障害の有無等にも配慮しながら、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

4 市町村地域防災計画で定める事項

- (1) 防災に関する計画等の整備に関する事項
- (2) 防災上必要な教育に関する事項
- (3) 防災上必要な訓練に関する事項
- (4) 施設・設備等の災害予防対策に関する事項

第6節 都市公園施設防災計画

第1 現況

府立都市公園は、現在12箇所、425.7 haある。都市公園は、震災時に避難地、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

京都府立都市公園 (令和5年4月1日現在)

都 市 公 園 名	所 在 地	供用面積(ha)	備 考
嵐山公園	京都市	10.6	
嵐山東公園	〃	11.4	
鴨川公園	〃	39.9	
伏見港公園	〃	3.7	
洛西浄化センター公園	京都市・長岡京市	5.6	
宇治公園	宇治市	1.6	
山城総合運動公園	〃	94.9	
天橋立公園	宮津市	25.1	
丹後海と星の見える丘公園	〃	142.9	
木津川運動公園	城陽市	12.7	
関西文化学術研究都市記念公園	精華町	24.1	
丹波自然運動公園	京丹波町	53.2	
合 計		425.7	

第2 計画の方針

府立都市公園については、利用者の安全を確保するため、震災の被害を最小限にとどめるとともに、震災時に避難場所や防災・復旧活動拠点等として機能するよう必要な施設整備を行う。

また、広域避難地や一時避難地となるオープンスペースを確保するため、京都府広域緑地計画に基づき、公園緑地の整備推進を図る。

第3 計画の内容

1 府立都市公園の防災機能整備

各府立都市公園の特性に応じた震災時の役割を検討の上、必要に応じ次の整備を順次行う。

- ・ 防火帯となる植樹帯等の整備
- ・ 避難場所や応急活動の拠点地、ヘリポート等に活用可能な広場、駐車場及び屋外運動施設（競技場、球技場、野球場、テニスコート等）を整備するとともに、公園内の園路や橋の耐震性向上対策
- ・ 避難施設や防災拠点として活用可能な体育館、管理事務所、クラブハウス等の建築物について、必要に応じた整備
- ・ 避難生活や応急活動に利用可能な、非常用の電源、通信、照明、水供給設備、耐震性貯水槽等の整備
特に、山城総合運動公園、丹波自然運動公園及び木津川運動公園については、防災活動拠点となるこ

とから、その役割に応じた施設整備を行う。

2 公園緑地の整備計画の策定

環境保全、レクリエーション、景観構成機能及び、災害時の被害の緩衝、避難・救援活動の場の提供等の防災機能を持つ公園緑地の保全・整備を図るため、必要に応じて京都府広域緑地計画の見直しを行う。また、市町村が都市緑地法に基づき、都市公園の整備、緑地の保全及び都市緑化の推進に関する基本計画である「緑の基本計画」を策定するに当たり、公園緑地が十分に防災機能を発揮できるよう指導する。

第7節 通信放送施設防災計画

西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社（関西総支社）、株式会社NTTドコモ関西支社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、日本放送協会京都放送局、株式会社エフエム京都

第1 計画の方針

電気通信設備の地震災害による故障発生を未然に防止し、また、地震災害による故障が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画について定める。

また、災害時に電話がつながりにくい状況下での有効な情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル（171）」及び災害用伝言板サービスの運用計画について定める。

第2 計画の内容

1 電気通信設備等の防災計画

地震災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って万全を期する。

- (1) 主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。
- (2) 大地震による洪水又は津波等の恐れがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。
- (3) 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

2 伝送路の整備計画

局地的地震災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- (1) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- (2) 主要区間の電送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

3 回線の非常措置計画

地震災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するために、あらかじめ次の措置計画を定めて万全を期す。

- (1) 回線の切替措置方法
- (2) 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

4 孤立防止対策計画

地震災害の発生で、府内の遠隔地市町村との通信途絶による孤立化を防止するため、次のとおり移動無線網の設備充実を図る。

- (1) 小型無線電話機の増備
- (2) 可搬型無線機の増備

5 「災害用伝言ダイヤル（171）」運用計画

「災害用伝言ダイヤル（171）」は、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- (1) 被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。
- (2) 伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。

- (3) 家族による安否確認が一段落後、被災地外からの利用（登録）を可能とする。

6 災害用伝言板サービス運用計画

災害用伝言板サービスは、携帯電話、PHS及びパソコンに開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- (1) 被災地住民の連絡手段として活用する。
- (2) メッセージ登録が可能な地域は、災害が発生した地域及びその周辺とする。
- (3) 災害用伝言板を開設した電気通信事業者以外の携帯電話及びパソコンからの安否確認を可能とする。

7 放送施設の防災計画

平常から次について準備しておく。

- (1) 別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置
- (2) 消耗品、機材等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備その他恒常的に災害をうける地区への応急機材の配備）
- (3) 無線中継状態の把握
- (4) 移動無線機等の伝ぱん試験
- (5) 交通路の調査
- (6) 非常持出機器、書類の指定
- (7) 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定
- (8) 電力会社、警察、国土交通省等の利用しうる通信回路の調査
- (9) その他必要と認められる事項

第8節 鉄道施設防災計画

西日本旅客鉄道株式会社・東海旅客鉄道株式会社・北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社・近畿日本鉄道株式会社・京阪電気鉄道株式会社・阪急電鉄株式会社・京福電気鉄道株式会社・叡山電鉄株式会社・嵯峨野観光鉄道株式会社

第1 計画の方針

鉄道各社は、列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って、社会的使命を発揮する。

また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておき、さらに、線路施設等の被災状況を的確に把握して、広域災害に対処する体制を確立し、輸送の円滑化を図る。

鉄道各社のそれぞれの管轄区域は図2.1.1のとおりである。

第2 計画の内容

地震災害に対して、防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- 1 高架橋及び橋梁の維持、補修及び耐震補強
- 2 河川改修に伴う橋梁改良
- 3 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- 4 トンネルの維持、補修及び改良強化
- 5 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- 6 建物等の維持、修繕
- 7 通信設備の維持、補修
- 8 空頭不足による橋桁衝突事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- 9 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- 10 駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強
- 11 車庫内で仮置中の車体の転落防止
- 12 危険及び不良箇所 の点検整備
- 13 落石、倒木警報装置の点検整備
- 14 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- 15 その他防災上必要なもの

第3 西日本旅客鉄道株式会社の計画

1 在来線における地震時運転規制

現行、体感もしくは早期地震検知警報システムにより運転規制を行なっているが、気象庁発表震度を有効活用することにより運転取扱いを一部見直すとともに輸送指令による指示に一本化する。

2 落石検知装置の整備等

平成18年11月に発生した津山線落石脱線事故を受けて、落石に対する健全度判定の考え方および落石対策の考え方を整備するとともに落石対策工について実施時期、方法等の標準を策定した。また、落石等の災害が予想される鉄道と道路が近接した箇所を特定し、道路管理者との情報共有化を図ることとする。

第4 東海旅客鉄道株式会社の計画

1 東海道新幹線早期地震警報システム（テラス）

平成4年3月に導入した初代の早期地震警報システムを改良し、平成17年8月に東海道新幹線早期地震

警報システム（テラス）を導入した。このテラスは最新の地震諸元推定方式を導入し、警報発信時間を初代システムの3秒から2秒へ1秒短縮し、警報精度の向上を図った。

テラスによる地震動の早期検知はP波の波形の「振幅増加度」から震央距離を推定し、さらに波形の最大振幅を加味しマグニチュードを推定している。この推定から自動判定して、列車を停止するシステムとなっている。P波を検知する箇所は、東海道新幹線を包囲するように過去大規模地震発生域の近くに設置している。（京都府域の検知箇所：舞鶴）さらに、平成20年度より気象庁からの緊急地震速報を活用することで、テラスの早期警報を補完する取り組みを実施している。

また、沿線付近で発生する地震を想定して、東海道新幹線沿線50箇所に地震計を設置しており、一定の地震動を感知した場合、自動的に列車を停止する。なお、運転再開については、地震強度に応じて安全を確認して、段階的に速度向上を実施するものである。

2 新幹線の緊急耐震補強

平成7年の兵庫県南部地震以降、大規模な地震に対しても構造物が崩壊しないことを目的として、緊急耐震補強（ラーメン高架橋の柱補強、橋桁の落橋防止対策）を実施し、平成11年3月に予定通り完了した。その後、緊急耐震補強以外にも、耐震評価を実施し補強を推進してきた。さらに、平成15年5月に発生した三陸南地震で東北新幹線の高架橋が被災したことを契機として、同年6月、国土交通省より「耐震補強必要箇所がある高架橋について速やかに耐震補強を行うこと」との通達を受け、平成20年度に補強を完了した。

第5 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画地震対策

1 地震動の早期検知

沿線地震計情報は、運転指令に直結し警報表示。

2 列車停止手配

運転指令は列車無線により緊急停止を指示、地震情報の伝達。

3 災害時の体制

「鉄道事故及び災害応急処置要領」による。

4 地震計・警報表示機器の点検整備。

5 防災訓練の実施

第6 近畿日本鉄道株式会社の計画

1 鉄道土木施設の防災対策

- (1) 橋梁、トンネル、法面等の土木構造物を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。
- (2) 駅舎、待合室等の建築物を適切に点検し、必要に応じ維持、修繕を実施する。
- (3) 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。

2 鉄道電気施設の防災対策

- (1) 電路、変電、電機、信号、通信等の鉄道電気施設を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。
- (2) 災害に備え気象観測機器を整備し、また災害が発生した場合の通信手段の確保に努める。
- (3) 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。

3 行政との連携

- (1) 自動車等の踏切事故、橋桁衝突事故、線路内転落事故を防止するため、道路管理者との協議を行う。
- (2) 線路周辺の環境変化に伴う防災強化について行政との連携を密にする。
- (3) 万一災害が発生した場合、行政と連携して迅速な復旧に努め、地域の足を確保する。

第7 京阪電気鉄道株式会社の計画

地震時体制の確立

- 1 地震計の設置
- 2 本社、運転指令所崩壊の場合の代替場所の確保
- 3 連絡通報系統の周知徹底
- 4 非常時の各人の出勤場所と役割の明確化及び責任者の選定基準策定
- 5 非常用機材の調達方法の確立、飲料水・食料の備蓄
- 6 防災訓練の実施

第8 阪急電鉄株式会社の計画

1 震災予防対策の基本方針

- (1) 自然災害による長時間の輸送障害又は多数の死傷者の発生等、社会的に大きな影響を及ぼすと認められる場合の事故速報、情報把握、連絡、救援、復旧、輸送等の対策を定め、適確な処置をとるため、緊急事態対策規程、防災体制要綱（地震、津波）を定めている。
- (2) 日常、各部署係員による列車添乗・徒歩巡回による点検巡回の実施及び定期検査による各諸施設の点検実施を行い、設備不良箇所については、直ちに整備する等、常に施設の整備を実施する。

（感震器設置箇所）

西院、大山崎、茨木、能勢口、中津、西宮、六甲の感震器と地震警報表示器の点検整備を実施する。

第9 京福電気鉄道株式会社の計画

地震発生時における車両の運転は、その状況に応じ、鉄道災害対策規則及び大規模地震を想定した事業継続計画（BCP）基本計画書に基づいて処置を講じる。

第10 叡山電鉄株式会社の計画

地震時体制の整備

- 1 地震計の設置
- 2 災害時の緊急連絡・報告経路等の確認
- 3 運転規制の周知徹底
- 4 災害応急対策用資機材の整備
- 5 防災訓練の実施

第11 嵯峨野観光鉄道株式会社の計画

震災対策

- 1 地震対策の基本方針
- 2 諸設備の点検、整備、保守計画
- 3 地震発生時の運転取扱い要領及び復旧体制要領

図 2 - 1 - 1 鉄道略図

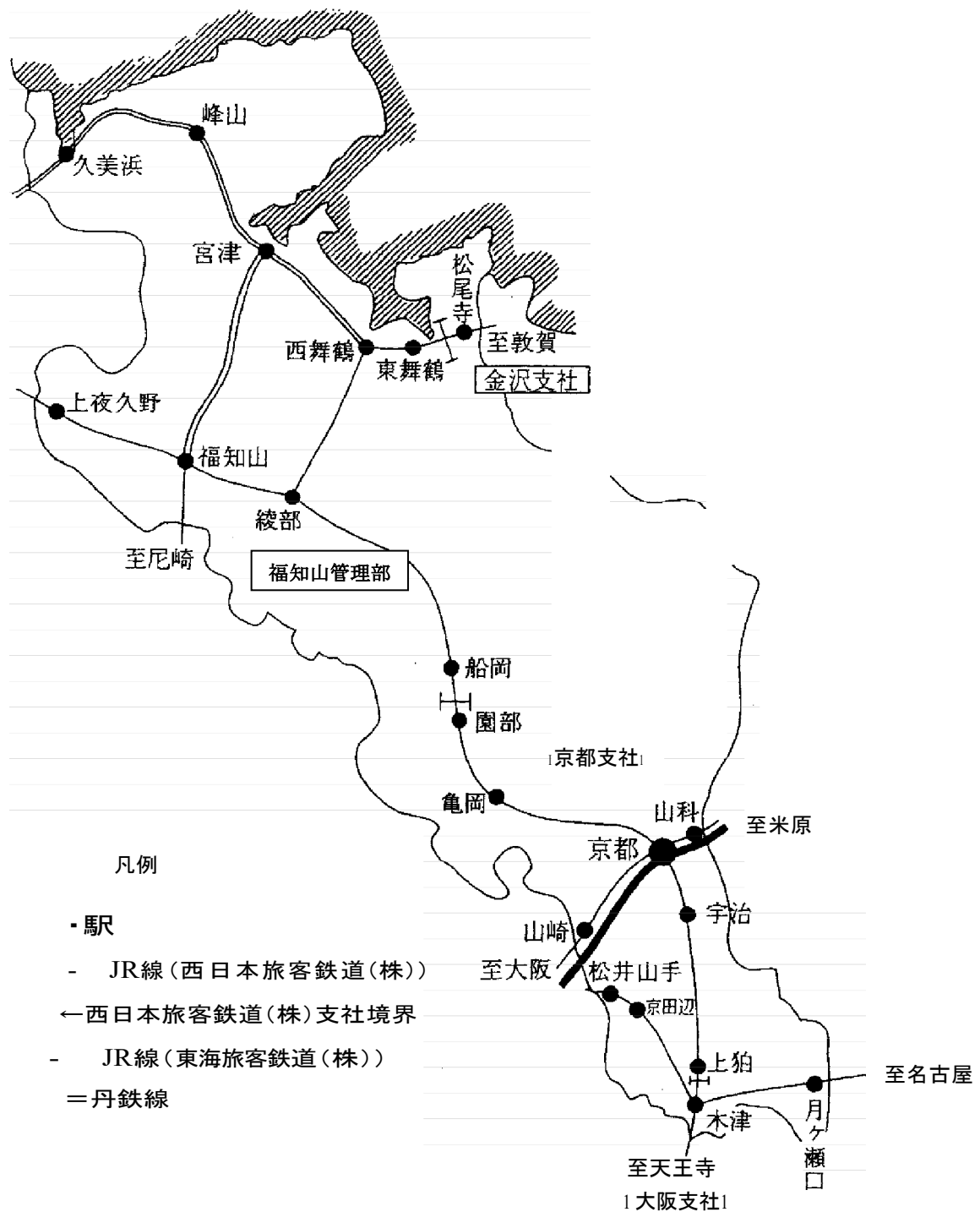
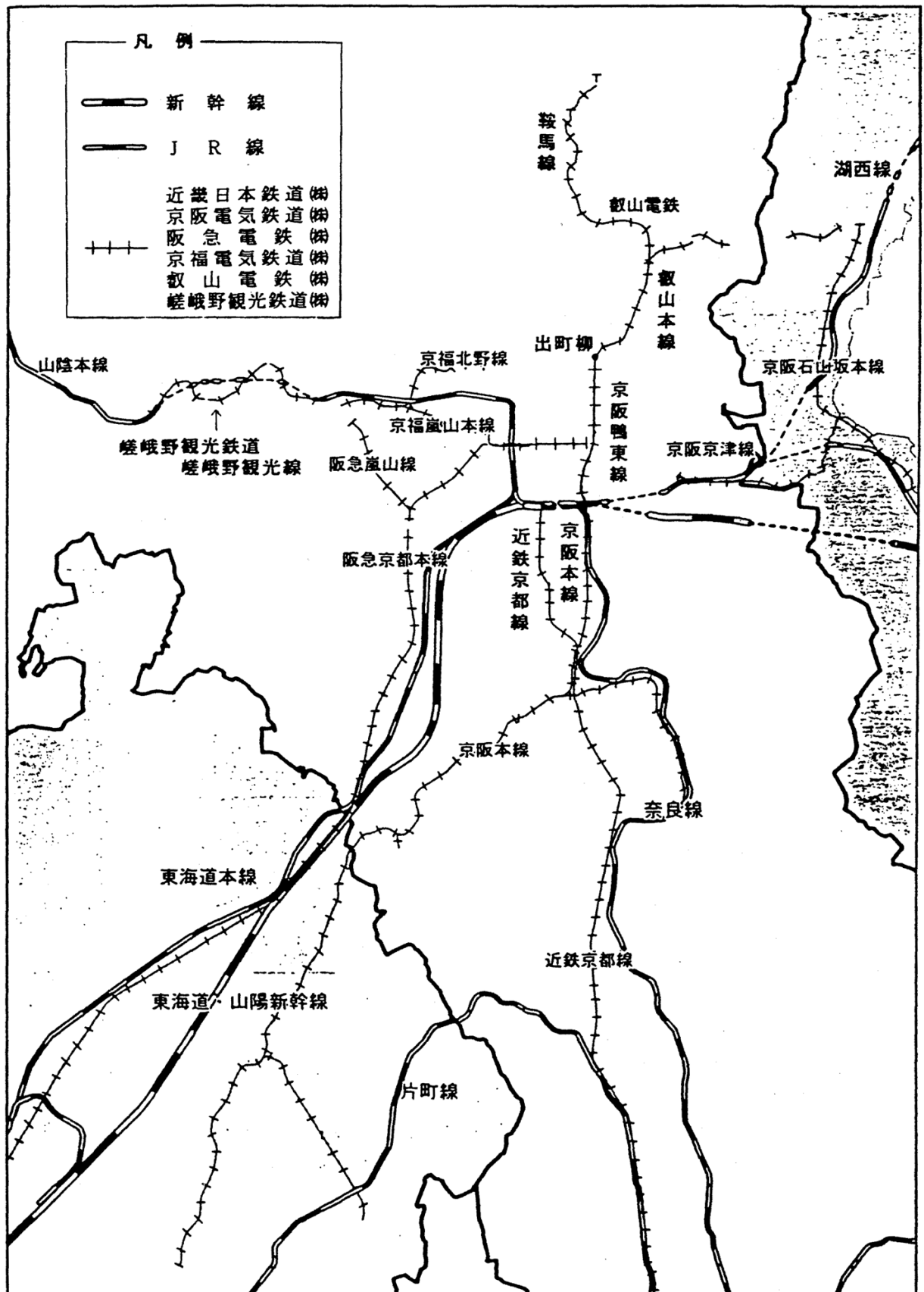


図2. 1. 1(2) 鉄道略図





令和4年4月



第9節 道路及び橋梁防災計画

第1 現況

府内における道路の特徴としては、山間部及び河川沿いのものが多く、さらに北部においては海岸線に沿ったものがあり、災害を被る可能性があるため、計画的に道路の付替え、防災工事等により道路体質の改善に努めている。

なお、府が管理している道路及び橋梁の現況と危険箇所の点検結果は表2.1.3のとおりである。

表2.1.3 府管理道路状況一覧表

道路種別	道路現況		危険箇所（平成8,9年度点検結果）		
	管理延長(km) (令和4.4.1)	橋梁箇所数 (令和4.4.1)	崩土等	なだれ	その他
一般国道	433.3	462	109	1	15
主要地方道	882.9	886	284	2	16
一般府道	824.9	802	241	0	20
計	2,141.1	2,150	634	3	51

注：その他には地滑り、土石流、盛土、擁壁、橋梁（洗掘）、地吹雪等を含む。
数値は、自転車道を除く。

第2 計画の方針

重要物流道路及び代替・補完路や地震直後から発生する緊急輸送を、円滑かつ確実に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）について、ダブルネットワークの形成とその機能強化を目指した道路整備を進める。

第3 計画の内容

1 緊急輸送道路の整備

重要物流道路及び代替・補完路、地震災害など緊急時に重要となる施設等（府総合庁舎、市町村役場、主要港湾、医療施設等）へのアクセス機能を確保するため、避難・輸送の大動脈である京都縦貫自動車道等の広域的な交通機能をもつ高速道路等の建設や耐震強化を推進するとともに、それらとネットワークを構成する一般国道や主要地方道等の整備を推進する。

なお、府内の重要物流道路及びその代替・補完路、緊急輸送道路については、表3.17.2、表3.17.3及び表3.17.4に示す。

2 災害に強い道路の整備

崩土、落石、盛土の大規模崩壊等の災害のおそれのある道路法面等の危険箇所を把握し、対策工事の必要な箇所については、計画的に整備を推進する。また、都市内の避難路となる道路については、交通機能を確保するための無電柱化など、災害に強い道路整備を行う。

3 重要な道路構造物の整備

(1) 橋梁の整備

地震による橋梁の落下や重大な段差の発生を防止し交通機能を確保するとともに、交通遮断等、他施設への影響をなくすため、橋梁の耐震化対策を推進する。

なお、横断歩道橋についても同様の措置を行う。

(2) トンネルの整備

地震災害時の交通機能を確保するため、トンネルの安全点検調査を実施し、防災補修工事が必要な箇所については、計画的な整備を推進する。

第10節 河川・海岸施設防災計画

第1 河川施設防災計画

1 現況

府内を流れる一級及び二級河川は394河川で、河川延長にして、約2,046kmであり、このうち、知事が管理する河川は377河川、延長約1,852kmである。

その他これらの河川に注ぐ多数の小河川及び水流が市町村によって管理されている。

河川については地震時において防災機能としての役割が重要となる。

2 計画の方針

- (1) 耐震性を考慮して、老朽化している水門及び排水機場の改築並びに施設の改良を行い、河川改修、浚せつ、内水排除を実施する。また、テレメーターシステム等を整備し、的確な情報収集を行って出水に迅速に対応できるような体制を整備する。
- (2) 河川は、火災等には河川自体が防火帯の機能を発揮したり、河川管理用通路を非常用道路として、また、河川水は消火用水や緊急時の生活用水として利用できることから、こういった機能の向上を目指した河川整備を行う。

3 計画の内容

- (1) 避難のための広場整備を行う。
- (2) 緊急輸送路などとしての利用を考慮した河川管理用道路の整備を行う。
- (3) 緊急時における生活・消防用水として河川水を容易に利用できるよう、取水ポイントまでのアクセスとなる坂路、階段護岸等の整備を進める。

第2 海岸施設防災計画

1 現況

京都府内の海岸は日本海にのみ存在し、その総延長は315.2kmであり、このうち109.0kmを海岸保全区域に指定しており、その所管別延長は、表2.1.4のとおりである。

表2.1.4 保全区域所管別 海岸諸元

保全区域所管別	海岸延長(km)	指定区域(km)
国土交通省港湾局	131.1	69.2
国土交通省 水管理・国土保全局	101.3	16.4
農林水産省農村振興局	1.3	1.3
水産庁	81.5	22.1
計	315.2	109.0

2 計画の方針

海岸施設の整備に当たっては、耐震性を考慮するとともに、津波による被害を最小限にとどめるため海岸の状況に応じた防災対策に努める。

3 計画の内容

護岸の緩勾配化、潜堤、養浜等による面的な防災対策を図り地震・津波に強い施設整備を進める。

第11節 砂防及び治山施設防災計画

第1 砂防施設防災計画

1 現況

府内には土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪流（溪流勾配15°以上）が6,732溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある。

また、砂防指定地は、府内に面的な指定が54の告示、溪流の指定が1,077溪流あり（令和7年3月1日現在）、適切な管理に努めている。

2 計画の方針

地震等の際には山腹崩壊や地盤の緩みが発生し、降雨でがけ崩れなどいわゆる二次的な土砂災害の発生する危険性の増大が懸念される。

このため、土石流から人命・財産を守るため、砂防堰堤等の整備を実施するとともに、警戒避難体制の整備に資する情報基盤整備の推進を図る。

3 計画の内容

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき砂防堰堤等の整備を推進する。特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。また、市町村においては警戒避難体制の整備を行う。

- (1) 地盤のゆるみによる有害な土砂を土砂生産地帯でくいとめるため、治山事業とも調整して対策を実施する。
- (2) 土砂礫の流下や溪床の浸食を防止し、溪床の勾配を緩やかにして安定させるために砂防堰堤や床固工等を設置する。
- (3) 既存施設を適宜巡回・点検して適切な管理に努める。
- (4) 危険箇所の把握と二次的な土砂災害に関する予警報システムの検討及び市町村においては警戒避難体制の整備を行う。

第2 治山施設防災計画

1 現況

府内森林面積342,243haのうち約106,340haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。

なお、府内の林地保全に関する土砂災害警戒区域箇所等の箇所数は、表2.1.5に示すとおりである。

2 計画の方針

既設保安林の防災機能の維持と強化を図るとともに、地震により山腹崩壊が発生するおそれがある危険区域については、治山事業の拡充と造林を推進する。

これらにより、荒廃した溪流の安定を図り、地震による山地災害を防止する。

3 計画の内容

治山事業実施方針に基づき崩壊地の復旧、山腹崩壊危険地の予防工事を行う。

- (1) 地震による崩壊及び崩壊の危険のある斜面に森林を復旧安定して育成させるため、山腹工事を行う。
- (2) 浸食の甚だしい溪流の浸食を防ぎ、山腹斜面を安定させるとともに、山腹崩壊による土石流を防止するために治山ダムを設置する。
- (3) なだれの危険のある箇所において、防止機能の高い森林を造成すると同時に補完する構造物を設置し、

なだれ発生防止を図る。

- (4) 過去に治山事業を実施した箇所を適宜巡回・点検して、必要な対策を講じる。
- (5) 危険箇所の把握と2次的な山地災害に関する警戒避難体制の整備の指導を行う。

第3 山地災害危険地区の周知等

1 山地災害危険地区

地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。

なお、台風通過後等に山地災害危険地区の現地調査を行い、山地災害の危険性が増大したと判断される場合は市町村を通じて地元で周知を行うとともに治山対策を検討する。

2 市町村への資料提供

府は人命保護の立場から山地災害危険地区に関する資料を関係市町村に提供し、市町村地域防災計画に山地災害危険地区対策として組み入れられるよう、助言・支援する。

3 地域住民への周知

人的被災を極力軽減するため、関係市町村を通じて山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難態勢の確立に努める。

また、山地災害危険地区に関する詳しい情報は、各広域振興局森づくり推進室及び京都林務事務所で閲覧できるようにすることとし、さらに、山地災害危険地区の位置や種別などをインターネット（京都府ホームページ）に掲載する。（<https://www.pref.kyoto.jp/shinrinhozen/chisan/kikenchiku.html>）

（令和6年3月現在）

山地災害危険地区の種類	箇所数	備 考
山腹崩壊	2,776箇所	※ 該当市町村を下記に示す。
地すべり	26箇所	
崩壊土砂流出	2,270箇所	
合計	5,072箇所	

※京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町

表2.1.5.1土砂災害警戒区域等一覧表

(令和5年4月1日現在)

危険区域別 市町村別		林 地 保 全				農地保全
		山 地 災 害 危 険 地（国有林分）			なだれ危険地	地すべり
		山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり		
京都林務	京都市	3 0 4 (34)	3 3 6 (39)			
	向日市	2				
	長岡京市	1 9	7			
	大山崎町	8	1			
	小計	3 3 3 (34)	3 4 4 (39)			
京 都 府 山 城 広域振興局	宇治市	4 4	5 0			
	城陽市		3			
	久御山町					
	八幡市	5				
	京田辺市	3	1			1
	井手町	1 (8)	3			
	宇治田原町	5 3	4 6	1		
	木津川市	8 9 (1)	2 1 (1)			
	笠置町	2 7	1 6			
	和束町	3 8	3 6			1
	精華町	5				
	南山城村	5 2	2 1			
	小計	3 1 7 (9)	1 9 7 (1)	1		2
京 都 府 南 丹 広域振興局	亀岡市	1 1 1	1 6 4	1		
	南丹市	2 5 2	2 0 9		9 1	
	京丹波町	6 4 (2)	1 1 2 (4)	1		
	小計	4 2 7 (2)	4 8 5 (4)	2	9 1	
京 都 府 中 丹 広域振興局	綾部市	2 5 5	1 9 1 (7)		3	
	福知山市	3 9 9	4 0 1	4	1 0	
	舞鶴市	3 5 3	2 1 9 (3)	7	8	
	小計	1 0 0 7	8 1 1 (10)	1 1	2 1	
京 都 府 丹 後 広域振興局	宮津市	1 1 9 (7)	1 1 0 (2)	4	4	
	与謝野町	7 8	8 5		1 8	
	伊根町	5 0 (1)	2 3	2	2 1	
	京丹後市	4 4 5 (2)	2 1 5 (3)	6	8 7	1
	小計	6 9 2 (10)	4 3 3 (5)	1 2	1 3 0	1
合計		2, 7 7 6 (55)	2, 2 7 0 (59)	2 6	2 4 2	3

表2. 1. 5. 2 土砂災害警戒区域等指定状況(R7.2.28)

市町村名 (土木事務所名)	最終見込み		指定数							
			計		土石流		急傾斜		地すべり	
	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別
京都市	2,405	2,045	2,405	2,045	930	616	1,475	1,429	0	0
京都土木 小計	2,405	2,045	2,405	2,045	930	616	1,475	1,429	0	0
西京区一部	120	95	120	95	38	23	80	72	2	0
向日市	14	10	14	10	1	1	13	9	0	0
長岡京市	57	44	57	44	19	11	38	33	0	0
大山崎町	31	26	31	26	8	5	23	21	0	0
乙訓土木 小計	222	175	222	175	66	40	154	135	2	0
宇治市	269	223	269	223	109	72	160	151	0	0
城陽市	18	15	18	15	4	1	14	14	0	0
八幡市	46	35	46	35	11	3	35	32	0	0
京田辺市	160	121	160	121	41	17	118	104	1	0
井手町	50	34	50	34	20	4	30	30	0	0
宇治田原町	194	157	193	157	94	59	98	98	1	0
久御山町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山城北土木 小計	737	585	736	585	279	156	455	429	2	0
木津川市	355	294	353	292	75	29	275	263	3	0
笠置町	92	70	92	70	40	23	51	47	1	0
和束町	179	140	155	119	53	25	99	94	3	0
精華町	88	79	85	76	4	1	79	75	2	0
南山城村	164	140	164	140	60	38	104	102	0	0
山城南土木 小計	878	723	849	697	232	116	608	581	9	0
右京区一部	19	18	19	18	9	8	10	10	0	0
亀岡市	760	628	760	628	325	203	434	425	1	0
南丹市	1,772	1,540	1,752	1,522	691	476	1,060	1,046	1	0
京丹波町	1,379	1,194	1,379	1,194	565	396	812	798	2	0
南丹土木 小計	3,930	3,380	3,910	3,362	1,590	1,083	2,316	2,279	4	0
舞鶴市	2,216	1,828	2,209	1,822	985	614	1,218	1,208	6	0
綾部市	1,678	1,375	1,671	1,369	707	424	961	945	3	0
中丹東土木 小計	3,894	3,203	3,880	3,191	1,692	1,038	2,179	2,153	9	0
福知山市	2,384	2,061	2,384	2,061	946	648	1,430	1,413	8	0
中丹西土木 小計	2,384	2,061	2,384	2,061	946	648	1,430	1,413	8	0
宮津市	609	475	609	475	276	153	324	322	9	0
京丹後市	1,765	1,478	1,764	1,478	574	329	1,181	1,149	9	0
伊根町	136	111	136	111	37	20	91	91	8	0
与謝野町	485	410	485	410	257	183	228	227	0	0
丹後土木 小計	2,995	2,474	2,994	2,474	1,144	685	1,824	1,789	26	0
市町村にまたがる指定箇所	-18	-7	-18	-7	-11	-3	-7	-4	0	0
合計	17,427	14,639	17,362	14,583	6,868	4,379	10,434	10,204	60	0

第12節 地すべり・急傾斜地防災計画

第1 地すべり防災計画

1 現況

府内の地すべり防止区域の数は表2.1.6のとおりであり、国土交通省所管のものが22箇所、農林水産省所管のものが9箇所（林野庁6箇所、農村振興局3箇所）であって、合計31箇所である。

2 計画の方針

地すべりの発生原因は主として地下水によるものであるが、大地震の際に地面が激しく震動すると、そのために地すべりが発生することもある。

特に、湖沼や湿地等が多く存在しているところでは、過去の地すべりによって形成されたものと考えられる場合があり、今後も注意を要するところである。

このような状況を考慮して、地すべり防止区域の判定及び地すべり運動の把握を的確に行うために、各種の調査を広範囲に実施して、当該地すべりの特性に合致した対策工を施工する。

3 計画の内容

地すべりの災害を未然に防止するため、地すべり対策工を地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき推進する。特に保全対象人家が10戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。また、市町村においては警戒避難態勢の整備を行う。

- (1) 地形・地質調査、表面移動量調査、地下水・地表水調査等を広範囲に実施して、地すべり区域、運動形態の特徴、地下水・地表水との関連性等を詳細に調べる。
- (2) 地すべり調査結果にもとづいて、地すべり防止区域の指定を促進する。
- (3) 地すべりの特性と地下水・地表水との関連性に応じて、地下水・地表水を排除する集水井戸、排水ボーリング、暗渠、水路等を設置する。
- (4) 地すべり力を抑止するため擁壁工、杭工等を施工する。
- (5) 土砂災害警戒区域の把握や予警報システムの検討及び市町村においては警戒避難体制の整備を行う。

第2 急傾斜地防災計画

1 現況

傾斜度30°以上かつ、がけの高さ5m以上の急傾斜地で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が10,434箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある（表2.1.5.2参照）。このうち344箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。（表2.1.7参照）

2 計画の方針

地震等の際には斜面崩壊や、地盤の緩みが生じて降雨により二次的な土砂災害の発生する危険性の増大が懸念される。

このため、がけ崩れ等の災害から人命・財産を守るため、急傾斜地崩壊防止対策を実施する。

3 計画の内容

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき急傾斜地崩壊防止対策工を推進する。特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。また、市町村においては警戒避難体制の整備を行う。

- (1) 急傾斜地の調査として、規模・形態・土質・被害を受ける可能性のある人家数・公共施設の種別と数、対策工事の有無等を調べる。

- (2) 急傾斜地崩壊危険区域としての指定を促進する。
- (3) 雨水排除・法面保護等の崩壊防止対策を推進する。
- (4) 危険区域ごとに、豪雨・地震・予報・警報等についての情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (5) 危険箇所の把握と、二次的な土砂災害に関して、予警報システムの検討及び市町村においては警戒避難体制の整備を行う。

表2. 1. 6 地すべり防止区域一覧表

令和7年4月1日現在

振興局	地すべり防止区域名	所在地	面積 (ha)	告示番号	告示年月日	砂防指定地		保安林	
山城	小塩	京都市西京区大原野小塩	8. 11	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部	S11. 10		
	山之上	木津川市加茂町大字北	6. 47	建設省告示第12号	昭和35年 1月 8日	一部	S34. 1		
	美浪	木津川市加茂町大字美浪	6. 24	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部	S34. 1		
	木元	綴喜郡宇治田原町奥山田字木元	17. 37	農林水産省告示第447号	昭和38年 4月10日			一部	S31. 2
	東畑	相楽郡精華町大字東畑	14. 97	建設省告示第298号	昭和47年 3月 3日				
	園	相楽郡和束町園	11. 82	農林水産省告示第358号	昭和55年 3月17日				
	切山	相楽郡笠置町大字切山	50. 81	建設省告示第812号	昭和57年 3月26日	一部	H15. 12		
	白栖	相楽郡和束町大字白栖	23. 79	建設省告示第848号	昭和59年 3月31日				
	東畑(追加)	相楽郡精華町大字東畑	5. 5	建設省告示第848号	昭和59年 3月31日				
	白栖(追加)	相楽郡和束町大字白栖	6. 53	建設省告示第832号	昭和63年 3月18日				
	小塩(2)	京都市西京区大原野小塩	5. 23	建設省告示第866号	平成元年 3月31日				
	山之上(追加)	木津川市加茂町大字北	1. 71	建設省告示第929号	平成 3年 3月30日				
	天王黒岩	京田辺市天王黒岩	10. 67	農林水産省告示第365号	平成 4年 3月16日				
	天王黒岩 (追加)	京田辺市天王黒岩	1. 33	農林水産省告示第1066号	平成10年 7月22日				
	小塩(3)	京都市西京区大原野南春日町	9. 03	建設省告示第1595号	平成11年 8月16日	一部	S12. 7		
	乾谷	相楽郡精華町大字乾谷	5. 8	国土交通省告示第192号	令和 3年 3月17日				
			185. 38						
南丹	土ヶ畑	亀岡市畑野町土ヶ畑澤の上	7. 21	農林水産省告示第940号	昭和47年 6月13日			○	S47. 12
			7. 21						
中丹	朝代	舞鶴市朝代	7. 92	建設省告示第12号	昭和35年 1月 8日				
	大山	舞鶴市大山	5. 32	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部	S26. 3		
	上林	綾部市八津合	17. 38	建設省告示第387号	昭和37年 3月 1日	一部	S32. 3	一部	S53. 10
	橋谷	福知山市大江町字橋谷	63. 26	農林水産省告示第384号	昭和49年 5月10日	一部	S12. 7	一部	S60. 10
	小谷	福知山市大江町蓼原	8. 48	建設省告示第985号	昭和54年 5月17日	一部	S43. 7		
	小谷(追加)	福知山市大江町蓼原	2. 87	国土交通省告示第279号	平成13年 3月21日			一部	S50. 11
	小谷(追加)	福知山市大江町蓼原、小原田	90. 04	国土交通省告示第705号	平成20年 6月 6日				
			195. 27						
丹後	牧	宮津市大字日ヶ谷	5. 92	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日			一部	S43. 4
	藪田	宮津市大字日ヶ谷	14. 69	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部	S55. 3		
	本村	宮津市日ヶ谷	38. 7	建設省告示第3545号 (建設省告示第830号)	昭和41年10月22日 (平成 2年 3月31日)	一部	S12. 7		
	寺領	与謝郡伊根町大字寺領	9. 04	建設省告示第3545号	昭和41年10月22日				
	間人	京丹後市丹後町大字間人	15. 94	建設省告示第3545号	昭和41年10月22日				
	舟ヶ谷	宮津市長江舟ヶ谷	54. 26	農林水産省告示第940号	昭和47年 6月13日			一部	S50. 11
	長江	宮津市字長江	7. 9	建設省告示第1041号	昭和51年 7月 6日				
	菅野	与謝郡伊根町大字菅野	25	建設省告示第850号	昭和57年 3月26日	一部	S23. 6		
	落山	宮津市大字日ヶ谷	15. 7	建設省告示第824号	昭和62年 3月27日				
	俵野	京丹後市網野町俵野	23. 06	農林水産省告示第1419号	平成 5年12月 6日				
	田原	宮津市字田原	44. 22	農林水産省告示第1500号	平成 5年12月15日			一部	H12. 6
	間人 (追加)	京丹後市丹後町大字間人	10. 04	国土交通省告示303号	平成19年 3月13日				
	田坪	与謝郡伊根町字野村	8. 76	農林水産省告示第1080号	平成20年 7月 7日			一部	S57. 12
	河来見	与謝郡伊根町大字野村	19. 01	建設省告示第299号	平成 9年 2月28日				
			292. 24						
	合 計	31箇所	680. 10				12箇所		9箇所

表2. 1. 7 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表

令和7年3月1日 現在

事務所	市町村名	危険区域名	所在地	指定年	追加 指定年	面積(ha)	告示年月日	告示番号	告示区域名	備考
京都	京都市	1 丸山	左京区北白川	S54	H14	3.02	昭54.09.11	第592号		
		2 ケン山	北区上賀茂	H16		0.02	平14.03.22	第168号		
		3 久多	左京区久多	H24		0.40	平16.03.26	第205号		
		4 周山	周山	H24		1.29	平24.12.07	第705号		
		(旧京北町)				0.49	昭53.06.20	第381号		
		(旧京北町)				0.63	昭57.11.05	第809号		
		(旧京北町)				0.25	昭57.11.05	第809号		
		(旧京北町)				2.37	昭58.09.30	第642号		
		(旧京北町)				1.36	昭61.03.25	第206号		H25.03.12 第107号 解除
		(旧京北町)				0.66	平25.03.12	第108号		上記解除と同時に再指定告示
		(旧京北町)				2.79	昭63.03.30	第201号		
		(旧京北町)				0.90	昭63.03.30	第201号		
		(旧京北町)				3.88	平01.03.31	第250号		
		(旧京北町)				0.84	平05.03.19	第194号		
		(旧京北町)				3.02	平11.12.03	第705号		
		332 松室Ⅰ	西京区松室山添町	R2		0.85	令02.07.21	第420号		
		333 松室Ⅱ	西京区松室山添町	R2		1.81	令02.07.21	第420号		
		小計 箇所 面積	15 23.21							
	計	箇所	15			23.21				
乙訓	京都市	14 沓掛	西京区大枝沓掛	H14	H17	1.12	平14.03.29	第195号		
						0.53	平17.03.18	第161号		
		小計 箇所 面積	1 1.65							
	向日市	15 南山	南山	S62	H04	0.37	昭62.03.28	第200号		
						0.06	平04.03.31	第248号		
		16 南山Ⅱ	南山	H19		1.57	平19.02.06	第64号		
		小計 箇所 面積	2 2.00							
	長岡京市	――								
		小計 箇所 面積	0 0.00							
	大山崎町	334 早稲田	大山崎	R2		1.28	令02.11.20	第607号		
		小計 箇所 面積	1 1.28							
	計	箇所	4			4.93				
山城北	宇治市	17 下屋	宇治	H10		1.17	平10.03.31	第218号		
		324 西笠取	西笠取	H28		1.20	平28.12.16	第658号		
		小計 箇所 面積	2 2.37							
	八幡市	18 男山	城ノ内	S56		0.55	昭56.03.17	第185号		
		19 杉谷不動	八幡	H08		0.19	平08.03.15	第188号		
		小計 箇所 面積	2 0.74							
	城陽市	――								
		小計 箇所 面積	0 0.00							
	京田辺市	20 松井	松井	S46		0.29	昭46.04.06	第186号		
		21 天王	天王	S54		1.78	昭54.11.27	第772号		
				S57		1.07	昭57.11.05	第809号	天王(2)	
				S58		2.26	昭58.09.30	第642号	天王(3)	
				S60		0.06	昭60.01.18	第25号	天王(4)	
				H04		0.13	平04.03.31	第248号	天王(5)	
				H04		0.10	平04.03.31	第248号	天王(6)	
				H18		0.03	平18.07.21	第445号	天王(7)	
		22 高船	高船	S56		0.67	昭56.03.17	第185号		
		23 岡村	大住	S59		0.29	昭59.04.03	第236号		
		小計 箇所 面積	4 6.68							
	久御山町	――								
		小計 箇所 面積	0 0.00							
	井手町	24 清水	清水	H17		0.43	平17.03.18	第161号		
		25 平山	平山	H17		0.34	平17.12.09	第646号		
		小計 箇所 面積	2 0.77							
	宇治田原町	26 老中	老中	S58		0.09	昭58.04.22	第310号		
		27 西谷	湯屋谷	S62		0.45	昭62.03.28	第200号		
					H18	0.06	平18.02.03	第57号		
		28 塩谷	湯屋谷	S63		4.57	昭63.03.30	第201号	塩谷Ⅱ	H05.11.05 第657号 解除
				H01			平01.03.31	第205号		H05.11.05 第657号 解除
				H05			平05.11.05	第656号		
				H13		4.59	平13.02.16	第77号		
		29 石詰	湯屋谷	H02		3.74	平02.03.31	第254号		
				H14		1.73	平14.03.05	第114号		
				H16			平16.03.26	第205号		
		30 立川	立川	H03		0.97	平03.03.29	第230号		
		31 中谷	湯屋谷	H07		5.96	平07.03.24	第215号		
		32 茶屋谷	奥山田	H10		1.05	平10.08.07	第487号		
		33 西谷Ⅱ	湯屋谷	H18		1.56	平18.02.03	第57号		
		小計 箇所 面積	8 20.20							
	計	箇所	18			30.76				
山城南	木津川市	(旧山城町)								
		(旧山城町)								
		(旧木津町)								
		(旧加茂町)								
		(旧加茂町)								
		(旧加茂町)								
		(旧加茂町)								
		(旧加茂町)								
		(旧加茂町)								
		(旧加茂町)								
		(旧加茂町)								
	笠置町	42 南笠置	笠置	S45		1.40	昭45.04.21	第228号		
				S58		0.19	昭58.04.22	第310号		
		43 北笠置	笠置	S48		1.60	昭48.03.30	第154号		
				S54		0.30	昭54.06.26	第429号		
		44 下有市	有市	S48		1.50	昭48.03.30	第154号		
				H13		0.20	平13.03.30	第200号		
		45 有市	有市	S54		4.33	昭54.06.26	第429号		
		46 中村	笠置	S56		1.40	昭56.03.17	第185号		
		47 湯谷	笠置	S63		1.20	昭63.03.30	第201号		
		48 草畑	切山	S63		1.01	昭63.03.30	第201号		
		小計 箇所 面積	7 13.13							
	和束町	49 東垣内	別所	S46		0.52	昭46.04.06	第186号		
		50 東	別所	S48		0.66	昭48.03.30	第154号		
		51 射場	湯船	S57		0.86	昭57.03.12	第164号		
		52 湯船	湯船	S61		2.91	昭61.03.25	第206号		
		53 五ノ瀬	湯船	S63		1.66	昭63.03.30	第201号		
		54 小杉	小杉	H01		0.93	平01.03.31	第250号		
		55 米山	湯船	H05		0.28	平05.03.19	第194号		保安林を一部重複指定
		小計 箇所 面積	7 7.82							
	精華町	56 乾谷	乾谷	S48		0.50	昭48.03.30	第154号		
		57 拓樫	拓樫	S54		0.28	昭54.11.27	第772号		

	小計 箇所 面積	2 0.78																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

		156 今田	今田	H09		0.88	平09.02.07	第63号			
		157 道芝Ⅲ	余部上	H10		1.23	平10.03.31	第218号			
		158 北吸Ⅲ	北吸	H10		0.75	平10.03.31	第218号			
		159 下重	下重	H11		2.51	平11.12.03	第705号			
		160 下安久	下安久	H12		0.99	平12.10.10	第585号			
		161 千歳Ⅱ	千歳	H13		0.46	平13.03.30	第200号			
		162 富室	富室	H14		0.82	平14.03.05	第114号			
					H16	0.32	平16.11.16	第646号			
		163 道芝Ⅳ	余部上	H14		0.30	平14.07.09	第385号			
		164 白杉	白杉	H15		1.00	平15.03.11	第148号			
		165 富室Ⅱ	富室	H17		0.91	平17.03.18	第161号	H20.02.01	公報で正誤あり	
					H20		平20.02.01	第43号			
		166 富室Ⅲ	富室	H17		1.21	平17.03.18	第161号			
		167 奥母Ⅱ	余部	H18		0.33	平18.02.21	第84号			
		168 八田	八田	H18		1.55	平18.04.18	第275号			
		169 大丹生	大丹生	H19		0.98	平19.09.07	第473号			
		170 久田美	久田美	H19		2.94	平19.10.12	第519号			
		171 下見谷	下見谷	H21		0.48	平21.12.18	第642号			
		172 西方寺	西方寺	H22		0.64	平22.10.05	第488号			
		173 地頭	地頭	H23		1.54	平23.05.20	第280号			
				H24		0.41	平24.12.21	第717号	追加		
		174 小俣	小俣	H23		0.57	平23.09.09	第468号			
		175 大丹生Ⅱ	大丹生	H26		2.11	平26.08.01	第428号			
		176 志高	志高	H26		2.40	平26.08.19	第443号			
		177 八戸地	八戸地	H26		0.34	平26.10.03	第550号			
		178 小原	桑飼上	H27		~~4.86~~	平27.12.22	第668号	H27.12.18第643号告示はH27.12.22第667号で取消		
		326 志高Ⅱ	志高	H29		2.93	平29.08.25	第477号			
		327 大波下	大波下	H29		1.89	平29.12.01	第668号			
計	箇所	52									
	面積	63.76									
中丹西	福知山市	98				110.89					
		179 西岡	西岡	S47		0.40	昭47.01.25	第29号			
					R4	0.25	令04.01.25	第35号			
		180 岡ノ上	岡ノ上	S56		0.61	昭56.03.17	第185号			
		181 石本	上天津	S57		2.46	昭57.11.05	第809号			
		182 嶋谷Ⅰ	今安	H04		0.80	平04.03.31	第248号			
		183 談	談	H04		1.13	平04.03.31	第248号			
		184 嶋谷Ⅱ	今安	H05		0.88	平05.11.05	第656号	嶋谷(Ⅱ)		
		185 岡ノ上Ⅱ	岡ノ上	H11		0.07	平11.03.26	第226号			
		186 法用	談	H12		1.62	平12.04.28	第309号			
					H13		平13.03.30	第200号			
		187 上荒河	荒河	H12		0.23	平12.04.28	第309号			
		188 燐木Ⅰ	燐木	H16		1.61	平16.09.14	第545号	燐木(Ⅰ)		
		189 燐木Ⅱ	燐木	H16		1.07	平16.09.14	第545号	燐木(Ⅱ)		
		190 西佳屋野	前田	H17		0.30	平17.08.02	第453号			
		191 下天津	下天津	H19		2.45	平19.12.14	第619号			
		192 下小田	下小田	H23		2.28	平23.01.21	第66号			
		193 上荒河Ⅱ	荒河	H27		0.18	平27.11.27	第617号	上荒河Ⅱ		
		(旧三和町)									
		(旧夜久野町)	194 中田	S45		0.66	昭45.12.08	第663号			
		(旧夜久野町)	195 額田	S47		~~0.35~~	昭47.01.25	第29号		S52改正	
					S52	1.10	昭52.01.25	第35号			
		(旧夜久野町)	196 向	S48		1.35	昭48.03.30	第154号			
		(旧夜久野町)	197 額田奥	S54		0.52	昭54.11.27	第772号			
		(旧夜久野町)	198 井田	S54		1.59	昭54.06.26	第429号			
		(旧夜久野町)			S56	1.33	昭56.12.28	第930号	井田(3)		
		(旧夜久野町)			S60	0.34	昭60.01.18	第25号			
		199 末	末	S60		~~0.14~~	昭60.01.18	第25号		H05.03.19 第194号 解除	
		(旧夜久野町)			H05	2.50	平05.03.19	第194号			
		(旧夜久野町)	200 下千原	S62		1.12	昭62.03.28	第200号			
		(旧夜久野町)	201 今西中	S62		0.21	昭62.03.28	第200号			
					H10	2.44	平10.08.07	第487号			
		(旧夜久野町)	202 今西中Ⅱ	今西中	H01		0.64	平01.03.31	第250号	今西中(Ⅱ)	
		(旧夜久野町)	203 上千原	千原	H02		0.51	平02.03.31	第254号		
		(旧夜久野町)	204 下千原Ⅱ	千原	H02		0.61	平02.03.31	第254号	下千原(Ⅱ)	
		(旧夜久野町)	205 板生上町	板生	H03		0.91	平03.03.29	第230号		
		(旧夜久野町)	206 大坪	今西中	H05		1.14	平05.03.19	第194号		
		(旧夜久野町)	207 副谷	直見副谷	H07		1.49	平07.03.24	第215号		
		(旧夜久野町)	208 下千原Ⅲ	千原	H08		1.03	平08.01.23	第33号	下千原(Ⅲ)	
		(旧夜久野町)	209 桑谷	直見	H11		1.58	平11.03.26	第226号		
		(旧夜久野町)	210 小田垣	今西中	H12		0.81	平12.04.28	第309号		
		(旧夜久野町)	211 三谷	H12		2.60	平12.04.28	第309号			
					H14		平14.03.05	第114号			
		(旧夜久野町)	212 平野	平野	H16		0.83	平16.03.26	第205号		
		(旧夜久野町)	213 野田	千原	H16		1.10	平16.03.26	第205号		
		(旧夜久野町)	214 三谷Ⅱ	三谷	H18		1.70	平18.04.18	第275号		
		(旧大江町)	215 河守	河守	S56		0.40	昭56.12.28	第930号		
		(旧大江町)	216 公庄	S56		2.43	昭56.03.17	第185号			
		(旧大江町)	217 公庄Ⅱ	公庄	S61		1.21	昭61.03.25	第206号	公庄(2)	
		(旧大江町)	218 公庄Ⅲ	公庄	S63		6.62	昭63.03.30	第201号	公庄(3)	
		(旧大江町)	219 蓼原	蓼原	H02		1.81	平02.03.31	第254号		
					H05	0.22	平05.11.05	第656号			
		(旧大江町)	220 金屋	金屋	H05		1.70	平05.05.18	第345号		
		(旧大江町)	221 波美	波美	H10		2.40	平10.03.31	第218号		
		(旧大江町)	222 金屋Ⅱ	金屋	H11		1.39	平11.03.26	第226号		
		(旧大江町)	223 公庄Ⅳ	公庄	H13		1.84	平13.03.30	第200号		
					H19		平19.12.14	第619号			
		(旧大江町)	224 二箇上	二箇	H17		0.69	平17.08.02	第453号		
		(旧大江町)	225 阿良須	北有路	H17		1.95	平17.08.02	第453号		
		(旧大江町)	226 波美Ⅱ	波美	H18		0.16	平18.03.24	第172号		
		(旧大江町)	227 日藤	日藤	H19		0.46	平19.03.02	第110号		
		(旧大江町)	228 日藤Ⅱ	日藤	H19		0.84	平19.04.20	第258号		
		(旧大江町)	229 日藤Ⅲ	日藤	H20		0.18	平20.09.16	第407号		
		(旧大江町)	230 三河	三河	H22		1.46	平22.12.07	第579号		
		(旧大江町)	231 北二	北有路	H24		1.24	平24.09.28	第581号		
		(旧大江町)	331 三河Ⅱ	三河	R1		1.05	令01.12.17	第388号		
		(旧大江町)	三河Ⅱ	三河		R3	0.84	令03.04.02	第202号		
		(旧大江町)	338 三河Ⅲ	三河	R4		0.99	令04.01.14	第13号		
		(旧大江町)	339 三河Ⅳ	三河	R4		0.81	令04.01.14	第13号		
		小計 箇所	56								
		面積	75.28								
計	箇所	56				75.14					
丹後	宮津市	232 杉ノ末	万年	S46		0.25	昭46.04.06	第186号			
		233 大久保	大久保	S48		0.35	昭48.03.30	第154号			
		234 長江	長江	S48		0.66	昭48.03.30	第154号			
					H03	0.35	平03.03.29	第230号			
		235 池ノ谷	万年	S60		1.48	昭60.01.18	第25号			
		236 池ノ谷Ⅱ	万年	S62		0.32	昭62.03.28	第200号	池ノ谷(2)		
		237 池ノ谷Ⅲ	万年	H01		0.14	平01.03.31	第250号	池ノ谷(Ⅲ)		
		238 島陰	島陰	H02		0.47	平02.03.31	第254号			
		239 里波見	里波見	H03		0.61	平03.03.29	第230号			
		240 京口	京口	H05		0.73	平05.11.05	第656号			
		241 里波見Ⅱ	里波見	H07		0.28	平07.03.24	第215号			
		242 杉末	杉末	H08		0.10	平08.01.23	第33号			
		243 岩ヶ鼻	岩ヶ鼻	H11		0.45	平11.03.26	第226号			
		244 小田宿野	小田宿野	H20		0.82	平20.02.05	第48号			
		245 里波見Ⅱ波									

第13節 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急調査等

第1 地震発生後の土砂災害警戒情報等

1 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムについては、一般計画編第2編第5章第6節のとおり運用しているが、地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台は「地震等発生後の暫定基準（土砂災害警戒情報）」により基準を取り扱うものとする。

2 大雨警報・大雨注意報

大地震が発生した場合は、地盤が脆弱となり、雨による土砂災害の可能性が通常より高くなっていると考えられることから、気象庁から発表される大雨警報・大雨注意報についても、発表基準が暫定的に通常よりも引き下げられて運用される。

なお、暫定基準及びその適用については、土砂災害警戒情報の暫定基準と整合が図られる。

第2 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

1 緊急調査

重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づき国土交通省及び京都府が次のとおり緊急調査を行うものとする。

(1) 国土交通省が実施するもの

ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流（次の(ア)、(イ)を共に満たす場合）

(ア) 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

イ 河道閉塞による湛水（次の(ア)、(イ)を共に満たす場合）

(ア) 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

(2) 京都府が実施するもの

ア 地すべり（次の(ア)、(イ)を共に満たす場合）

(ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

2 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第31条）

国土交通省又は京都府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第31条により関係市町村長に通知するとともに一般に周知するものとする。

なお、国土交通省が緊急調査を行ったものについては京都府へも土砂災害緊急情報が通知される。

第14節 ダム等防災計画

第1 現況

府内の主要なダムは、大野ダム（由良川）、天ヶ瀬ダム（淀川）、高山ダム（名張川）、和知ダム（由良川）、喜撰山ダム（寒谷川）、日吉ダム（桂川）、及び畑川ダム（由良川）であり、建設目的は洪水調節、上水道、農業、発電等である。

建設に際しては河川管理施設等構造令によるダム設計基準に基づき耐震設計がなされているが、設計条件を上回る地震時に堤体や附属施設等に不測の事態が生じた場合は、ダムの下流域に甚大な被害を及ぼすことも考えられる。なお、ダム放流に関する通報連絡系統は図2.1.2のとおりである。

また、農業用ため池は府内に、約1,500箇所あり、耕地面積の約4割にあたる13,300haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらす場合が予想され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。

一方、農業用ため池は、地域の防火用水や生活用水などにも利用されており、地震時などにはこうした機能をより積極的に活用する必要がある。

第2 計画の方針

ダム及びため池には常時貯水が行われている場合があるので、豪雨時における洪水対策ばかりでなく、突発的に発生する地震に対しても十分対処できるように、常時設備の保守管理を徹底させるとともに、情報の連絡体制及び災害発生時の警報伝達体制を整備して、その機能が完全に効果を発揮するよう万全を期する。

さらに、ダム、堰堤、取排水、放流設備、電気設備等を点検して、改築、改良、修理、補強等を実施する。

また、災害の未然防止を図るため、広域振興局及び農村振興課（以下「広域振興局等」という。）は、改修を要するため池については、関係市町村及びため池管理者に注意を喚起するとともに、ため池整備の早期実施を指導する。

第3 計画の内容

1 ダム及び関連設備等

(1) 保守管理の徹底

ダム設計に関連する諸資料（設計基準、設計図、設計計算書、地質、水文、気象、管理点検要領等）を整備し、平常時の維持管理を徹底する。

(2) 危険度判定と対策工事の施工

老朽化、漏水、諸設備の故障・疲労を早期に発見して、安全性を考慮して必要な修理及び対策工事を実施する。

(3) 情報伝達体制等の整備

気象に関する予警報及び地震情報の受信・伝達体制を確立するとともに、放流時における情報の伝達体制並びに伝達設備を整備して、ダム下流地域の災害を未然に防止する。

2 農業用ため池

(1) ため池台帳整備と定期点検

ため池の防災計画に役立てるため、広域振興局等は、府内全ての農業用ため池の諸元情報をデータベース化する。また、関係市町村及びため池管理者に対して、定期的に点検調査を実施し、異常の早期発見や放水に支障となる流木の除去等に努め、豪雨が予想される際に事前の排水操作を徹底するよう指導・支援することにより、ため池管理者等が日常管理と緊急時に必要な処置が行えるよう啓発する。なお、増水時の排水操作を的確に実施するため、監視装置、水位計の設置や排水口の遠隔操作機能（ICT）の付加を検討する。

(2) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策

市町村及びため池管理者は、地震時における緊急連絡体制を確立し、また、地震時には、ため池の被災（1次災害）や2次災害を最小限とするため、危険度の高いため池については、緊急安全点検を行うとともに、必要に応じ、緊急放流などの対策を講ずる。

なお、市町村及びため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、地震後の農業用ため池緊急点検要領（平成9年3月25日構造改善局防災課長通知：一部改正令和5年3月31日農村振興局整備部防災課）に基づき、防災重点農業用ため池のみとする。

(3) 地震時におけるため池の積極的な活用

地域の防火用水や生活用水として利用できるため池は、地域の防災対策の中に位置付け、必要な整備を行い、地震時などの緊急用水確保に役立てる。

表2.1.8(1) ダム諸元一覧

名称		大野ダム	天ヶ瀬ダム	高山ダム
概要				
管理者		京都府	国土交通省	水資源機構
目的		多目的	多目的	多目的
工期		自 昭和32年11月 至 昭和36年 3 月	自 昭和32年 4 月 至 昭和40年 3 月 (再開発) 自 平成元年 4 月 至 令和 5 年 1 月	自 昭和35年 4 月 至 昭和44年 3 月
型式		屈折型 重力式コンクリートダム	ドーム型 アーチ式コンクリートダム	アーチ重力式 コンクリートダム
工費		3,010,000千円	6,660,000千円	11,560,000千円
水位	最高	T.P 175.00m	O.P 78.50m	135.00m
	最低	T.P 155.00m	O.P 58.00m	104.00m
貯水池	全容量	28,550,000m ³	26,280,000m ³	56,800,000m ³
	有効容量	21,320,000m ³	20,000,000m ³	49,200,000m ³
堰堤	ダムの高さ	61.4m	73.0m	67.0m
	ダムの長さ	305.0m	254.0m	208.7m
	水門	クレストテンターゲート 3 門	クレストゲート 4 門	ローラーゲート 6 門
	放水菅	高圧ラジアルゲート 3 門	高圧ローラーゲート 3 門 (再開発) 高圧ラジアルゲート 2 門	高圧ラジアルゲート 4 門
計画高水量		2,400m ³ /s	2,080m ³ /s	3,400m ³ /s
調整後流量		1,400m ³ /s	1,140m ³ /s 2次調整 250m ³ /s	1,800m ³ /s
取水口門扉（発電）		ローラーゲート 1 門	ローラーゲート 2 門	ホロージェットバルブ
発電所	最大使用水量	25.00m ³ /s	186.14m ³ /s	14.00m ³ /s
	最大出力	11,000kW	92,000kW	6,000kW
年間発生電力量		48,881MW h	376,924MW h	30,471MW h
ダムの位置		南丹市美山町檜原	宇治市槇島町	相楽郡南山城村高尾

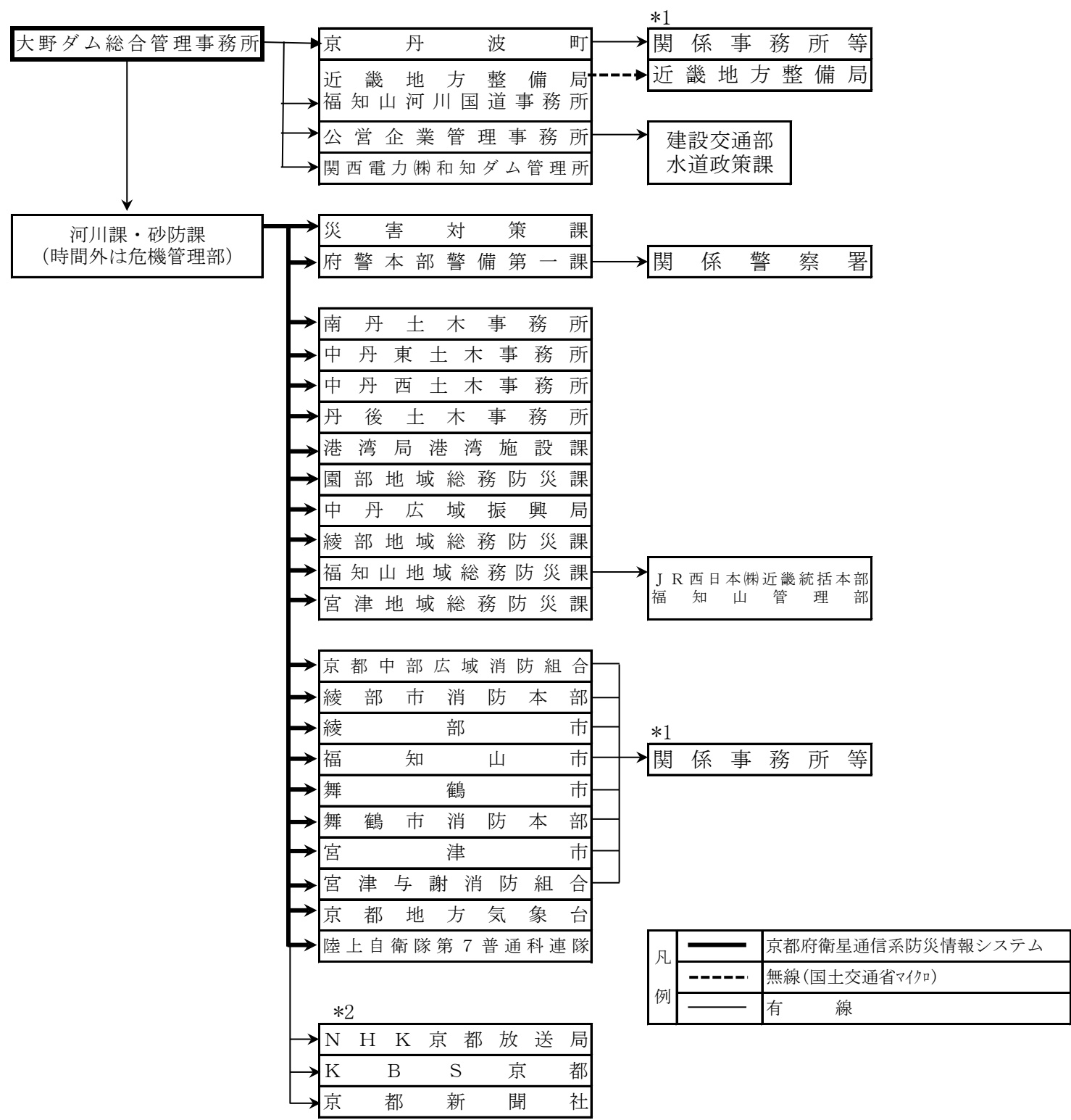
表2.1.8(2) ダム諸元一覧

名称		和知ダム	喜撰山ダム	布目ダム
概要				
管理者		関西電力	関西電力	水資源機構
目的		発電	発電	多目的
工期		自 昭和41年2月 至 昭和43年12月	自 昭和42年3月 至 昭和44年12月	自 昭和61年5月 至 平成4年3月
型式		重力式コンクリートダム	中央土質しゃ水壁型ロックフィ ルダム	重力式コンクリートダム
工費		3,010,000千円	17,900,000千円	60,150,000千円
水位	最高	120.50m	296.00m	287.30m
	最低	118.00m	270.00m	256.00m
貯水池	貯水池	5,119,200m ³	7,227,000m ³	17,300,000m ³
	有効容量	1,286,200m ³	5,326,000m ³	15,400,000m ³
堰堤	ダムの高さ	25.2m	91.0m	72.0m
	ダムの長さ	141.0m	255.0m	322.0m
	水門	ラジアルゲート 4門	スライドゲート 1門	自由越流堤 11門
	放水管	铸铁製スライドゲート1門		高圧ラジアルゲート1門
計画高水量		2,640m ³ /s	463,800m ³ /s	460m ³ /s
調整後流量				150m ³ /s
取水口門扉（発電）		鋼製ローラーゲート1門	取水口2（門扉なし）	ローラーゲート 1門
発電所	最大使用水量	35.00m ³ /s	（発電）（揚水） 248.0m ³ /s (220.0m ³ /s)	2.2m ³ /s
	最大出力	5,700kW	466,000kW (490,000kW)	990kW
年間発生電力量		4,560MWh	284,210MWh	
ダムの位置		京丹波町市場朱柳	宇治市池尾	奈良市北野山地先

表2.1.8(3) ダム諸元一覧

名称		日吉ダム	畑川ダム
概要			
管理者		水資源機構	京都府
目的		多目的	多目的
工期		自 昭和57年 4 月 至 平成10年 3 月	自 平成 4 年 4 月 至 平成25年 3 月
型式		重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
工費		183, 120, 000千円	7, 700, 000千円
水位	最高	201. 00m	165. 00m
	最低	164. 40m	153. 50m
貯水池	全容量	66, 000, 000m ³	1, 960, 000m ³
	有効容量	58, 000, 000m ³	1, 530, 000m ³
堰堤	ダムの高さ	67. 4m	34. 0m
	ダムの長さ	438. 0m	87. 75m
	水門	クレストラジアルゲート 4 門	クレスト自由越流 4 門
	放水管	高圧ラジアルゲート 2 門	オリフィス自然調節 1 門
計画高水量		1, 510m ³ / s	200m ³ / s
調整後流量		150m ³ / s	110m ³ / s
取水口門扉（発電）		円形多段式ゲート 1 門	—
発電所	最大使用水量	3. 0m ³ / s	—
	最大出力	850kW	—
年間発生電力量			—
ダムの位置		南丹市日吉町中	船井郡京丹波町下山

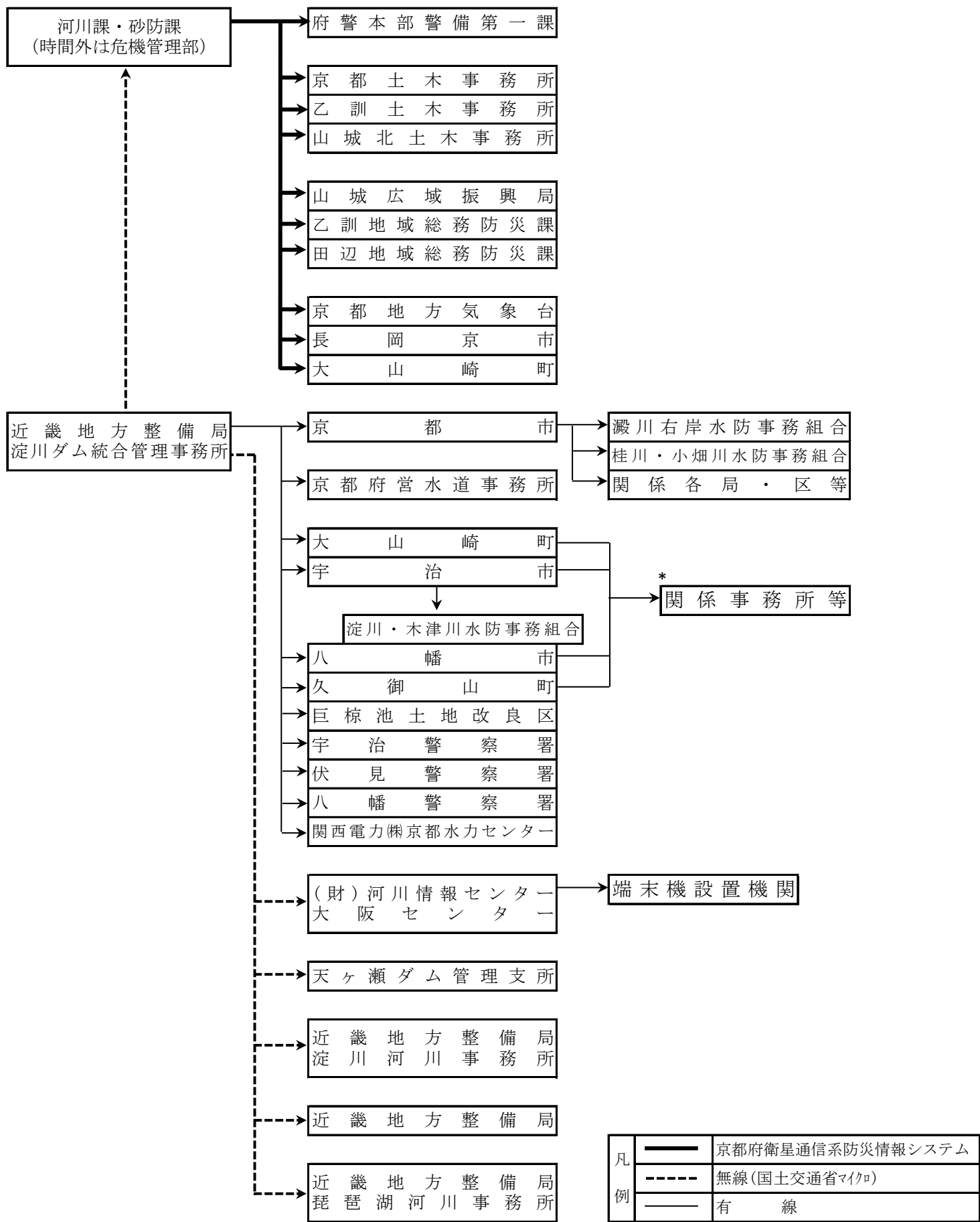
図2. 1. 2 (1) 「大野ダム」放流通報の連絡系統



*1「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

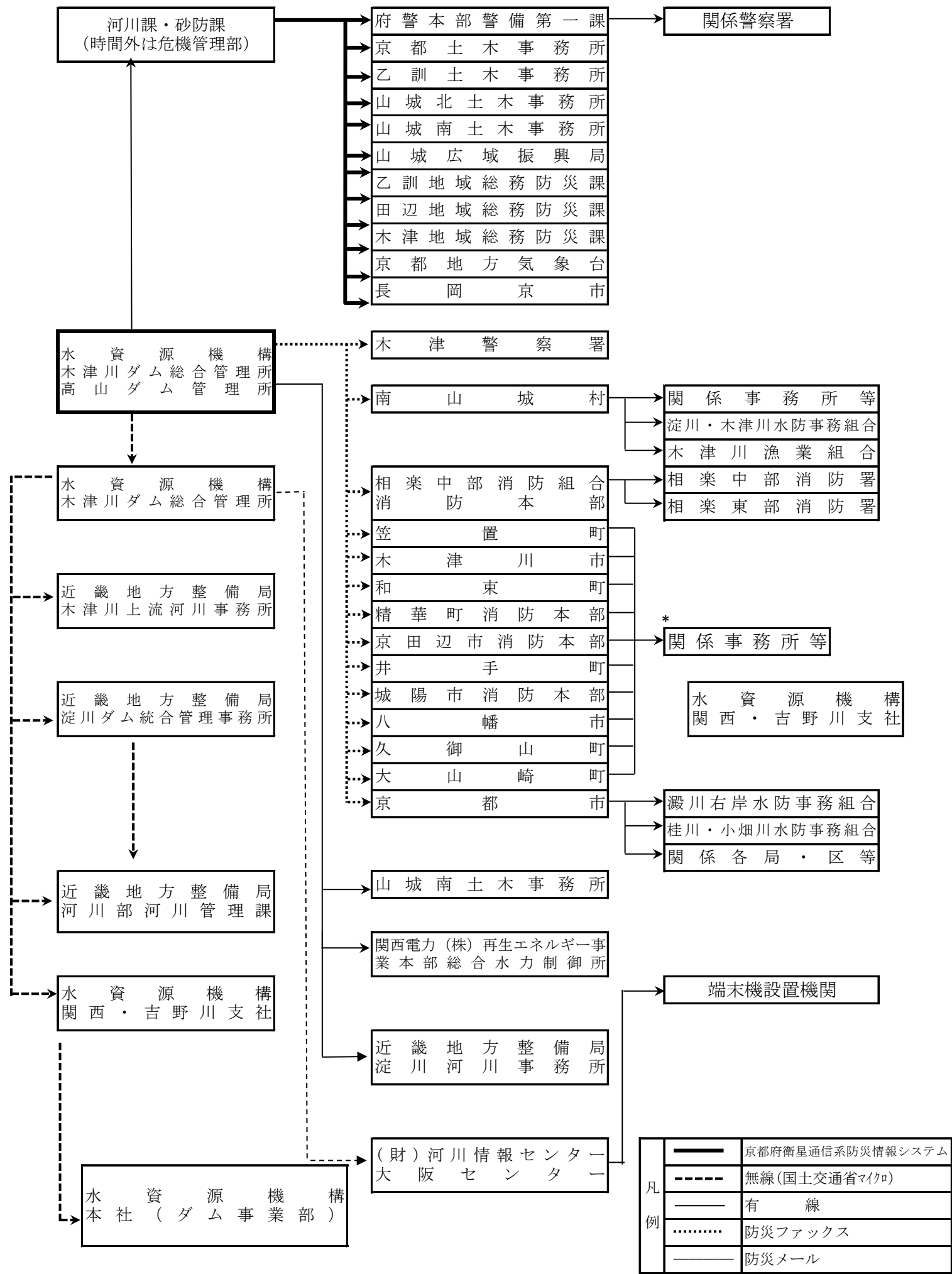
*2「大野ダム異常洪水時防災操作（緊急放流）通知」（⑮-2～5）のみ。

図2. 1. 2 (2) 「天ヶ瀬ダム」放流通報の連絡系統



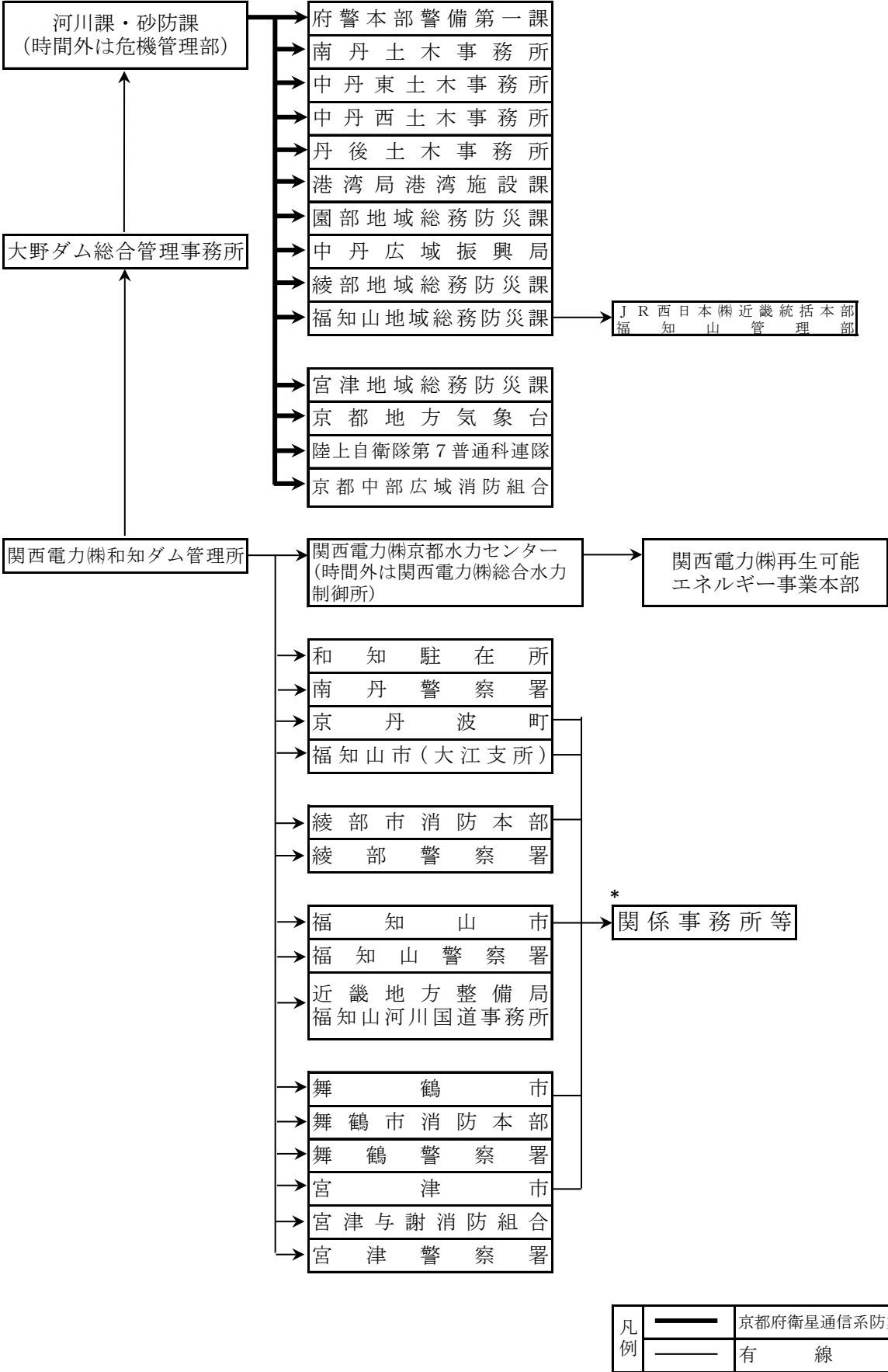
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

図2.1.2(3) 「高山ダム」放流通報の連絡系統



* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

図2.1.2(4) 「和知ダム」放流通報の連絡系統



* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

図2.1.2(5) 「布目ダム」放流通報の連絡系統

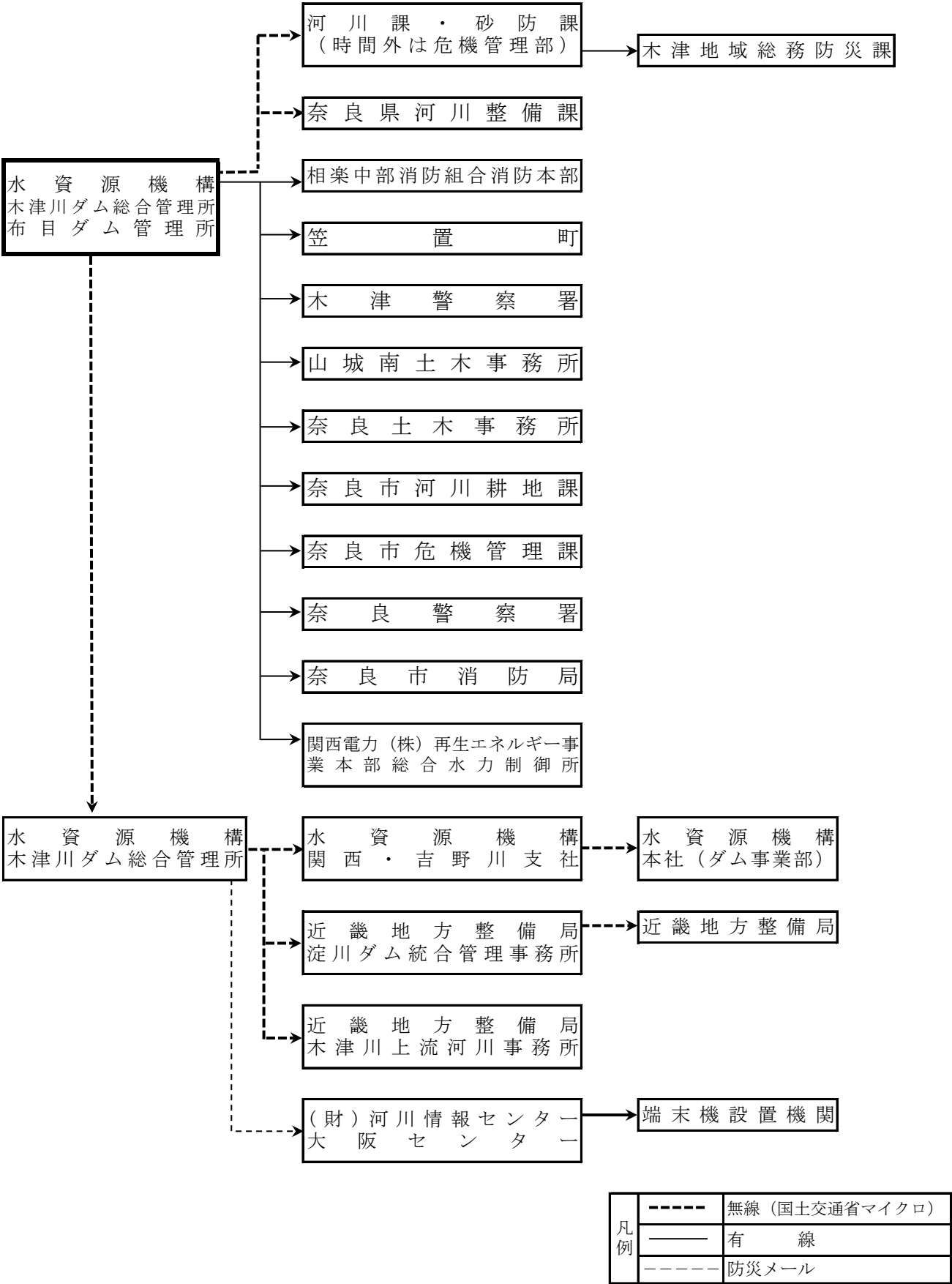
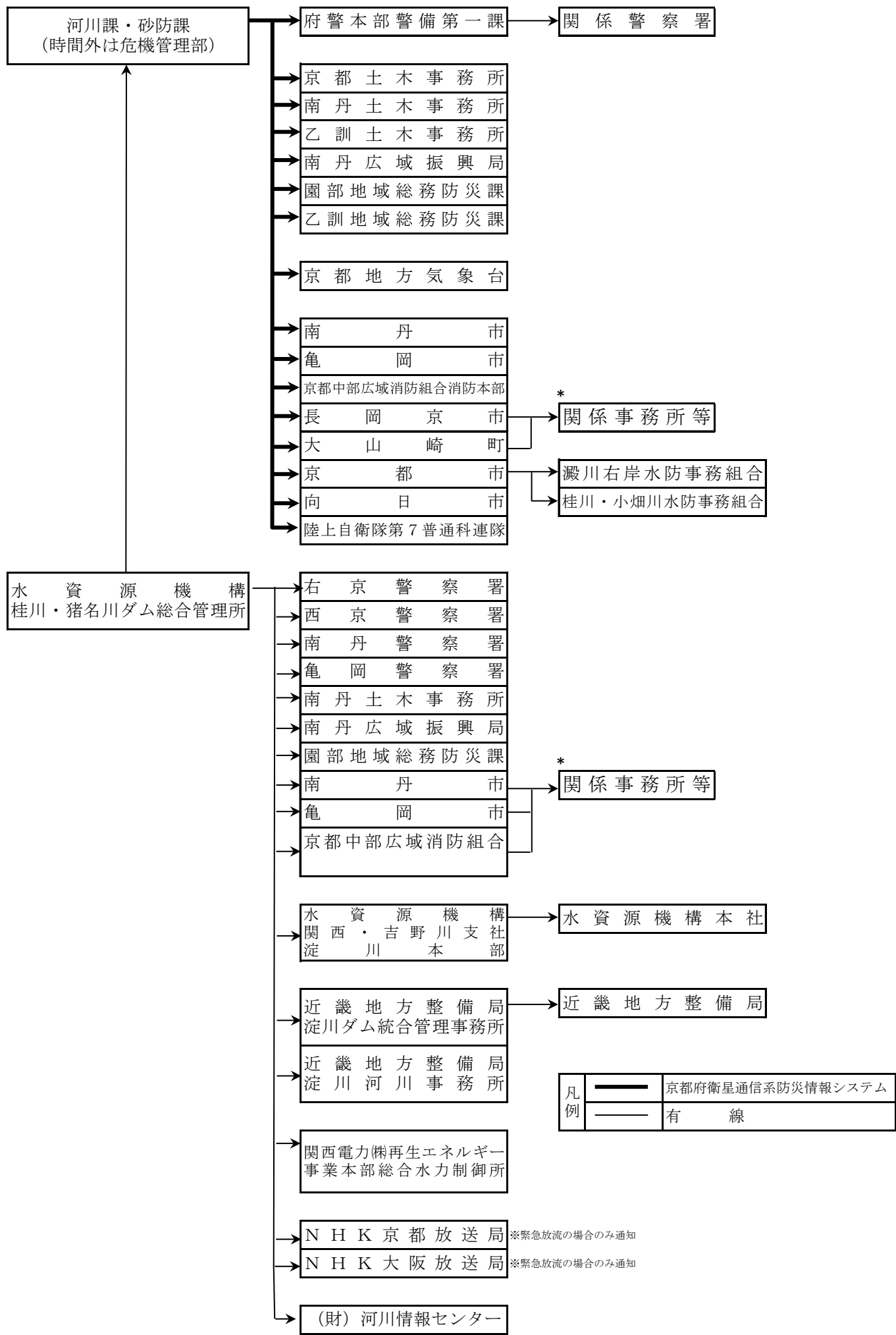
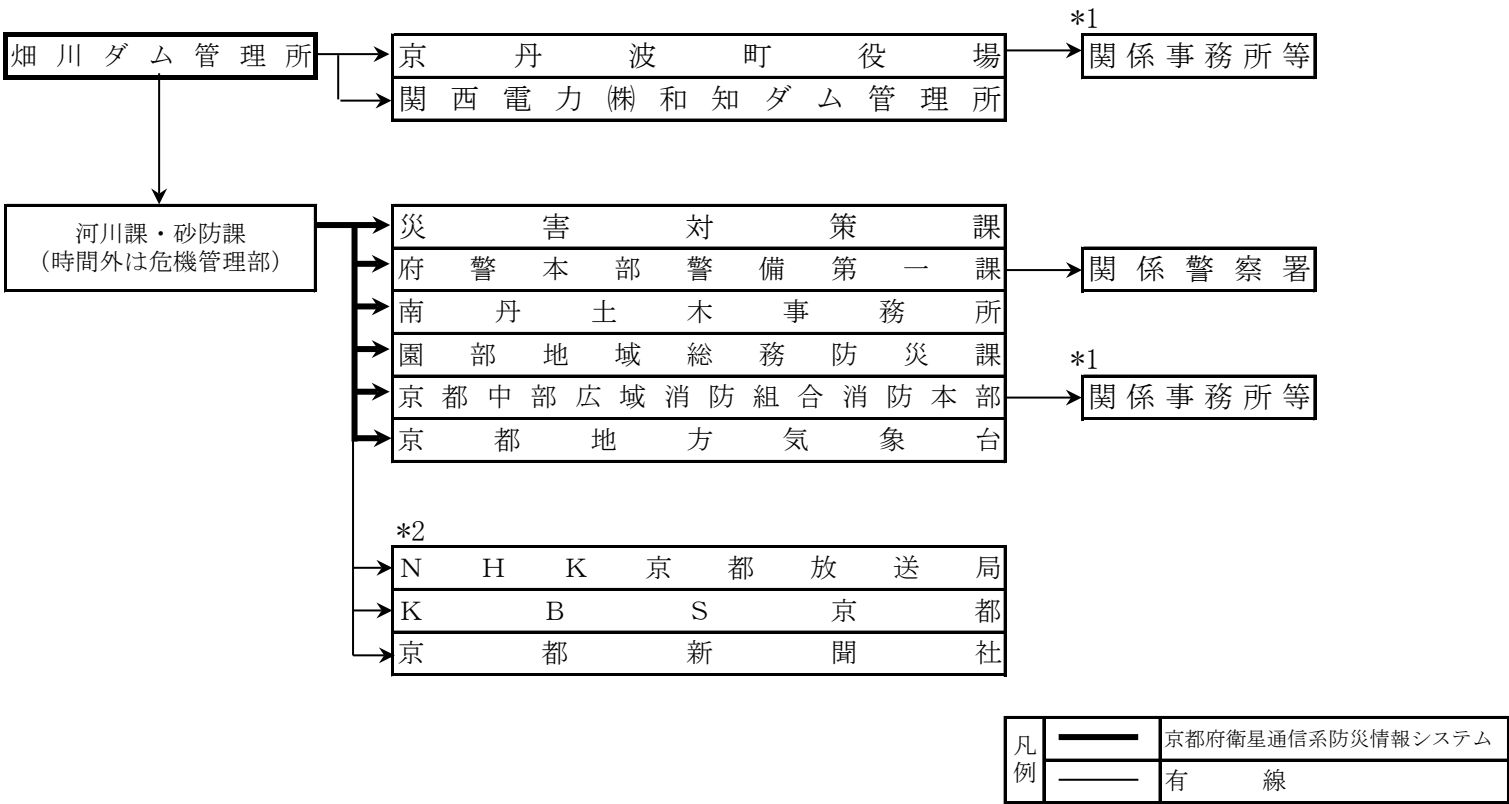


図2.1.2(6) 「日吉ダム」放流通報の連絡系統



* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

図2. 1. 2 (6) 「畑川ダム」放流通報の連絡系統



*1 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

*2 「畑川ダム放流連絡受信用紙」（⑩－4～7）のみ。

第 1 5 節 危険物等施設防災計画

第 1 現況

近年、危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物等製造所等」という。）は、産業構造の急激な変化に伴って、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難を極めている。

現在、府では、危険物等による災害を未然に防止するため、関係法令に基づいて、危険物等製造所等の技術上の指導監督を行うとともに、安全指導、保安検査、立入検査、取締等を定期的を実施している。

なお、高圧ガス及び火薬類の製造所等並びにその関係保安団体の機構等については図2.1.3～図2.1.5の通りである。

第 2 計画の方針

地震災害時ばかりでなく、その他の災害時においても危険物等に起因するいかなる災害の発生をも防止し、関係事業所、周辺環境、地域住民等に被害が及ばないよう万全の措置を講ずる。

第 3 計画の内容

危険物等の保安に関する予防対策の具体的内容は、以下のとおりである。

1 危険物

- (1) 屋外タンク及び地下タンク設置における地盤沈下状態の検討
- (2) 防油堤の耐震性及び補強の検討
- (3) 固定消火設備の検討
- (4) 配管の検討
- (5) 通報設備の検討
- (6) タンク冷却用水の検討

2 火薬類及び高圧ガス

- (1) 保安管理体制の確立
- (2) 製造施設等の整備改善
- (3) 地震等によるガス漏洩防止措置
設備等の耐震性について自主的に補強を検討するよう指導する。
- (4) 高圧ガス防災訓練の実施
- (5) 地震火災に対する予防

3 毒物劇物

- (1) 流出、散逸及び飛散の防止装置の検討
- (2) 中和剤の確保と設備の検討
- (3) 設備等の耐震性と補強の検討

4 原子力以外の放射性物質

- (1) 放射線障害事故防止装置の検討
- (2) 事故発生時における応急措置の検討
- (3) 設備等の耐震性と補強の検討

図2.1.3 高圧ガス施設

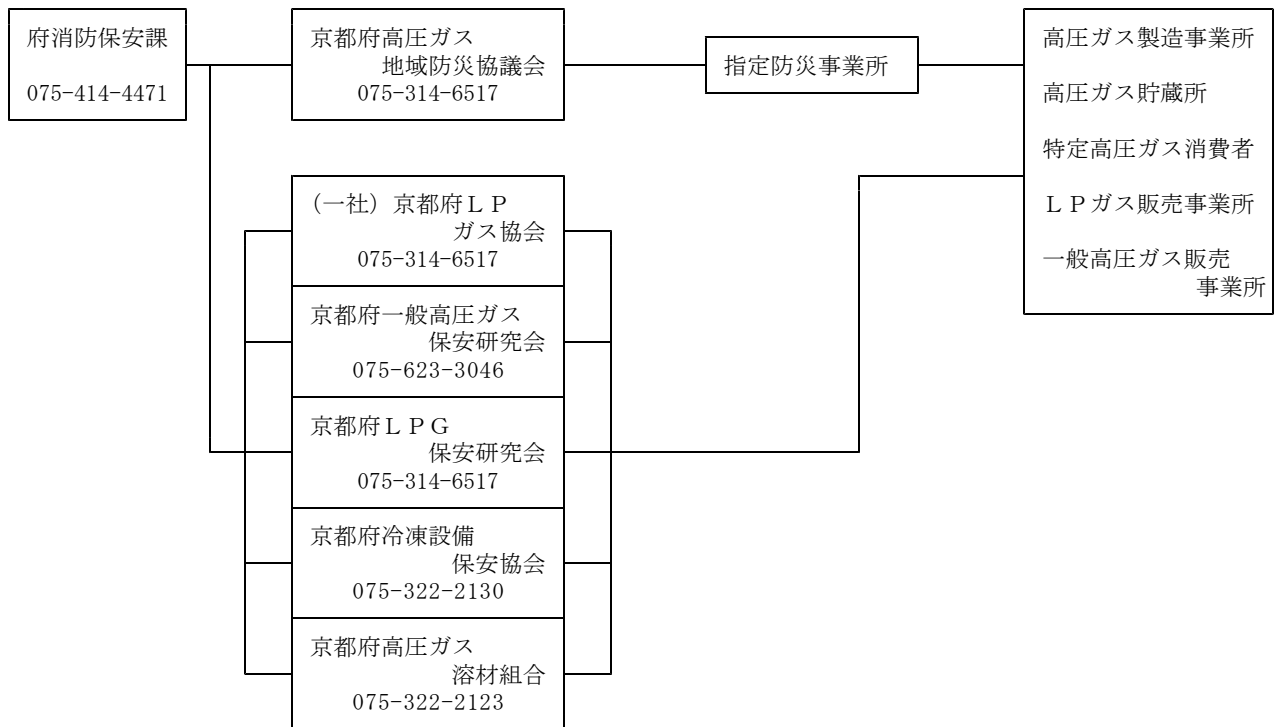


図2.1.4 火薬類施設

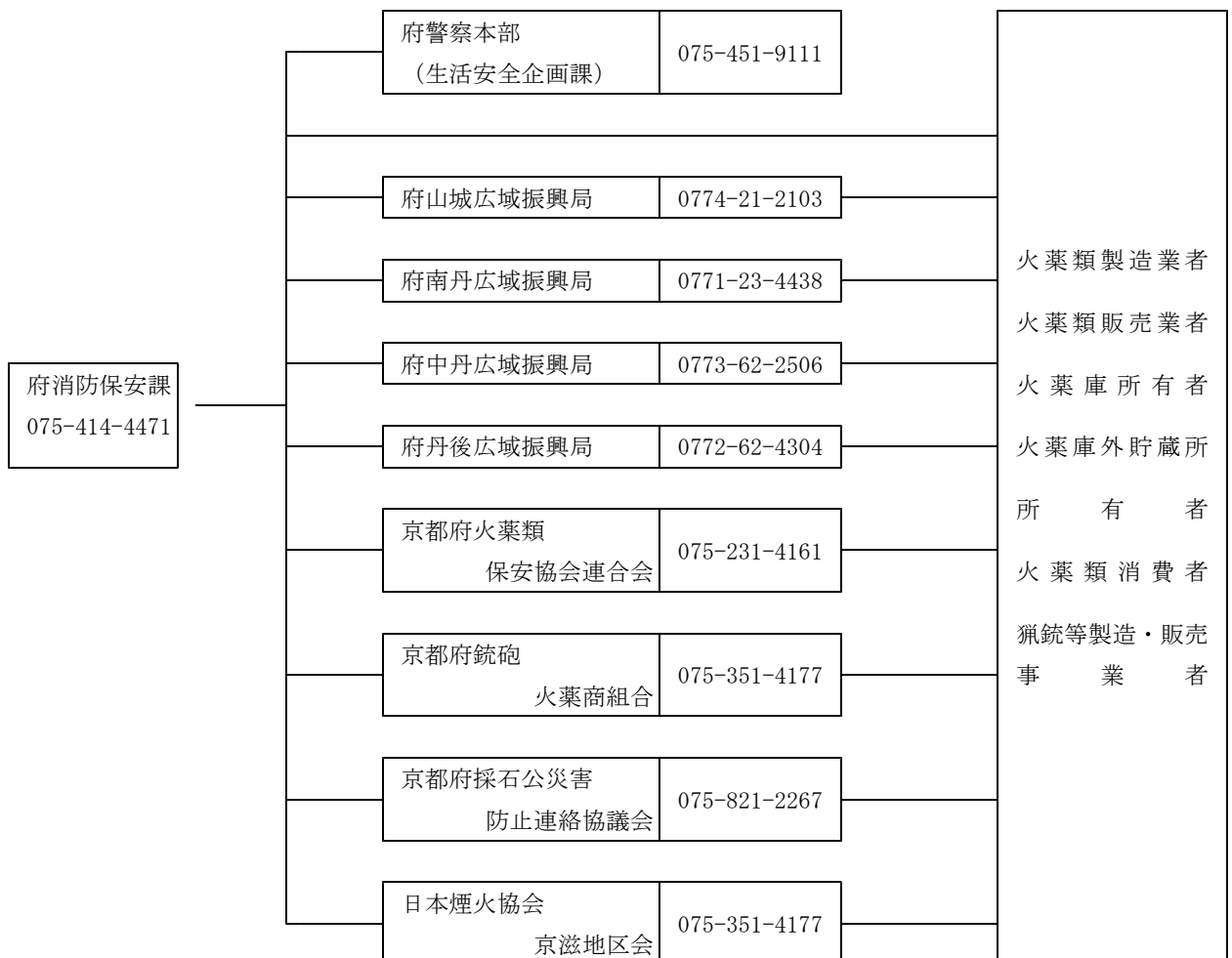


図2. 1. 5 危険物等関係保安団体

○ 高圧ガス関係

名 称	電 話
京都府高圧ガス地域防災協議会	075-314-6517
(一社) 京都府L P ガス協会	075-314-6517
京都府一般高圧ガス保安研究会	0774-63-2777
京都府L P G保安研究会	075-314-6517
京都府冷凍設備保安協会	075-322-2130
京都府高圧ガス溶材組合	075-322-2123

○ 火薬類関係

名 称	電 話
京都府火薬類保安協会連合会	075-231-4161
京都建設業火薬類保安協会	075-231-4161
京都山城地区火薬類保安協会	075-231-7976
北桑田郡火薬類保安協会	0771-52-1255
亀岡市火薬類保安協会	0771-22-0076
船井郡火薬類保安協会	0771-62-0224
綾部市火薬類保安協会	0773-42-0714
福知山火薬類保安協会	0773-22-3467
舞鶴地区火薬類保安協会	0773-62-1296
与謝地方火薬類保安協会	0772-22-2337
京丹後火薬類保安協会	0772-62-0012
相楽郡火薬類保安協会	0774-72-4960
(一社) 京都府建設業協会	075-231-4161
京都土木協会	075-231-7976
京都府銃砲火薬商組合	075-351-4177
京都府採石公災害防止連絡協議会	075-821-2267
(公社) 日本煙火協会京滋地区会	075-351-4177

第16節 港湾等施設防災計画

第1 現況

府の管理する港湾及び漁港は、下記の6港であり、このうち舞鶴港には、耐震岸壁2バースを整備している。

京都府の港湾

港 格	港 名	所 在	特 記 事 項
重 要	舞鶴港	舞鶴市	耐震岸壁 西港喜多ふ頭 (-7.5m L=130 m) 東港前島ふ頭 (-7.5m L=130 m)
地 方	宮津港	宮津市	
地 方	久美浜港	京丹後市久美浜町	
地 方	伏見港	京都市伏見区	緑地機能のみを有する

京都府の管理漁港

種 別	港 名	所 在	特 記 事 項
第3種	舞鶴漁港	舞鶴市下安久	
第4種	中浜漁港	京丹後市丹後町中浜	

第2 計画の方針

港湾及び漁港は広い敷地を有しており、震災時には、様々な土地利用により防災拠点、支援拠点として活用できる。また、地震に対する安定性が高く大量輸送も可能な海上交通を活用し、緊急物資、人員等の輸送拠点としての役割も果たす。

このため地震の被害を最小限に止め、復興に貢献できる地震に強い港湾及び漁港施設整備を進める。
なお、市町管理漁港についても震災時に対応できるよう指導する。

第3 計画の内容

港湾及び漁港機能を地震災害時でも十分発揮できるよう耐震対策を進める。

- (1) 耐震強化岸壁等の整備を進めるとともに、その他の岸壁においても重力式、栈橋式等の地震応答特性の異なる構造形式を採用することにより、危険分散を図る。
- (2) 荷役機械等の耐震強化、複数化を進める。
- (3) 緑地等の空間を緊急避難場所等の防災拠点として活用できるよう整備を進める。

第4 船舶保安対策

1 港湾状況調査

港湾状況（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、はしけ溜りの状況）を常に調査し、防災活動を適切かつ効果的に実施できるよう努める。

2 木材流出防止

地震が発生し、地震津波が生じる恐れがある場合は船艇を巡回させ、また、木材流出防止措置等の指導を行う。

第17節 農地農業用施設の防災計画

第1 現況

府内には、約30,800haの農地（水田24,000ha、畑6,800ha）が存在し、食料生産という役割だけでなく、洪水調節や土砂流出防止などの役割を果たしている。

また、農道、用排水路、頭首工、排水機場、揚水機などの農業用施設は、そうした役割を果たすために必要な施設として府内各地に数多く存在し、農家や農業団体などが日常的に管理している。これら農地や農業用施設は、豪雨や地震などの災害により、被災する場合があります、防災工事や災害復旧工事を行っている。

第2 計画の方針

地震時などにおいて、農地や農業用施設そのものの被災（一次災害）が最小限となるよう、施設の管理者に対して保守管理を徹底させるとともに、計画的に対策工事や施設改修を行う。

また、対策工事や施設改修に当たっては、地震時に人家や公共施設に被害（二次災害）を与える恐れのある場合は耐震性を考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保として活用することを検討する。

第3 計画の内容

1 保守管理と点検の徹底

農地や農業用施設の管理者に対して、保守管理を徹底するとともに、老朽化や機能障害などで安全性に問題がある施設については必要な対策工事や修理・改修を行うよう指導する。

2 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立

地震により人家や公共施設に被害が及ぶ可能性のある農業用施設については、改修にあたり耐震性を考慮するとともに、緊急時に必要な措置が講じられるよう連絡体制を確立する。

3 防災施設・災害対策施設としての活用

一定の広がりを持った農地は、避難場所や防火帯として利用できる可能性がある。

また、農業用施設についても、防火用水など緊急時の用水確保に利用することができる。

利用可能な農地・農業用施設は、地域防災施設として位置付け、必要な整備を行い、積極的な活用を検討する。

第18節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画

地震防災対策特別措置法に基づき、知事が、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、本計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成28年度に策定した第5次地震防災緊急事業五箇年計画に引き続き、次の方針に沿って作成した第6次五箇年計画（令和3年度～令和7年度）及び長期的な整備目標を設定して策定した「第三次京都府戦略的地震防災対策指針」に基づき計画的に推進する。

- (1) 対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し全府とする。
- (2) 計画の初年度は令和3年度とする。
- (3) 計画対象事業は、次の地震防災対策特別措置法で掲げられた施設等について、市町村等の意向を取り入れながら、事業の選定、具体化を図っていく。

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

キ 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ク 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ケ 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

＊ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するものサ公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

シ キからサまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの

ス 海岸保全施設又は河川管理施設

セ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

ソ 地域防災拠点施設

タ 防災行政無線設備その他の施設又は設備

チ 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

ツ 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

テ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

ト 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第2章 情報連絡通信網の整備計画（各機関）

第1節 情報連絡通信網の整備

大規模な地震災害時には、被害が広域におよぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに地域住民に対する警報、避難指示等の伝達が必要となる。

このため、各機関は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網を整備することが重要となる。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、平時からの災害情報のオープン化を図るよう努める。

第1 整備計画の方針

地震災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な通信による連絡手段を確立するとともに、各種通信メディア等の活用による情報伝達手段の多重化を図るものとする。

また、初動体制の確立のため、各種防災情報ネットワークシステムを整備し、それぞれのシステムで互いを補完することによる情報伝達の信頼性の向上及び安全性の確保を図るとともに各種情報の的確な把握を行う。

なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を図る。

第2 京都府衛星通信系防災情報システムの運用

府は、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づき、災害の予防、災害時の応急活動及び復旧活動に関する活動業務を有効に遂行し、地震等の災害から府民の生命及び財産を守るため、人工衛星を利用した衛星通信回線（衛星系）と京都デジタル疎水ネットワークを活用した大容量通信回線（地上系）により2重化された確実な情報伝達が可能な衛星通信系防災情報システムを運用している。

衛星系ネットワークは、耐災害性に優れているので、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、府、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

この地上系システムの強化・拡充を推進するとともに、さらに衛星通信システムの機能を加え信頼性及び安全性の高い衛星系システムの整備を図る。

また、被害情報の収集や防災情報の発信を強化するため、防災情報システムの改修を図る。

第3 市町村防災行政無線の整備促進

住民等に対する災害情報の周知徹底を図ることは、災害を未然に防ぐうえからも、また、災害を最小限にするためにも必要なことである。

このため、災害対策本部が設置される市役所・町村役場と各集落に設置される受信設備とを結び、同時に同一内容の通報ができる同報通信方式の無線網の整備が必要である。

また、住民生活に密接な関係を持つ病院、学校、電力会社、ガス会社等生活関連機関と市町村災害対策本部とを結ぶ地域防災無線網の整備並びに市町村災害対策本部が現地の被害状況を把握するため、市町村役場と被害現場の間及び自動車等移動体相互間を結ぶ移動系の無線網の整備も必要である。

的確かつ迅速な災害情報の収集伝達を行うためには、京都府衛星通信系防災情報システムと市町村防災行政無線の有機的な結合を図っていくことがより重要であり、市町村に対して早期に市町村防災行政無線の整

備を促進するとともにデジタル化による最新の設備の整備を図る。

第4 震度情報ネットワークシステムの整備

地震発生直後の被害状況を早期に把握するため、市町村に設置した計測震度計の震度情報を府庁に収集するとともに国、市町村及び防災関係機関に配信する震度情報ネットワークシステムにより、発災直後における市町村の被害予測を行い、迅速な防災対策を図る。

第5 早期被害情報収集システムの整備

府内各所に設置されたライブカメラによる情報収集、ヘリコプター及び無人航空機が撮影した空撮映像の危機管理センターへの伝送、また、災害対策支部が撮影した被害状況の写真を携帯電話や防災行政無線により災害対策本部に伝送することにより、早期に災害現場の被害状況を把握し、迅速な防災対策を図る。

第6 緊急時の情報通信の確保

1 防災担当職員の常時配置

休日・夜間の災害発生に対処できる体制を整えるため、防災担当職員等を常時配置する体制を整備する。

2 防災担当職員等の参集

緊急時における防災担当職員及び非常時専任職員の参集を補完するため、職員一斉呼出システムの活用を図る。

3 災害対策本部長等の指揮命令伝達手段の確保

緊急時における災害対策本部長等の指揮命令伝達手段を確保するために、衛星携帯電話の活用により緊急時の情報通信の多重化を図る。

4 国との緊急連絡回線の確保

内閣総理大臣官邸及び国の非常災害対策本部と府災害対策本部との間において、緊急の情報連絡手段を確保するために、緊急連絡回線の活用を図る。

第7 各機関の無線通信

非常災害時の無線通信設備は、現在、各防災関係機関のそれぞれの使用目的に応じて個々に設置されている。これらはいずれもそれぞれの機関内のみの通信連絡であるが、災害時においては非常通信連絡系統に加わることができるものである。

また、情報収集要員等の確保のため、アマチュア無線家による通信系の協力体制について整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

さらに、それぞれの防災機関が有する無線系統を「資料編2-1」に示す。

第8 緊急地震速報伝達システムの整備

各機関は、地震発生時に住民等が確実に地震対応行動ができるよう緊急地震速報を迅速に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。

市町村においては、住民の緊急地震速報の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第9 庁内システムの業務継続性の確保

災害時において、職員の情報通信手段の基盤である庁内システムの業務継続性を確保するため、次の取組を行う。

1 電算室の環境整備

電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保に努める。

2 自治体クラウドの推進

自治体クラウドを活用した業務継続性の確保に努める。

第10 緊急速報メール・事前登録によるメールの活用

府、市町村は、住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール・事前登録によるメールの活用を進める。

第11 危機管理緊急連絡網（ホットライン）の整備

府は、緊急時における情報連絡体制を強化するため、関係機関との直通の連絡網の整備を図る。

第2節 市町村・防災機関等の非常通信

第1 計画の方針

地震災害時に予想される通信混乱に際して、市町村から本部への通信連絡系統を確立し、すべての防災関係機関が非常通信に協力する体制を整備する。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

第2 市町村

地震災害時に市町村から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路（「資料編2-2」参照）に従って通信連絡を行う。この非常通信を行う際の要領は、「第3編第2章第4節」に示したとおりである。

第3 防災機関等

無線を整備している防災関係機関（「資料編2-1」参照）は、市町村及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。

- 1 人命の救助に関すること。
- 2 被害状況等の通信に関すること。
- 3 応援もしくは支援要請に関すること。
- 4 その他、災害に関して緊急を要すること。

第3章 地震情報及び津波警報等の伝達計画（各機関）

第1節 地震情報及び津波警報等の伝達計画

気象業務法等によって定められたところにより、気象庁は地震等を観測することによって「地震情報及び津波警報等」を発表し、関係機関はこの情報を住民及び船舶に通報又は周知徹底する。

第1 京都地方気象台

地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「地震情報及び津波警報等」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

1 地震情報及び津波警報等の種類

地震情報・津波情報の種類と内容は次のとおりである。

地震の種類	発表基準	内 容
震度速報	・ 震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・ 震度 3 以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・ 震度 1 以上 ・ 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
推計震度分布図	・ 震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・ 震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
津波情報の種類		発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報		各津波予報区（注2）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報		主な地点（注3）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報		沿岸で観測された津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報		沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報		津波に関するその他必要な事項を発表

注1 京都府の津波予報区は「京都府」

注2 京都府内の地点は「舞鶴」

2 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震情報及び津波警報等の伝達基準は、おおむね次による。

- (1) 津波に関する情報は、「京都府」に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。
- (2) 震源に関する情報は、近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。
- (3) 震源・震度情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。
 - ア 京都府内で震度1以上

- イ 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上
- ウ その他の府県で震度6弱以上

- (4) 遠地地震に関する情報
外国で顕著な地震が発生したとき。
- (5) その他の情報
その他上記以外に防災上有効と認められるとき。

3 情報の伝達

- (1) 地震情報及び津波警報等は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される情報に頭書きを付加して伝達する。ただし、「遠地地震に関する情報」及びその他の情報は「そのまま」伝達する。
ただし、「震源・震度情報」については、京都府及び近隣府県で震度1以上を観測した地点を伝達する。
- (2) 地震情報及び津波警報等の伝達手段並びに伝達経路を、図2.3.1「地震情報及び津波警報等伝達経路図」に示す。

第2 第八管区海上保安本部

気象、津波、高潮及び波浪に関する警報の通知を受けた場合は、ただちに無線放送又は巡視船艇・航空機等による巡回等により周知する。

第3 京都府

府は、「地震情報及び津波警報等」を京都地方気象台から入手した場合はただちに、図2.3.1～2の伝達系統により、関係機関へ通報する。

第4 市町村

市町村は、情報等の受領にあたっては、関係部課に周知徹底しうようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておき、情報等の伝達を受けたときは、市町村防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底する。

第5 沿岸市町

府の北端にある沿岸市町は、上記「第4」によるもののほか、日本海での近地地震に伴う津波の発生を考慮し、「震度4」以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、職員及び沿岸の消防団、漁業協同組合、住民自治会等のうちから、あらかじめ責任者を選んでおき、地震発生から少なくとも30分以上、海面状態を監視し、海面の異常を発見した場合の通報体制並びに沿岸住民への周知・避難体制を確立しておく。

第6 放送要請

「地震情報及び津波警報等」とともに、直接被災者等に「避難」、「給水」、「食糧」等の応急対策措置並びに「道路情報」等を緊急に広報する必要がある場合は、知事又は市町村長は、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和41年5月10日及び平成4年4月22日締結）」により、放送機関に対して放送の要請を行う。
なお、災害についての広報については、第3編第2章でその詳細を示す。

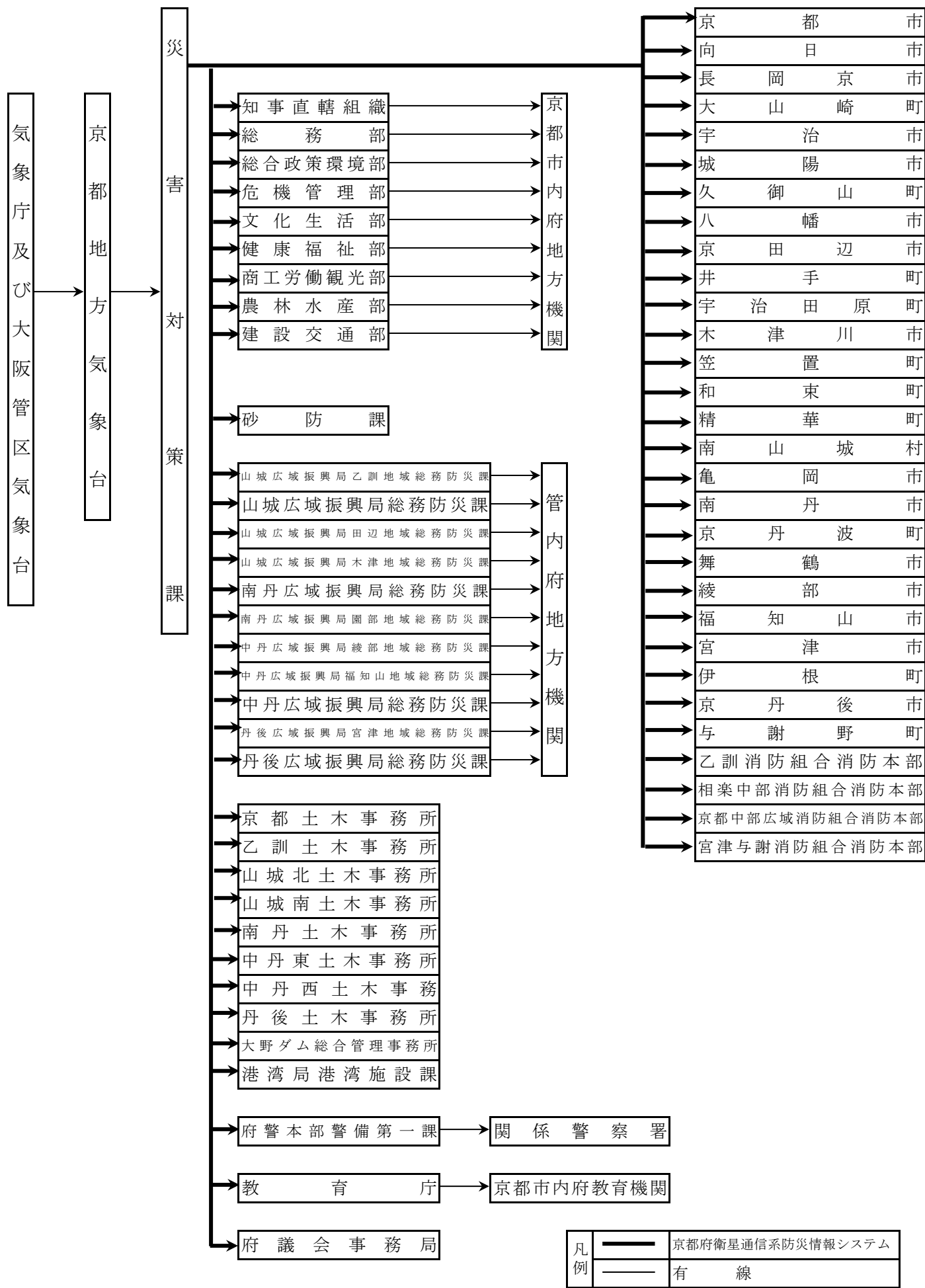
第7 震度観測

京都府の地域における震度観測は、次により行う。

- 1 気象庁関係
京都市中京区、舞鶴市、京丹波町（坂原）、京丹後市弥栄町、福知山市、宇治市、亀岡市
- 2 京都府関係
京都市上京区、京都市右京区（京北）、舞鶴市、綾部市、宮津市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市（山城）、木津川市（木津）、木津川市（加茂）、笠置町、和束町、精華町、南山城村、南丹市美山町、南丹市園部町、南丹市八木町、京丹波町（蒲生）、南丹市日吉町、京丹波町（橋爪）、京丹波町（本庄）、福知山市三和町、福知山市夜久野町、福知山市大江町、与謝野町（加悦）、与謝野町（岩滝）、伊根町、与謝野町（四辻）、京丹後市峰山町、京丹後市大宮町、京丹後市網野町、京丹後市丹後町、京丹後市弥栄町、京丹後市久美浜町
- 3 国土交通省関係
天ヶ瀬ダム

- 4 J R 東海、西日本関係
J R 東海（東海道新幹線早期地震警報システム）：遠方地震計（舞鶴市）、沿線地震計（京都市、向日市）
J R 西日本：二条駅、福知山駅、園部駅、西舞鶴駅、馬堀駅、新田駅
- 5 関西電力株式会社関係
喜撰山発電所
- 6 大阪ガス株式会社関係
京滋事業部
- 7 京都市関係
北区（大宮）、左京区（田中）、中京区（河原町御池）、東山区（清水）、山科区（西野）、南区（西九条）、右京区（太秦）、西京区（桎原）、西京区（大枝）、伏見区（竹田）、伏見区（醍醐）
- 8 国立研究開発法人防災科学技術研究所
福知山市、舞鶴市、伊根町、京丹後市久美浜町、京都市左京区（広河原）、京都市山科区、宇治市、亀岡市

図2.3.1 「地震情報及び津波警報の連絡系統」



気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くな
		壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。
		瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。
		傾くものや、倒れるものが多くな
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
	まれに傾くことがある。	

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が小さい状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。
		1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生すること
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることもある。

表2.3.2 京都地方でのラジオ受信周波数

NH K京都				F M	82. 8MHz
NH K京都－福知山	第 1	1026kHz	第 2	1359kHz	F M 84. 8MHz
NH K京都－舞鶴	第 1	585kHz	第 2	1602kHz	F M 84. 2MHz
NH K京都－宮津	第 1	999kHz		F M	86. 1MHz
NH K京都－峰山				F M	83. 5MHz
NH K京都－丹波美山				F M	83. 6MHz
NH K京都－綾部八津谷				F M	81. 9MHz
NH K京都－京北				F M	87. 9MHz
NH K大阪	第 1	666kHz	第 2	828kHz	F M 88. 1MHz
K B S 京都	京都	1143kHz 94. 9MHz	福知山	1485kHz	舞鶴 1215 kHz
F M京都	京都	89. 4MHz	福知山	81. 3MHz	舞鶴 87. 2MHz
					宮津 79. 8MHz
					峰山 85. 4MHz
F Mう じ （宇治市）		88. 8MHz			
F M 8 4 5 （京都市）		84. 5MHz			
京 都 三 条 ラ ジ オ カ フ ェ （京都市）		79. 7MHz			
F Mい かる （綾部市）		76. 3MHz			
F Mt ん ご （京丹後市）		79. 4MHz			
京 都 F M丹 波 （福知山市）		79. 0MHz			
F MCOCOLO（外国語放送）		76. 5MHz			
F Mま い づ る （舞鶴市）		77. 5MHz			
RADIO MIX KYOTO(京都市)		87. 0MHz			
F Mお と く に (長岡京市、向日市、大山崎町)		86. 2MHz			

注2：NHKの地震・津波に関する放送

1) 地震

- (1) 震度1、2については、ローカル速報
総合テレビ 画面に字幕スーパーで速報
ラジオ第一 放送中の番組を適時中断し速報
- (2) 震度3、4については、全国に向けて速報
テレビ全波 画面に字幕スーパーで速報
ラジオ第一 放送中の番組を適時中断し速報
- (3) 震度5弱、5強については、全国に向けて速報
テレビ全波 画面に字幕スーパーで速報
ラジオ全波 放送中の番組を適時中断し速報
- (4) 震度6弱以上の地震については全国放送の臨時ニュース

2) 津波

注意報・警報・大津波警報はいずれも、テレビ・ラジオで全国に向けて速報

3) 緊急警報放送システム

第2章第4節で詳述する。

災害対策基本法に基づく放送要請等に関する協定

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条に規定する放送要請に関して京都府知事（以下「甲」という。）と（報道機関名）（以下「乙」という。）の間における災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定による手続を定めるとともに、京都府地域防災計画に定める災害対策本部若しくは災害警戒本部を設置した場合又はこれらに準じる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、京都府が行う災害応急対策についての報道要請（法第57条に規定する放送要請を除く。以下同じ。）に関して甲、乙及び京都府公安委員会（以下「丙」という。）との間における手続を定めるほか、これらの手続に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害対策基本法に基づく放送要請

(要請の手続)

第2条 甲は、法第57条の規定により、乙に対して放送を行うことを求める場合は、別紙様式1により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 放送を求める理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第3条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第4条 第2条各号に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。甲の連絡責任者 京都府広報課長
乙の連絡責任者 (報道機関御担当者様 職名)

(準用)

第5条 京都府内の市町村長が、法第57条の規定により、放送を要請する場合についても、本協定を準用するものとする。

第3章 災害対策本部を設置した場合等の報道要請

(報道要請事項)

第6条 甲又は丙は、災害時等における災害の発生の防御又は被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要があると認めるときは、乙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示等に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は被害の拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続)

第7条 甲又は丙は、乙に対し前条の要請を行う場合は、別紙様式2により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 要請する報道の内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他の必要な事項

(報道の実施)

第8条 乙は、甲又は丙から報道要請を受けたときは、適切に対応するものとする。

(連絡責任者)

第9条 第6条各号に掲げる報道要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

甲の連絡責任者 京都府広報課長、
乙の連絡責任者 (報道機関御担当者様 職名)
丙の連絡責任者 京都府警察本部広報応接課長

第4 雑則

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙との間において適切に協議するものとする。

(旧協定の承継)

第11条 本協定の締結に伴い、甲及び乙が 年 月 日付けで締結した「 に関する協定」については、承継されたものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙から書面による解除の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

上記の協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年4月1日

(甲) 京都府知事 山田 啓二

(乙) 報道機関 代表者職・氏名

(丙) 京都府公安委員会委員長 瀧 静子

乙は以下の16機関である。

FM802、FMあやべ、FM宇治、FM京都、NHK、関西テレビ、京丹後コミュニティ放送、京都コミュニティ放送、京都リビングFM、FMまいづる、RADIO MIX KYOTO、京都放送、大阪放送、朝日放送、毎日放送、讀賣テレビ

災害対策基本法に基づく放送要請

別紙様式 1

令和 年 月 日

様

京都府知事

災害対策基本法に基づく放送要請について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条の規定により、下記のとおり要請します。
記

1 放送を求める理由

2 放送の内容

3 希望する放送日時

(1) 直ちに

(2) 令和 年 月 日 () 午後・午前 時 分から

4 その他必要な事項

京都府との協定に基づく報道要請

別紙様式2

令和 年 月 日

様

京都府知事
又は
京都府公安委員会委員長

災害対策本部を設置した場合等の報道要請について

災害対策基本法に基づく放送要請等に関する協定第6条の規定により、下記のとおり報道要請します。

記

1 報道要請の理由

2 要請する報道の内容

3 希望する放送日時

(1) 直ちに

(2) 令和 年 月 日 () 午後・午前 時 分から

4 その他必要な事項

第2節 津波予報等の伝達計画

気象庁地震火山部及び大阪管区気象台は、「気象業務法」に基づき津波警報等を発表し、関係機関は、同法第15条の規定により住民及び船舶に通報又は周知を行う。その伝達系統は、図2.3.3によるものとし、伝達される津波警報等の種類と内容については、次の津波警報等の種類及び内容のとおりである。

津波の予報区は、日本の沿岸を66の津波予報区（原則として、都道府県程度の区分）に分けられている。京都府は、全域が1つの予報区であり、予報区名称は「京都府」である。

なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえ、気象庁では津波警報の改善に向けた検討を進め、平成24年2月に「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」を取りまとめた。気象庁では、この提言に沿って津波警報・注意報、津波情報の伝達内容等を見直し、平成25年3月7日から、改善した津波警報等の運用を開始している。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合 にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報 注2	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想される津波の最大波の高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m	10m		
		3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m	1m	(表記なし)	

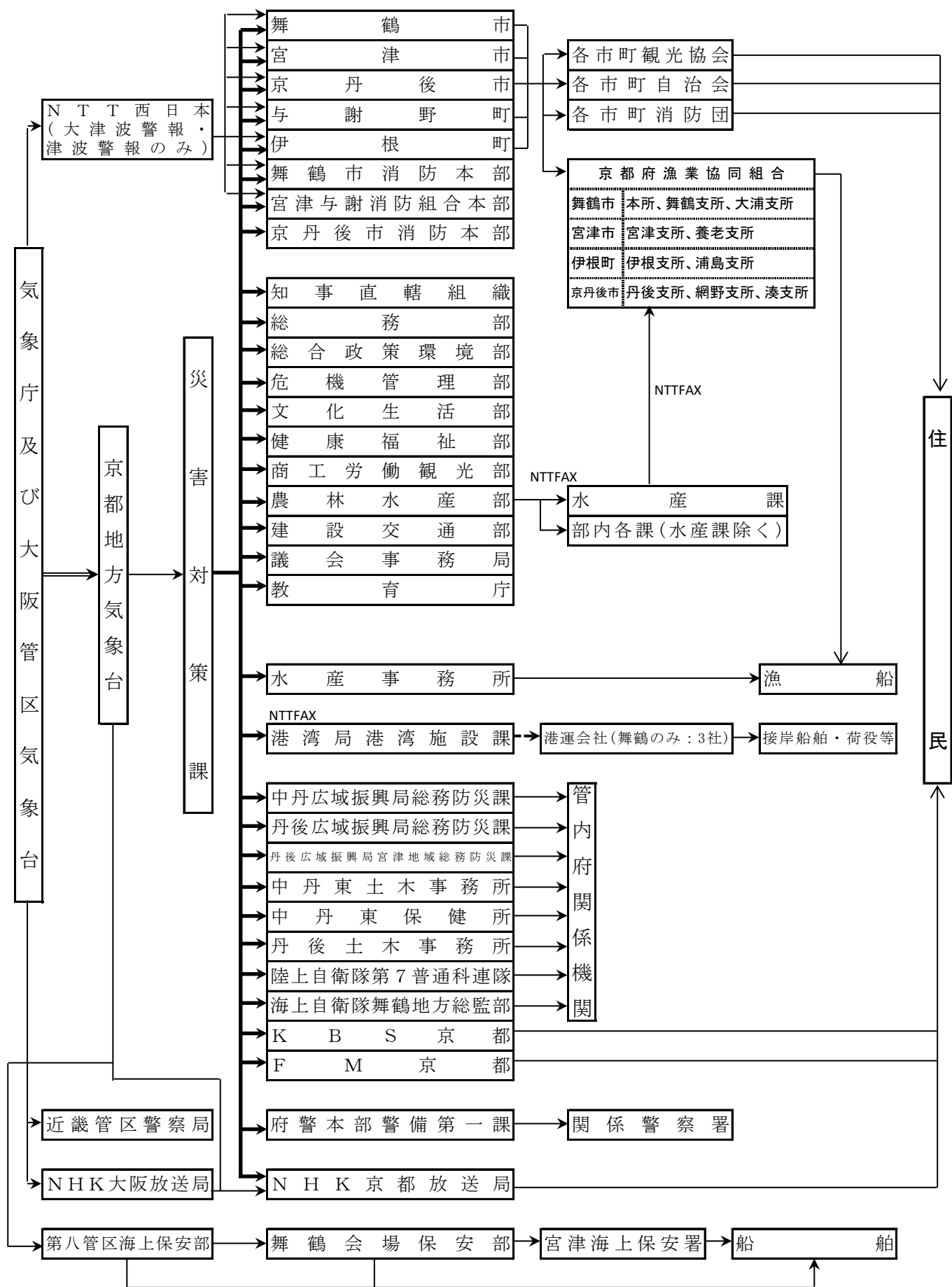
注1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注2 大津波警報を特別警報に位置づけている

津波予報の発表基準と発表内容

種 類	発 表 基 準	内 容
津 波 予 報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2メートル未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意情報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

図2.3.3 津波警報、大津波警報及び津波注意報の連絡系統



凡例	——	気象庁専用線
	- - -	衛星通信系防災情報システム
	——	有線

第3節 緊急警報放送システムの活用

地震や津波など人命や財産に大きな影響を及ぼす重要かつ緊急な災害情報を、迅速かつ確実に伝達するために設けられた緊急警報放送システムは、当面次の3つの場合に限って放送されることとなっている。

- (1) 大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により、警戒宣言が発せられたことを放送する場合
- (2) 災害対策基本法第57条の規定により求められた放送を行う場合
- (3) 気象業務法第13条第1項の規定により、大津波警報又は津波警報が発せられたことを放送する場合

災害を未然に防止するためにも、災害に関する情報を多数の府民に同時にかつ迅速に伝達することは非常に重要なことであり、府及び市町村においては、このシステムの活用について推進していく。

なお、災害対策基本法第57条の規定に基づき放送要請をする場合は、別紙「緊急警報放送の要請に関する覚書」によるものとする。

第4節 市町村地域防災計画で定める事項

地震情報及び津波警報等については、これを迅速的確に住民に周知しなければならない。このため次の事項についてその詳細を定めるものとする。

第1 津波予報等の伝達系統及び方法

- 1 伝達系統図及び伝達方法
- 2 地方放送局の利用

第2 異常現象発見時における措置

- 1 発見者の通報
- 2 市町村長への通報
- 3 市町村長の関係機関への通報
- 4 一般住民に対する周知徹底

第3 近地地震、津波に対する自衛処置

- 1 地震、津波についての教育
- 2 震度4以上を感じた場合の海面状態の監視組織
- 3 情報聴取の責任者
- 4 一般住民に対する周知徹底

別 紙

緊急警報放送の要請に関する覚書

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和41年5月10日締結、以下「協定」という。）第6条に基づき、京都府知事（以下「甲」という。）と日本放送協会京都放送局長（以下「乙」という。）は、電波法施行規則第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の協定の実施について、必要な事項を次のとおり定める。

（緊急警報放送要請の要件）

第1条 災害対策基本法第57条に基づく緊急警報放送の放送要請は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で多くの人命、財産を保護するため、避難勧告、警戒区域の設定等、緊急に住民に対して周知する必要がある場合とする。

なお、緊急警報放送中に、次に掲げる事項について、放送要請することができるものとする。

- (1) 職員の動員命令の伝達
- (2) 災害時の混乱を防止するための指示等
- (3) 前各号のほかに知事が特に必要と認めるもの

（緊急警報放送要請の手続）

第2条 一時に多数の市町村からの放送要請にともなう混乱を防止するため、市町村長（京都市長を除く。以下同じ。）からの緊急警報放送の要請については、原則として京都府知事から行うものとする。

2 前項の例外措置として、市町村と府との通信途絶など特別の事情がある場合は、市町村長は放送機関に対して直接要請することができるものとする。

この場合市町村長は、事後速やかに知事に報告すると共に、放送機関においては、市町村長の放送要請についてできる限り対応するものとする。

3 緊急警報放送の要請をするときは、甲は、乙に対して予め電話等により放送要請の予告をした後、文書（別紙様式）により行うものとする。

ただし、緊急を要し、文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により別紙に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（施行期日等）

第3条 この覚書は、昭和61年2月1日から施行する。

この覚書の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

昭和61年2月1日

甲 京都府知事 林田悠紀夫
乙 日本放送協会京都放送局長 左藤 孜

別紙様式

消防 号
平成 年 月 日

日本放送協会
京都放送局長 殿

京都府知事 氏 名 印

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法第57条の規定により、次のとおり放送を要請します。

1 放送を求める理由

- (1) 避難勧告・指示のため
- (2) 各種予警報等の通知のため
- (3) 市町村長からの特別の指示があったため
- (4) その他 ()

2 放送内容

3 希望する放送日時

- (1) 即 時
- (2) 日 時 分

4 災害等の状況（災害の態様、日時、場所等）

5 その他

発信者 職 名
氏 名
連絡先

市町村における緊急警報放送の放送要請手続について

市町村長が、電波法施行規則第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号による災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の手続は、次によるものとする。

- 1 市町村長が、緊急警報放送の放送を要請する場合は、京都府知事と日本放送協会京都放送局長とが締結した緊急警報放送の要請に関する覚書（昭和61年2月1日締結、以下「覚書」という。）によるものとするが、放送要請に関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定める。
京都府の連絡責任者 京都府危機管理部災害対策課長
市町村の連絡責任者 あらかじめ京都府知事に届出した者
- 2 京都府知事は、市町村の連絡責任者の届出があった場合は放送機関に通知するものとする。
- 3 市町村長が緊急警報放送の放送を要請するときは、予め電話等による放送要請の予告をした後、文書（別紙様式）により行うものとする。
ただし、緊急を要し、文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により別紙に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。
- 4 覚書第2条第2項に基づき、市町村長から直接放送機関に要請する場合は、前記3に準じた手続によるものとする。

別紙様式

番 号
平成 年 月 日

京都府知事 氏 名 殿

市町村長名 印

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法第57条の規定により、次のとおり放送を要請します。

- 1 放送を求める理由
 - (1) 避難勧告・指示のため
 - (2) 各種予警報等の通知のため
 - (3) その他
- 2 放送内容
- 3 希望する放送日時
 - (1) 即 時
 - (2) 日 時 分
- 4 災害等の状況（災害の態様、日時、場所等）
- 5 その他

発信者 職 名
氏 名
連絡先

第4章 医療助産計画

第1節 計画の方針

災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、必要な体制の整備について定める。

第2節 計画の内容

第1 医療救護活動のマニュアルの作成等

- 1 府は、迅速に救護班を編成・派遣するとともに関係医療施設との連携のもと、被災状況に応じた医療活動を実施するため、医療・救護に関するマニュアルを作成する。
- 2 府は、関係機関の協力のもと、トリアージ・タッグの統一を図る。

第2 災害時に拠点となる医療施設

府は、災害時の患者受け入れ機能、医薬品等の資器材の備蓄機能を備えた災害時に拠点となる医療施設を確保する。

第3 基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等連絡協議会

1 基幹災害拠点病院

- (1) 災害時に拠点となる医療施設及び地域災害拠点病院との連携のもとに、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に確保するため、日本赤十字社京都府支部の協力を得て、京都第一赤十字病院に基幹災害拠点病院を設置する。
- (2) 基幹災害拠点病院は、医薬品等資器材の備蓄、関係職員の研修・トリアージ訓練を行うとともに、災害時に救護班の編成、重症患者の受け入れを行う。

2 地域災害拠点病院

- (1) 災害時に拠点となる医療施設及び基幹災害拠点病院との連携のもとに、2次医療圏に1か所以上の地域災害拠点病院を設置する。
- (2) 地域災害拠点病院は、医薬品等資器材の備蓄を行い、基幹災害拠点病院における研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣するとともに、災害時には救護班の編成、重症患者の受け入れを行う。

3 京都府災害拠点病院等連絡協議会

府は、京都府災害拠点病院等連絡協議会を設置し、次に掲げる事項について、検討・協議する。

- (1) 府内の災害医療体制の整備・活動方策に関すること
- (2) 災害拠点病院等関係機関相互間の連携体制に関すること
- (3) 各二次医療圏における災害医療体制の構築・充実に関すること
- (4) 災害医療の研修、訓練に関すること
- (5) 災害医療関係情報の収集・提供に関すること
- (6) その他、災害医療体制に関すること

(資料)

	2次医療圏名	病 院 名	電話番号	衛星通信系防災情報システム電話番号	災 害 派 遣 医療チーム
基幹災害拠点病院		京都第一赤十字病院	075-561-1121	7(8)-711-8101	○
地域災害拠点病院	丹 後 医 療 圏	京都府立医科大学附属北部医療センター	0772-46-3371	8-857-8109	○
	中 丹 医 療 圏	市立福知山市民病院	0773-22-2101	8-838-8101	○
	南 丹 医 療 圏	京都中部総合医療センター	0771-42-2510	8-819-8101	○
	京 都 ・ 乙 訓 医 療 圏	京都府立医科大学附属病院	075-251-5111	8-715-8104	○
		京都大学医学部附属病院	075-751-3111	8-700-8201	○
		京都市立病院	075-311-5311	8-730-8101	○
		洛和会音羽病院	075-593-4111	8-700-8231	○
		京都医療センター	075-641-9161	8-700-8211	○
		京都済生会病院	075-955-0111	8-746-8108	○
	山城北医療圏	京都岡本記念病院	0774-48-5500	8-767-8101	○
		宇治徳洲会病院	0774-20-1111	8-700-8221	○
	山城南医療圏	京都山城総合医療センター	0774-72-0235	8-782-8101	○

第4 災害派遣医療チーム

- 1 府は、災害拠点病院等の中から、災害時に災害派遣医療チームを派遣するよう指示する医療機関を予め定めておく。
- 2 災害派遣医療チームは、災害・事故等の急性期（発生後概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けたチームであり、被災地に迅速に駆け付け、現地災害対策本部等の指示に従い、病院支援や広域医療搬送など、医療的支援を行う。そのため、派遣元となる医療機関は日ごろから災害時等に備え、チームの編成及び訓練の実施に努める。

第5 災害医療コーディネーターの委嘱

- 1 府は、災害の発生時において、必要な医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を、災害医療コーディネーターに委嘱する。
- 2 府は、委嘱された者から、原則として保健医療福祉調整本部において活動する本部災害医療コーディネーターを指名し、また二次医療圏毎に災害拠点病院、保健所等で活動する地域災害医療コーディネーターを指名する。
- 3 府は、災害の発生時において、必要な小児・周産期医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療及び小児・周産期医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を、災害時小児周産期リエゾンに委嘱する。
- 4 府は、災害の発生時において、災害救護活動に必要な医薬品等の供給及び薬剤師の派遣に関する調整等を迅速かつ的確に実施するため、災害薬事に精通した者を災害薬事コーディネーターに委嘱する。

第6 医薬品等の資器材の備蓄及び供給システムの整備

府は、救護班が携帯する医薬品等の資器材を、基幹災害拠点病院等において備蓄する。また、京都府医薬

品卸協会との委託契約により、医療用医薬品をランニングストック方式により備蓄し、京都医療機器協会や（一社）京都府薬剤師会等と優先供給に関する協定を締結することにより、医療用品及び一般用医薬品の確保に努める。

第7 災害時における情報ネットワークの構築

関係機関は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・的確な救急・救護・医療活動を行うため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）の入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、次のような情報ネットワークの構築に努める。

- 1 京都府救急医療情報システムの災害対応機能の強化
- 2 消防無線や防災無線の多重化

第8 災害時搬送システムの確立

関係機関は、災害時の患者、医薬品等の資器材、医療救護班等の搬送を確保するため、次のとおり整備に努める。

- 1 地上搬送手段の確保とともにヘリコプターを活用した搬送体制の整備
- 2 災害拠点病院のヘリポートの整備

第9 関係機関の災害時初期体制の確保

災害拠点病院等の関係機関は、豪雨等により通行規制、交通遮断が予見される場合、早めの参集を指示するなど、医師等職員の動員体制を確保する。

第10 地域レベルでの災害対策の強化

関係機関は、地域レベルでの災害対策を強化するため、次のとおり整備に努める。

- 1 保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者、災害派遣医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療対策会議）の設置
- 2 業務継続計画（BCP）の策定
- 3 病院の耐震機能の強化
- 4 自主訓練等のガイドラインとなる病院の災害時行動マニュアル等の作成

第11 府民に対する災害時初期対応の普及・啓発

府及び市町村は、広く府民を対象とする救急活動の普及・啓発のより一層の強化に努める。

第12 広域的応援体制の整備

府及び市町村は、効率的な救急・救護・医療活動を行うため、次のとおり広域的応援体制を整備する。

- 1 府県間応援体制の整備
- 2 地区医師会と市町村との災害時医療協定の締結
- 3 医薬品等卸業界との災害時医薬品等調達協定の締結

第13 ドクターヘリの共同運用

ドクターヘリの運用については、関西広域連合で策定される関西広域医療連携計画に定められている、広域的なドクターヘリの配置・運航や災害時における広域医療提供体制により運用する。

第14 広域医療搬送拠点の整備

府は、大規模災害時に被災地では対応困難な重症患者等を被災地外の医療施設に搬送する拠点となる広域

医療搬送拠点（SCU：Staging CareUnit）を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。

[広域医療搬送拠点の機能]

- ①重症患者等を収容する臨時医療施設機能 ②ヘリポート機能 ③広域医療搬送拠点調整本部機能
- ④広域医療搬送拠点活動維持・継続のための機能

第5章 火災防止に関する計画

(府危機管理部、市町村、消防機関)

第1節 計画の方針

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によることが大である。したがって震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。

第2節 出火防止、初期消火対策

第1 出火防止計画

- 1 火気使用設備、器具の安全化に関する研究を行い、規制強化等の施策に反映させる。
- 2 各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識及び技術の普及を図る。
- 3 起震車の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。
- 4 対震安全装置付火気器具等の普及徹底を図る。

第2 初期消火計画

- 1 震災時における初期消火の実効性を高めるため、消火器、消火バケツを家庭、地域、事業所等に普及する。
- 2 初期消火の技術指導の普及を図る。
- 3 消防団、自主防災組織等に可搬式動力ポンプ等初期消火用資機材の整備に努めるなど、初期消火体制を強化する。

第3 地域住民等の協力

- 1 家庭及び職場の末端に至るまで、出火防止・初期消火の徹底を図るとともに、これを補完するため、地域においても消火器具等を設置するよう消防機関と協力して推進する。
- 2 地域及び職域において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に防災訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識・技術を習得し、震災時に備える。
- 3 市町村が行う防災訓練、防災意識の啓発活動等の地域住民等に対する広報活動に対し、指導及び支援を行う。
- 4 初期消火の要となる消防団の活動力の向上及び自主防災組織等のコミュニティ防災組織の育成及び強化を図る。

第3節 火災拡大防止計画

震災時に発生した火災が延焼し、その被害が拡大するのを防止するために、消防設備の充実、消防水利等を増設し、消防力の強化を図る。

第1 消防組織や体制の充実・強化

高齢化の進展や、災害の大規模・多様化などにより、消防需要は拡大するとともに消防活動内容も高度化していく傾向にある。

このため、消防職員及び消防団員の組織体制を工夫し、消防活動力の充実・強化を図る次のような取り組みを進め、府民生活の安心安全を図る。

1 市町村の消防体制の強化と連携の推進

- (1) 消防施設等の整備促進
- (2) 府立消防学校等による消防職・団員の教育訓練（安全管理含む）機能の充実
- (3) 迅速な救急搬送の促進

2 消防団の活動力の強化

- (1) 消防団員の確保
 - ア 女性の消防団への加入促進
 - イ 大学等の協力による消防団員の確保
- (2) 多機能消防車両の配備や活動環境改善など救助救出能力の向上
- (3) 消防団協力事業所表示制度による協力事業所の認定など企業協力の促進
- (4) 中山間地におけるふるさとレスキューの取組推進

第2 相互応援協定

1 一般災害時の相互応援協定

府は災害発生時における市町村消防機関の行う応急対策が、緊密な連携により強力かつ迅速になされるよう、市町村相互間における応援協定の締結を促進する。

なお、市町村相互応援協定締結状況一覧は表2.5.1 に示したとおりであり、さらに、被災市町村の火災が著しく拡大した場合、隣接市町村、他府県並びに防災機関への応援・支援を要請する時の連絡系統は、図2.5.1(1)～(3)のとおりである。

2 大規模災害時の広域相互応援協定

府は、水火災及び地震等の大規模災害が発生した場合、府内全市町村及び消防一部事務組合が広域消防相互応援協定に基づき、施設、人員及びヘリコプター等の活用によって、広域的な対応を図り、災害の防除及び被害の軽減を図ることができるよう指導する。

市町村相互応援協定締結状況一覧

(令和4年4月1日)

番号	協 定 名 称	協 定 締 結 消 防 機 関 名		協 定 の 内 容						消防団 含む
		府 内 消 防 機 関	府 外 消 防 機 関	全 災 害	火 災	風 水 害	救 急	救 助	そ の 他	
1	京都府広域消防相互応援協定	府内市町村、消防組合（30）		○						○
2	京都市・宇治市消防相互応援協定	京都市、宇治市			○		○	○		○
3	京都市・京都中部広域消防組合・亀岡市 消防相互応援協定	京都市、京都中部広域消防組合 亀岡市			○		○	○		○
4	京都市・乙訓消防組合・長岡京市消防相 互応援協定	京都市、乙訓消防組合、長岡京市			○		○	○		○
5	京都市・八幡市消防相互応援協定	京都市、八幡市			○		○	○		○
6	京都市・久御山町消防相互応援協定	京都市、久御山町			○		○	○		○
7	京都市・乙訓消防組合・向日市消防相互 応援協定	京都市、乙訓消防組合、向日市			○		○	○		○
8	京都市・乙訓消防組合・大山崎町消防相 互応援協定	京都市、乙訓消防組合、大山崎町			○		○	○		○
9	京都中部広域消防組合・福知山市消防相 互応援協定	福知山市、京都中部広域消防組合			○		○	○		○
10	舞鶴海上保安部と舞鶴市消防本部との業 務協定	舞鶴海上保安部、舞鶴市			○					
11	京都中部広域消防組合・綾部市消防相互 応援協定	京都中部広域消防組合、綾部市			○		○	○	○	
12	宇治市・城陽市・久御山町消防相互応援 協定	宇治市、城陽市、久御山町			○		○	○		○
13	宇治市・京田辺市消防相互応援協定	宇治市、京田辺市			○		○	○		
14	乙訓2市1町（向日市・長岡京市・大山 崎町）消防並びに防災相互応援協定	向日市、長岡京市、大山崎町		○						○
15	八幡・京田辺市・綴喜地区消防相互応援 協定	八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町		○						
16	八幡市・久御山町消防相互応援協定	八幡市、久御山町			○		○	○		○
17	京田辺市・久御山町消防相互応援協定	京田辺市、久御山町			○		○	○		
18	城陽市・京田辺市消防相互応援協定	城陽市、京田辺市			○		○	○		
19	相楽中部消防組合・京田辺市消防相互応 援協定	相楽中部消防組合、京田辺市			○		○	○		
20	京奈和自動車道消防相互応援協定書	京田辺市、城陽市、精華町、相楽中部消防組合		○						
21	京田辺市・精華町消防相互応援協定	京田辺市、精華町		○						○
22	木津川市・相楽地区消防相互応援協定書	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村、相楽 中部消防組合		○						○
23	宮津市・伊根町消防団火災応援覚書	宮津市、伊根町			○					○
24	船舶火災の消火活動に関する宮津海上保 安署と宮津与謝消防組合との協定	宮津与謝消防組合、宮津海上保安署			○					
25	宮津与謝消防組合・京丹後市消防相互応 援に関する協定	宮津与謝消防組合、京丹後市			○		○	○		
26	京滋バイパス（巨椋インターチェンジから大山崎 インターチェンジまで）消防相互応援協定	京都市、宇治市、久御山町、八幡市、乙訓消防組合		○						
27	京都市・京都中部広域消防組合・南丹市 消防相互応援協定	京都市、京都中部広域消防組合、南丹市			○		○	○		○
28	八幡市・乙訓消防組合消防相互応援協定	八幡市、乙訓消防組合			○		○	○		
29	両丹都市消防相互応援協定	舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根 町、与謝野町、宮津与謝消防組合		○						○
30	京都縦貫自動車道（宮津天橋立インター チェンジから丹波インターチェンジ）及 び山陰近畿自動車道（一般国道312号）にお ける消防相互応援協定	京都中部広域消防組合、綾部市、舞鶴市、宮津与謝消 防組合、京丹後市			○		○	○		
31	新名神高速道路消防相互応援協定	城陽市、京田辺市、八幡市		○						
32	五都市消防相互応援協定	京都市	名古屋市、大阪市、神戸市、堺市	○						
33	名神高速道路消防応援協定	京都市、乙訓消防組合	湖南広域行政組合、大津市、島本 町 高槻市、茨木市	○						
34	京都市・大津市消防相互応援協定	京都市	大津市	○						
35	高槻市・京都市消防相互応援協定	京都市	高槻市		○	○	○	○		○
36	福知山市・豊岡市 消防相互応援協定	福知山市	豊岡市 （兵庫県）		○		○	○		○
37	福知山市・南但広域行政事務組合消防相 互応援協定	福知山市	南但広域行政事務組合 （兵庫 県）		○		○	○	○	○
38	福知山市・丹波市消防相互応援協定	福知山市	丹波市（兵庫県）		○		○	○	○	○

番号	協 定 名 称	協 定 締 結 消 防 機 関 名		協 定 の 内 容						消防団 含む
		府 内 消 防 機 関	府 外 消 防 機 関	全 災 害	火 災	風 水 害	救 急	救 助	そ の 他	
39	福知山市・篠山市消防相互応援協定	福知山市	篠山市（兵庫県）	○						○
40	舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定	舞鶴市、福知山市、綾部市	若狭消防組合、丹波市、三田市、三木市、篠山市、神戸市（兵庫県）	○						
41	綾部市・若狭消防組合消防相互応援協定	綾部市	若狭消防組合（福井県）	○						
42	一般国道1号京滋バイパス消防応援協定	宇治市、久御山町	湖南消防組合、大津市						○	
43	大津市・宇治市消防相互応援協定	宇治市	大津市（滋賀県）		○		○	○		○
44	京都中部広域消防組合・高槻市・亀岡市消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	高槻市（大阪府）		○	○	○	○		○
45	京都中部広域消防組合・茨木市・亀岡市消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	茨木市（大阪府）		○		○	○		○
46	京都中部広域消防組合・亀岡市・箕面市・豊能町消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	豊能町、箕面市（大阪府）	○						○
47	京都中部広域消防組合・能勢町・亀岡市・豊中市消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	能勢町、豊中市（大阪府）	○						○
48	乙訓消防組合・長岡京市・島本町林野火災相互応援協定	乙訓消防組合、長岡京市	島本町（大阪府）		○					○
49	枚方市・八幡市・枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定	八幡市	枚方市、枚方寝屋川消防組合（大阪府）		○					
50	乙訓消防組合・大山崎町・島本町消防相互応援協定	乙訓消防組合、大山崎町	島本町（大阪府）		○		○	○		○
51	名神高速道路における高槻市と乙訓消防組合の消防相互応援協定	乙訓消防組合	高槻市（大阪府）		○		○	○		
52	枚方市・枚方寝屋川消防組合・京田辺市消防相互応援協定	京田辺市	枚方市、枚方寝屋川消防組合（大阪府）		○					○
53	生駒市・京田辺市消防相互応援協定	京田辺市	生駒市（奈良県）	○						
54	消防相互応援協定	京田辺市	甲賀広域行政組合		○		○	○		
55	消防相互応援協定	京田辺市	大津市		○		○	○		
56	奈良市・精華町消防相互応援協定	精華町	奈良市（奈良県）	○						○
57	生駒市・精華町消防相互応援協定	精華町	生駒市（奈良県）	○						○
58	豊岡市・京丹後市消防相互応援に関する協定	京丹後市	豊岡市（兵庫県）		○		○	○		○
59	伊賀市・相楽中部消防組合消防相互応援協定	相楽中部消防組合	伊賀市（三重県）	○						
60	奈良市・相楽中部消防組合消防相互応援協定	相楽中部消防組合	奈良市（奈良県）	○						
61	消防相互応援協定	相楽中部消防組合	甲賀広域行政組合（滋賀県）		○		○	○		
62	豊岡市・宮津与謝消防組合消防相互応援に関する協定	宮津与謝消防組合	豊岡市（兵庫県）		○		○	○		
63	京都中部広域消防組合・若狭消防組合消防相互応援協定	京都中部広域消防組合	若狭消防組合（福井県）	○						
64	京都中部広域消防組合・篠山市消防相互応援協定	京都中部広域消防組合	篠山市（兵庫県）		○		○	○	○	
65	舞鶴市・若狭消防組合消防相互応援協定	舞鶴市	若狭消防組合（福井県）	○						
66	第二京阪道路（巨椋池インターチェンジから枚方東インターチェンジまで）消防相互応援協定	京都市、宇治市、久御山町、八幡市、京田辺市	枚方寝屋川消防組合（大阪府）	○						
67	名神高速道路における吹田市と乙訓消防組合の消防相互応援協定	乙訓消防組合	吹田市（大阪府）		○		○	○		
68	名神高速道路における茨木市と乙訓消防組合の消防相互応援協定書	乙訓消防組合	茨木市（大阪府）		○		○	○		
69	京都市・高島市消防相互応援協定	京都市	高島市（滋賀県）		○		○	○		○
70	第2京阪道路（枚方東インターチェンジから第二京阪門真インターチェンジまで）消防相互応援協定	京田辺市	交野市、四條畷市、守口市門真市消防組合、枚方寝屋川消防組合						○	
71	伊賀市・南山城村消防相互応援協定	南山城村	伊賀市（三重県）	○						○
72	高島市・京都中部広域消防組合消防相互応援協定	京都中部広域消防組合	高島市（滋賀県）	○						
73	高槻市と京都市の災害通信連絡に関する協定書	京都市	高槻市	○						
合 計		73協定		28	43	2	37	37	7	35
内 訳	府 内 統 一 協 定	1協定		1						1
	府内消防機関のみによる個別協定	30協定		8	22	0	19	19	1	16
	他府県消防機関を含む個別協定	42協定		19	21	2	18	18	6	18

図2.5.1(1) 相互応援協定市町村へ要請するときの連絡系統

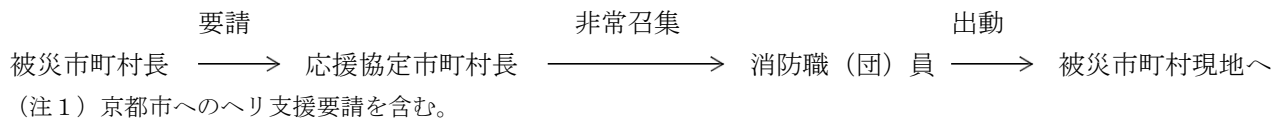
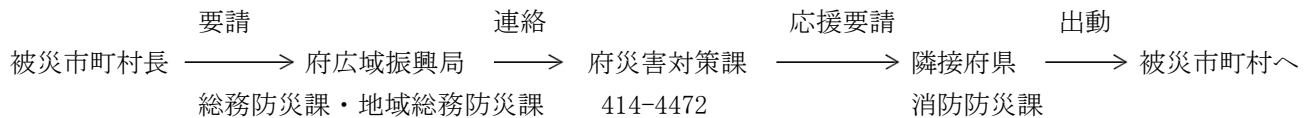
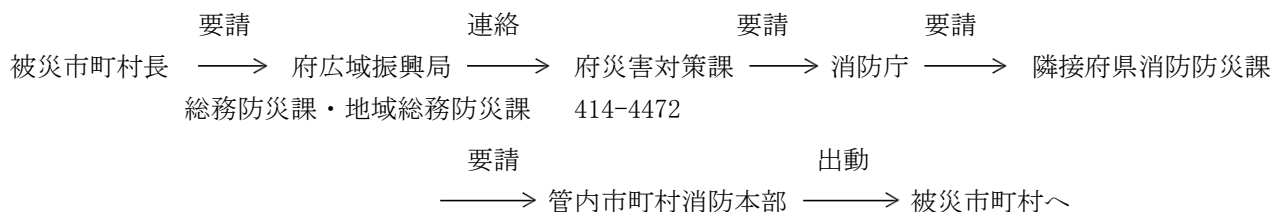


図2.5.1(2) 他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統

(1) 他府県へ要請する場合（災害対策基本法）



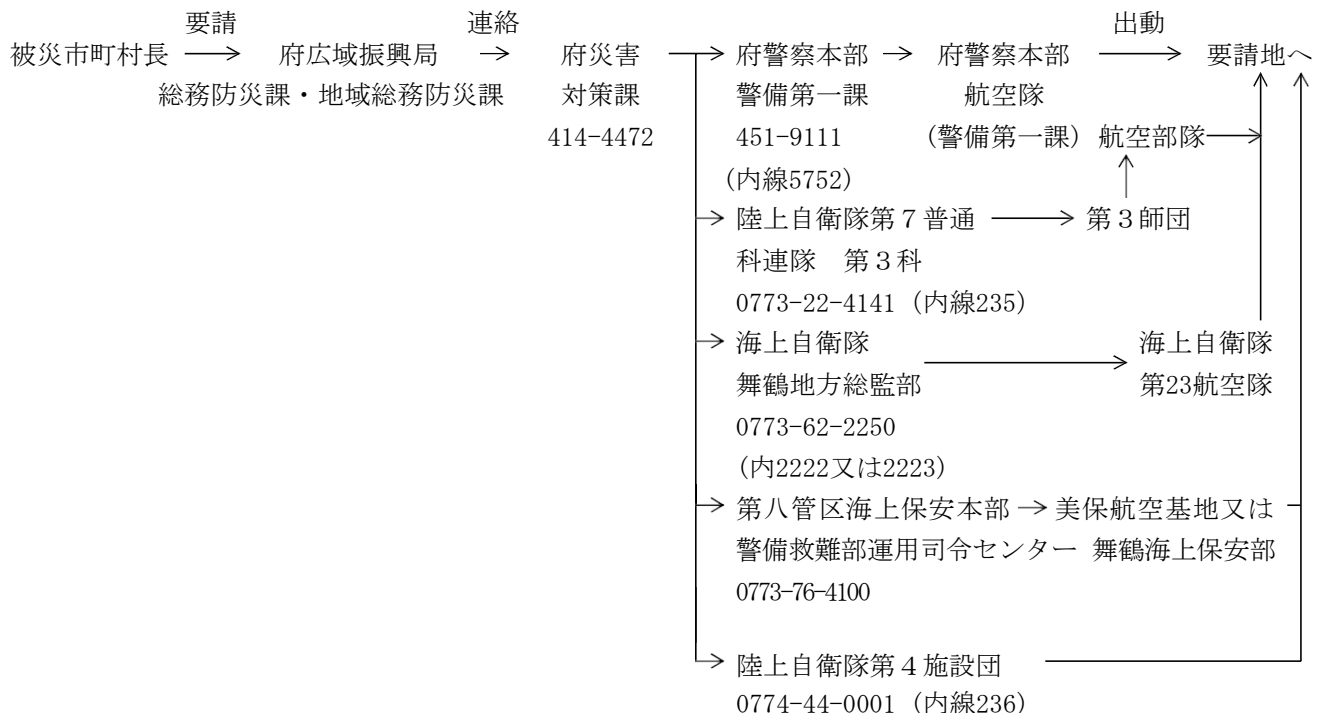
(2) 他府県管内市町村消防へ要請する場合（消防組織法）



(注1) 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

(注2) 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

図2.5.1(3) 防災機関へヘリ等を支援要請するときの連絡系統

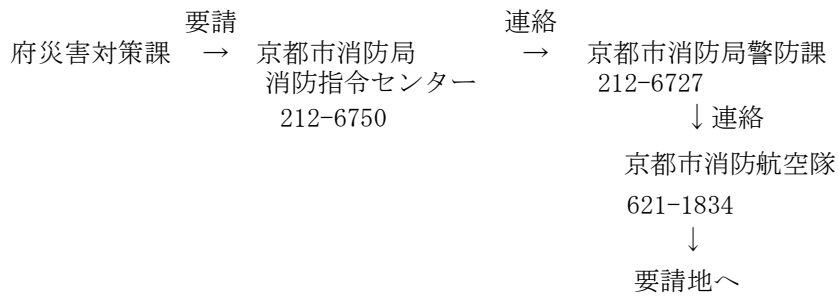


(注1)京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

(注2)府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

(注3)陸上自衛隊第4施設団は、京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

図2. 5. 1 (4) 大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動を要請するときの連絡系統



第6章 避難等に関する計画

(各機関)

第1節 計画の方針

大地震が発生した場合、建築物・構造物の倒壊や火災、崖崩れ等の発生が予想される。特に地震に伴って発生した火災が延焼する場合、その被害は広範囲にわたる恐れがある。

このため、府及び市町村等は、大火災になったり、津波に襲われる恐れがある場合に備えて、あらかじめ府民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等避難計画の策定を行い、府民の安全の確保に努める。

第2節 避難の周知徹底

第1 事前措置

府、市町村、水防管理団体等関係機関は、避難のため立ち退きの万全を図るため、火災・浸水・崖崩れ・高潮・津波等の危険の予想される地域内の住民に避難指示等の意味、自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等適切な避難行動のあり方、災害危険情報(地域ごとの災害リスク)や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

また、市町村長等は、避難誘導標識等を整備し、観光客等地理不案内な者に対しても避難場所がわかるよう配慮する。

第2 避難指示等の周知

市町村等は、地震災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるための伝達手段をあらかじめ周知しておく。

第3節 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

- 1 指定緊急避難場所については、市町村は、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
- 2 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができ

る体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができるが、その際は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当であることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

- 3 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。この際、受入を想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。

第2 広域避難場所の選定

地震に伴う延焼火災が発生し、地域全体が危険になった場合、府民の生命及び身体の安全を確保するため、市町村長は次の基準により、あらかじめ広域避難場所を選定しておくことができる。

- 1 広域避難場所の収容可能人数は、避難者1人当りの必要面積を、おおむね2㎡以上として算定する。
- 2 避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等について考慮することとする。
- 3 大地震が発生した時に崖崩れや浸水等の危険がないこと。
- 4 一定期間、避難者の応急救護活動ができること。
- 5 避難者が安全に到達できる避難路と連絡していること。

第3 避難場所区分けの実施

指定緊急避難場所の指定等をした市町村は、次の事項を勘案して避難場所の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

- 1 避難場所の区分けの境界線は地区単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
- 2 避難場所の区分けに当たっては、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経路の安全性を十分考慮する。
- 3 避難人口は夜間人口に基づくが、避難場所収容力に余裕をもたせる。

第4 避難道路の選定と確保

市町村職員、警察官、消防職員、道路管理者等避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難道路の通行確保に努める。

指定緊急避難場所の指定等をした市町村は、市街地の状況に応じて、次の基準により避難道路を選定し、これを確保する。

- (1) 避難道路は、ほぼ10m以上の幅員を有すること。
- (2) 避難道路は、相互に交差しないこと。
- (3) 危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと。
- (4) 液状化や浸水等により通行不能になる恐れがないこと。
- (5) 避難道路については複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- (6) 避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所標識及び避難誘導の標識を設置するよう努めること。

また、市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備

第1 施設・設備・物資の備蓄

避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄を行い、避難所開設当初から簡易ベッド、パーティション等の設置に努める。また、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援を実施するとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

なお、トイレの確保にあたっては、災害時に避難所となる施設における合併処理浄化槽の設置についても検討するものとする。

第2 避難所情報の発信

府は、府内市町村の指定避難所、指定緊急避難場所の設備や周辺状況がわかる地図等をまとめた避難施設カルテを京都府ホームページ等により発信するものとする。

第3 円滑な避難所運営への配慮

市町村は、高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画やマニュアルの作成、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

第4 介護保険施設、障害者支援施設及び民間施設等の受入れに関する協力

府は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ府や近隣府県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を府に登録するよう要請するものとする。また、市町村は、福祉避難所が不足する場合に、ホテル・旅館等を実質的な福祉避難所として開設するため、府と連携し、被災地域外にあるものを含め、施設提供可能な旅館・ホテルの確保の円滑化及び運営体制の構築に努める。

第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生等に備えた対策

市町村は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と健康福祉担当部局、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等と連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。

また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。

また、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、防災部局と保健福祉部局が連携して、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、市町村による避難所への受入れが円滑にできるよう調整を進める。

市町村は、防災部局と保健福祉部局が連携して情報共有を図るとともに、対応方法を定める。

第5節 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第6節 広域避難

第1 市町村

- 1 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、同一都道府県内の他の市町村に協議をすることができる。
- 2 市町村は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 3 市町村は、指定避難所が広域避難の用に供する避難所にもなりうることにについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- 4 市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- 5 市町村は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。
また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第2 府

- 1 府は、市町村から、府有施設（指定管理施設を含む。）を広域避難の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは、協力するよう努める。
- 2 府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関西広域連合、関係府県その他関係機関と連携し、他の都道府県との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

第7節 広域一時滞在

第1 市町村

- 1 市町村は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 2 市町村は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることにについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- 3 市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

- 4 市町村は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。
また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第2 府

- 1 府は、市町村から、府有施設（指定管理施設を含む。）を広域一時滞在の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは、協力するよう努める。
- 2 府は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、関西広域連合、関係府県その他関係機関と連携し、他の都道府県との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第8節 市町村等の避難計画

市町村及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害時において安全かつ迅速な避難・誘導をおこなうことができるようあらかじめ避難計画を作成しておく。

第1 市町村の計画

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

指定避難場所等の避難場所について、市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て近隣市町村に設けるものとする。

- 1 避難の指示等を伴う基準及び伝達方法
- 2 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3 避難場所への経路及び誘導方法
- 4 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布・寝具等の支給
 - (4) 衣料・日用必需品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
- 5 避難所の管理に関する事項
 - (1) 避難収容中の秩序保持
 - (2) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (3) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (4) 避難者に対する各種相談業務
 - (5) 運営方法についてのルール（市町村と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む）
- 6 避難所の整備に関する事項

- (1) 収容施設
- (2) 給水施設
- (3) 情報伝達施設
- 7 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (1) 平常時における広報
 - ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - イ ホームページ
 - ウ 住民に対する巡回指導
 - エ 防災訓練等
 - オ ハザードマップ（防災マップ）の利活用
 - (2) 災害時における広報
 - ア テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能や事前登録によるメール機能を含む。）による周知
 - イ Lアラート（災害情報共有システム）の活用
 - ウ ホームページによる周知
 - エ 広報無線、消防無線による周知
 - オ 広報車による周知
 - カ 避難誘導員による現地広報
 - キ 住民組織を通じた広報
- 8 孤立するおそれのある地区の対策に関する事項
 - (1) 災害時に孤立するおそれのある地区の把握
 - (2) 食料・飲料水の備蓄
 - (3) 情報連絡方法
- 9 避難所運営マニュアルの整備
- 10 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

第2 防災上重要な施設の計画

学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

また、これらの施設のうち、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき市町村の地域防災計画に記載されたものは、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画（避難確保計画）の作成及び避難訓練の実施をするものとする。

なお、府は市町村とともに避難確保計画作成を支援し、訓練等を通じて実効化を図る。

- 1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法等
 - 大学等においては、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達等の方法並びに学生が自主的に避難するための避難の場所、避難経路等の事前周知の方法等
- 2 児童生徒を集団で避難させるための避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法
- 3 病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等
- 4 老人、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、避難

経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法

第9節 駅、地下街における避難計画

駅、地下街においては、大規模地震や火災等による災害が発生した場合に、大混乱が生じて多数の死傷者が発生する恐れがある。そこで、駅、地下街で発生する災害に備え、利用者の避難誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を定める。

なお、本節では、京都市域に形成された駅及びそれとつながる地下街を対象とする。

第1 鉄道及び地下街管理者の防災管理

駅、地下街の管理者は、施設の防災対策として発災時における利用客の避難誘導方法等の対策について計画を定め、従業者等に周知徹底に努める。

第2 地下街管理者の活動

地下街の滞留者等が一時避難できるように避難場所を確保するとともに、一般住民の避難場所と重複しないよう市町村と調整する。

第3 関西電力送配電株式会社の防災管理

電力供給施設の計画的な巡視点検及び測定等を実施する。

第4 大阪ガス株式会社および大阪ガスネットワーク株式会社の防災管理

- 1 駅、地下街構内のガス施設の調査点検
- 2 調査点検時に鉄道及び地下街等事業者に対してガスの安全使用について周知する。

第10節 車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。

なお、住民の屋外避難に当たっては、市町村があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

第1 市町村

市町村は、車中泊の対応方針について地域の実情も踏まえ地域防災計画へ記載する。指定避難所における駐車可能台数の把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄を行う。

第2 府

府は、市町村が実施する車中泊避難対策について必要な助言・調整等を行う。

第7章 津波災害予防計画

第1節 計画の方針

地震の発生により、府北部の沿岸地域においては、津波による人的、物的被害が発生するおそれがある。このため、あらかじめ津波災害を予防又は軽減することを目的とした、国、府、沿岸市町、関係防災機関がとるべき対策について定めるものとする。

第2節 計画の内容

第1 想定する津波と対策の基本的な考え方

府における津波の危険地域は、北部の日本海沿岸及び若狭湾沿岸である。特に若狭湾沿岸の海岸線は複雑に入り組んでおり、湾奥での津波の波高が極端に高まる危険性があるので注意しなければならない。

津波災害対策の検討に当たっては、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波と、津波高は低いものの発生頻度が高い津波の2つのレベルの津波を想定し、前者については府民の生命を守ることを最優先とし、府民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて府民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の点から、海岸保全施設等の整備を進めていくものとする。

また、津波防災地域づくりに関する法律に基づき平成29年3月に指定された、最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である津波災害警戒区域においては、避難対策等を進める必要がある。

第2 津波警戒の周知徹底

1 府、沿岸市町、関係防災機関は津波警戒に関する次の事項等について、携帯電話等を含めた多様な報媒体等により周知徹底を図る。

(1) 一般住民に対し、周知を図る事項

ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

イ 揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。

エ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報又は津波注意報解除まで気をゆるめない。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに^{※1}港外退避する。

イ 揺れを感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたら、すぐ^{※1}港外退避する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

エ ^{※2}港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報又は津波注意報解除まで気をゆるめない。

※¹港外；水深の深い、広い海域

※²港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第3 防災知識の普及、防災教育

- 1 府、沿岸市町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対して普及・啓発を図るものとする。

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味・内容の説明などの啓発活動を行う。

津波に関する知識の普及啓発に当たっては、次の事項について周知するものとする。

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること
- (2) 避難に当たっては、徒歩によることを原則とすること
- (3) 第一波より後続波の方が大きくなる可能性や長時間継続する可能性があること
- (4) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地震の発生可能性があること

また、浸水域、避難場所等の位置をまちの至る所に示すなどの取組により、防災意識の向上にも資するものとする。

- 2 津波浸水想定図の活用

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波避難対策の基礎資料として、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を対象に津波浸水想定を設定し、津波浸水想定図を作成している。

府、沿岸市町は津波浸水想定図を活用する等、地域の実情に応じた津波対策を検討する。

沿岸市町は、津波浸水想定図の掲示等により、沿岸住民や観光地等の外来者に対して津波危険想定区域の周知を行う。

- 3 津波に係る防災教育

災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の津波に関する知識の習得等に努め、教育施設等で児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して防災教育を実施する。

- 4 緊急地震速報関係

- (1) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

- (2) 普及啓発の推進

国、公共機関、地方公共団体等は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努めるものとする。

- (3) 緊急地震速報を取り入れた訓練

国及び地方公共団体は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第4 避難計画の策定、避難経路・避難場所の整備及び周知

平成27年度に実施した京都府津波浸水想定によると、日本海ないし若狭湾内での断層による地震が発生した場合に、短時間で津波が海岸を襲うこと、また、各市町の主な集落・漁港における最高津波水位は6.0m

(舞鶴市小橋・瀬崎)と想定されている。そのため、沿岸市町は京都府津波避難計画策定指針等を参考として、津波に対する避難のための計画を策定する。

沿岸市町が避難場所・津波避難ビルを選定する際には、以下の事項が十分検討されていなければならない。

- 1 十分な地盤標高を有すること。または、津波避難ビルは、津波防災地域づくりに関する法律に規定されている構造等の要件を満たし、基準水位よりも高い階を使用すること。
- 2 短時間にかつ容易に避難できる場所であること。
- 3 液状化の危険性がないこと。
- 4 周辺に山崩れや崖崩れの危険性がないこと。
- 5 避難対象地域の住民を全員収容し得る空間があること。

沿岸市町は、津波予報等の伝達手段として防災行政無線(戸別受信機を含む。)の整備を促進するとともに、サイレン等多様な通信手段を確保し、また、迅速な避難行動がとれるよう避難経路、避難場所の整備及び誘導表示板の設置等による周知を図るものとする。

なお、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人の避難に当たっては、第2編第10章「高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」に定めるところによるものとするが、特に、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難支援の方法をあらかじめ定めておくこととする。

第5 住民等の避難誘導體制

- 1 津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通して、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。
- 2 不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。
- 3 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。府及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。ただし、津波到達時間、避難所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、都道府県警察と十分調整を図るものとする。
- 4 府、市町村は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、高齢者や障害者などの要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者の関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。

第6 津波を想定した防災訓練

沿岸市町は、防災関係機関と協力し、津波を想定した具体的かつ実践的な防災訓練を定期的に行い、合わせて避難経路や避難場所、情報伝達用設備等の確認を実施する。

第7 海岸、港湾、水産施設等の施設整備

海岸、港湾及び漁港における施設防災計画については、第2編第1章第10節「河川・海岸施設防災計

画」及び第16節「港湾等施設防災計画」に定めるところによる。

また、漁港等の水産施設については、一般計画編第2編第9章「水産施設防災計画」に準じて施設整備を進める。

第8 津波に強いまちづくり

1 津波に強いまちの形成

- (1) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくり（津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す）
- (2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、出来るだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・避難ビル、避難路・避難階段などの計画的整備等により、津波に強いまちを形成
- (3) 地方公共団体において、都市計画等との連携を図るための、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等
- (4) 行政関連施設、要配慮者施設等の浸水危険性の低い場所への整備、やむを得ず浸水地域に立地する場合の建物耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫等による防災拠点化

2 避難関連施設の整備

- (1) 浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所への避難場所の整備
- (2) 津波による危険が予想される地域における津波避難ビル等の確保
- (3) 避難路・避難階段の整備、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫

3 津波災害警戒区域等の指定

津波防災地域づくりに関する法律及び同法の基本指針に基づき指定

第9 津波警報等の発表・伝達のための体制確保

府、市町村は津波警報等の発表・伝達に関して、以下の点に留意する。

- 1 市町村による、津波警報等の内容に応じた避難指示の発令基準の策定
- 2 津波地震や遠地地震に関する津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制の整備
- 3 徒歩避難原則の周知、やむを得ず自動車で避難せざるを得ない場合の市町村による方策の検討
- 4 消防団員、水防団員、警察官、市町村職員等の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルール化

第10 津波災害警戒区域に係る対策の推進

沿岸市町は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域に係る次の対策を実施する。

1 市町の地域防災計画における下記の内容の記載

- (1) 津波に関する情報の収集・伝達や、予警報の伝達
- (2) 避難場所、避難路に関する事項
- (3) 避難訓練の実施に関する事項
- (4) 防災上の配慮を要する者が利用する施設で円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設（避難促進施設）の名称・所在地

また、沿岸市町は、避難促進施設の所有者又は管理者から当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（避難確保計画）の報告を受けた際、又は、避難確保計画に基づいた避難訓練の実施結果の報告を受けた際に、必要な助言又は勧告を行う。

2 津波ハザードマップの作成・周知

沿岸市町は、津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他住民の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した津波ハザードマップの作成・周知を行う。また、津波浸水想定や地域防災計画の見直し等で、津波ハザードマップの見直しが必要となった際には、出来るだけ速やかに改訂する。

第11 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

沿岸市町は、津波防災地域づくりに関する法律の基本指針に基づき、第1～第10及び京都府津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下、「推進計画」という。）を作成することが出来る。推進計画で定める内容は以下のとおりである。

- 1 推進計画の区域
- 2 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 3 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備
- 4 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務

第8章 交通対策及び輸送計画

第1節 交通規制対策

第1 震災時の交通管理体制の整備

警察本部においては、災害による交通の混乱の防止及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定する等により、災害時の交通管理体制を整備しておく。

第2 緊急交通路指定予定路線の指定

震災が発生した場合に、緊急交通路として指定すべき道路（以下「緊急交通路指定予定路線」という。）を表2.8.1のとおりとする。

第3 緊急交通路指定予定路線の指定

1 警察本部の対策

緊急交通路指定予定路線について、平素から非常用電源付加装置付信号機等、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。

2 道路管理者の対策

道路改良、橋・トンネル等の危険箇所の補修を実施する。

第4 運転者のとるべき措置の周知

地震発生後において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（同法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。

1 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

2 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

3 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第2節 緊急通行車両等

第1 確認を行う車両等

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。

- 1 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
- 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

- 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 6 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 8 緊急輸送の確保に関する事項
- 9 その他災害時の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

第2 発災前における緊急通行車両の確認

災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、第1に規定する災害応急対策を実施する車両で、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、指定公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策の等の実施の責任を有するもの（以下「指定行政機関等」という。）は、災害等の発生前に緊急通行車両等に係る確認を行うことができるようになった。

なお、その事務手続等については、警察本部において定める。

- 1 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- 2 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両
- 3 使用の本拠の位置が京都府内にある車両

第3 規制除外車両の事前届出に係る手続の教示

規制除外車両についての問い合わせを受けた場合、京都府警察本部の定める規制除外車両事前届書で、車両の使用本拠地を管轄する警察署へ届け出るよう教示する。

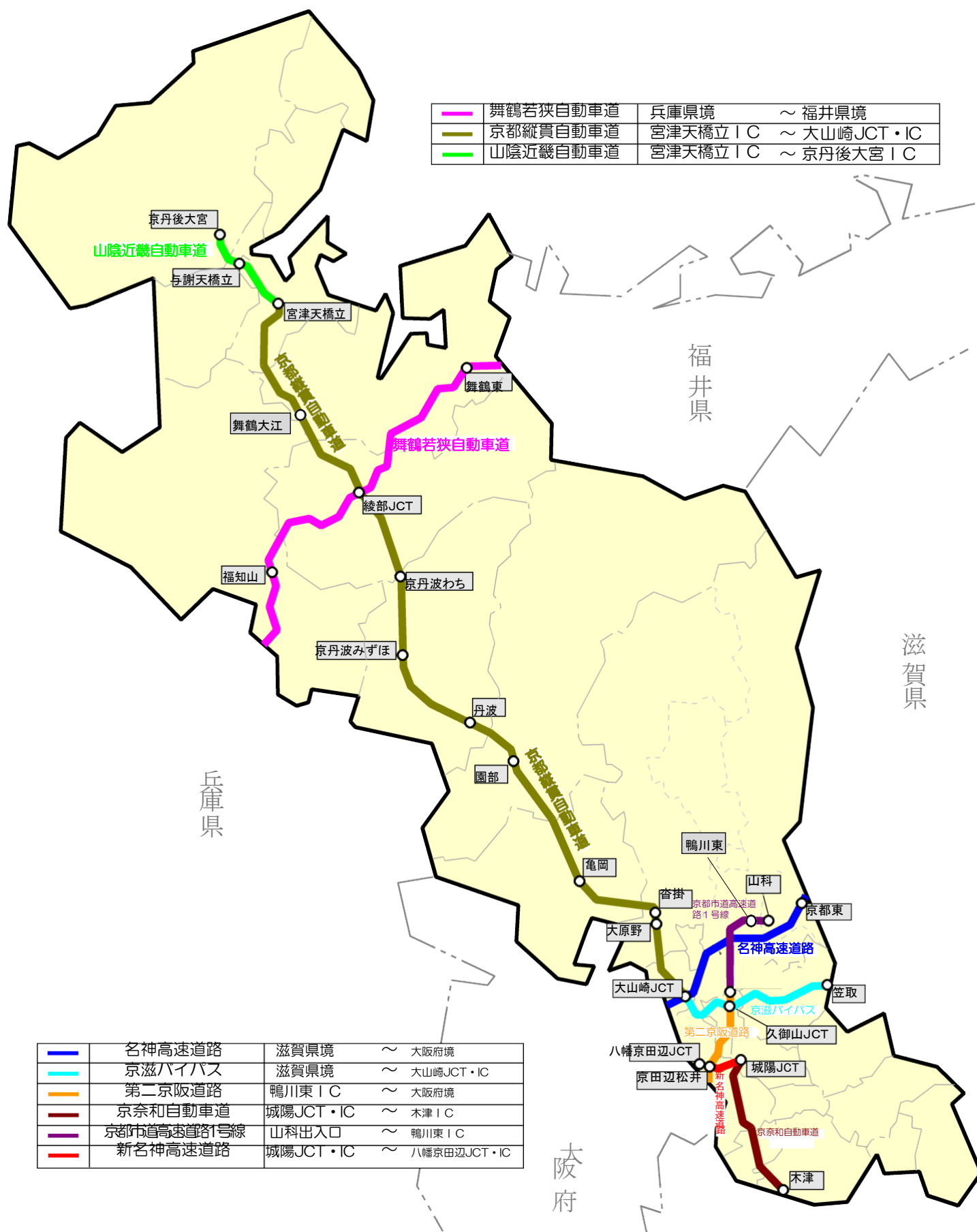
なお、規制除外車両の取扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性があることから、詳細については必要の都度、警察署に問い合わせるよう教示する。

表2.8.1 緊急交通路指定予定路線一覧

区 分	道 路 名	区 間
高速道路等 (高規格幹 線道路) (地域高規 格道路)	舞鶴若狭自動車道	兵 庫 県 境 ～ 福 井 県 境
	京都縦貫自動車道	宮 津 天 橋 立 I C ～ 大 山 崎 J C T ・ I C
	山陰近畿自動車道	宮 津 天 橋 立 I C ～ 京 丹 後 大 宮 I C
	名 神 高 速 道 路	滋 賀 県 境 ～ 大 阪 府 境
	京 滋 バ イ パ ス	滋 賀 県 境 ～ 大 山 崎 J C T ・ I C
	第 二 京 阪 道 路	鴨 川 東 I C ～ 大 阪 府 境
	京奈和自動車道	城 陽 J C T ・ I C ～ 木 津 I C
	新名神高速道路	城 陽 J C T ・ I C ～ 八 幡 京 田 辺 J C T ・ I C
	京都市道高志道路1号線	山 科 出 入 口 ～ 鴨 川 東 I C
一般国道	国 道 1 号	滋 賀 県 境 ～ 大 阪 府 境
	国 道 9 号	兵 庫 県 境 ～ 五 条 通 烏 丸
	国 道 2 4 号	河 原 町 通 九 条 ～ 奈 良 県 境
	国 道 2 7 号	福 井 県 境 ～ 国 道 9 号
	国 道 1 6 2 号	福 井 県 境 ～ 国 道 9 号
	国 道 1 6 3 号	三 重 県 境 ～ 奈 良 県 境
	国 道 1 7 1 号	大 阪 府 境 ～ 京 阪 国 道 口
	国 道 1 7 3 号	兵 庫 県 境 ～ 国 道 2 7 号
	国 道 1 7 5 号	兵 庫 県 境 ～ 国 道 2 7 号
	国 道 1 7 6 号	国 道 1 7 5 号 ～ 国 道 1 7 8 号
	国 道 1 7 8 号	兵 庫 県 境 ～ 国 道 3 1 2 号
		国 道 1 7 5 号 ～ 国 道 1 7 6 号
	国 道 3 0 7 号	滋 賀 県 境 ～ 大 阪 府 境
	国 道 3 1 2 号	国 道 1 7 8 号 ～ 国 道 1 7 6 号
	国 道 3 6 7 号	滋 賀 県 境 ～ 白 川 跨 線 橋 北 詰
	国 道 3 7 2 号	兵 庫 県 境 ～ 国 道 9 号
	国 道 4 2 3 号	大 阪 府 境 ～ 国 道 9 号
	国 道 4 2 6 号	兵 庫 県 境 ～ 国 道 9 号
京都市道	白 川 通	白 川 跨 線 橋 北 詰 ～ 北 大 路 通
	東 大 路 通	五 条 通 ～ 九 条 通
	川 端 通	北 大 路 通 ～ 五 条 通
	堀 川 通	北 大 路 通 ～ 五 条 通
	西 大 路 通	北 大 路 通 ～ 九 条 通
	北 大 路 通	白 川 通 ～ 西 大 路 通
	九 太 町 通	川 端 通 ～ 国 道 1 6 2 号
	九 条 通	東 大 路 通 ～ 国 道 1 号
	外 環 状 線	国 道 1 号 (東 野 交 差 点) ～ 府 道 京 都 守 口 線
	油 小 路 通 ・ 洛 南 道 路	九 条 通 ～ 巨 椋 池 I C
	御 池 通	川 端 通 ～ 堀 川 通

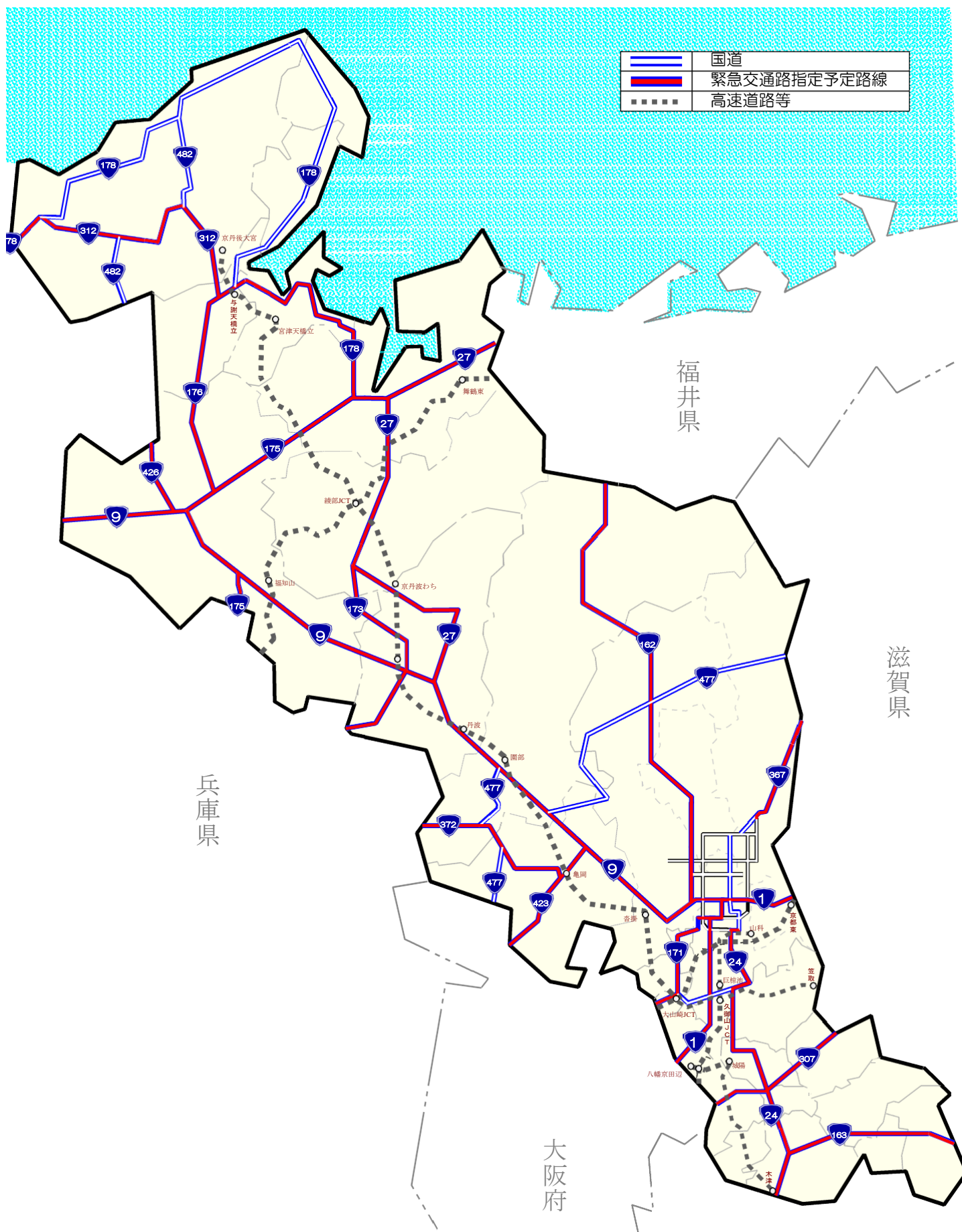
緊急交通路指定予定路線図（高速道路等）

舞鶴若狭自動車道	兵庫県境	～ 福井県境
京都縦貫自動車道	宮津天橋立 I C	～ 大山崎JCT・IC
山陰近畿自動車道	宮津天橋立 I C	～ 京丹後大宮 I C

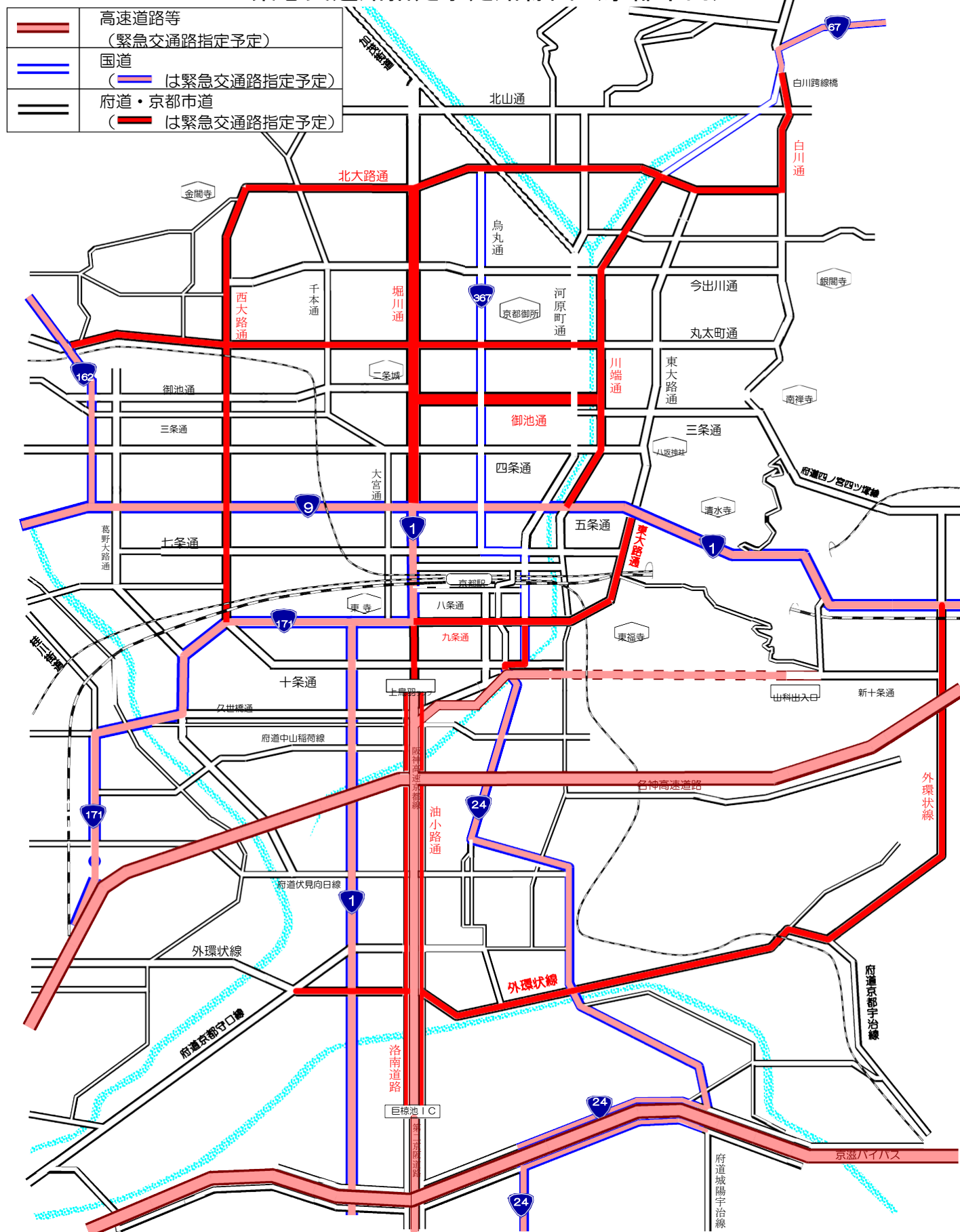


名神高速道路	滋賀県境	～ 大阪府境
京滋バイパス	滋賀県境	～ 大山崎JCT・IC
第二京阪道路	鴨川東 I C	～ 大阪府境
京奈和自動車道	城陽JCT・IC	～ 木津 I C
京都市道高第1号線	山科出入口	～ 鴨川東 I C
新名神高速道路	城陽JCT・IC	～ 八幡京田辺JCT・IC

緊急交通路指定予定路線図（国道）



緊急交通路指定予定路線図（京都市内）



第9章 災害応急対策物資確保計画

府総務部・府危機管理部・府健康福祉部・府商工労働観光部
・府農林水産部・農林水産省・近畿中国森林管理局

第1節 計画の方針

地震発生時には社会生活が混乱し、被災地においては日常生活が困難となる場合があるので、救援・救護に必要な衣・食・住に関する種々の物資を迅速に確保するための計画を定める。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、災害発生当初、緊急に必要なもの及び他地域からの支援又は流通在庫方式で調達が困難なものは備蓄によるものとする。

なお、非常時の食料は、農村部での自家保有米の活用を含め、住民自身が備蓄に努めることを基本としつつ、市町村及び府が負担して備蓄するものとする。

また、関西広域連合の広域の備蓄計画との整合を図り、適宜見直しを行うものとする。（事業所等の従業員については第15章企業等防災対策促進計画、観光客及び帰宅困難者については、第20章観光客保護・帰宅困難者対策計画参照）

第2節 食料及び生活必需品の確保計画

第1 生活物資の備蓄

食料及び生活必需品の確保計画は、一般編第2編第19章の定めるところによる。

第2 米穀等食料の確保

- 1 市町村は、卸売業者（支店等）及び府広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。
- 2 府は、食料品の調達、あつ旋を行うものとし、大規模物資保有業者との「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」（平成9年4月以降順次締結）など物資保有業者との調達に関する協定等に基づき、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立する。

また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産部から農林水産省に食品のあつ旋を要請するものとする。

なお、応急対策用食料品の要請、調達、あつ旋等の連絡系統図は、図2.9.2に示すとおりである。

- 3 府は市町村からの要請を通じて「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（以下「基本要領」という。）に基づき、近畿農政局と連携し、米穀販売事業者の所有する手持ち精米及び政府所有米穀により米穀を確保する。米穀の調達ルートは「食料品の調達系統」に示す。米穀の調達ルートは、図2.9.2に示すとおりである。
- 4 災害の発生が予想される場合には、市町村は、当該市町村内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。

なお、府内の米穀販売事業者（卸売の業務を営む者）及び炊飯センターは表2.9.1のとおりである。

第3 物資の調達体制の整備

- 1 府は、別に作成する調達先一覧表により、生活必需品の調達、あつ旋を行うものとし、物資保有業者の協力を得て、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立する。

なお、災害時における物資の要請、調達、幹旋等の連絡系統は図2.9.3に示すとおりである。

- 2 府は、関係機関の協力を得て、定期的に生活必需品の保有業者、物資名及び在庫数量の調査を実施する。
- 3 府は、京都府総合防災情報システム及び国の物資システム（B-PLo（Busshi Procurement and Logistics support system））を活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国への救援物資の要請を円滑に行える体制を確立する。
- 4 府及び市町村は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ヘリコプター及び無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。
- 5 市町村は、当該市町村及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど緊急時に円滑に調達のできる体制を確立する。

第4 物資輸送拠点の整備

府及び市町村は、それぞれ救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、物資輸送拠点予定地をあらかじめ定める。

この際、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

- 1 府は、災害の規模が甚大で、市町村が定める地域内輸送拠点予定地のみによっては対応困難な場合の対応あるいは他府県からの物資の円滑な受入れを行うため、広域的観点から広域物資輸送拠点予定地を定める。

府の広域物資輸送拠点予定地は広域防災活動拠点のほか次の施設とする。

施設名	京都パルスプラザ（京都府総合見本市会館）
所在地	京都市伏見区竹田鳥羽殿町5

- 2 市町村は、物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに府及び近隣市町村等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、地域内輸送拠点予定地を定める。
- 3 府はトラック協会及び倉庫協会と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを整備するよう努める。
- 4 府は、救援物資が大量に搬入され、1の広域物資輸送拠点では管理が困難な場合又は長期化が予想される場合に備えて、救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を大手物流業者へ一任する体制を整備する。

第5 燃料の確保

1 体制の整備

府は、石油連盟との重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の設備等情報（燃料を配送すべき重要施設の連絡先や構内図、タンクの給油口や容量等の基礎情報）を共有し、燃料の緊急調達体制の整備に努めるものとする。

なお、重要施設の管理者は、非常用電源設備を整備した上で、上記による燃料調達が困難な場合に備えて、自衛的な燃料備蓄の確保や自力での燃料調達ができるように努める。

2 住民への広報

府と市町村は、平時から住民拠点SS（※）の役割や所在地について周知し、災害時にも府民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努めるものとする。

※住民拠点SS…自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる
住民向けのガソリンスタンド

第6 市町村地域防災計画で定める事項

1 食料供給計画

(1) 食料の備蓄

- (2) 当該市町村内の販売業者の手持状況の把握
- (3) 調達・連絡体制
- (4) 地域内輸送拠点予定地
- (5) 炊き出し、その他による食品の給食計画等（図2.9.4）

2 生活必需品供給計画

- (1) 生活必需品の備蓄
- (2) 地元販売業者の手持状況の把握
- (3) 調達・連絡体制
- (4) 地域内輸送拠点予定地
- (5) 配分計画・支給要領等

表2.9.1(1)米穀販売事業者一覧（卸売の業務を営む者）

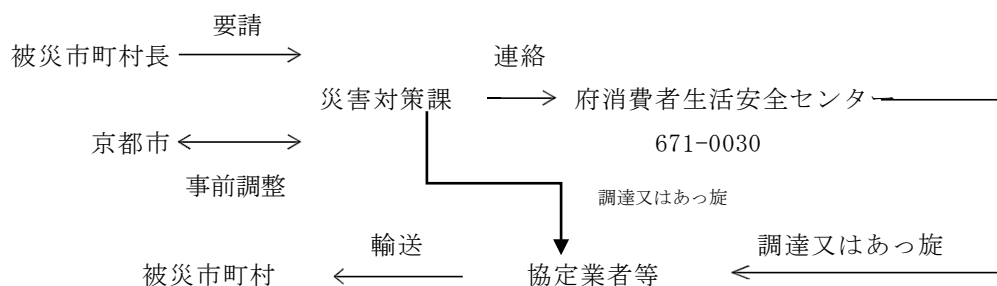
名 称	住 所	電話番号
京都食料株式会社	京都市伏見区横大路橋本町7の3	(075)622-4828

表2.9.1(2)炊飯センター

給 食 工 場 名	所 在 地	電話番号
株式会社煌（きらめき）	京都府長岡京市神足芦原1 2 番地 1	(075)953-0017
三彩食品	京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町2 5 - 3	(075)661-3081

食料品の調達等系統

(1) 図2.9.1 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート



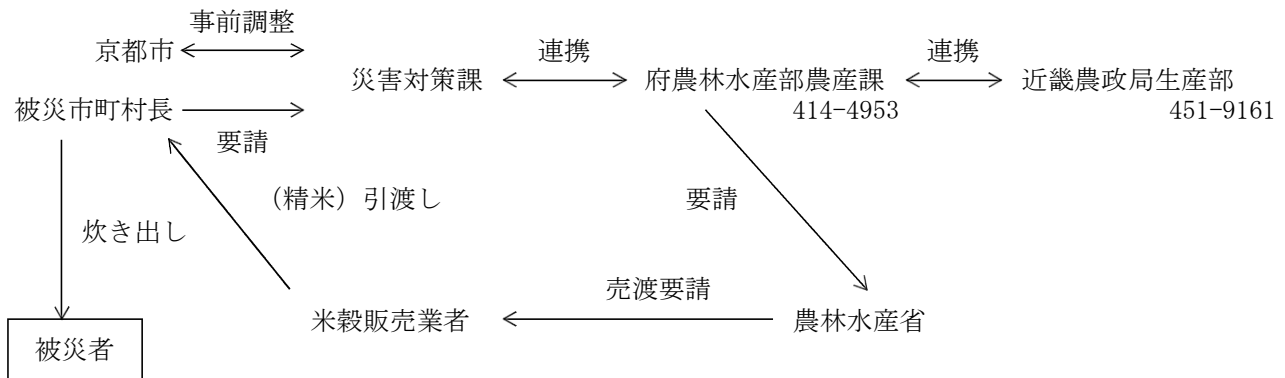
注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

2 必要に応じて、協定業者については府消費生活安全センター又は府災害対策本部が、協定業者ではない物資保有業者は府災害対策本部が、それぞれ調達又はあつ旋することができる。

※ 協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者とする。

(2) 図2.9.2 米穀の緊急引渡ルート

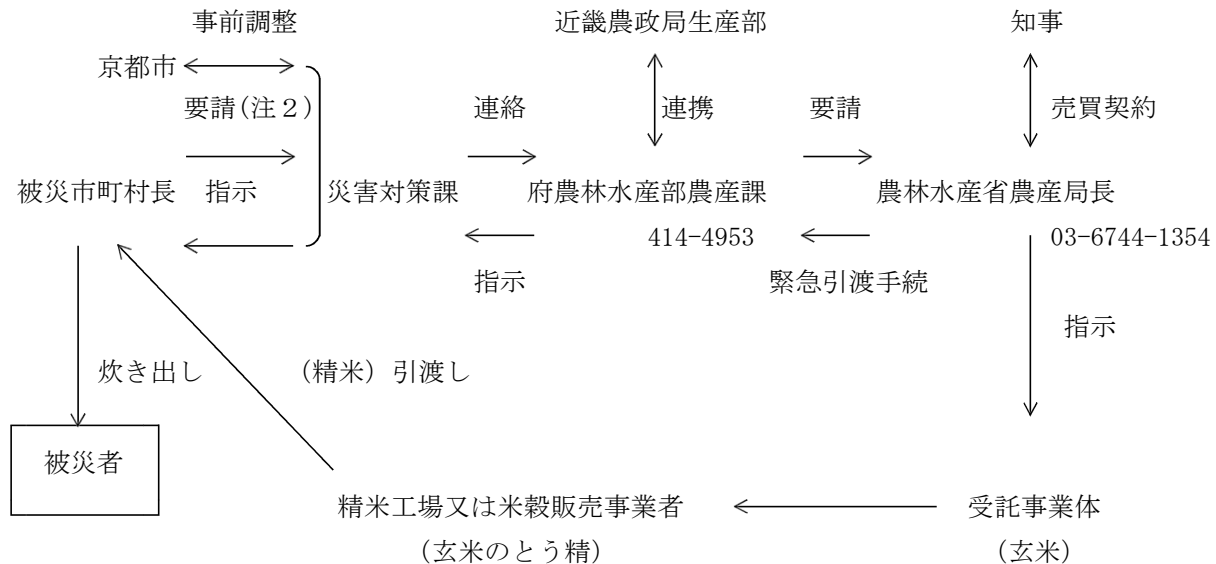
(a) 販売事業者からの調達



注 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

(b) 政府所有米穀の調達

※ 玄米で引き渡す場合は、国は玄米のとう精指示等を行わない。また、引渡場所については調整により決定。
図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売業者での引渡しを示した。



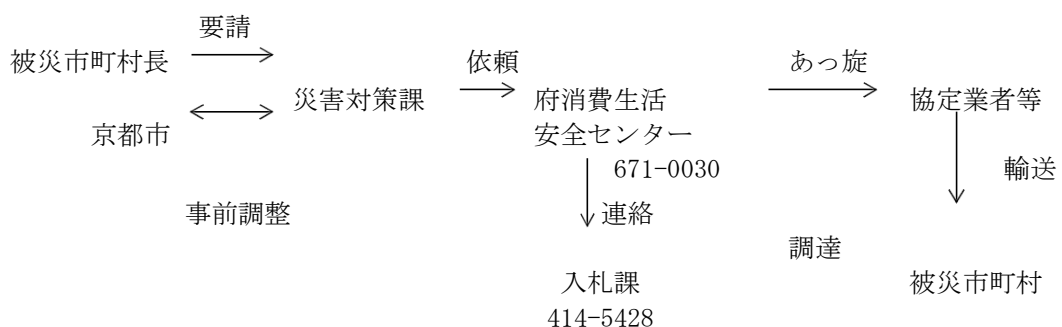
注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

注2 市町村長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。

この場合、市町村長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

図2.9.3 生活必需物品の調達系統

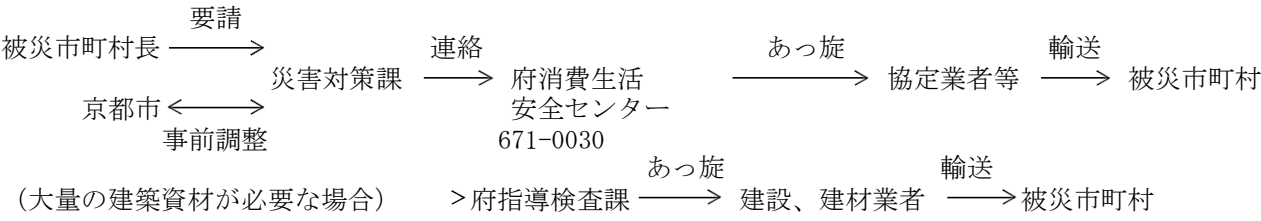
(1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合



注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

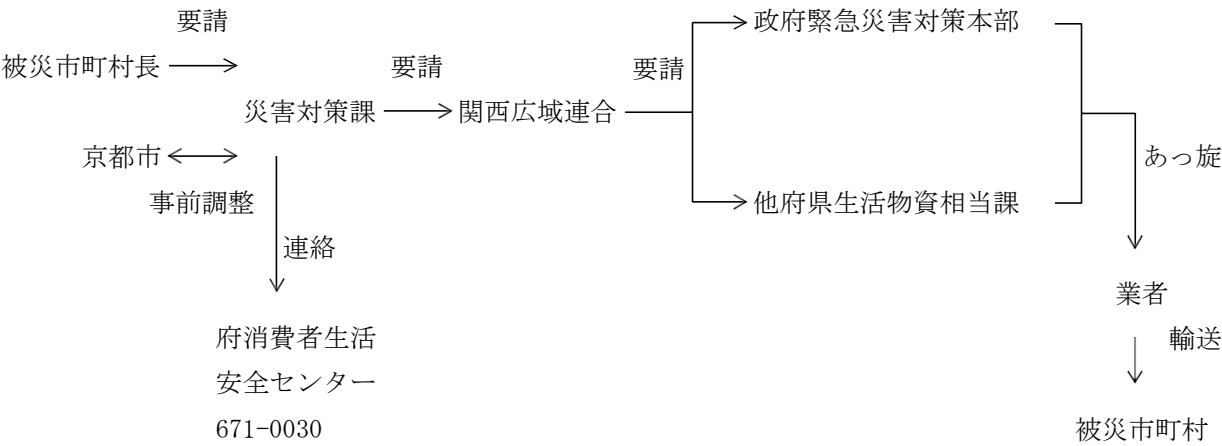
2 必要に応じて、災害対策課が調達又はあつ旋することができる。

(2) 被災市町村から府に物資あっ旋を要請する場合



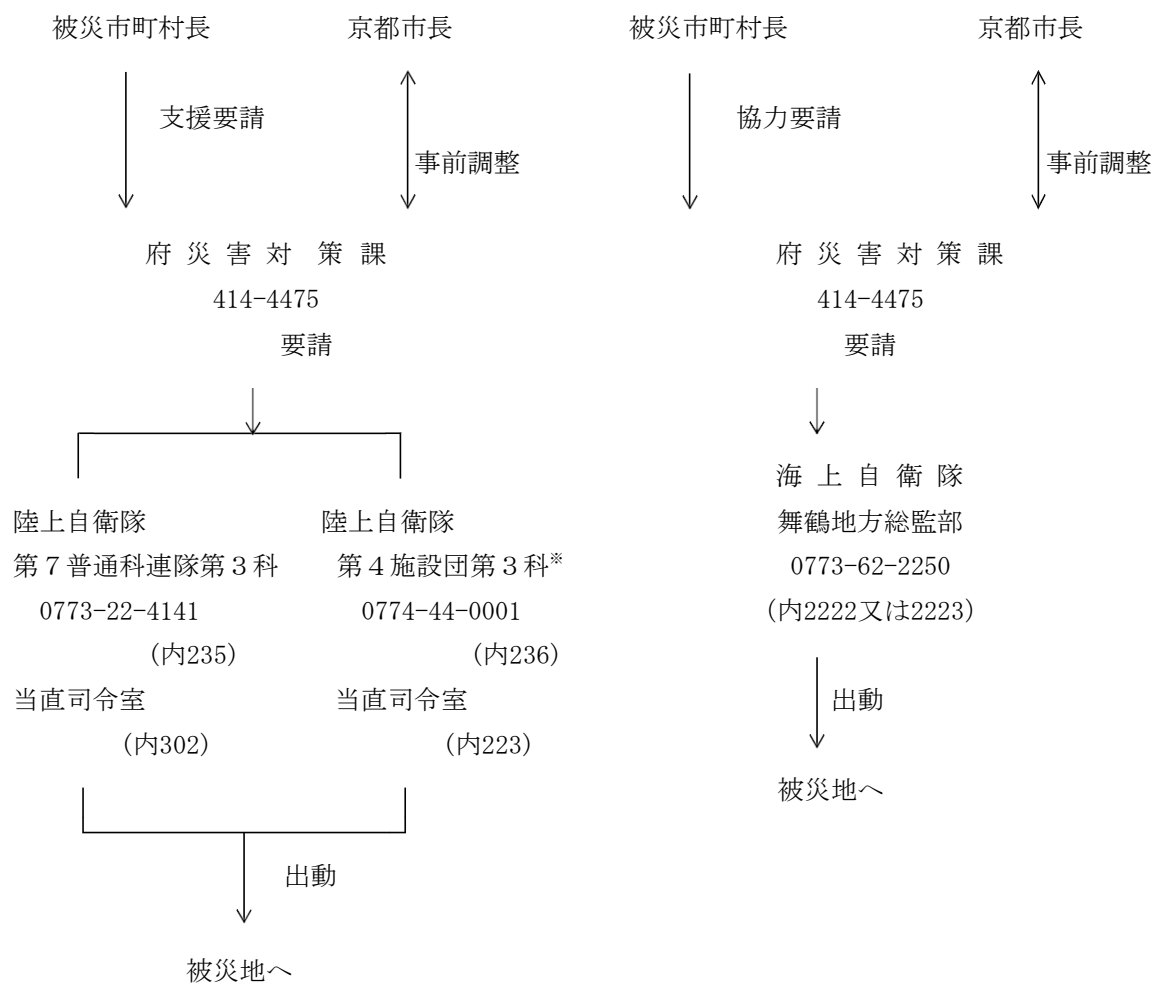
- 注 1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。
- 2 府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、災害対策課が調達又はあっ旋するものとする。

(3) 国又は他府県に物資あっ旋を要請する場合



- 注 1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。
- 2 必要に応じて、災害対策課が調達又はあっ旋することができる。

図2.9.4 自衛隊等の支援又は協力による炊出し連絡系統



※ 京都府南部（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）における要請先

注1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

第3節 応急復旧資材確保計画

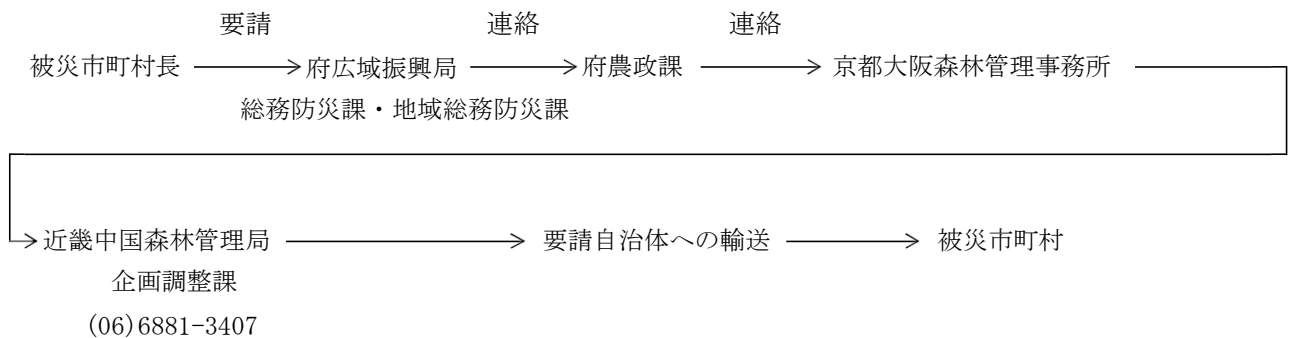
第1 計画の方針

地震災害により民家、公共施設等が倒壊・破損した場合に、修理、新設、仮設住宅建設等を早急に行うために、応急復旧資材の調達先及び物資名、在庫数量を把握し、要請のあった場合は直ちに調達あるいはあっ旋のできる体制を確立する。

第2 計画の内容

- 1 府は関係機関の協力を得て、応急復旧資材の保有業者名、資材名及び在庫数量を把握し、要請のあった場合はただちに調達あるいはあっ旋のできる体制を確立しておく。
- 2 市町村は、管内の主要業者の応急復旧資材の調達可能数量を把握しておき、地震災害発生時には管内で調達に努めるものとし、被災市町村のみで調達できない場合は、府に対して応急復旧資材のあっ旋を要請する。
- 3 被災住宅が多く、救助法が適用され、大量の仮設住宅の建設を必要とする場合の、国有林材の販売並びに被災市町村への輸送についての連絡系統は、図2.9.5に示したとおりである。

図2.9.5 国有林材の販売要請ルート



(注1) 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

(注2) 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

(府知事直轄組織・府健康福祉部)

第1節 計画の方針

震災発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの方者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じるものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人が、震災発生時に迅速、的確な行動がとれるよう、外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、様々な機会に防災対策の周知を図る。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

要配慮者及び外国人に係る対策は、府、市町村及び防災関係機関がそれぞれの役割に応じて実施する。

第2 要配慮者に係る支援体制の整備

府及び市町村は、要配慮者に係る保健福祉サービスの提供が円滑に行われるよう、支援体制を整備する。

1 府における支援体制の整備

府は市町村との連携のもとに、広域的観点から災害時に必要な支援策を実施できるよう府広域振興局、府保健所、府家庭支援総合センター、府児童相談所、府精神保健福祉総合センターなど関係機関による支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

2 市町村における支援体制の整備

市町村は、保健福祉部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進める。

なお、業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討するものとする。

3 広域的支援体制の整備等

府及び市町村は、相互の協力、連携体制を整備するとともに、府は市町村相互間の協力連携体制や近隣の保健福祉サービス事業者等との協力連携体制の確立に関し必要な助言、指導を行う。

4 災害派遣福祉チーム（DWA T）体制の整備

災害発生時に必要に応じて、被災市町村へ災害派遣福祉チーム（DWA T）（介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士等福祉専門職により構成）を派遣できるよう関係機関による支援体制を整備する。

第3 避難行動要支援者対策

1 地域防災計画等における規定

市町村は、避難行動要支援者の避難支援に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については市町村防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めるものとする。（平成25年8月内閣府（防災担当）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」参照）

2 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等へ避難行動要支援者名簿を情報提供することについて本人に理解を求めるよう努める。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

3 個別避難計画の作成

市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という）を作成するよう努めるものとする。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者へ個別避難計画情報を提供することについて本人及び避難支援等を実施する者に理解を求めるよう努める。また、個別避難計画については、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

また、府においては、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、市町村による個別避難計画作成の促進を図る。

4 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市町村は、市町村防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

この場合、ハザードマップ等を用いて、土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報を防災部局と健康福祉担当部局等の部局間で共有する。

また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあつては避難支援等を実施する者）の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す。また、避難支援等に携わる関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別避難計画の作成促進や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

第4 要配慮者の安全確保

- 1 市町村は、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、発災時に迅速、適切に行動できるよう、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアル（点字版を含む。）の作成、配布に努め、避難誘導時における安全確保に努める。
- 2 市町村は、社会福祉協議会等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、発災時の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。
- 3 市町村は、福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進する
- 4 市町村は、地域住民等の協力を得て要配慮者を含めた防災訓練を実施する。

第5 要配慮者の生活確保

- 1 府及び市町村は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。
- 2 府は、市町村との連携のもとに要配慮者の緊急受入が円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受入体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。
- 3 市町村は、避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。また、避難所をユニバーサルデザインにするための取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる災害派遣福祉チーム(DWAT)又は福祉避難サポートリーダー並びに福祉避難サポーター等の人材の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

第6 外国人の安全確保

- 1 府及び市町村は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など多言語による防災知識の普及に努める。
- 2 府及び市町村は、広域避難場所や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。
- 3 市町村は、災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備を推進する。
- 4 府、市町村及び防災関係機関は、防災訓練への外国人住民の参加を促進する。
- 5 外国人雇用者の多い企業・事業所などにおいては、これらの者に対する防災指導等を促進する。
- 6 府及び市町村は、震災時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。
- 7 府は、駐日外国公館等との連携体制の構築に努める。

第11章 廃棄物処理に係る防災体制の整備

(府総合政策環境部)

第1節 計画の方針

京都府災害廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時応急体制を整備することなどにより、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。

なお、この防災体制の整備に当たっては、関係者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。

第2節 廃棄物処理に係る防災計画

第1 府の施策

府は、京都府災害廃棄物処理計画に基づき市町村を支援するとともに、市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第2 市町村の施策

- 1 市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化を図るよう努める。
- 2 市町村は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。
- 3 市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。
 - (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。
 - (2) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。
 - (3) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保すること。
 - (4) 生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保すること。
 - (5) 災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬ができる体制を確保すること。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

第2節第2に定めた計画に基づき、その対策を定めるものとする。

第12章 文化財災害予防計画

(府文化生活部、府教育庁)

第1節 現 状

第1 建造物

文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備（以下「自火報設備」という。）の設置が義務付けられている。

国指定建造物は府内に733棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている688棟のうち、未設置のものは13棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,212棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の325棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。

これら国・府指定等文化財ともに、設置促進に向け指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編2-6参照〕

第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

府内における国指定文化財の所有者は409社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別的指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。

なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在592所有者、965件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが201件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の764件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは56件ある。残る708件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編2-5参照〕

第3 史跡、名勝、天然記念物

府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は142件（二府県にまたがるもの、地域を定めていないものは除く。）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は106件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編2-7参照〕

第4 重要伝統的建造物群保存地区

重要伝統的建造物群保存地区は府内に7地区あるが、総合的な防災設備の設置が進められている。

第5 文化的景観

府内に国選定重要文化的景観は3件、府選定文化的景観は10件選定されている。

第2節 計画の方針

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。その防災計画は災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進する。

第3節 計画の内容

第1 建造物

防災施設設備の対象として、第一に各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導助言する。

国指定文化財の自火報設備未設置建物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

府指定・登録・暫定登録文化財の自火報設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものを重点的に指導し、登録・暫定登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐火のものであるが、その設置に当たっては、当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自火報設備、消火設備、避雷針等の施設を設置する等状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

第3 史跡、名勝、天然記念物

史跡、名勝、天然記念物の指定地域内の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

第4 重要伝統的建造物群保存地区

総合的な防災設備の設置の促進について、市町に指導助言を行う。

第5 文化的景観

重要文化的景観選定地域内にあって重要な構成要素として特定された建造物については、国、府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。

第6 文化財保護対策

- 1 文化財の所有者又は管理団体等に対して、「文化財所有者のための防災マニュアル」（京都府・京都市）の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。
- 2 災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行う。
- 3 文化財防火デー等に、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行う。
- 4 文化財の防火・防災に関係のある機関等との連絡、協力体制を確立する。

第7 補助金及び融資

1 補助金

府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定・登録・暫定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び防災資機材の整備並びに修理事業である。

また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定・登録、府指定・登録・暫定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付している。

2 融 資

財団法人 京都府文化財団の行う融資制度

長期 10年、7年、5年、3年償還 低利（年利 0.9%）

融資対象は補助金事業に準ずる

第13章 防災訓練に関する計画

(各機関)

第1節 計画の方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、府民、自主防災組織、民間企業及びNPO・ボランティアの防災に対する関心を高める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第2節 計画の内容

第1 総合防災訓練

防災関係機関が協議して、おおむね次により原則として毎年1回実施する。

1 訓練の時期

防災週間、又は災害の発生が予想される時期前

2 訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域

3 訓練の方法

- (1) 地域の災害リスクに基づき、現実 に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。
- (2) 訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに、震度、震災状況等を設定する。
- (3) 訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- (4) 災害対策基本法第48条第2項の規定により、府公安委員会は、訓練の効果的な実施を図るために特に必要があると認めるときは、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。
- (5) その他細部については協議のうえ決定する。

第2 近畿府県合同防災訓練

近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定第9条の規定により、毎年合同して災害応急活動に関する訓練を実施するものとする。

第3 複合災害を想定した訓練

地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。

第4 地方別訓練

府の地域を数地区に分け地域の震災の状況を想定し、それぞれ消防、水防、救助、動員、通信連絡等の訓練を随時実施するものとする。

第5 図上訓練

各地域の実情に合致した避難、消防、救助等災害対策の活動について関係機関が協議し、必要に応じて各地域ごとに図上訓練を実施する。

第6 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を計画し、少なくとも年1回これを実施するものとする。

第7 訓練終了後の事後評価等

訓練終了後は、参加各機関の事後評価及びそれに基づく体制の改善のための会議を招集する。

第8 避難訓練

1 市町村が実施するもの

地震災害時における避難の勧告、立退き等の円滑化・迅速化・確実性を期すため、市町村が中心となり、警察・消防その他の関係機関が参加し、住民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。なお、その内容は、「第2編第6章」に準拠する。

2 防火管理者が実施するもの

学校、病院、駅、工場、事業所、興行場、百貨店等の諸施設における消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を毎年定期的の実施する。なお、その内容は「第2編第6章」に準拠する。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

市町村地域防災計画及びハザードマップ（防災マップ）を災害時に活用できるように、府その他関係機関と協議して訓練実施要領を定めるものとする。

特に実施訓練には、極力住民が多数参加するように配慮し、実施時期は府及び関係機関が行う訓練に合わせることがより効果的である。

第14章 府民の防災活動の促進

(各機関)

大地震による災害から、府民の生命、身体、財産を守るためには、府、市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより府民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。したがって、地震発生時における府民の適正な判断力の養成、府民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは業種別の防災対策を推進する必要がある。

このため、府をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報啓蒙活動を積極的に行い、社会の様々な主体が減災のための行動と安全のための投資に息長く取り組んでいけるよう、常に防災意識の高揚、防災組織の育成指導・助言等に努めるものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、災害による被害を軽減するためには、行政はもとより府民の取組を促進し、社会全体の防災力を高める必要があることから、地域や企業等における防災の担い手として活動する人材を育成する。

第1節 防災知識と地震時の心得の普及

第1 防災関係職員の防災教育計画

防災事業に従事する職員に対し、震災時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

1 教育方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 防災活動手引等印刷物の配布

2 教育内容

- (1) 府防災計画（震災編）及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常参集の方法
- (3) 防災知識と技術
- (4) 震災の特性
- (5) 防災関係法令の運用

第2 防災リーダーの養成等

- 1 地域、企業、団体等〈共助〉における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施する。
- 2 大学と連携し、学術的知見から実効性のある被害軽減策を構築できる人材の育成を図る。
- 3 大学等との協力により、若者の防災リーダーの育成を図る。

第3 一般住民に対する防災知識の普及

一般住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

1 普及方法

- (1) 社会教育等を通じての普及
 - ア 社会教育施設における学級・講座等を通じての普及

- イ PTA、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及
- ウ その他の関係団体の諸活動を通じての普及

(2) 広報媒体等による普及

- ア ラジオ、テレビ等による普及
- イ 新聞、雑誌等による普及
- ウ 映画、ビデオ、スライド、ホームページ等各種メディアによる普及
- エ その他印刷物による普及

2 普及の内容

(1) 地震に関する一般的知識

(2) 日常普段の減災に向けた取組

- ア 住宅、屋内の整理点検
- イ 火災の防止
- ウ 非常食糧、非常持出品の準備
- エ 避難地、避難場所、避難路等の確認
- オ 災害危険箇所の把握
- カ 応急救護
- キ 物資の備蓄、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等安全への投資

(3) 地震発生時の心得

- ア 場所別、状況別
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難の心得
- エ 「災害用伝言ダイヤル(171)」、災害用伝言板サービスなど安否情報伝達手段の確保
- オ 帰宅困難者支援ステーションの活用
- カ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- キ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- ク 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- ケ 災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること

(4) 史実の継承

郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる

(5) 緊急地震速報、南海トラフ地震臨時情報、5段階の警戒レベルの普及・啓発

(6) 地震保険、火災保険の加入の必要性

3 バリアフリー化

視聴覚障害者や高齢者を勘案し、防災教育におけるバリアフリー化を進める。

第4 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、危険物の流出防止、出火防止、初期消火、避難等災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

1 指導の方法

- (1) 防火管理者に対して技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の震災時における防災体制を強化する。
- (2) 事業所独自あるいは地域単位での訓練、講習会等を通じて、震災時における行動力を強化する。
- (3) 震災時における出火防止、初期消火、避難誘導等の事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

2 指導の内容

- (1) 震災の特性及び過去の主な被害事例
- (2) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安全管理
- (3) 事業所等の自主防災体制
- (4) パニック防止のための緊急放送等の体制整備
- (5) 出火防止、初期消火等の震災時における任務分担

なお、気象庁震度階級とその説明は、第2編第3章参照。

第2節 自主防災組織の整備と指導

第1 計画の方針

大地震が発生した場合には、防災関係機関の災害対応が遅れたり、活動能力が著しく低下することが予想される。このような事態において、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、すなわち、住民自らの出火防止、初期消火、被災者の救出・救護・避難等を行うことが必要となる。これらの自主的な防災活動を行うに際しては、住民が地域ごとに、職域的に団結し組織的に行動することによってこそ、その効果が期待できるものである。

したがって、地域あるいは施設ごとに、地域住民又は施設関係者によりその実情に応じた自主的な防災組織を設置すること及び日頃から震災の発生を予想した訓練を実施することについて指導する。

第2 計画の内容

1 市町村地域防災計画の修正

市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、自主防災組織の役割、自主防災組織の地域区分、設置方法、市町村の自主防災組織に対する育成、指導等について明らかにする。

2 住民の防災意識の高揚

住民の防災意識の普及を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会等の開催に積極的に取り組む。

3 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、市町村の実情に応じた適正な規模の地域を単位として、組織の設置を図る。

- (1) 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域
- (2) 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

4 市町村の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、市町村において自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。

5 京都府の支援

京都府は、組織の整備拡充を図る市町村を支援し、府域の全域で組織化が図られるよう努めるとともに、日常の組織活動についても充実化が図られるよう市町村と連携し、支援に努めるものとする。

6 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。

なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、自主防災リーダーについて多様な人材を確保するよう努めるものとする。

(1) 規約

ア 役員

- (ア) 防災リーダー及びその任務
- (イ) 班長及びその任務

イ 会議

- (ア) 総会
- (イ) 役員会
- (ウ) 班長会等

(2) 防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

ア 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。

イ 地域住民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。

ウ 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設置して取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。

エ 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担し、多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。

オ 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画をたてて、かつ市町村が行う訓練にも積極的に参加すること。

カ 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。特に、地域の消防団員や民生委員等と連携した協力体制を整えること。

キ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。

ク 避難場所、避難経路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。

ケ 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。

＊ その他自主的な防災に関すること。

第3 地区防災計画の作成

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。)から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3節 学校等における防災教育

府及び市町村は、学校における体系的な防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。

各学校においては、地震・防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

また、大学等は、積極的に防災知識の展示等の防災啓発活動を行う学生等を支援する。

第1 児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

また、大学等においては、学生等が防災知識の展示等の防災啓発活動を積極的に行う場合、大学等は当該学生等を支援するよう努める。

第2 教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の醸成及び応急手当等の技能の向上を図る。

第4節 市町村地域防災計画で定める事項

市町村は、あらゆる機会をとらえて職員、住民（個人、家庭、地域、企業、団体）等に防災知識の普及に努めるものとし、次の事項を定めておくものとする。

第1 職員に対する防災研修

各種災害対策資材による研修と地域防災計画の周知の徹底

第2 住民（個人、家庭、地域、企業、団体）等に対する啓発

- 1 市町村地域防災計画の周知徹底
- 2 ハザードマップ（防災マップ）を利活用した防災知識の啓発
- 3 過去に発生した災害の紹介
- 4 平常時の減災に向けた取組
- 5 災害時における的確な行動

第15章 企業等防災対策促進計画

(各機関)

第1節 計画の方針

災害の多いわが国では、府や市町村はもちろん、企業、住民が協力して災害に強い京都府を作ること、被害軽減につながり、社会秩序の維持と府民福祉の確保に大きく寄与するものである。企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2節 計画の内容

第1 企業等における防災対策

1 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

府、市町村、商工会議所・商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画の策定支援に努めるものとする。

また、事業所等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

そのため府は、総合防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供・収集等を行うものとする。

2 事業所等における自主防災体制の整備

大地震が発生した場合、中高層建築物、地下街、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行う。

(1) 対象施設

- ア 中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設
- イ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
- ウ 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設
- エ 複合用途施設
 - 利用（入居）事業所が共同である施設
- オ 自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

(2) 組織活動要領

対象施設を管理する権原を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等を作成する。

- ア 役員

(7) 統括管理者及びその任務

(i) 班長及びその任務

イ 会議

(7) 総会

(i) 役員会

(ウ) 班長会等

(3) 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

ア 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること

イ 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画をたて、かつ市町村、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること

ウ 消防機関、本部、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと

エ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること

オ 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること

カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること

キ 地域住民との協力に関すること

ク その他防災に関すること

3 事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努める。

また、中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

4 災害時における出勤抑制

大規模地震などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

5 災害時の企業等の事業継続

(1) 事業継続の必要性

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保する上でも「災害に強い企業」が望まれる。

(2) 事業継続計画の策定

企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継

統的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

なお、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都BCP推進会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努めるものとする。

(3) 事業継続計画の普及啓発

府及び市町村は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努める。

第2 京都BCPの普及

1 京都BCPの趣旨

京都BCPは、大規模広域災害等の危機事象発生時において、企業等が早期に立ち直ることが、地域社会全体の活力の維持・向上につながるという観点から、事業継続計画（BCP）の考え方を「京都」全体に適用し、地域全体で連携した対応により「京都の活力」を維持・向上させる新たな防災の取組であり、企業等のBCP策定支援と連携型BCPの取組を車の両輪として、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守るための取組を実施し、地域の総合的な防災力の向上に寄与することを目指す。

2 京都BCP行動指針

府は、京都BCPの取組を促進するため、関係団体等がとるべき行動の指針（京都BCP行動指針）を作成し、関係団体等と連携して、その周知を図るとともに、京都BCP推進会議において取組内容を推進するものとする。

また、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、経済団体との連携強化、地元金融機関意見交換会・ライフライン連絡会の定期開催による情報共有体制や相互応援・連携体制の確立、図上訓練の実施、特定の地域等における連携型BCPの実践など、京都BCPの取組を推進するものとする。

第16章 ボランティアの登録・支援等計画

第1節 計画の方針

災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するには、ボランティア等の協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）等の活動が円滑に行えるよう、ボランティア等の自主性に配慮しつつ、必要な対策を講じるものとする。

第2節 計画の内容

第1 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議

1 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議の運営

府は災害時等応援協定を締結している団体相互及び京都府との連携を図るとともに、応援活動を迅速かつ的確に行うために京都府災害時等応援協定ネットワーク会議を設置し、災害時等における応援に関する事項等について協議し、必要な対策を講じる。

2 研修及び訓練

- (1) 災害発生時の活動に支障が生じないよう、災害一般に関する知識及び各分野の専門知識や技能等について、必要な研修を行う。
- (2) 府が行う総合防災訓練等への参加についても配慮する。

第2 NPO・ボランティアとの連携

- 1 府及び市町村は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携を図る。
- 2 府は、加盟団体が相互に助け合う「災害時連携NPO等ネットワーク」と連携し、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 一般ボランティア

1 受入体制の整備

- (1) ボランティアについては、ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行うほか、災害発生後は、「京都府災害ボランティアセンター」及び「市町村災害ボランティアセンター」が受入・派遣の受給調整、活動支援等を行うものとし、京都府は、災害時における体制の整備に必要な機器の確保等に努める。
- (2) 京都府災害ボランティアセンターは、府、京都府社会福祉協議会、日本赤十字社京都府支部及びボランティア団体等が共同して設置する。
- (3) 府及び市町村は、京都府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会と協力し、府内市町村すべてに設置された災害ボランティアセンターが災害時に円滑に活動できるよう体制を整えるものとする。

2 ボランティアの活動環境整備

京都府災害ボランティアセンターは、災害時にボランティア活動が円滑に進められるよう、平常時から、災害に係るボランティアコーディネーターの養成及び登録、災害ボランティアのネットワーク化、ボランティア活動に必要な資機材の整備、災害ボランティア活動マニュアルの作成等に必要な施策を実施するものとする。

3 災害ボランティア活動マニュアルの普及・活用

府及び市町村は、災害ボランティア活動マニュアルの普及に努めるとともに、防災訓練を実施するときは、ボランティアの参加について配慮を行うものとする。

第4 災害ボランティアに関する啓発

- 1 府及び市町村は、住民に対し防災知識の普及に当たるとともに、災害ボランティア活動の意識等についても啓発を進める。
- 2 府は、ボランティア休暇制度の導入等ボランティア活動に参加しやすい条件整備を図るために、雇用主等の理解が得られるよう努力する。

第17章 行政機能維持対策計画

第1節 業務継続性の確保

府及び市町村等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。この際、躊躇なく避難指示等を発令するなど迅速かつ円滑な災害応急対策を行えるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に府及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。

第2節 防災中枢機能等の確保、充実

府、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や近畿総合通信局への通信機器・電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるため、第19章資材機材等整備計画に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努める。

第3節 各種データの整備保全

府、市町村は、災害復旧・復興への備え及び復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

第18章 広域応援体制の整備

第1節 計画の方針

府、市町村等の各機関は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。

第2節 計画の内容

第1 他府県との広域応援体制の整備

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び関西広域連合「関西防災・減災プラン」に基づき、近隣府県を中心とした全国都道府県との相互応援態勢のより一層の連携強化に努め、協定に基づいた対策を図ることとする。

第2 府内の消防相互応援体制の整備

府内の市町村長及び消防機関の長は、災害時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図る。

第3 府内の防災相互応援体制の整備

1 防災相互応援協定の締結

府内の市町村長は、災害時における消防以外の分野の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

雪害の少ない市町村は、相互応援協定の締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な市町村等との協定締結についても考慮するものとする。

なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言するなど、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するとともに、国は、都道府県が必要に応じて、管内市町村への応援・派遣やその受援に係る調整を円滑に行うことができるような仕組みを検討するよう努めるものとする。なお、知事は、応援のため京都府が締結した協定については、市町村から災害対策基本法第68条に基づく、応援要請の手続きについて、市町村に対して周知を図る。

2 京都府災害時応急対応業務マニュアル等の運用

「京都府災害時応急対応業務マニュアル」及び「京都府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」により、府及び市町村の役割分担を明確にし、速やかな状況把握、協働を可能とすることによって、府による市町村への応援及び市町村の相互応援を円滑に行う応援受援体制を整備する。

3 京都府災害時応援職員登録制度に基づく職員派遣

府は、災害時に被災市町村が必要とする支援内容の調整を迅速に行う先遣隊の編成や家屋被害調査業務などに即戦力として従事できる職員を養成し、被災市町村への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。

4 応急対策職員派遣制度の整備及び災害マネジメント総括支援員等の登録（総務省）

府は、総務省と連携して、災害時において市町村の行政機能の確保状況を把握した上で、行政機能が低下した被災市町村に応援職員の派遣等の支援を可能とするための体制を構築するとともに、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の派遣を可能とするよう登録する。

第4 緊急消防援助隊の編成

府外への消防広域応援については、消防組織法第44条の規定に基づき、都道府県単位で構成した緊急消防援助隊を中心に応援隊を派遣するものとし、府は代表消防機関（京都市消防局）及び府内各消防本部等と協議調整し、あらかじめ「緊急消防援助隊京都府大隊応援等実施計画」を定めておくものとする。

なお、府内の緊急消防援助隊応援隊の登録状況は別表のとおり。

第5 広域緊急援助隊の編成

府警察本部は、災害時に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害援助隊を編成し、広域応援体制の整備を図るものとする。

第19章 震災に関する調査研究

第1節 計画の方針

大地震による被害は複雑かつ多様であり、その被害の甚大性、複雑性は非常に大なるものが予想される。したがって、震災を防止し、又は震災が発生した場合の被害の拡大を防止するため、公共施設等の維持管理を強化するとともに、国土保全事業、都市の防災対策事業等を計画的かつ総合的に推進する必要がある、このためには、震災に関する科学的な調査研究が要請されるところであり、きめ細かな震度分布把握のシステムの構築が必要である。

府では昭和46年度以降、震災対策基礎調査、建物被害・人的被害を主とした被害想定調査を実施してきたが、さらに、地域の安全性の向上・防災体制とその有機的な連携など、地震に際してその被害を最小にするための調査研究を行い、その調査研究結果を効率的な震災対策の具体策を樹立するための指標とする。

なお、計画の策定に当たっては、ハード、ソフト相互に連携する有機的かつ機動的な総合防災計画を目指すものとする。

第2節 災害予防に関する調査研究

震災に強いまちづくりを推進するためには、公共土木施設、公共建築物、公益施設等の耐震性の向上をはじめ、市街地の面的整備や、防災に関する各種の都市施設の総合的・一体的整備に配慮していく必要があり、これに資する調査を推進する。

第1 防災計画基本調査

大地震時に発生すると思われる火災及びその他の被害を最小限に留めるため、次の調査を行い、防災都市建設の基本計画を策定する。

- (1) 地盤及び地質に関する調査
- (2) 建築物の不燃化・耐震性および落下物に関する調査
- (3) 建築物の用途、規模、構造等の現況調査
- (4) 地下埋設物の調査
- (5) 危険物貯蔵所等に関する調査
- (6) 防災空間の整備拡大に関する調査

第2 公共建築物、公益施設等の耐震性に関する調査

公共建築物、公益施設は、災害が発生した場合の応急復旧活動の拠点となり、これの破壊が社会生活に深刻な影響を与える性格を有しているものであるから、施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

第3 公共土木施設の耐震性に関する調査

公共土木施設が地震により被害を受けると、直接生命・身体・財産等に影響を及ぼすほか、避難行動や援助救護活動に支障をきたすことになる。したがって、これらの施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

- (1) 道路及び橋梁の耐震に関する調査

- (2) 鉄道及び軌道の耐震に関する調査
- (3) ダム及びため池の耐震に関する調査
- (4) 河川及び河川工作物の耐震に関する調査

第3節 火災の防止に関する調査研究

第1 地震火災の事例に関する調査

地震災害発生の態様は複雑多岐であり、また、災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震災害の事例に基づいて、次の調査をする。

- (1) 地震火災の拡大原因に関する調査
- (2) 地震火災を最小限にくいとめる方法に関する調査

第2 大震火災に関する調査

地震時に予想される同時多発性による大震火災対策を科学的データに基づいて推進するため、出火防止、初期消火、拡大防止、避難の安全確保等、基本的重要事項に関する調査を行い、個別対策及び地域対策の指針を確立し、都市の防災化対策に資する。

- (1) 初期消火に関する調査
- (2) 火災の拡大防止に関する調査

第4節 避難の安全確保に関する調査研究

指定緊急避難場所は、大震火災に際して常に安全性が確保されなければならない、指定した避難場所はそれ自体に本来の使用目的があり、時代とともにそれらは変化をしたり、あるいは周辺の状態の変化に影響を受け、安全性について低下したりする場合が起り得る。したがって、避難場所及び避難経路の選定については、一定期間毎に安全性について調査確認する。

- (1) 避難場所の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査
- (2) 避難場所とそこに至る避難道路の安全化を目指す災害防止帯設定のための基礎調査
- (3) 避難時に障害となる自動車交通の動態調査と、避難の円滑化方策の調査
- (4) 大震火災時に発生の恐れのある火災旋風から避難場所の安全性を確保するための調査

第20章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

府は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、大量の観光客及び帰宅困難者により救急・救助等の応急活動に支障をきたし、観光客及び帰宅困難者自身にも危険が及ぶなど一斉帰宅に伴う混乱を回避するとともに、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から関西広域連合や市町村などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、帰宅支援拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した帰宅支援拠点の運営に努めるものとする。

第2節 計画の内容

第1 基本方針

府は、関西広域連合・隣接府県・市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援対象道路の設定や代替輸送の調整を行うとともに、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供を行うなど徒歩帰宅支援を行う。

市町村は、府、関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる一時退避場所及び一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。

第2 観光客・帰宅困難者への啓発

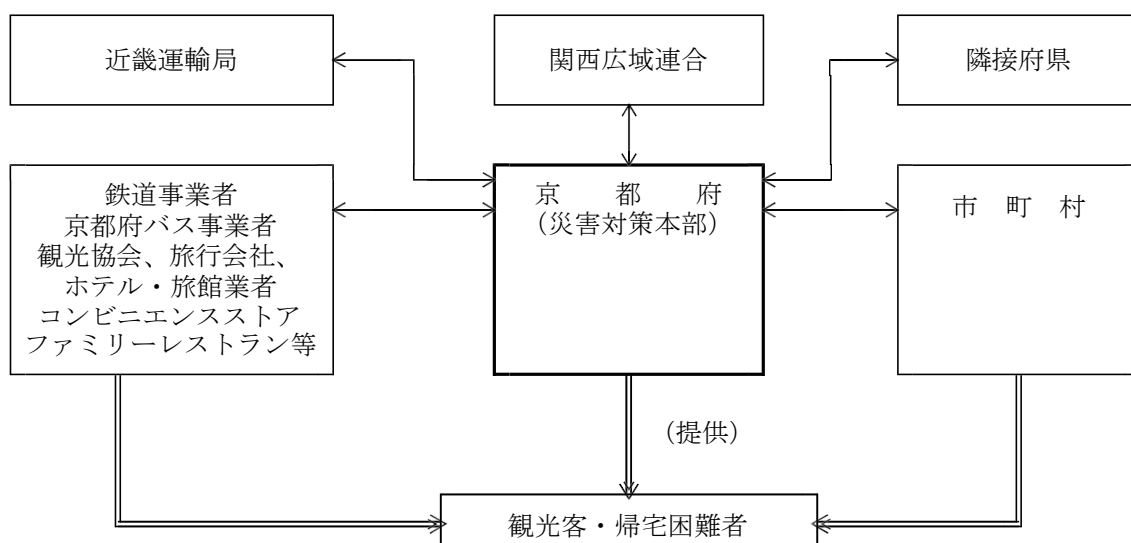
発災直後、府や市町村の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

- 1 二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」
- 2 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
- 3 多様な場面や視点を想定した徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- 4 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。
- 5 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

第3 鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立

府は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、関西広域連合・隣接府県・鉄道機関・バス協会などとの間で、情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立していく。

観光客・帰宅困難者情報共有系統図



第4 災害時帰宅支援ステーション事業の推進

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」（関西広域連合）を促進し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実する。

第5 事業所等への要請

- 1 府は、都市計画等に係る国の制度等も活用し、企業等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化、飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等について働きかける。
- 2 事業所等に、発災時間帯別対応の基本ルールを以下のとおり定めるよう働きかける。
 - (1) 就業時間帯に発災

従業員に一齐帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示
来所者を事業所内の待機スペースに誘導
 - (2) 出勤・帰宅時間帯に発災

自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向かうよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）
- 3 事業所等に、事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等において、発災直後の一齐帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。

第6 観光客等への支援の検討

- 1 府は関西広域連合及び市町村と協力し、災害時に多くの滞留が発生すると想定されるターミナル駅や観光地における観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・公報に努めるとともに、的確な情報提供が行えるよう情報提供体制の構築に努める。また、ターミナル駅周辺等のオープンスペースや公園、寺社等の施設管理者と協定を締結するなどして、一時退避場所の確保に努めるとともに、公共施設のほか、集客施設、学校等の施設管理者やホテル・旅館業者と協定を締結するなどして、一時滞在施設の確保に努める。
- 2 府は市町村、鉄道事業者、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し、観光案内所を訪れた外国人や宿泊施設に滞在する外国人旅行者に対して、各鉄道の計画運休や運行状況等の情報を集約

して、多言語（英語以外を含む。）でリアルタイムに伝達するとともに、相談の受付をするなど外国人支援体制を構築する。

また、外国人向けの防災訓練の実施並びに日本における災害の重大さ、災害関連情報の入手手段及び災害時の行動（医療機関のかかり方等を含む。）について普及・啓発に努める。

- 3 学生ボランティア等の活用について検討するとともに、府民に対しても、災害時に可能な範囲で外国人旅行者に災害発生を知らせ、避難行動を促す等の支援をするよう呼びかける。
- 4 府は駐日外国公館等との連携体制の構築に努める。

第21章 広域防災活動拠点計画

(危機管理部)

第1節 広域防災活動拠点の整備

府は、大規模災害時の自衛隊、警察、消防等防災関係機関の応援隊の集結や全国からの救援物資の集配など、応急活動の拠点となる広域防災活動拠点を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。

[広域防災活動拠点の機能]

- ①防災関係機関等の活動拠点機能 ②ヘリポート機能 ③現地調整本部機能 ④物資等の集積・集配機能
⑤広域防災活動拠点活動維持・継続のための機能

第2節 広域防災活動拠点とする施設

第1 施設名、所在地

被災地域へのアプローチや被災時における交通・輸送の代替性の確保が図られるよう、北部、中部、南部の地域ブロック別に配置し、次の施設とする。南部地域の施設は、人口的にも府域全体をカバーする中核施設とする。

また、応急活動の状況に応じて上記以外にも府消防学校を始め、府の既存施設等を活用するとともに、防災関係機関に協力を依頼して必要な施設を確保する。

さらに、救援物資の集配については、物流事業者等と連携し、民間の物流施設やノウハウの活用を進める。

(広域防災活動拠点施設)

地 域	施設名	所在地	面積
北 部	京都舞鶴港	舞鶴市	48.4ha
中 部	丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曾根崩下代110-7	53.2ha
南部(中核)	山城総合運動公園	宇治市広野町八軒屋谷1	94.9ha
京都市	京都御苑	京都市上京区京都御苑	65ha

※京都舞鶴港の面積は、緑地、埠頭用地、民間倉庫を含めた面積

第3節 広域応援の受入れ

府は、関西広域連合の関西防災・減災プランに基づき、受援体制の確立する。

第1 開設、連絡調整

- 1 府は、広域防災活動拠点の設置を決定し、施設管理者に連絡する。府から連絡を受けた施設管理者は、施設の受入体制を整える。

また、府は、施設管理者と施設・設備の使用や開設手順について事前に定める。

- 2 府は、関係機関との連絡系統や調整手順を定めるとともに、広域防災活動拠点に連絡調整のための連絡所を設置する。

第2 資機材・設備等の準備

府は、広域防災活動拠点の活動に必要な資機材、設備の使用等について、配置や使用手順を定めて準備する。

第3 訓練の実施

府は、広域防災活動拠点を迅速に開設して円滑に運用されるよう、施設管理者及び関係機関との訓練を実施する。

第4節 広域的な防災機能強化を図る道の駅

府は、大規模災害時のライフライン事業者等の応援部隊の集結や全国からの救援物資の集積・集配など、広域防災活動拠点と連携し、広域的な応急活動を支援する拠点となる道の駅を、次のように定める。

地域	道の駅名	所在地	防災道の駅
中部	和	船井郡京丹波町坂原モジリ11	
中部	京丹波 味夢の里	船井郡京丹波町曾根深シノ 65-1	○

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害応急対策の活動体制（各機関）

第1節 計画の方針

府の地域において震災が発生し、又は発生する恐れがある場合において、防災関係機関はその有する全機能を發揮して、災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

第2節 防災関係機関の初動体制

震災が発生したときに、防災関係機関が実施する災害応急対策活動は、次表に掲げる計画、規程等による。

表3.1.1 災害応急対策活動に係る計画、規程等

防 災 関 係 機 関		計 画 、 規 程 等
京都府		○ 京都府災害対策本部条例等 [資料編3-1、3-2、3-3] ○ 京都府防災規程等 ○ 京都府緊急消防援助隊受援計画
京都府警察本部		○ 京都府災害対策本部条例 ○ 警備実施要則 ○ 警備実施に関する訓令 ○ 緊急事態対処要綱 ○ 京都府防災規程等
京都府教育委員会		○ 京都府災害対策本部条例 ○ 京都府防災規程 ○ 教育関係機関災害活動計画
府 内 市 町 村	京都市	○ 京都市災害対策本部条例 ○ 京都市災害対策本部要綱
	他の市町村	○ 各市町村災害対策本部条例 ○ 各市町村災害対策本部規程
指定 地方 行政 機関	近畿管区警察局	○ 警備実施要則 ○ 近畿管区警察局防災業務計画 ○ 緊急事態における近畿管区警察局の組織に関する訓令 ○ 近畿管区警察局警察災害派遣隊運用要綱

防 災 関 係 機 関		計 画 、 規 程 等
指 定 地 方 行 政 機 関	近畿財務局	○ 近畿財務局総合防災マニュアル
	近畿厚生局	
	近畿農政局	○ 近畿農政局防災業務計画 ○ 近畿農政局災害対策本部運営要領 ○ 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領
	近畿中国森林管理局	○ 近畿中国森林管理局防災業務計画 ○ 京都大阪森林管理事務所防災業務計画 ○ 震災対応マニュアル
	近畿経済産業局	○ 近畿経済産業局防災業務実施要領
	中部近畿産業保安監督部近畿支部	○ 中部近畿産業保安監督部近畿支部防災業務実施要領
	近畿運輸局	○ 近畿運輸局防災業務計画
	大阪航空局	
	大阪管区气象台 京都地方气象台	○ 津波警報事項等の通知方法の細目 ○ 大阪管区气象台非常災害対策要領 ○ 京都地方气象台非常災害対策措置要領
	第八管区海上保安本部	○ 海上保安庁防災業務計画 ○ 第八管区海上保安本部地震災害対策本部規則 ○ 第八管区海上保安本部地震災害対応マニュアル
	近畿総合通信局	○ 近畿総合通信局防災等業務実施規程 ○ 近畿総合通信局緊急事態対応マニュアル
	京都労働局	○ 京都労働局防災業務実施要領
	近畿地方整備局 舞鶴港湾事務所 福知山河川国道事務所 京都国道事務所	○ 近畿地方整備局防災業務計画 ○ 舞鶴港湾事務所災害対策部運営計画 ○ 福知山河川国道事務所災害対策部運営計画 ○ 京都国道事務所災害対策運営計画
	木津川上流河川事務所 淀川河川事務所 淀川ダム統合管理事務所	○ 木津川上流河川事務所災害対策部運営計画 ○ 淀川河川事務所災害対策部運営計画 ○ 淀川ダム統合管理事務所河川関係災害対策部運営計画

防 災 関 係 機 関		計 画 、 規 程 等
自衛隊 福知山駐屯部隊 大久保駐屯部隊 宇治駐屯部隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部		○ 第7普通科連隊災害派遣計画 ○ 第4施設団災害派遣計画 ○ 宇治駐屯地災害派遣計画 ○ 舞鶴地方隊災害派遣計画
指 定 公 共 機 関	西日本電信電話株式会社（京都支店）	○ 西日本電信電話株式会社災害対策規定
	日本赤十字社（京都府支部）	○ 日本赤十字社救護規則
	西日本旅客鉄道株式会社 （京都支社、福知山管理部、大阪支社、 金沢支社）	○ 鉄道事故及び災害応急処置準則 ○ 鉄道事故及び災害応急処置要項
	東海旅客鉄道株式会社 （関西支社）	○ 防災業務実施計画 ○ 新幹線運転事故及び災害応急処理取扱標準
	日本放送協会（京都放送局）	○ 京都放送局災害対策動員体制
	関西電力株式会社	○ 防災業務計画
	関西電力送配電株式会社（京都本部）	○ 防災業務計画
	日本銀行（京都支店）	○ 災害対策の要領
	日本通運株式会社（京都支店）	
	水資源機構（関西・吉野川支社）	○ 水資源機構防災業務計画
	大阪ガス株式会社 大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事 業部）	○ 防災業務計画、災害その他非常の場合の措置
	株式会社京都放送	○ 緊急非常事態編成取材対策要綱 準備体制（第1種） 災害体制（第2種） 非常災害体制（第3種）
指 定 地 方 公 共 機 関	一般社団法人京都府医師会	
	佐川急便株式会社	○ 佐川急便防災業務計画

第3節 府の活動体制（各機関）

第1 責務

府は、府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は府防災計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府内市町村が処理する災害応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

そのほか、マスコミ報道、ホームページ、X（旧ツイッター）やフェイスブックなどのSNS等多様な手段で情報収集する。

第2 活動体制

府は、前記「第1 責務」を遂行するため、必要があるときは本計画及び本部条例並びにこれに基づき別に定める京都府防災規程により府災害対策本部を設置し、災害応急対策にあたる。

1 災害警戒本部の設置等

(1) 災害警戒本部の設置等

知事を本部長とする災害警戒本部並びに府広域振興局長を支部長とする災害警戒支部の設置、閉鎖及び所掌業務については、「一般計画編第3編第1章第2節」に準じ、職員の配備については、第8の動員計画による。

府の地域に震度4、5弱若しくは5強の地震が観測されたとき、又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、直ちに災害警戒本部（支部）を設置するものとする。また、知事が京都府気象台から「南海トラフ地震臨時情報」の通報を受けたときは直ちに災害警戒本部（支部）を設置し、必要と認めたときは、災害対策本部（支部）を設置する。

(2) 京都府危機管理緊急参集チームの参集等

ア 府の地域に震度5強の地震が観測されたとき又は津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、危機管理監及び次の関係部局の長等で構成する緊急参集チームが直ちに参集する。

知事直轄組織（職員長）

危機管理部

総合政策環境部

健康福祉部

農林水産部

建設交通部

警察本部

教育庁

また、危機管理監は、被害状況に応じて必要と認めたときは、緊急参集チームを招集する。

イ 緊急参集チームは、「一般計画編第3編第1章第2節」に掲げる業務を行う。

2 府災害対策本部の組織等

(1) 設置

府の地域に、地震、津波等による予想し難い災害が発生した場合は、緊急参集チームの協議結果を踏まえ、知事が設置を決定する。（災害対策本部長…知事、災害対策副本部長…副知事）

ただし、府の地域に震度6弱以上の地震が観測されたときは、本文の規定にかかわらず直ちに設置する。

ア 本部の組織

図3.1.1 に示した通りである。

イ 本部の事務分掌

表3.1.2 に示した通りである。

(2) 閉鎖

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときは、知事（災害対策本部長）が閉鎖を決定する。

(3) 本部長の代理

災害対策本部長に事故があるとき、又は災害対策本部長が欠けたときは、災害対策副本部長がその職務を代理する。

3 災害対策本部の運用

(1) 運用計画

- ア 府の災害に対処する組織は、(ア) 指揮命令系統を確立すること。(イ) できる限り簡素化し名目的、形式的なものを排除すること。(ウ) 責任分担を明確にすること等を考慮し、直接応急対策活動に関係のある部課のみで組織し、その他のものについては動員要員とする。
- イ 災害対策本部の設置及び閉鎖は、前項の基準によって行うものとし、一般に公告する。
- ウ 災害対策本部の組織は図3.1.1 に、また、事務分掌は表3.1.2 に示すとおりとし、災害対策本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。
- エ 災害対策本部の運営は、対策本部会議で決定した災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針に基づき、事務分掌の迅速な処理に努める。
- オ 災害対策本部の各部各班の事務分掌の活動細目は、京都府災害時応急対応業務マニュアル及び各部活動計画により定める。
- カ 災害対策本部の各部各班の連絡を密にし、災害対策業務を円滑に実施するため、必要に応じ、事務局次長（防災監）を長とし、調整班長、各主管班長等で構成する災害対策本部連絡会議を設置する
- キ 国が非常（緊急）災害現地対策本部又は政府現地連絡調整室若しくは政府現地災害対策室を、関西広域連合が現地支援本部を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。

(2) 災害対策本部会議

本部長（知事）は、府の災害応急対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を開催し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定し、次の事項について具体化するものとする。

- ア 本部の非常配備態勢に関すること。
- イ 救助法の適用に関すること。（災害対策本部会議を開催する暇がないときは、知事の判断により決定する。）
- ウ 国、他府県及び市町村の応援に関すること。
- エ 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- オ 部長及び支部長に対する事務の委任に関すること。
- カ その他重要な災害対策に関すること。

(3) 災害対策本部の各部各班は、災害対策本部会議の決定した方針に基づき、災害対策業務の実施にあたる。

(4) 災害対策本部の事務局は調整部が担う。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員（調整班）は危機管理部職員及び非常時専任職員等とする。調整班に業務に応じたグループを設置し、各グループの事務分掌は、京都府災害時応急対応業務マニュアルに定める。

(5) なお、府は市町村と連携して、京都府災害時応急対応業務マニュアルを活用した訓練を実施する。

4 災害対策支部の活動等

- (1) 災害対策本部の地方組織として、応急対策を実施するため必要があるときは、各府広域振興局管内ごとに府広域振興局長を支部長とする災害対策支部を設置する。
- (2) 災害対策支部の設置及び閉鎖は、災害対策本部長の指示に基づき、対策支部長が行うものとする。
- (3) 災害対策支部の組織及び編成は、各地域の実情に応じ、対策支部長があらかじめ定めるものとする。
その際、初動期における被害状況の迅速な把握を行い得るものであるとともに、連絡調整を行う職員の派遣など、市町村との連携強化を図るものとなるよう配慮するものとする。
- (4) 災害対策支部の活動に必要な事項は、別に対策支部活動計画により定めるものとする。その際、迅速かつ適切な住民対応を図るため、被災地域への訪問、被害への相談対応、市町村が行う住民支援活動のバックアップなどが行われるよう配慮するものとする。

第3 航空運用調整班運用計画

京都府災害対策本部航空運用調整班の運用計画について定める。

なお、あらかじめ消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリ等災害時の航空機の利用について協議する。

1 航空運用調整班の設置

災害対策本部長は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、関係機関の航空機との活動調整を図るため、府災害対策本部に航空運用調整班を設置する。

2 航空運用調整班の所掌事務

航空運用調整班は、関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、ヘリコプターの派遣要請の受付及び参画機関への任務の分担調整・出動要請、ヘリコプターの活動状況の把握及び活動記録の作成、ヘリコプターの活動基盤の調整、ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供、ヘリコプターの安全運航対策に関する調整などを行うものとする。

3 航空運用調整班の班員

- (1) 航空運用調整班の班長は、災害対策課参事とする。
- (2) 航空運用調整班の構成員は、次のとおりとする。
 - ア 京都市消防局航空隊員
 - イ 関係機関航空隊員等
 - ウ その他災害対策本部長が必要と認める者

第4 保健医療福祉調整本部等運用計画

1 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の設置趣旨

災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）・同調整地域本部（以下「調整地域本部」という。）を設置する。

※ 保健医療福祉活動チームとは、災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）、災害支援ナース等を指す。

2 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の設置

- (1) 調整本部は、災害対策本部の組織下に属し、本庁に設置する。
- (2) 調整地域本部は、災害対策支部の組織下に属し、各保健所に設置する。

3 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の構成

- (1) 保健医療福祉調整本部長は、健康福祉部長とする。
- (2) 保健医療福祉調整支部長は、各保健所長とする。

保健医療福祉調整本部・調整地域本部の機能

- (1) 調整本部は、府地域防災計画に定める対策の遂行のため、健康福祉部各班の指揮命令及び情報の統括を行うとともに、他の部、関係団体等との調整機能を担う。
- (2) 調整本部は、府内に派遣された保健医療福祉活動チームを調整支部に派遣するなどの指揮・連絡を行うとともに、調整地域本部等と連携し、保健・医療・福祉等に係る活動の情報共有・支援を行う。
- (3) 調整地域本部は、保健所の各対策班の指揮命令を行うとともに、管内の保健・医療・福祉等に係る情報を統括し、関係機関と情報共有する。
- (4) 調整地域本部は、管内に派遣された保健医療福祉活動チームへの指揮・連絡を行うとともに、現地活動を支援する。

5 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の役割

- (1) 保健・医療・福祉等に関する災害対応の統括
 - ア 部内又は保健所内各班の体制の確立・対策の進捗管理
 - イ 関係機関との調整等
- (2) 被害状況・保健医療福祉ニーズ等に関する情報収集・分析、情報共有
- (3) 保健医療福祉活動チームの派遣調整
- (4) 不足物資、ライフライン復旧等に係る関係機関との調整

第5 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口

企業等の事業継続に係る情報提供・収集が必要であるときは、災害対策本部にそのための窓口を設置する。

第6 ライフラインの復旧調整

人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等のため、各ライフラインの復旧について情報収集又は調整の必要があるときは、災害対策本部は各ライフライン事業者に連絡調整員の派遣を要請して、各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有する場を設置することとし、被災状況に応じて復旧の日程や箇所の調整を行う。

第7 現地災害対策本部運用計画

京都府災害対策本部条例第4条の規定による現地災害対策本部の運用計画について定める。

1 現地災害対策本部の設置

- (1) 災害対策本部長は、災害地と災害対策本部との連絡調整及び機動的かつ迅速な災害応急対策のため、特に必要であると認める場合には、現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部の設置は、原則として一の災害に一つとする。
- (3) 現地災害対策本部は、原則として最も被害の大きいと見込まれる市町村を所管する府広域振興局に置くこととする。

2 現地災害対策本部の所掌事務

現地災害対策本部は、災害地において機動的かつ迅速に処理することが適当なものであると災害対策本部長が認める事務を行う。

3 現地災害対策本部の職員

- (1) 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が災害対策副本部長のうちから指名する。
- (2) 現地災害対策本部長は、別表に定める基準による災害対策本部各部からの推薦に基づき、現地災害対策本部員及びその他の職員を指名する。

4 現地災害対策本部の運営

- (1) 現地災害対策本部においては、総務、広報、被害情報、交通規制、救助・救急、消火、医療、避難者対策、緊急輸送等ごとの担当者を定めるものとする。
- (2) 現地災害対策本部長は、連絡要員を被災市町村の災害対策本部に常駐させ、現地災害対策本部との連絡を密にするよう努めるものとする。
- (3) 現地災害対策本部長は、定期的に現地災害対策本部会議及び被災市町村との打合せを行うよう努めるとともに、現地の状況について現地災害対策本部員又はその他の職員に調査させるとともに、適宜報告を求め、必要に応じて指示を行うものとする。
- (4) 現地災害対策本部は、災害対策本部との連絡を密にし、定期的な報告を行わなければならない。この場合災害対策本部は、災害対策本部員を通じて各部局に情報を提供するものとする。

別表

現地災害対策本部長 副知事
現地災害対策本部員 総合政策環境部副部長 健康福祉部副部長 農林水産部副部長 建設交通部技監 教育庁教育監 警察本部警備部理事官 その他関係部局の職員で必要と考えられる者
その他の職員 危機管理総務課長 広報課参事 健康福祉総務課参事 農政課参事 監理課参事 教育庁総務企画課長 警察本部警備部警備第一課警備対策官 その他関係部局の職員で必要と考えられる者

(注) 被害の状況又は事態の推移に応じて、適宜変更するものとする。

図3.1.1 京都府災害対策本部組織図

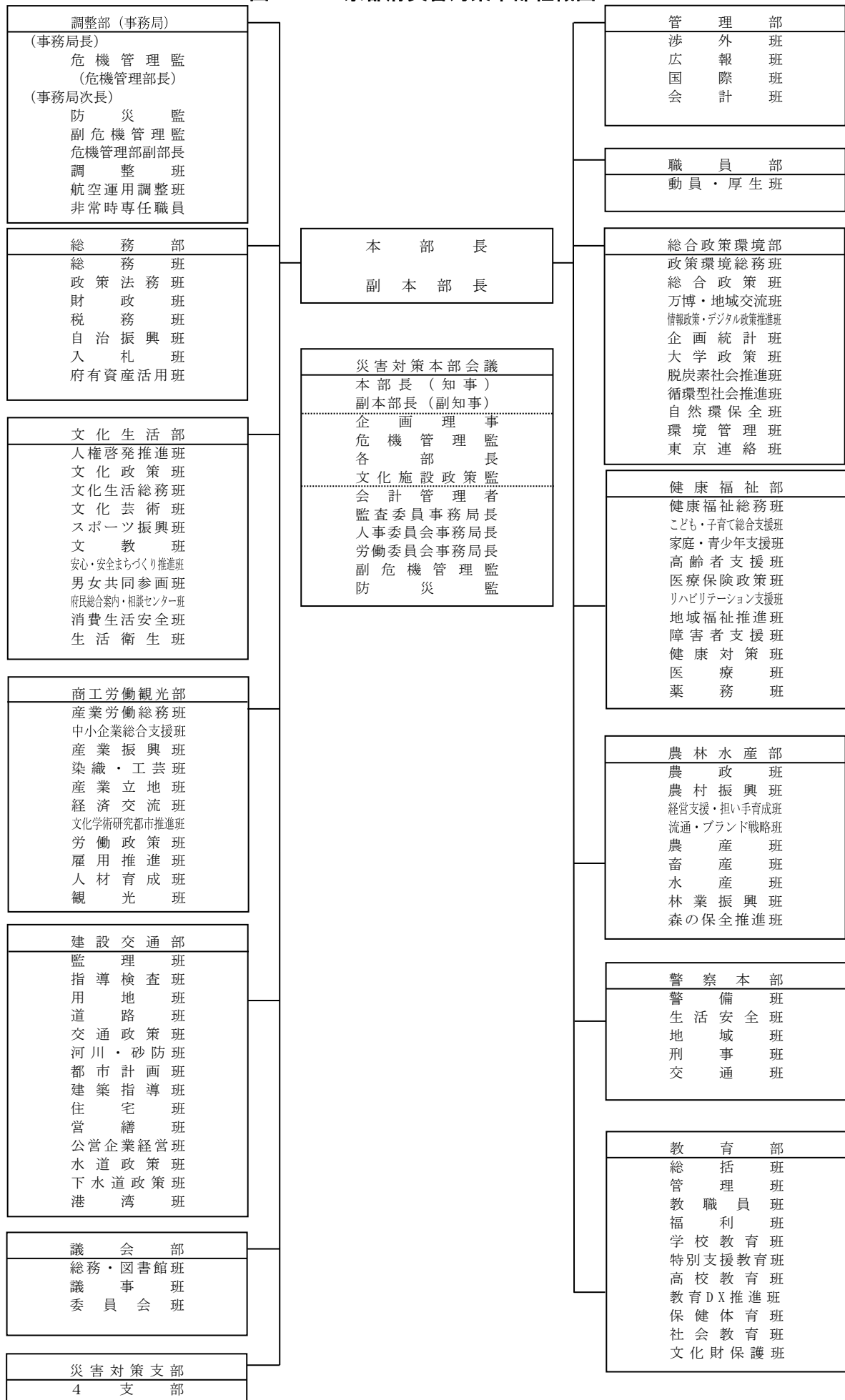


表3.1.2 災害対策本部の事務分掌

部 名	部 長 及 び 副 部 長 担 当 職	班 名	班長担当職	事務分掌
調 整 部	部長 (事務局長) 危機管理監 (危機管理部長) 副部長 (事務局次長) 防 災 監 副部長 副 危 機 管 理 監 副部長 危機管理部副部長	調 整 班	災害対策課長 (副班長： 危機管理総務課長 原子力防災課長 消防保安課長)	1 対策本部の設置及び閉鎖に関すること。 2 災害対策本部の事務局に関すること。 3 本部会議及び連絡会議に関すること。 4 各部及び各対策支部との調整に関すること。 5 防災会議に関すること。 6 被害状況及び災害応急対策状況等の総括及び情報、資料等の収集整理、伝達、記録に関すること。 7 自衛隊その他政府関係機関等に対する連絡及び要請に関すること。 8 災害時応援協定団体等に対する連絡及び要請の総括に関すること。 9 ライフライン事業者等との連絡及び調整の統括に関すること。 10 消防機関の活動の把握及び指示に関すること。 11 市町村災害対策本部に対する応援の総括に関すること。 12 災害救助法の運用に関すること。 13 備蓄物資の供給及び救援物資の調達並びに供給に関すること。 14 緊急輸送体制の整備に関すること。 15 帰宅困難者等対策に関すること。 16 京都BCPの実施に関すること。 17 危険物の防災対策に関すること。 18 被災者の生活再建支援に関すること。 19 災害復旧・復興の調整に関すること。 20 義援品の受付及び配分に関すること。
		航 空 運 用 調 整 グ ル ー プ	災 害 対 策 課 参 事	1 ヘリコプターの派遣要請の受付及び関係機関への任務の分担調整・出動要請に関すること。 2 ヘリコプターの活動状況の把握及び活動記録の作成に関すること。 3 ヘリコプターの活動基盤に関する調整に関すること。 4 ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供に関すること。 5 ヘリコプターの安全運行対策の調整に関すること。
管 理 部	部長 知 事 室 長	渉 外 班	秘 書 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 部内各班の所管に属さないこと。 3 各種陳情の応接（他班の所管に属さないもの）及び被災地の慰問に関すること。 4 特に命じられたこと。 5 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		広 報 班	広 報 課 長	1 広報活動に関すること。 2 記者発表、資料提供等報道機関等への対応に関すること。
		国 際 班	国 際 課 長	1 外国公館等との連絡に関すること。 2 在住外国人支援に関すること。 3 旅券の発給に関すること。
		会 計 班	会 計 課 長	1 災害関係費支出の審査及び支払いに関すること。 2 関係各部との連絡及び入札班との連絡調整に関すること。 3 義援金品の受付け、保管に関すること。 4 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
職 員 部	部長 職 員 長	動 員 ・ 厚 生 班	職 員 総 務 課 長	1 部内の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 対策本部要員、職員の動員及び健康管理に関すること。 3 市町村に対する応援派遣に関すること。 4 府職員の被災状況調査及び見舞いに関すること。
総 務 部	部長 総 務 部 長	総 務 班	総 務 調 整 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 他部及び部内各班の所管に属さないこと。

	副部長 総務部副部長			3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		政策法務班	政策法務課長	1 部内各班の応援に関すること。
		財政班	財政課長	1 災害予算等府財政に関すること。
		税務班	税務課長	1 被災納税者への減免措置等に関すること。 2 京都市内における義援金品の受付窓口に関すること。
		自治振興班	自治振興課長	1 被災市町村行財政の調査助言に関すること。 2 市町村職員派遣の斡旋に関すること。
		入札班	入札課長	1 衣料、寝具、日用必需物資等救助物資及び応急復旧資材の調達及び搬送に関すること。 2 公用車の配車に関すること。
		府有資産活用班	府有資産活用課長	1 府有財産の被害状況調査に関すること。 2 府有財産の管理指導に関すること。 3 応急庁用必需物品の管理に関すること。 4 庁内の警備に関すること。 5 庁内の建物及びその附属設備の管理及び応急措置に関すること。 6 庁内電話交換の運営に関すること。
総合政策環境部	部長 総合政策環境部長 副部長 総合政策環境部副部長 副部長 総合政策環境部技監	政策環境総務班	政策環境総務課長 地域政策室長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		総合政策班	総合政策室長	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 政府等に対する要望に関すること。
		万博・地域交流班	万博・地域交流課長	1 部内他班の応援に関すること。
		情報政策・デジタル政策推進班	情報政策課長 デジタル政策推進課長	1 京都デジタル疎水ネットワークの機能確保に関すること。 2 各種情報システムの機能確保に関すること。
		企画統計班	企画統計課長	1 部内各班の応援に関すること。
		大学政策班	大学政策課長	1 府大学の被害調査に関すること。
		脱炭素社会推進班	脱炭素社会推進課長	1 部内各班の応援に関すること。 2 災害時電気自動車等協力協定団体との連絡調整に関すること。
		循環型社会推進班	循環型社会推進課長	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 廃棄物処理及びし尿処理に関すること。
		自然環境保全班	自然環境保全課長	1 自然公園等の施設の被害状況調査に関すること。
		環境管理班	環境管理課長	1 被災に伴う環境への影響把握に関すること。
		東京連絡班	東京事務所長	1 政府、国会等に対する情報連絡及び広報に関すること。 2 中央の情報収集及び連絡に関すること。
文化生活部	部長 文化生活部長 副部長 人権啓発推進室長 副部長 文化生活部副部長	人権啓発推進班	人権啓発推進室企画参事	1 隣保館等の被害状況調査に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。
		文化政策班	文化政策室長	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 所管施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 3 社寺等の被害調査に関すること。
		文化生活総務班	文化生活総務課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。 4 所管施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。
		文化芸術班	文化芸術課長	1 部内他班の応援に関すること。
		スポーツ振興班	スポーツ振興課長	1 体育関係施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること。
		文教班	文教課長	1 私立学校の被害調査及び応急措置に関すること。 2 私立学校への被災者の受け入れ等に関すること。
		安心・安全まちづくり推進班	安心・安全まちづくり推進課長	1 警察との連絡調整に関すること。
		男女共同参画班	男女共同参画課長	1 男女共同参画関係施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 女性関係団体との連絡調整に関すること。
		府民総合案内・相談センター班	府民総合案内・相談センター長	1 被災者に対する相談活動に関すること。 2 住民の被災地等に係る照会、質問及び要望の処理に関すること。

		消費生活安全班	消費生活安全センター長	1 協定に基づく衣料、寝具等生活必需品の救助物資及び応急復旧資材の確保及び斡旋に関する事 2 其他協定に基づく応急対策用食料品の調達又は斡旋に関する事。
		生活衛生班	生活衛生課長	1 生活衛生に関する事。 2 遺体の埋葬に関する事。 3 獣医師会及び動物愛護関係団体との調整に関する事。
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部副部長	健康福祉総務班	健康福祉総務課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 健康福祉部に必要な情報収集及び調査並びに連絡に関する事。 3 保健医療福祉調整本部の事務局に関する事。 4 保健師の派遣に関する事。 5 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。
		こども・子育て総合支援班	こども・子育て総合支援室長	1 児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 2 災害地における臨時保育所の指導に関する事。
		家庭・青少年支援班	家庭・青少年支援課長	1 児童養護施設及び青少年育成施設等の被害状況調査及び応急措置に関する事。 2 ひとり親世帯の被害状況調査及び母子及び父子並びに寡婦福祉資金の緊急貸付に関する事。 3 各種青少年団体との連絡調整に関する事。
		高齢者支援班	高齢者支援課長	1 老人保健施設及び老人福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 2 関係団体との連絡調整に関する事。
		医療保険政策班	医療保険政策課長	1 関係団体との連絡調整に関する事。 2 部内各班の応援に関する事。
		リハビリテーション支援班	リハビリテーション支援センター長	1 生活不活発病への予防等リハビリテーション支援に関する事。 2 関係団体との連絡調整に関する事。
		地域福祉推進班	地域福祉推進課長	1 社会福祉施設（他班の所管を除く。）の被害状況調査及び応急措置に関する事。 2 一般ボランティアの登録、受入れ及び派遣の総括に関する事。 3 京都府災害ボランティアセンターに関する事。 4 義援金の受付及び配分に関する事。 5 見舞金品の受付に関する事。 6 関係団体との連絡調整に関する事。
		障害者支援班	障害者支援課長	1 心の健康相談に関する事。 2 障害者支援施設等の被害状況調査及び応急措置に関する事。 3 関係団体との連絡調整に関する事。
		健康対策班	健康対策課長	1 保健師・栄養士の派遣及び保健活動に関する情報収集に関する事。 2 感染症の予防に関する事。
		医療班	医療課長	1 医療救護及び助産に関する事。 2 日本赤十字社京都府支部、京都府医師会及び関係医療団体・機関との連絡調整に関する事。 3 医療機関の被害状況調査及び応急措置に関する事。 4 洛南病院及び看護学校との連絡調整に関する事。
		薬務班	薬務課長	1 医療品の整備及び補給に関する事。 2 防疫用薬品の確保に関する事。 3 毒劇物の流出対応に関する事。
商工労働観光部	部長 商工労働観光部長 副部長 港湾局長 副部長 企画調整理事 副部長 観光政策監 副部長 商工労働観光部副部長	産業労働総務班	産業労働総務課長	1 観光関係の被害状況調査に関する事。 2 商工労働観光部の活動に必要な情報収集に関する事。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。
		中小企業総合支援班	中小企業総合支援課長	1 被害企業等の復興金融措置に関する事。 2 商業関係の被害状況調査及び応急措置の連絡・要請に関する事。 3 店舗等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関する事。

		産業振興班	産業振興課長	1 工業関係の被害状況調査及び応急措置の連絡・要請に関すること。 2 工業等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。
		染織・工芸班	染織・工芸課長	1 染織・工芸関係の被害状況調査に関すること。 2 店舗・工場等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。
		産業立地班	産業立地課長	1 災害時における府営工業団地についての連絡調整に関すること
		経済交流班	経済交流課長	1 貿易に係る障害についての連絡調整に関すること。 2 貿易機能確保についての連絡調整に関すること。
		文化学術研究都市推進班	文化学術研究都市推進課長	1 関西文化学術研究都市関係機関との連絡調整に関すること。
		労働政策班	労働政策室長	1 勤労者福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 災害地における勤労者福祉施設の活用に関すること。 3 労働（救援）団体との連絡調整に関すること。
		雇用推進班	雇用推進課長	1 労働関係機関との連絡調整に関すること。
		人材育成班	人材育成課長	1 各高等技術専門校の被害状況調査及び応急措置に関すること。
		観光班	観光室長	1 観光関係の被害状況調査に関すること。 2 観光関係施設の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。 3 観光客支援に関すること。
農 林 水 産 部	部長 農 林 水 産 部 長 副部長 農 林 水 産 部 副 部 長 副部長 農 林 水 産 部 技 監	農 政 班	農 政 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 農林関係被害状況（凍霜害を除く。）の収集整理に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。 4 食の安心・安全に関する情報の収集・発信に関すること。
		農 村 振 興 班	農 村 振 興 課 長	1 河川・砂防班との連絡に関すること。 2 ため池に係る水防活動及び管理指導に関すること。 3 農地・農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関すること。
		経営支援・担い手育成班	経営支援・担い手育成課長	1 被害農林漁業者の復興金融措置に関すること。 2 担い手施策関連施設の応急復旧指導に関すること。 3 農林水産省所管固有財産の応急復旧に関すること。
		流通・ブランド戦略班	流通・ブランド戦略課長	1 災害後の農作物への栽培技術支援に関すること。
		農 産 班	農 産 課 長	1 近畿農政局に対する連絡及び食糧確保の要請に関すること。 2 農作物被害状況調査及び農機具等の損害調査に関すること。 3 凍霜害による農林関係被害状況の収集整理に関すること。 4 肥料、農薬等生産資材の確保に関すること。 5 肥料、農薬等の安全性確保に関すること。 6 米穀の確保に関すること。
		畜 産 班	畜 産 課 長	1 家畜・家きんの被害状況調査に関すること。 2 家畜の待避及び防疫指導に関すること。 3 飼料の確保に関すること。 4 動物用医薬品の確保に関すること。
		水 産 班	水 産 課 長	1 水産関係の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 水産関係施設の応急復旧指導に関すること。 3 被害漁業者の復興金融措置に関すること。 4 宮津漁業用海岸局の利用に関すること。
		林 業 振 興 班	林 業 振 興 課 長	1 森林被害状況調査に関すること。 2 林木及び治山施設の被害状況調査に関すること。
		森の保全推進班	森の保全推進課長	1 治山施設の被害状況調査に関すること。 2 治山施設の整備点検に関すること。 3 山崩れの応急措置の指導に関すること。 4 林道の整備点検に関すること。 5 林道の被害状況調査に関すること。

建設交通部	部長 建設交通部長	監理部	監理課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。
	副部長 企画調整理事 副部長 港湾局長	指導検査班	指導検査課長	1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関する事。
	副部長 建設交通部技監	用地班	用地課長	1 用地事務の指導に関する事。 2 被災地における応急的な土地利用情報に関する事。
	副部長 公営企業管理監	道路班	道路計画課長 道路建設課長 道路管理課長	1 道路、橋梁等の整備点検に関する事。 2 道路、橋梁等及び通行規制の情報の把握及び通報、情報共有、府民・道路利用者への情報提供に関する事。 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 4 近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 5 道路除雪の情報の把握及び通報に関する事。 6 道路除雪対策に関する事。 7 交通政策班との連絡に関する事。 8 都市施設のうち道路の被害調査に関する事。
		交通政策班 河川・砂防班	交通政策課長 河川課長 砂防課長	1 公共交通関係機関との連絡調整に関する事。 1 水防に関する事。 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関する事。 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関する事。 4 水防関係情報の把握及び通報に関する事。 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関する事。 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関する事。 8 雨量水位観測施設等の運用に関する事。 9 調整班及び農村振興班との連絡に関する事。 10 京都地方気象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 11 排水ポンプ車に関する事。
		都市計画班	都市計画課長	1 都市計画事務の指導に関する事。 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事。
		建築指導班	建築指導課長	1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関する事。 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関する事。 3 被災宅地危険度判定に関する事。
		住宅班	住宅政策課長 住宅整備課長	1 府営住宅の応急修理に関する事。 2 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事。 3 応急仮設住宅に関する事。
		営繕班	営繕課長	1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事。
		公営企業経営班	公営企業経営課長	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 飲料用水等の供給に関する事。
		水道政策班	水道政策課長	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
		下水道政策班	下水道政策課長	1 流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関する事。 2 公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関する事。
教育部	部長 部長 部長	総括班	総務企画課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 教育関係被害状況の総括整理に関する事。 3 広報活動及び報道機関との連絡に関する事。 4 部内関係ボランティアの登録、受入れに関する事。
	副部長 教育次長 副部長 教育監兼学校危機管理監			

	副部長 管 理 部 長 副部長 指 導 部 長	管 理 班	管 理 課 長	1 教育施設設備の管理に關すること。 2 教育施設設備の被害状況調査及び応急復旧、指導に關すること。
		教 職 員 班	教職員企画課長 教職員人事課長	1 教職員の被害状況の収集整理に關すること。 2 応急教育のための教職員体制に關すること。
		福 利 班	福 利 課 長	1 公立学校共済組合施設及び教職員住宅の被害状況調査及び応急、復旧指導の収集整理に關すること。
		学 校 教 育 班	学 校 教 育 課 長	1 災害地における小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒等の応急教育に關すること。 2 小学校、中学校及び義務教育学校の教育計画の変更に關すること。 3 教科書の調達及び配分に關すること。
		特別支援教育班	特別支援教育課長	1 災害地における特別支援学校児童生徒等の応急教育に關すること。 2 特別支援学校の教育計画の変更に關すること。 3 学用品の調達及び配分に關すること。
		高 校 教 育 班	高校改革推進室長 高 校 教 育 課 長	1 災害地における府立高校生徒の応急教育に關すること。 2 府立高校の教育計画の変更に關すること。
		教育DX推進班	教育DX推進課長	1 部内各班の応援に關すること。
		保 健 体 育 班	保 健 体 育 課 長	1 児童生徒等の被害状況の収集整理に關すること。 2 学校給食の措置及び指導に關すること。 3 児童生徒等の保健管理に關すること。 4 社会体育施設の被害状況の収集整理に關すること。
		社 会 教 育 班	社 会 教 育 課 長	1 社会教育施設の被害状況の収集整理に關すること。 2 社会教育関係団体に關すること。
		文 化 財 保 護 班	文 化 財 保 護 課 長	1 文化財の管理に關すること。 2 文化財の被害状況調査及び応急復旧に關すること。
警 察 本 部	部長 警 察 本 部 長 副部長 警 備 部 長 副部長 生 活 安 全部長 副部長 地 域 部 長 副部長 刑 事 部 長 副部長 交 通 部 長	警 備 班 長	警 備 第 一 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に關すること。 2 被災地における応急措置に關すること。 3 被害及び治安状況の把握に關すること。 4 警察部隊の応援派遣に關すること。 5 航空機の運用に關すること。
		生 活 安 全 班	生活安全企画課長	1 被災地の犯罪予防に關すること。 2 行方不明者の相談に關すること。 3 危険物の応急対策に關すること。
		地 域 班	地 域 課 長	1 被災地の警戒警らに關すること。 2 警ら用無線自動車の運用に關すること。
		刑 事 班	捜 査 第 一 課 長	1 遺体の検視、死体調査、身元確認に關すること。
		交 通 班	交 通 規 制 課 長	1 被災地及びその周辺における交通規制に關すること。 2 緊急交通路の確保に關すること。 3 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付に關すること。
議 会 部	部長 事 務 局 長 副部長 事 務 局 次 長	総務・図書館班	総 務 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に關すること。
		議 事 班	議 事 課 長	1 議員との連絡調整に關すること。
		委 員 会 班	委 員 会 課 長	1 議員への情報提供に關すること。

第8 動員計画（各機関）

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員について、その要領等を以下のとおり定める。

1 災害警戒本部等の動員

災害警戒本部等を設置した場合における要員の動員は、表3.1.3による。

表3.1.3 京都府災害警戒本部等動員計画表

（数字は動員数）

設置基準等 部課名	京 都 府 災 害 警 戒 本 部			
	震度4 「南海トラフ地震情報に関連する情報」（臨時）の通報（12）	震度5弱及び5強 （52）	津波注意報 （11）	津波警報 大津波警報 （36）
知事直轄組織	広報課 1	秘書課 1、広報課 1、職員総務課 1、会計課 1		秘書課 1、職員総務課 1、会計課 1
危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災・消防保安課 6	危機管理総務課/ 災害対策課・原子力防災課・消防保安課 15	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 15
総 務 部		総務調整課 1、自治振興課 1、入札課 1		総務調整課 1
総合政策環境部		政策環境総務課 2		政策環境総務課 2
文化生活部		文化生活総務課 1		文化生活総務課 1
健康福祉部	健康福祉総務課 1	健康福祉総務課 2、医療課 1		健康福祉総務課 1
商工労働観光部		産業労働総務課 1		産業労働総務課 1
農林水産部	農政課 1、農村振興課 1	農政課 1、農村振興課 4	水産課 1	農政課 4、水産課 1
建設交通部	監理課 1	監理課 2、道路計画課・道路建設課・道路管理課 4、河川課・砂防課 4、建築指導課 2、住宅政策課・住宅整備課 2	河川課・砂防課 2、港湾局 1	監理課 1、河川課・砂防課 3、港湾局 1
教育委員会		総務企画課 1		総務企画課 1
警 察 本 部	警備第一課 1	警備第一課 3	警備第一課 1	警備第一課 1

（備考）大津波警報の場合、必要に応じて津波警報発令時よりも強化した体制とする。

2 災害対策本部及び支部の動員

（1）震災時における災害対策本部及び対策支部要員の動員は、事務局要員及び全動員を原則とする。

本部における事務局要員及びその他の動員計画は下表のとおりとし、事務局要員にあつては、原則として本庁に勤務する職員の中から、あらかじめ指定するものとする。

（2）震災発生時、特に緊急を要する業務に従事するため、（1）の災害対策本部要員のうち調整部調整班及び警察本部警備班に属する職員並びに 5 に定める非常時専任職員をもって本部長が指揮する緊急初動特別班を編成する。緊急初動特別班の編成及び業務は表3.1.4 のとおりとする。

災害対策本部要員動員計画表（震災時）

動員の種類	状 況	調整部	管理部、職員部、総務部、総合政策環境部、文化生活部、健康福祉部、商工労働観光部、農林水産部、建設交通部	教育部、警察本部、議会部	備 考
事務局要員		全動員	各部2名	各部1名	計25名
その他の動員	多数の市町村の地域において災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生した場合	全 動 員		全 動 員	

表3.1.4 緊急初動特別班編成業務表

緊急初動特別班 (35人) 班 長：調整部長副 班 長：調整副部長	担 当	業 務 分 掌
	総務担当	班の総括・指揮に関すること。
	情報担当	被害状況の把握及び情報の収集に関すること。
	広報担当	府民及び報道機関への情報提供に関すること。
	要請担当	自衛隊その他関係機関に対する要請に関すること。
	警察担当	警察本部との連絡及び警察部隊の応援派遣に関すること。
	医療担当	医師会、日本赤十字社等医療関係機関に関すること。
	消防担当	相互応援に関すること。
	広域担当	国、他府県との連絡調整及び応援要請に関すること。

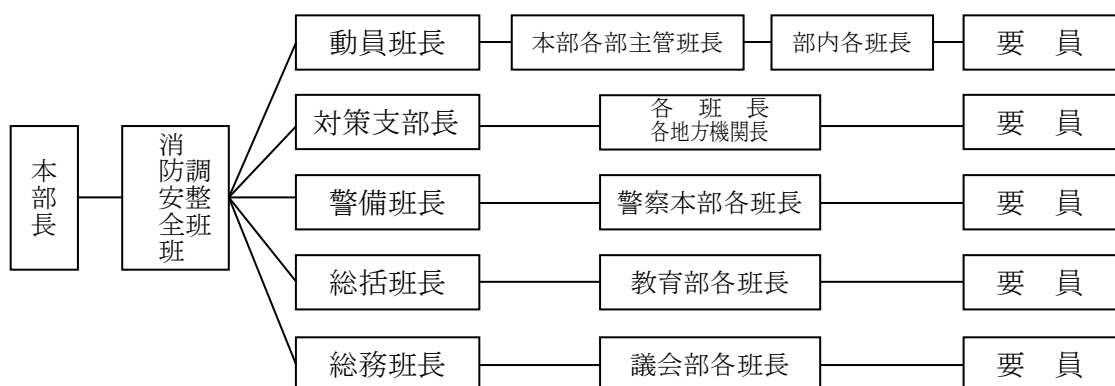
（注）緊急初動特別班の活動細部は災害時応急対応業務マニュアルによるものとする。

- (3) 災害対策本部及び支部要員以外の知事部局の職員並びに京都府監査委員事務局、京都府人事委員会事務局、京都府労働委員会事務局及び京都府海区漁業調整委員会事務局に属する職員（以下「委員会及び委員事務局の職員」という。）の動員についても(1)と同様にする。

3 動員要請

(1) 動員の連絡系統

図3.1.2 動員の連絡系統図



(2) 動員の方法

ア 動員の伝達は、災害対策本部指令により無線又は電話若しくは連絡員等の方法で、(1)の系統によって行う。

イ 勤務時間外の場合の動員の伝達は、各部活動計画によるものとするが、電報又はポケットベルにより動員するときは、次の文章を使用するものとする。

略文……………サイガイ コイ フ

解読文……………災害緊急事態のため至急出動せよ 京都府

ウ 職員の動員は、災害対策本部職員については災害対策本部の指令により動員班長が（緊急の場合にあっては、調整班長と動員班長との協議により動員班長が）、地方機関の職員については災害対策支部長がそれぞれ実施するものとする。

エ 京都市内地方機関の職員の動員は、動員班長が本部各部主管班長を通じて動員するものとする。

オ 京都府監査委員事務局、京都府人事委員会事務局、京都府労働委員会事務局等に属する職員の動員は、動員班長が事務局長を通じて行うものとする。

カ 京都海区漁業調整委員会事務局に属する職員の動員は、当該事務局所在の対策支部長が事務局長を通じて行うものとする。

4 自動参集

府の地域に震度4以上の地震が観測されたとき、又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、別途定める職員は、あらかじめ定めた方法により、直ちに災害対策（警戒）本部又は支部（災害対策本部及び支部要員以外の知事部局の職員並びに委員会及び委員事務局の職員については勤務場所）に参集するものとする。

ただし、震度4の地震が観測されたときは、危機管理総務課、災害対策課、原子力防災課、消防保安課等における情報収集活動要員である。

5 非常時専任職員

(1) 大地震による災害の発生時に災害対策本部等の必要な体制を確保するため、通常業務を離れて、災害対応業務に専任する職員をあらかじめ指定する。（以下「専任職員」という。）

(2) 専任職員は次の職務を行う。

ア 通常業務を離れ、危機管理監の直属のスタッフとして各部局（室）との調整等に関わる職務

イ 通常業務を離れ、危機管理監又は災害対策支部長若しくは副支部長の指揮の下、災害対策本部又は災害対策支部等の設置、情報収集等の初期業務に関わる職務

ウ 通常業務を離れ、災害対策支部長（京都市域での緊急事態にあっては、災害対策本部長）等の指揮の下、災害対策本部、災害対策支部、市町村災害対策本部、京都府災害ボランティアセンター等の支援、連絡調整等に関わる職務

(3) その他専任職員に関する必要事項は、別に定める。

6 府職員以外の協力

(1) 府退職者等協力制度

大規模災害時における災害応急対策のため、府の退職者並びに京都府の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例に定める団体及び府大学法人に勤務する者のうち、府からの事前の要請に応じ、府の指揮下で災害応急対策に従事することをあらかじめ承諾した者により予備的な体制を確保する。

(2) 活動の実施

全動員により対応する場合であって、さらに体制を拡充する必要があるときは、府退職者等協力制度に登録された者を、その都度、意向を確認した上で動員し、災害対策本部各班及び支部業務の人的サポート、居住地周辺における現地情報の報告、市町村業務の支援、専門知識を活かした業務支援その他必要な災害応急対策に従事させることができる。

7 動員状況の報告

災害対策本部設置後の有効稼働状況を把握するため、各部主管班長は、動員班長の指示するところにより、部内各班の動員状況を報告するものとする。

8 指定地方行政機関等の動員

指定地方行政機関及び指定公共機関等における応急対策要員の動員はそれぞれの機関において計画を定め実施するものとする。

9 市町村地域防災計画で定める事項

市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職団員等の動員について、伝達系統及び伝達の方法等を具体的に定めるものとする。

(1) 動員の配備、伝達系統及び方法

ア 本部職員等に対する伝達

- ・平常執務時の伝達系統及び方法
- ・勤務時間外における伝達

イ 連絡責任者の設定

ウ 消防機関に対する伝達及び出動

(2) 他機関に対する出動及び応援要請

府及び他の市町村に応援協力を要請する必要がある場合における手段についてもその要領を定める。

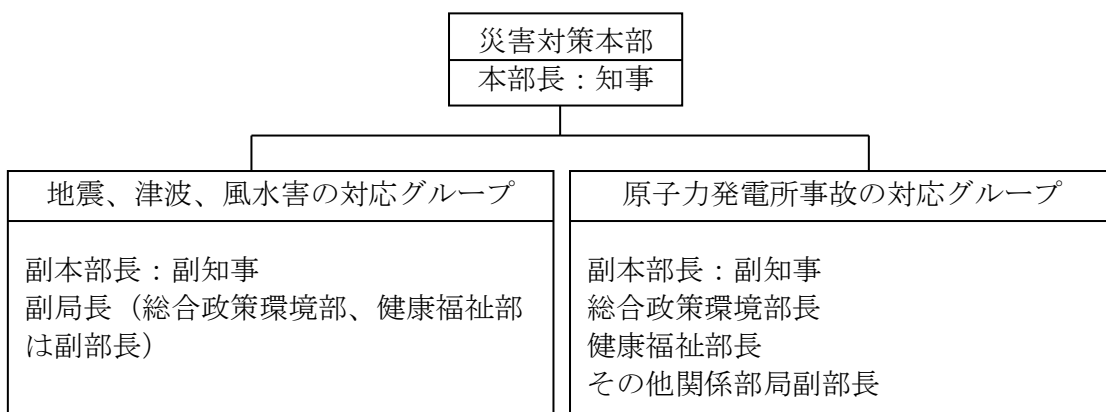
第9 京都府防災会議の開催

府の地域において、大地震による災害が発生し、各種の応急対策及び災害復旧について必要のある場合は、京都府防災会議あるいは京都府防災会議幹事会を開催し、関係機関相互の連絡調整その他必要な措置を行う。

第4節 複合災害時の対応

地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合（複合災害時）は、災害対策本部内に次のとおりグループを編成し対応する。

原子力発電所事故の対応グループは、総合政策環境部長、健康福祉部長、その他関係部局副部長をグループ員とする。



第5節 市町村の活動体制

第1 責務

市町村は、当該市町村の区域に大地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、府防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、他の市町村、府及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

第2 活動体制

市町村災害対策本部については、市町村災害対策本部条例で基本的な事項を定めるが、組織編成及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項についても、震災の特性を考慮して所要の規程を整備する。

なお、本部長には市町村長をもってあて、本部機構は本来の行政機構を主体に機能別に編成するのが望ましい。

第3 動員体制

大地震による災害が発生した場合に、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職団員等の動員について、伝達系統及び伝達方法をあらかじめ具体的に定めておく。

1 動員の配備、伝達系統及び方法

(1) 本部職員等に対する伝達

ア 平常執務時の伝達系統及び方法

イ 勤務時間外における伝達

(2) 連絡責任者の設定

(3) 消防機関に対する伝達及び出動

第6節 指定地方行政機関等の活動体制

第1 責務

1 指定地方行政機関（第1編第2章第3節に定める指定地方行政機関）

府の地域に大地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令・防災業務計画及び府地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関

（第1編第2章第5節に定める指定公共機関及び同章第6節に定める指定地方公共機関）

府の区域内の指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、府の地域に大地震による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、法令、防災業務計画及び府防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府、市町村及び指定地方行政機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

第2 活動体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ「第1責務」を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

2 職員の派遣

府災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認める時は、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

第3 動員体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び防災上重要な施設等における応急対策要員の動員は、それぞれの機関においてあらかじめ計画を定めておき、これを実施する。

第7節 広域応援協力計画

第1 国に対する応援要請

- 1 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。（参考資料：資料編3-5）

内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣の要請及びあっ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

- (1) 派遣を要請（あっ旋）する理由
- (2) 派遣を要請（あっ旋）する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間

- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
 - 2 知事は、応急措置を実施するため、又は市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災対法第70条第3項に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
 - 3 知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合においてこれらの災害が発生した市町村の消防からの消防組織法第44条の3の規定による応援要請に基づき、同条の規定により消防庁長官に応援要請する。
- 消防応援に関する緊急時の特例
- (1) 消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、都道府県の知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができるものとする。
 - (2) 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。

第2 他の都道府県に対する応援要請

- 1 知事は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条第1項に基づき他の都道府県知事に対し、応援要請する。
なお、必要に応じて 全国知事会、関西広域連合に対し調整を要請する。
- 2 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」に基づき、応援主管府県の大阪府又は応援副主管府県の福井県に応援要請する。
- 3 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、近畿ブロック知事会の幹事府県に応援要請する。

第3 国による応援制度

- 1 応急対策職員派遣制度
 - (1) 府は、被災市町村の避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務を支援するため、関西広域連合と調整して、総務省等に対し、まず近畿ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣を要請し、それだけでは対応困難なときは全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣を要請する。
 - (2) 被災市町村は、災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等から成る総括支援チームの派遣を要請する。
- 2 内閣府調査チーム

府及び市町村は、大規模な被害が想定される場合に、被害状況を迅速に把握し、被災自治体を支援できるよう直ちに派遣される内閣府調査チームに支援を要請する。

第4 市町村に対する応援指示等

- 1 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために、特に必要があると認めるときは、災対法第72条に基づき被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。
- 2 知事は、消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、消防組織法第24条の3第2項に基づきその区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求める。

第5 広域的応援体制

- 1 災害の規模が大きく、被害が甚大な場合に、関西広域連合による広域応援体制の整備を図る。
- 2 関西広域連合構成府県及び連携県の区域（以下「圏域」という。）内で震度5強以上の地震が観測された場合、大津波警報が発表された場合又はその他必要と判断される場合は、情報収集のため、危機管理総務課、災害対策課及び原子力防災課の6名による体制とする。

なお、圏域外で震度6弱以上の地震が観測された場合、その他必要と判断される場合も同様とする。

- 3 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害派遣隊を編成し、広域応援体制の整備を図る。
- 4 人命の救助活動等をより効果的かつ充実するため編成した緊急消防援助隊による広域応援体制の整備を図る。
- 5 市町村等は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言する。

第6 他府県又は市町村への支援

- 1 府職員の派遣についての協力

府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等から職員派遣の要請又はあつ旋要求があったときは、地域や災害の特性を考慮し、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

さらに、被災市町村の被災状況に応じて、府内市町村の理解と協力を得て、必要な災害応急対応業務について応援体制として支援チームを確保する。

- 2 京都府災害時応援職員登録制度に基づく職員の派遣

(1) 概要

大規模な災害等の発生時に、府内市町村又は他の都道府県等が行う災害応急・復旧活動の支援を円滑に進めるために、府職員の迅速な応援派遣を行い、現地の状況に応じた的確な初動活動を行う要員を確保するため、災害支援の経験を有する者や災害支援に係る研修を受講した府職員を登録し、被災市町村等への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。

(2) 応援の実施

府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等の長からの要請があった場合又は特に必要と認めた場合に知事が派遣決定し、概ね1週間以内の期間で、府内市町村又は他の都道府県等の行う被災者の救出、障害物の除去、屋根のシート張りその他必要な災害応急・復旧応援活動及び現地における情報収集活動を行う。

第7 近畿地方整備局

- 1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害が発生した場合」という。）、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ（平成17年6月14日締結）」に基づき、京都府に対し応援を行う。

- 2 計画の内容

(1) 応援の内容

- ア 被害情報の収集・伝達
- イ 災害の応急復旧
- ウ 二次災害の防止
- エ その他必要と認められる事項

(2) 応援の要請

京都府建設交通部長は災害が発生した場合、近畿地方整備局統括防災官へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

近畿地方整備局は、京都府から応援の要請を受け応援を行う場合は、京都府に応援する旨を口頭又は電話により伝え、事後速やかに文書対応を行う。

(3) 応援の実施

近畿地方整備局は京都府の応援要請に対し、災害対策用資機材等及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行う

(4) 応援要請によらない応援

近畿地方整備局は災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、応援要請を待ついとまがないと認められるときは、被害情報の収集・伝達に関し独自の判断で応援を行う。

第8節 労務供給計画

(府商工労働観光部)

第1 計画の方針

災害応急対策を実施するにあたって災害対策本部要員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足するときにおける労働力の確保について定める。

第2 計画の内容

1 実施責任者

労働者の雇上げは、それぞれの災害応急対策実施機関において行うものとする。

2 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

- (1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給
- (5) 行方不明者の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救援物資の整理、輸送及び配分
- (8) その他災害応急対策に必要な業務

3 労働者確保の方法

- (1) 各災害応急対策実施機関は、不足する労働者の確保を府災害対策本部へ要請し、同本部はこれを取りまとめ商工労働観光部へ労働者の確保を指示する。

また、労働者の確保の要請に際し、各災害応急対策実施機関は、労働条件等を提示するものとする。

- (2) 対策本部から指示を受けた商工労働観光部は、京都労働局へ労働者の確保を要請する。

- (3) 確保した労働者は、各災害応急対策実施機関の指定する場所に待機させる。

商工労働観光部は、災害対策本部を通じてこの旨各災害応急対策実施機関へ連絡する。

- (4) 各災害応急対策実施機関は、労働者確保の連絡受理後速やかに労働者輸送等の措置を講じ待機場所において労働者を受け入れる。

- (5) 商工労働観光部は、平常時から労働者の確保の要請があり次第直ちに対応できる体制を確保する。

4 費用の負担

- (1) 労働者の雇上げに要する費用は、各災害応急対策実施機関の負担とする。

- (2) 労働者の賃金は、当該地域における通常の実費とする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

各市町村で災害応急対策を実施するに当たり、災害対策本部要員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足する時における労働者の確保については、第2節に準じて詳細に定めるとともに、管轄の公共職業安定所と緊密な連携をとるものとする。

第9節 職員の証票

災害応急対策において、府、市町村及び指定地方行政機関の職員が、災害対策基本法に基づき施設、土地、家屋又は物資の所在する場所、若しくは物資を保管させる場所に立ち入り、検査を行う場合における職員の身分を示す証票は、それぞれ所属の機関において発行する身分証明書とする。

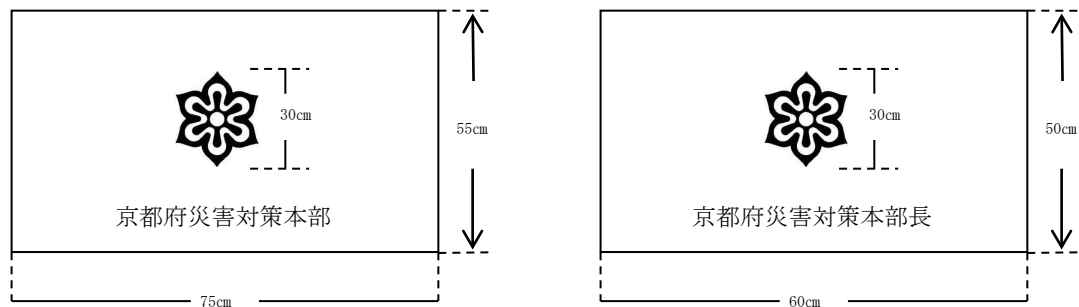
第10節 災害対策本部等の標識

第1 災害応急対策の業務に従事するときの関係機関の標識は、それぞれの機関において定めるものとする。

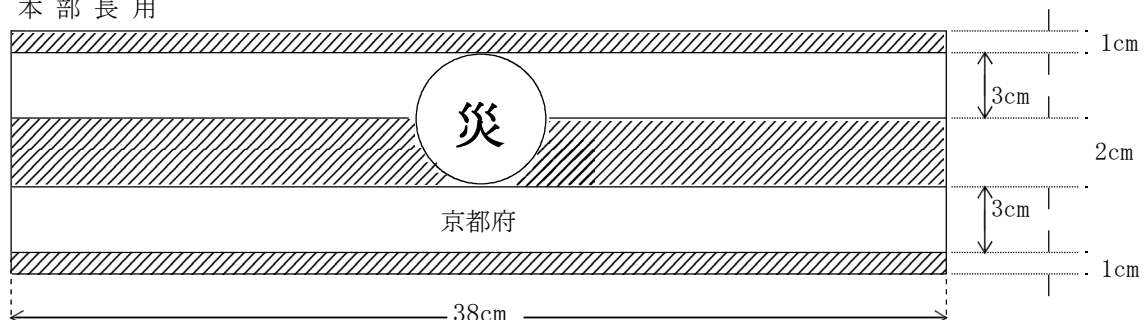
第2 京都府災害対策本部及び本部長の標識並びに腕章

京都府災害対策本部を設置し、災害応急対策の業務に従事する場合は、次の標識及び腕章をつける。

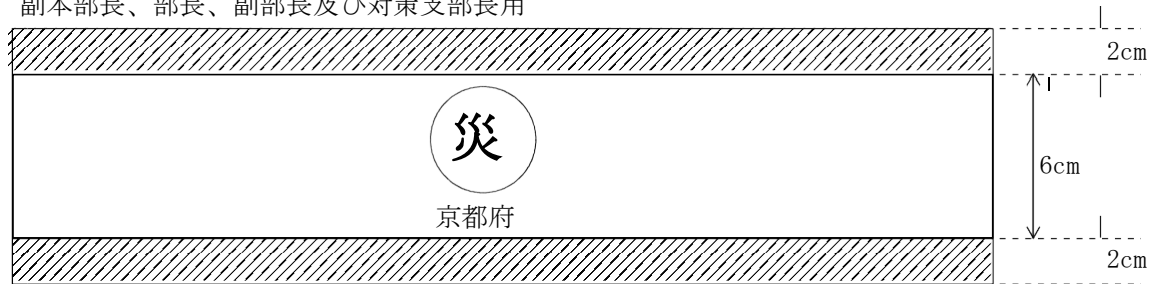
- 1 本部長用
- 2 副本部長、部長、副部長及び対策支部長用
- 3 班長及び対策副支部長用
- 4 本部及び対策支部要員用



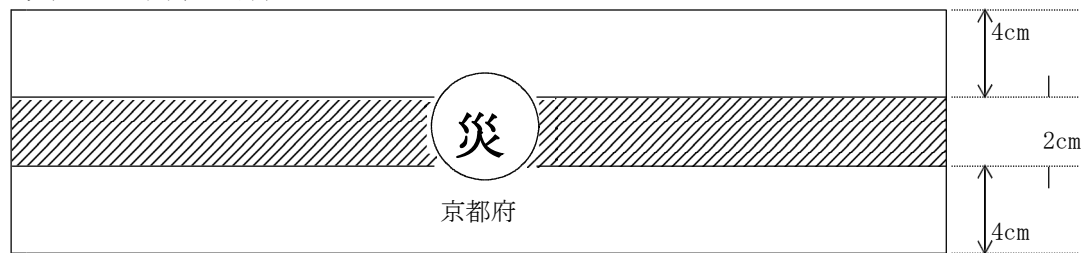
1 本部長用



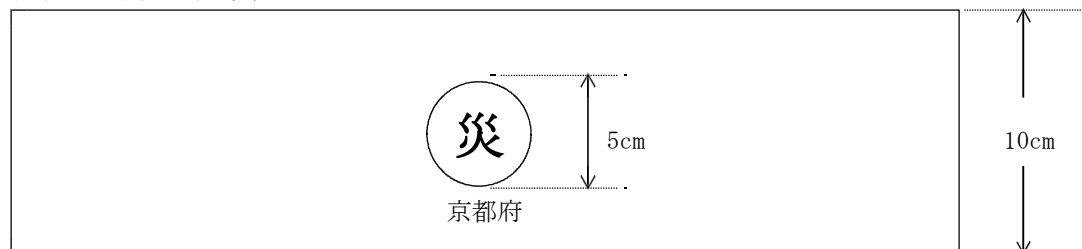
2 副本部長、部長、副部長及び対策支部長用



3 班長及び対策副支部長用



4 本部及び対策支部要員用



斜線の部分及び文字は赤色とする。

第 1 1 節 市町村地域防災計画で定める事項

市町村災害対策本部については、市町村条例で基本的な事項を定めるが、組織編成及び細部にわたる運営上の手続等具体的な事項について定めるものとする。

1 市町村災害対策本部の設置及び閉鎖の基準

2 本部の組織機構及び編成

本部長は市町村長をもってあて、本部機構は本来の行政組織を主体に機能別に編成するのが望ましい。

(1) 本 部

(2) 支 部

3 各部、班の任務分担

4 本部の標識及び職員の証票

第2章 通信情報連絡活動計画

(各機関)

第1節 計画の方針

震災時においては、通信回線のふくそう、寸断等が予想されるため、府、市町村及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、府、市町村及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

第2節 災害規模の早期把握のための活動

第1 防災関係機関の情報収集

防災関係機関は、それぞれの担当する災害等の情報をあらゆる手段により、収集するとともに、当該情報を迅速に府災害対策本部に報告するものとする。

第2 早期の被害状況の収集

早期に被害状況を把握するため、震度情報ネットワークシステムにより府内各地の震度を把握し、被害地域を推定するとともに、必要に応じヘリコプター等からの画像を災害対策本部に伝送し、又は災害現場において災害対策支部が撮影した被害状況写真を携帯電話等を通じて災害対策本部に伝送し、情報収集するものとする。

第3 緊急初動特別班員の情報収集

緊急初動特別班員は、参集する際に、経路付近の被害状況を把握し、災害対策本部に初期情報として報告するものとする。

第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達

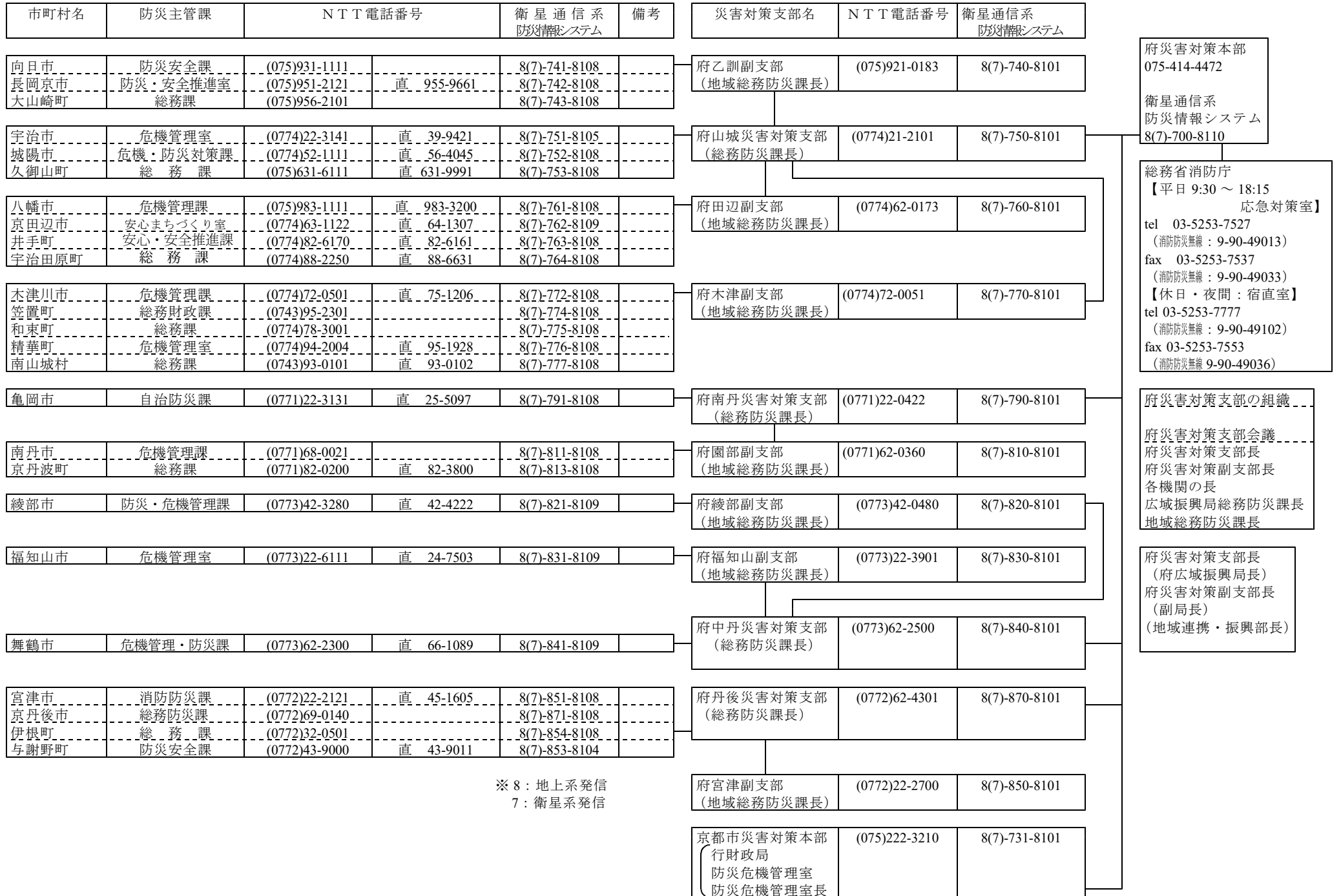
第1 計画の方針

府、市町村及び防災関係機関は、地震災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害に関する情報、被害状況等の収集、伝達及び報告に努める。

第2 災害情報等の収集伝達系統

被災市町村長から、府災害対策支部を通じて府災害対策本部へ災害情報等を伝達する系統は図3. 2. 1に示したとおりである。

被災市町村長からの災害情報等の伝達系統



第3 責務

1 市町村

市町村は、当該区域内に地震災害が発生した時は、本計画の定めるところにより、速やかにその被害状況をとりまとめて知事に報告するとともに、災害応急に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告しなければならない。

(1) 被害の認定基準

地震災害による被害程度の認定に際しては、表3.2.2 に示した被害程度の認定基準の定めるところによる。

(2) 報告の要請及び内容

ア 災害情報報告

(ア) 市町村が当該市町村の区域内に地震災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況をすみやかに知事（災害対策本部長）に報告する。

(イ) ただし、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を府に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。

また、市町村が知事に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告するものとする。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、市町村は直ちに府及び消防庁に報告することとする。

a 報告の内容

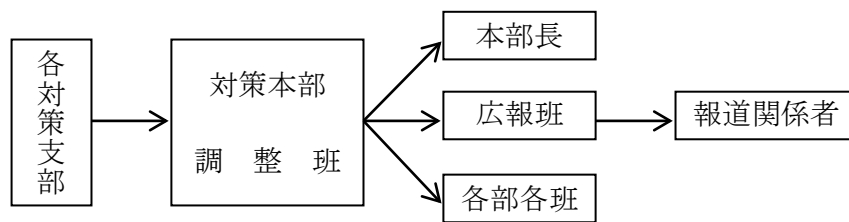
- (a) 被害の概要
- (b) 市町村災害対策本部設置の状況
- (c) 避難命令勧告及び指示、災害発生状況
- (d) 消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）
- (e) 応援要請状況
- (f) 要員及び職員派遣状況
- (g) 応急措置の概要
- (h) 救助活動の状況
- (i) 要望事項
- (j) その他の状況

b 報告の概要

- (a) aに掲げる事項が発生次第、その都度表3.2.1により報告すること。
- (b) 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めること。

c 報告の処理概要

- (a) 市町村長は、所轄府広域振興局長（災害対策支部長）を経由して（京都市にあっては直接）知事に報告すること。
- (b) (a)の報告に基づき、対策本部は次の要請により報告を処理すること。



(c) 災害救助法を適用した市町村における救助活動の詳細については、別に指示するところにより報告すること。

イ 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告し、まず迅速性を主とすることが望ましく、表3.2.3 により行う。ただし、警報が発表されたときは被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に報告すること。

ウ 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次表3.2.4 により報告する。ただし、知事（災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

エ 被害確定報告

被害の拡大の恐れがなく、被害が確定した後15日以内に表3.2.4 に基づいて報告する。ただし、知事（災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

オ 被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、別に指示するところに従って報告する。

カ 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

(3) 報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、様式1～3により報告したものと見なす。また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意すること。

ア 電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ 防災行政無線による場合

次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。

なお、この他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

(ア) 緊急要請

(イ) 災害対策本部指令及び指示

(ウ) 応急対策報告

(エ) 被害状況報告

(オ) その他災害に関する連絡

ウ 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備等の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りのＪＲ駅、警察署及び消防署の通信設備を利用する。

エ 通信途絶時における措置

公衆電気電信、ＪＲ通信及び防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

表3.2.1

[illegible]

表3.2.2 被害程度の認定基準

分類	用 語		被 害 程 度 認 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。	
	行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。	
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。	
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。	
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。	
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。	
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	
	床 上 浸 水	全壊・半壊には該当しないが、住家の床より上に浸水したもの又は、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。	
	床 下 浸 水	浸水が住家の床上以上に達しない程度のもの。	
非住家被害	非住家被害	住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公 共 建 物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。	
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。	
その他の被害	田	流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑	流失・埋没	田に準ずる。
		冠水	
	文 教 施 設		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	道 路		道路法（昭和27年法律第 180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。

	橋 り ょ う		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河 川		河川法（昭和39年法律第 167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	港 湾		港湾法（昭和25年法律第 218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	砂 防		砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	崖 く ず れ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	地 す べ り		地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	土 石 流		土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	林 地 崩 壊		森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃溪流数の合計数とする。
	清 掃 施 設		ごみ処理及びし尿処理施設。
	鉄 道 不 通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被 害 船 舶		ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水 道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	電 話		災害により通話不能となった電話の回線数。
	電 気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	ガ ス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
り 災 世 帯 等	り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	被 災 者 数		被災世帯の構成員とする。
	公立文教施設		公立の文教施設とする。
被 害 金 額	農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物の被害とする。
		林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
		畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
		水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害		建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

表3.2.3 災害概況即報

災害名		(第 報)		<table><tr><td>報告日時</td><td>年 月 日 時 分</td></tr><tr><td>振興局名</td><td>振興局</td></tr><tr><td>報告者名</td><td></td></tr></table>		報告日時	年 月 日 時 分	振興局名	振興局	報告者名	
報告日時	年 月 日 時 分										
振興局名	振興局										
報告者名											
災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
	通 報 者					通報者TEL					
被害の状況	死 傷 者	死 者	人	不 明	人	住 家	全 壊	棟	一部損壊	棟	
		負傷者	人	計	人		半 壊	棟	床上浸水	棟	
応急対策の状況											

表3.2.4 (1) 被害状況報告(1)

災害名：

第 報		対策本部 支		月 日 時現在		受信 時刻	月 日 時現在		発信者 受信者
市 町 村 名 発生年月日									
項 目				単位	符号	- .	- .	- .	- .
人 的 被 害	死 者		人	(1)					
	行 方 不 明 者		人	(2)					
	負傷者	重傷	人	(3)					
		軽傷	人	(4)					
住 家 被 害	全 壊 (焼)		棟	(5)					
			世帯	(6)					
			人	(7)					
	半 壊 (焼)		棟	(8)					
			世帯	(9)					
			人	(10)					
	一 部 破 損		棟	(11)					
			世帯	(12)					
			人	(13)					
	浸 水	床 上	棟	(14)					
			世帯	(15)					
			人	(16)					
		床 下	棟	(17)					
			世帯	(18)					
			人	(19)					
	非住家 被 害	公共建物	棟	(20)					
		そ の 他	棟	(21)					
	そ の 他 の 被 害	田	流出埋没	ha	(22)				
			冠 水	ha	(23)				
畑		流出埋没	ha	(24)					
		冠 水	ha	(25)					
文 教 施 設		箇所	(26)						
病 院		箇所	(27)						
道路		冠 水	箇所	(28)					
		崩 壊	箇所	(29)					
		その他	箇所	(30)					
橋 り よ う		箇所	(31)						
河 川		箇所	(32)						
港 湾		箇所	(33)						
砂 防		箇所	(34)						
崖 く ず れ		箇所	(35)						
地 す べ り		箇所	(36)						
土 石 流		箇所	(37)						
林 地 崩 壊		箇所	(38)						
清 掃 施 設		箇所	(39)						
鉄 道 不 通		箇所	(40)						
被 害 船 舶		隻	(41)						
水 道		戸	(42)						
電 話		回線	(43)						
電 気		戸	(44)						
ガ ス		戸	(45)						
ブロック塀等		箇所	(46)						
ビニールハウス等		棟	(47)						
農 道		箇所	(48)						
農林水産業施設		箇所	(49)						
畦 畔 崩 壊		箇所	(50)						
農作物 ()		ha	(51)						
火災 発生	建 物		件	(52)					
	危 険 物		件	(53)					
	そ の 他		件	(54)					
り災世帯数(全・半壊+床上浸水)		世帯	(55)						
り災者数(全・半壊+床上浸水)		人	(56)						

表3.2.4(2) 被害状況報告(2)

災害名：

市 町 村 名									
発生年月日									
項 目	単位	符号		-	-	-	-	-	-
公 立 文 教 施 設	千円	(a)							
農 林 水 産 業 施 設	千円	(b)							
公 共 土 木 施 設	千円	(c)							
その他の公共施設	千円	(d)							
小 計	千円	(e)							
公共施設被害市町村	千円	(f)							
そ の 他	農 産 被 害	千円	(g)						
	林 産 被 害	千円	(h)						
	畜 産 被 害	千円	(i)						
	水 産 被 害	千円	(j)						
	商 工 被 害	千円	(k)						
	林 地 被 害	千円	(l)						
		千円							
	千円								
そ の 他	千円	(m)							
小 計	千円	(n)							
被 害 総 額	千円	(o)							
災害対策本部	設置	年月日	(p)						
	解散	年月日	(q)						
災害警戒本部	設置	年月日	(r)						
	解散	年月日	(s)						
消防職員出動延人数		人	(t)						
消防団員出動延人数		人	(u)						
市 町 村職員出動延人数		人	(v)						
その他出動延人数		人	(w)						
出 動 延 人 数 合 計		人	(x)						

2 府

府の地域に地震災害が発生したときには、府は本計画及び京都府防災規程に定めるところにより、市町村及び関係機関と緊密に連絡して、市町村別にその被害状況をまとめる。

(1) 情報の収集

ア 被害報告の集計

支部は、管内区域内の市町村の被害状況をとりまとめて本部に報告し、本部は、各支部の報告を取りまとめて、これを報告する。（京都府防災情報システム等により被害報告を集計する場合を除く。）

イ 現地調査班の派遣

本部及び支部等においては、市町村から応援を求められたときは、すみやかに職員を応援又は派遣して調査するものとする。

また、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、職員を派遣して被害情報等を把握する。

ウ 写真の撮影

状況に応じて現場写真、空中写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。

(2) 情報の報告及び通報

ア 本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。関係機関と本部各部の分担は表3.2.5のとおりとする。

イ 府内に地震が発生し、①災害対策本部を設置した場合、②災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて特に報告の必要があると認められる場合、さらに①及び②の事態に至るおそれがある場合、③災害救助法の適用基準に合致する場合、④地震が発生し、府内で震度4以上を記録した場合、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲でその第一報を消防庁に報告する。この報告は、消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

(ア) 府は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁に報告するものとする。

(イ) 人的被害の数については、府が関係機関と連携しながら、一元的に集約・調整を行うものとする。なお、広報を行う際には市町村等と綿密に連携しながら適切に行う。

(ウ) 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

ウ 府は、関西広域連合の求めに応じ、取りまとめた被害状況を応援受援調整支援システムを活用して、遅滞なく報告するものとする。

エ 確定報告は、応急措置完了後20日以内に災対法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第22条に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ消防庁に報告するものとする。

3 防災関係機関

(1) 情報の収集

防災関係機関は、地震災害が発生した場合、直ちに府内の被害状況を調査する。

(2) 被害状況等の報告

京都府災害対策本部が設置されたとき、市町村災害対策本部が設置されたとき、災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるときの報告系統は、表3.2.5の分担のとおりとする。

表3.2.5 関係機関と本部各部の分担

関係機関	対策本部 担当部・班
第八管区海上保安本部 陸上自衛隊第7普通科連隊 日本郵便株式会社（京都中央郵便局） 西日本電信電話株式会社（京都支店） 大阪ガス株式会社 大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部） 丹後ガス株式会社 関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社（京都本部） （一社）京都府LPガス協会 大阪管区気象台（京都地方気象台） 近畿総合通信局 近畿運輸局（京都運輸支局） 日本通運株式会社（京都支店）	調整部 防調整班（危機管理総務課・ 災害対策課・ 原子力防災課・ 消防保安課）
大阪航空局（大阪空港事務所） 西日本旅客鉄道株式会社（京都支社） 東海旅客鉄道株式会社（関西支社） 北近畿タンゴ鉄道株式会社・ WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）	建設交通部 交通政策班（交通政策課）
日本放送協会（京都放送局） 株式会社京都放送 株式会社エフエム京都	管理部 広報班（広報課）
近畿財務局（京都財務事務所）	総務部 財政班（財政課）
近畿厚生局 日本赤十字社（京都府支部） 一般社団法人京都府医師会	健康福祉部 医療班（医療課）
近畿経済産業局 中部近畿産業保安監督部（近畿支部） 日本銀行（京都支店）	商工労働観光部
近畿農政局	農林水産部 農産班（農産課）
近畿中国森林管理局（京都大阪森林管理事務所）	農林水産部 森の保全推進班（森の保全推進課）
近畿地方整備局 （淀川河川事務所） （福知山河川国道事務所） （京都国道事務所） （淀川ダム統合管理事務所） （木津川上流河川事務所） 水資源機構（関西・吉野川支社）	建設交通部 砂防班（砂防課）
近畿地方整備局（舞鶴港湾事務所）	建設交通部 港湾班（港湾局）
西日本高速道路株式会社 京都府道路公社	建設交通部 道路班（道路管理課）
都市基盤整備公団（関西支社）	建設交通部 住宅班（住宅政策課）

第4節 通信手段の確保

第1 災害時の通信連絡

府、市町村及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル(171)」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は災害用伝言板サービスを提供する。

なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

第2 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定に基づく非常通信の利用を図る。府の市町村、防災関係機関等においては、「第2編第2章第2節」に示した計画の定めるところにより、これを利用する。その運用要領は、以下のとおりである。

1 非常通信の内容

- (1) 人命の救助に関すること。
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。
- (3) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。
- (4) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (5) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- (6) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (8) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (9) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。
- (10) 災対法第57条の規定に基づき、知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。
- (11) 災対法第79条の規定に基づき指定地方行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。
- (12) 防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。
- (13) 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (14) 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

2 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- (1) 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- (2) 地方防災会議及び災害対策本部
- (3) 日本赤十字社

- (4) 全国都市消防長連絡協議会
- (5) 電力事業者
- (6) 地方鉄道会社
- (7) その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

3 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- (1) あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
- (2) 本文（字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- (3) 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

第3 JR通信設備の利用

知事又は市町村長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときに、西日本旅客鉄道株式会社が設置する通信設備を利用するについて、災害対策基本法に基づき、別記の通り社長と知事との間に協定を締結している。

第4 漁業用海岸局設備の利用

宮津漁業無線局(漁業用海岸局)は中短波・短波・超短波帯の周波数を使用し、遠方の海岸局、船舶局とも通信が可能であることから、補完的通信設備として利用を図る。

第5 移動通信機器の貸与

災害が想定される場合、近畿総合通信局は府に対して、災害応急対策のため必要となる移動通信機器（衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線）を事前貸与を含めてプッシュ型で提供するとともに、災害発生後に、府は無線機器が不足する場合は近畿総合通信局や通信事業者へ移動通信機器の貸与申請等を行うことにより、通信手段の確保を図るものとする。

第6 放送の要請

知事又は市町村長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときには、放送局に放送を要請するについても災害対策基本法に基づき、関係放送局と知事との間に協定を締結している。また、本協定第6条に基づき「緊急警報放送の要請に関する覚書」を日本放送協会京都放送局長と知事との間に締結している。

別 記

災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の利用等に関して京都府知事と西日本旅客鉄道株式会社社長は、同法施行令第22条の規定に基づき次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく通信設備の使用に関する事務の取扱についても、本協定を準用する。

昭和62年6月1日

京都府知事 荒 卷 禎 一
西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 角 田 達 郎

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

(目 的)

第1 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき京都府知事が西日本旅客鉄道株式会社（以下「西日本会社」という。）の通信を使用する場合に適用する。

(通信の種類)

第2 京都府知事は、この協定に基づき利用することができる通信の種類は、鉄道電報及び鉄道電話とする。

(申込み及び承認)

第3 京都府知事が、この協定による鉄道電報又は鉄道電話を使用する場合は、西日本会社の通信設備設置箇所の長に対して、次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- (1) 使用する事由
- (2) 通信の内容
- (3) 発信者及び受信者

第4 西日本会社の通信設備設置箇所の長は、前号による申し込みの内容が法第57条の規定に適合し、西日本会社通信で到達可能と認めたときに、その使用を承認するものとする。

(取扱順位)

第5 受け付けた通信の取扱順位は、当該通信の緊急性、通信の内容及び受付時刻の先後等を考慮して、西日本会社において決定するものとする。

第6 西日本会社通信の非常通話及び非常報と当該通信とが競合した場合は、西日本会社通信が優先するものとする。

(通信の利用法)

第7 京都府知事が、西日本会社の通信を利用するときは、原則として、発、受信者とも、最寄駅（駅員無配置駅は除く。）の駅長事務室へ出向して行うものとする。

(免 責)

第8 西日本会社の取扱いにより生じた当該通信上の事故については、西日本会社はその責任を負わないものとする。

(準用及びその周知)

第9 京都府内の市町村長が法第57条の規定に基づき当社の通信を使用する場合についても本協定を準用するものとし、その周知は、市町村長については、京都府知事で、駅長については西日本会社社長において、それぞれ行うものとする。

附 則

- 1 この協定は昭和62年6月1日から昭和63年3月31日まで有効とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに双方いずれからも別段の意思表示がないときは、次の1ヶ年間この協定の効力は継続するものとする。
その後においても、この例による。
- 2 この協定の証として、協定書2通を作成し、双方がおのおの記名捺印して、各自その1通を保管する。

第5 放送の要請

知事又は市町村長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときには、放送局に放送を要請するについても災害対策基本法に基づき、関係放送局と知事との間に協定を締結している。（この協定は、「第2編第3章第1節」に示したとおりである。）

また、本協定第6条の規定により「緊急警報放送の要請に関する覚書」を日本放送協会京都放送局長と知事との間に締結している。（この覚書は、「第2編第3章第4節」に示したとおりである。）

第5節 災害現地調査計画

第1 計画の方針

本部は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害現地の実態を把握する必要があるときは、調査班を編成して、被害状況をはじめ、応急対策実施状況等、現地の実態調査を行う。

第2 現地調査要領

1 調査班の編成

調査班の数、構成及びその他必要事項については、事態の状況に応じて本部で決定する。

2 調査事項

調査事項は、次のとおりである。

- (1) 災害原因
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策実施状況
- (4) 防災関係機関の活動状況
- (5) 住民避難状況
- (6) 現地活動のあい路
- (7) 災害地住民の動向及び要望事項
- (8) 現場写真
- (9) その他必要な事項

第3 調査報告

現地調査で得られた結果については、すみやかに本部長に報告する。

第6節 広報広聴活動計画

第1 計画の方針

大地震発生時においては、災害地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、すみやかに正確な広報活動を実施する。また、災害が終息してからは、民心の安定とすみやかな復旧を図るため、府及び市町村は広聴活動を展開し災害地住民の動向と要望事項の把握に努める。

第2 広報活動

- 1 地震災害発生時における広報活動は、「地震及び津波に関する情報」、「本章第3節」で収集された情報及び救援・救助に関する情報に基づく。

2 広報活動の実施に当たっては、可能な広報資材、広報媒体を最大限に活用する。なお、放送機関に対して放送要請を行うときには、「第2編第3章第1節」に示した「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づく。

3 災害の広報に当たって必要があるときには、他の関係機関に対して情報の提供を求めるとともに、Ｌアラート(災害情報共有システム)を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

4 広報事項

- (1) 被害の状況
- (2) 応急対策実施状況
- (3) 住民に対する避難指示、災害発生の状況
- (4) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況に関する情報
- (5) 住民及び被災者に対する協力及び注意事項
- (6) その他必要と認められる情報

なお、この場合の広報内容は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものでなければならない。

5 各省庁等に対する広報

府は、被害状況を写真等により記録収集し、府東京事務所を通じて、関係省庁並びに国会等に対する災害の広報に努める。

6 報道機関に対する発表

報道機関に対する発表あるいは報道機関からの問合せの受付、応答について実施要領を定めておく。

発表の内容はおおむね次の事項とする。

- (1) 災害の種類
- (2) 発生日時及び場所
- (3) 被害の状況
- (4) 応急対策実施状況
- (5) 住民に対する避難指示の状況
- (6) 住民及び被災者に対する協力及び注意事項

第3 広聴活動

1 被災地及び避難場所等に臨時被災相談所等を関係機関の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

2 各機関は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。

3 府及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、府及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第7節 市町村地域防災計画で定める事項

災害情報の収集、報告を迅速適確に行うため、地区ごとの担当責任者、連絡先、連絡事項等を定めるものとする。

また、被害状況報告についても、担当者、報告の種類及び連絡先等を定め、各種情報は、市町村長のもとに一元化を図るものとする。

1 災害情報の調査実施者

災害状況の調査は、関係課（班）が主体となり行うが、各地域に点在する消防機関の職団員にも依頼し、迅速に報告させるよう定める。

2 災害情報及び被害報告

(1) 災害情報

管内の災害情報を関係機関に連絡する責任担当係、連絡先、連絡事項等について具体的に定める。

(2) 災害情報の収集

情報収集に万全の措置をとるため、次の連絡員を定める。

- ア 市町村部内災害情報調査連絡員
- イ 各区域ごとの情報調査連絡員又は協力員
- ウ 消防職団員の情報調査連絡員

(3) 被害状況の収集及び報告

被害の状況を取りまとめ、府及び関係先へ報告する体制を次のように定める。

- ア 報告責任者
- イ 連絡先
- ウ 報告の種類及び報告要領

3 被害状況調査

- (1) 被害状況調査の分担
- (2) 調査要領
- (3) 調査報告のとりまとめ
- (4) 被害写真の撮影

第3章 津波災害応急対策計画

第1節 計画の方針

津波予報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の府、沿岸市町及び防災関係機関が直ちにとるべき応急対策について定めるものとする。

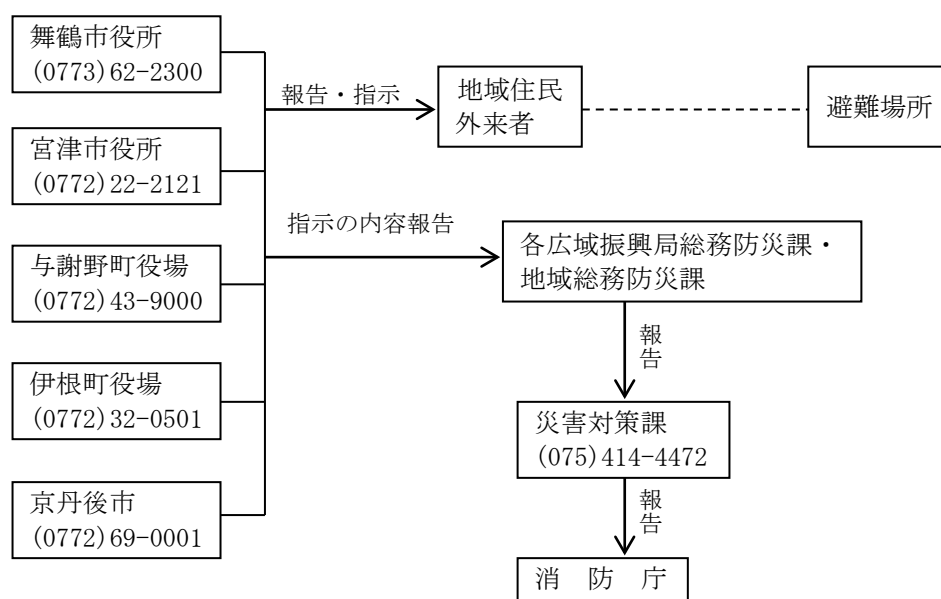
なお、この計画に特別の定めのない応急対策事項については、震災対策計画編第3編の各計画に基づき運用するものとする。

第2節 計画の内容

第1 沿岸市町

- 1 沿岸市町は、「震度4程度以上」の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、職員及び沿岸の消防団、漁業協同組合、住民自治会等のうちから、あらかじめ責任者を選んでおき、「津波による被害がない」旨の情報が発表されるまで、安全な場所で海面状態を監視し、津波等の異常を発見した場合、情報連絡と沿岸住民への周知に努める。また、沿岸市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう速やかかつ的確に指示するものとする。
- 2 津波注意報が発表された場合、海水浴や磯釣りは危険なため行わないよう周知する。
- 3 津波警報又は大津波警報が発表された場合、沿岸市町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示するものとする。
- 4 予想津波到達時間も考慮した水門等の閉鎖や要配慮者の避難支援を行う。
- 5 津波予報等により、沿岸市町長が退避の指示をする場合の連絡系統は図3.3.1のとおりである。
※避難の指示についての詳細は、第3編第11章「避難に関する計画」の定めるところによる。

図3.3.1 津波時の指示の連絡系統



第2 府

府は「震度4程度以上」の地震、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに、潮位の変化等の情報収集活動を開始する。

また、府に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたときは、市町村、関係機関等へ連絡し、第3編第1章「府の活動体制」に定めるところにより、災害応急対策に当たる。

第3 府警察本部

府警察は「震度4程度以上」の地震、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、沿岸の警戒警備にあたるものとする。

また、大津波警報又は津波警報が発表されたときは速やかに沿岸警察署長に予報内容を伝達するとともに、被災者等の救出救助及び避難誘導、災害応急対策の実施に伴う交通規制、被災地域の警戒警備等必要な措置を実施する。

第4 第八管区海上保安本部

第八管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中に船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

また、港内等船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

第4章 自衛隊災害派遣計画

陸上自衛隊第3師団
陸上自衛隊第4施設団
陸上自衛隊第7普通科連隊
海上自衛隊舞鶴地方総監部
府危機管理部

第1節 計画の方針

大規模な地震災害に際して、府民の人命又は財産を保護するため必要があると認められる場合に、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等（自衛隊法第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ）の災害派遣及びその要請についての手続等について定める。

第2節 災害派遣の適用範囲

自衛隊の災害派遣については、災害の様相等から次の4つの派遣方法がある。

- 1 知事が災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認めた場合に、知事の要請に基づいて部隊等が派遣される場合
- 2 災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、知事の要請を受け、事情やむを得ないと認めたときに部隊等が派遣される場合
- 3 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときに指定部隊等の長（知事から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長、以下同じ。）の判断に基づいて派遣される場合

指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおりとする。

 - (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
 - (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し知事からの要請を待ついとまがないと認められること。
- 4 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合に部隊等の長の判断に基づき部隊等が派遣される場合

第3節 災害派遣担当区

第1 第7普通科連隊長

宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村を除く京都府

第2 第4施設団長

宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

第4節 災害派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は主として人命・財産の救援のため各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、以下に示す業務を実施する。

第1 災害発生前の活動

1 偵察班及び連絡班の派遣

(1) 偵 察 班

第7普通科連隊長及び第4施設団長は平常時から府内の災害派遣のための情報を収集し、特に災害発生予想直前における情報収集を重視し、災害発生予想地域に対して偵察班を派遣して現地の状況を偵察させるとともに、地方機関との協力を密にして有効な情報を収集する。

(2) 連 絡 班

ア 災害の発生のおそれのある状況の悪化に伴い、知事の要請又は第7普通科連隊長及び第4施設団長の判断に基づき府災害対策本部に連絡班を派遣し、情報の交換及び部隊配置等に関する連絡調整を行う。

イ 府庁における通信連絡の責任は、第7普通科連隊長（連絡班長）とする。

第2 出動準備態勢への移行

1 駐屯地の態勢

災害の発生が予想される場合は駐屯地に「指揮所」を開設して災害派遣の部隊運用に備える。

2 部隊の態勢

情報収集を強化するとともに部隊の編成、資機材の準備及び派遣部隊の管理支援態勢等初動体制を整える。

第3 海・空自衛隊との連絡調整

海・空自衛隊とは上級司令部との連絡調整を密にし適切な共同行動ができるよう準備する。

第4 災害発生後の活動

1 被害状況の把握

(1) 気象庁、他部隊等から震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該震度の地震発生地域の近隣の対象部隊の長は、速やかに航空機等により当該地震の発生地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行う。

(2) 知事から要請があったとき、又は部隊等の長が必要と認められたときは、車両、艦船、航空機等により情報収集を行う。

2 避難の援助

避難の勧告・指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防作業を行う。

5 消防活動

火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

6 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて上級司令部に上申要請して行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

市町村長又は市町村長の職権を行う市町村の吏員及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

この場合において措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長又は警察署長に通知しなければならない。

1 災害対策基本法第63条第3項の規定による「警戒区域の設定等」

2 災害対策基本法第64条第8項の規定による「土地・建物等の一時使用等及び工作物等の除去等」

3 災害対策基本法第65条第3項の規定による「応急措置業務の業務従事命令」

4 災害対策基本法第76条の3第3項の規定による「移動等（自衛隊の緊急通行車両の円滑な通行確保のため必要な措置をとること）」

5 警察官職務執行法第4条の規定による「避難等」

6 警察官職務執行法第6条第1項の規定による「立入り」

7 損壊道路を応急的に補修できる。（道路法第24条）

第5節 災害派遣要請手続

災害時における自衛隊の派遣は、知事から部隊の派遣を要請されることを原則とする。

第1 知事の派遣要請

- 1 知事は、次の場合にその必要性を判断し、必要があれば、直ちに自衛隊の部隊等の派遣を要請する。
 - (1) 府内市町村長から派遣要請の要求があった場合
 - (2) 指定地方行政機関及び指定公共機関からの派遣要請の要求があった場合
 - (3) 知事が自らの判断で派遣を要請する場合
- 2 知事は事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

第2 各機関の長等の知事への派遣要請の要求

- 1 災害派遣の対象となる事態が発生し、各機関の長等が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の第3に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事に派遣要請を要求する。
市町村長が知事に自衛隊の派遣要請を求める場合、市町村長は、その旨及び災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。指定部隊等の長に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- 2 市町村長は、通信の途絶等により知事への派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村に係る災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。
この場合、市町村長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

第3 派遣の要請

派遣の要請は、文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信もしくは電話によることができる。この場合、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

第4 災害派遣要請等のあて先

- 1 知事が要請する場合（第1の場合）

- (1) 陸上自衛隊第7普通科連隊長

第7普通科連隊 第3科

所在地 福知山市天田無番地

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0773 (22) 4141 (内線235) Fax 0773 (22) 4141 (内線299)	0773 (22) 4141 (内線302) Fax 0773 (22) 4141 (内線299)
衛星通信系防災 情報システム	衛星 7-835-8103 地上 8-835-8103	衛星 7-835-8108 地上 8-835-8108

(2) 陸上自衛隊第4施設団長

第4施設団 第3科

所 在 地 宇治市広野町風呂垣外1-1

電 話 番 号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0774(44)0001 (内線236) Fax 0774(44)0001(内線231, 240)	0774(44)0001 (内線223) Fax0774(44)0001(内線231, 240)
衛星通信系防災 情報システム	衛星 7-757-8109 地上 8-757-8109	衛星 7-757-8101 地上 8-757-8101

2 市町村長が直接自衛隊に通知する場合（第2の場合）

市町村長は、(1)～(3)のうちいずれかの部隊長に通知する。

(1) 陸上自衛隊第7普通科連隊長

所 在 地 福知山市天田無番地

電 話 番 号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0773(22)4141 (内線235) Fax 0773(22)4141 (内線299)	0773(22)4141 (内線302) Fax 0773(22)4141 (内線299)
衛星通信系防災 情報システム	衛星 7-835-8103 地上 8-835-8103	衛星 7-835-8108 地上 8-835-8108

(2) 陸上自衛隊第4施設団長

所 在 地 宇治市広野町風呂垣外1-1

電 話 番 号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0774(44)0001 (内線236) Fax 0774(44)0001(内線231, 240)	0774(44)0001 (内線223) Fax0774(44)0001(内線231, 240)
衛星通信系防災 情報システム	衛星 7-757-8109 地上 8-757-8109	衛星 7-757-8101 地上 8-757-8101

(3) 海上自衛隊舞鶴地方総監部

所 在 地 舞鶴市字余部下1190番地

電 話 番 号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0773(62)-2250 (内線2548) Fax 0773(64)3609	0773(62)2250 (内線2222) Fax 0774(64)3609
衛星通信系防災 情報システム	衛星 7-847-8109 地上 8-847-8109	衛星 7-847-8109 地上 8-847-8109

第5 自衛隊との連絡

1 情報の交換

府危機管理部災害対策課は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は各種情報を的確には握し絶えず自衛隊と情報の交換をするものとする。

2 連絡所の設置

府危機管理部災害対策課は自衛隊災害派遣業務を調整しまた迅速化を図るため通常府庁内に自衛隊連絡班の連絡所を設置するものとする。

3 指揮所の開設

災害派遣部隊の指揮を効率的に行うため自衛隊と府危機管理部災害対策課の調整により自衛隊の指揮機関又はその一部をもって府災害対策本部又は被災現地に指揮所を開設する。

第6 派遣部隊の誘導

1 府危機管理部災害対策課は自衛隊に災害派遣の要請をした場合は要請依頼関係機関にその旨連絡するとともに派遣部隊を被災地へ誘導の処置をとるものとする。

2 被災現地の派遣部隊及び市町村その他関係機関との連絡調整は所轄府広域振興局長（災害対策支部長）が行うものとする。

第7 災害派遣部隊の受入れ体制

1 災害派遣部隊の進出経路の確認及び道路管理者等との事前調整

知事は、災害派遣部隊が被災地に進出するための経路を確認するとともに、必要に応じ道路通行規制除外等のための事前調整を行う。

2 被災現地で活動する他機関との間の指揮・統制系統の確認・周知

知事は、被災現地で活動する他の災害救助及び災害復旧機関との間の指揮・統制系統を確認するとともに、派遣部隊に周知する。

3 他機関との競合重複の排除

知事及び各機関の長は自衛隊の作業が他の災害救助及び災害復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

4 作業計画及び資材等の準備

各機関の長は自衛隊に対する作業を要請するにあたっては先行性のある計画を樹立するとともに自衛隊で保有する使用可能資器材等以外の作業実施に必要なものについては市町村等において準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者等の事前了解を得るよう配慮するものとする。

5 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については原則として市町村が負担するものとして、市町村において負担することが適当でないものについては府が負担するものとする。

- (1) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び付帯設備料
- (2) (1)に規定するもののほか必要経費で協議のととのったもの

第8 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と周密に調整し自衛隊に対し文書をもって撤収の要請を行うものとする。

第6節 ヘリポートの位置等

第1 発着予定地

ヘリコプターの発着予定地については、別に定める。

第2 発着場の基準等

ヘリコプター発着場の基準及び標示要領を整備し、緊急時に派遣部隊の円滑な活動が実施できるように徹底する。

1 ヘリコプター発着基準及び表示要領

ヘリコプター発着基準及び表示要領

条件		昼間使用	夜間使用
区分	小型機	20m 5m 20m 5m 着陸帯 着陸点 着地地区 進入角 15° 進入表面 ← 450m →	30m 5m 30m 5m 10° ← 450m →
	中型各機	30m 6m 30m 6m 14° ← 450m →	36m 6m 36m 6m 8° ← 450m →
	大型機	45m 15m 45m 15m (38m) (8m) 8° ← 450m →	45m 15m 45m 15m (8m) 6° ← 450m →
	標示要領	進入方向 0.45m以上 3m以上 2m以上 0.3m以上 半径 2m以上 進入方向 0.6m以上 0.2m以上 2m以上 注：緊急時は石灰、布等の表示 又は左右に限ってパイロットに 知らせる処置をする。	

2 ヘリコプターの同時発着のための必要最低限の地積（昼間）

	a	b	c	d
1	同時発着機数 機種	小 型 機	中 型 各 機	大 型 機
2	4 機	30m×120m	50 m × 150 m	75m×200m
3	1 2 機		150 m×150m	150m×300m

（注）災害時の場合は、基準を満たすことのできない場合もあり、またそれぞれの行動（任務）により若干の条件が付加されるため、細部位置等の決定には、その都度担当者（特にパイロット等）との現地確認及び調整を実施し決定する必要がある。

3 ヘリポートでの留意事項

- （1）関係者以外の立入を制限する。
- （2）誘導員を配置する。（ヘリコプターがヘリポートを確認し着陸の態勢にはいったと判断したならば、遠くに離れ、他の侵入者がないようにする。）
- （3）散水の実施（風圧により砂塵が立たない。）及び飛散物は固定又は除去する。（積雪時は、完全に除雪又は圧雪をする。）
- （4）吹流しを設置する。（離陸後の障害にならないよう留意）
（吹流しの基準：長さ2 m以上、径60cm以上で赤白で目立つように）
- （5）ヘリポートの標示をする。（Hの印を10～20mの大きさとで石灰等で標示）
- （6）ヘリコプター近くでの火気厳禁を徹底する。
- （7）物資空輸時は計量計を準備し、一度に空輸できない場合を考慮して、予備の包装材料等を準備する。
※隊員（誘導員）がいる場合は、その指示に従う。

4 患者空輸調整にあたっての留意事項

- （1）患者の状況
 - ア 氏名・生年月日（年令）・住所・血液型
 - イ 患者の病状（経過）
 - ウ 空輸に耐えられるか。（担当主治医の保証）
 - エ 空輸の際に患者が必要とする医療器具等の状況
- （2）ヘリポート位置及びヘリポートから病院までの輸送の調整
- （3）現地における航空機の誘導の処置（警察等による立入禁止、防塵用の散水等の処置）
- （4）医師、看護師及び付き添い等の状況
氏名・生年月日（年令）・住所・血液型

5 空中消火実施時の留意事項

ヘリコプターによる震災時の空中消火に関しては、現在、国において検討の段階であるが、実施可能であるとの方針が示された場合は、次に掲げる事項に留意することとする。

- （1）事前の準備
 - ア 空中消火資機材の空中消火基地への搬入及び消火薬剤の混合散布装置への充填作業は、府側が実施する。
 - イ 空中消火基地を展開し、安全のため付近に住民が立ち入らないよう措置する等の準備は、できれば要請時には完了することとし、少なくともヘリコプター現地進出までに完了しておくことが望ましい。
- （2）空中消火基地選定上の条件

- ア 付近に水源又は代替水源を確保できる場所
- イ 病院、授業中の学校の近傍を避ける。
- ウ 道路事情が良好で、車両の出入りが可能であり、地盤が堅固であること。
- エ ヘリコプターの離発着方向に人家が密集しておらず、又火災現場までの間に幹線道路等がない。
- オ 要求すれば電話が設置できる。

第7節 市町村地域防災計画で定める事項

災害時における自衛隊の災害派遣要請にあたっては、次の事項を具体的に定めるものとする。

第1 知事に災害派遣の要請を求める方法等

第2 災害派遣部隊の受入れ態勢

1 受入れ準備の確定

- (1) 宿泊所等の準備
- (2) 連絡職員の指名
- (3) 作業計画の樹立
- (4) 部隊集結位置の確保
- (5) ヘリポート、駐車場等の確保
- (6) N T T回線の利用（使用可能時）

2 派遣部隊到着の措置

- (1) 派遣部隊との作業計画等の協議
- (2) 京都府知事への報告

第3 派遣部隊の撤収要請

第5章 救出救護計画

府 危 機 管 理 部
 府 健 康 福 祉 部
 府 警 察 本 部
 第 八 管 区 海 上 保 安 本 部
 日 本 赤 十 字 社 京 都 府 支 部
 陸 上 自 衛 隊 第 3 師 団
 陸 上 自 衛 隊 第 7 普 通 科 連 隊
 陸 上 自 衛 隊 第 4 施 設 団
 海 上 自 衛 隊 舞 鶴 地 方 総 監 部

第1節 計画の基本方針

災害発生後、被災者の生命・身体の安全を守るため、府及び市町村をはじめ、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、災害派遣医療チーム（DMAT）等の関係機関が、緊密な連携のもと、迅速・的確に救出救護活動を行うための計画について定める。

また、地震災害及び派生する津波災害時に対して、海上における船舶等の二次災害の発生を未然に防止するため、津波警報等の情報を航行警報等によりすみやかに周知する。

第2節 計画の内容

第1 救出救護の対象

- 1 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者
- 2 当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、または当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「安否不明者等」という。）

第2 救出救護の方法

救出救護の方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保ってその活動を実施する。

なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。

第3 安否不明者等の氏名公表

- 1 市町村
市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- 2 京都府
 - (1) 府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。
 - (2) 府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第4 活動拠点の確保

- 1 府及び被災した市町村は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、関係機関の部隊の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめ関係機関の部隊に紹介できる

ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

- 2 国土交通省及び高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を関係機関の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなどの支援を行うものとする。

第5 資機材等の調達等

- 1 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- 2 府及び被災した市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための車両や資機材を確保するものとする。

第6 活動の調整

- 1 府及び市町村の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われ、医療提供体制が確保・継続されるよう、災害医療コーディネーターと連携しながら、総合調整を行うものとする。
- 2 関係機関は、府及び市町村の災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に合同調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

第7 惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第8 災害救助法による救出の基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

地震災害のため、生命・身体が危険な状態にある者、又は行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、若しくは生死が不明の状態にある者に対する救出救護のための計画を策定する。

- 1 救出救護の方法
- 2 活動拠点の確保
- 3 資機材等の調達等
- 4 活動の調整
- 5 惨事ストレス対策

第4節 航行警報等の周知

航行警報等は、次の方法により、船舶及び関係者に伝達するが、その伝達系統は「第2編第3章第2節」に準拠する。

- 1 気象、津波及び波浪に関する警報の通知を受けた場合は、直ちに無線放送、又は巡視船艇による巡回等により周知する。
- 2 航路障害物の発生、航路標識の異状等の船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報を放送するとともに、必要に応じて水路通報により周知する。

第 5 節 救助活動

大地震及び津波により船舶海難、又は海洋施設、その他の施設に災害が発生したときは、その種類・規模に応じて合理的な救助計画をたて、次に示す救助活動を行う。

1 海難船等の救助

船舶の海難、人身事故が発生したときは、その搜索救助を行う。

2 消防活動

船舶の火災、又は海上火災が発生したとき、その消火を行う。

3 救助・防除に必要な資材・器材の緊急調達

防災関係機関と協力して、必要資材・器材の緊急調達を行う。

4 物品の無償貸付及び譲与

要請があった場合又は必要と認める場合は、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸付又は譲与する。

第6章 医療助産計画

〔 府 健 康 福 祉 部 〕
〔 日 本 赤 十 字 社 〕
〔 (一社)京都府医師会 〕

第1節 計画の方針

地震災害により、被災地域の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機関が混乱した場合において、負傷者等の医療及び助産の万全を期する。

第2節 実施責任者

地震災害時における医療及び助産は、市町村が応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）、市町村の要請があった場合及び府が必要と認めた場合には府が行う。

また、府は状況に応じ、国（自衛隊を含む）、他府県等の関係機関に対して広域的な支援の要請を行うものとする。

第3節 計画の方法及び内容

第1 医療の方法及び内容

医療は原則として救護班により行う。ただし、患者の症状又はその状況により必要と認められるときは、基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院その他の医療機関に移送する。

また、その医療内容は、診療、薬剤の投与又は治療材料の支給、処置、手術、施術、看護等の応急的な医療とする。
〔府内救急告示病院一覧「資料編3-4参照」〕

第2 救護班の編成

- 1 救護班は、医師、薬剤師、看護師及び補助員、運転員を持って編成することとし、その編成に当っては、被災地域の状況を勘案し広域的な編成に努めることとする。救護班は、災害対策本部の指示を受けた基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が編成することとし、その救護班編成数は次のとおりである。

京 都 府 18班

日赤京都府支部 15班

京都府医師会 26班

- 2 府は市町村から応援要請のあった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ救護班を派遣し、被災地の負傷者の応急処置を行い、重病傷者は後送医療機関に移送するものとする。後送医療機関については、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が公立・公的病院、国立病院機構病院、地域医療機能推進機構、民間病院、医師会等関係医療機関と連携して対処する。
- 3 日本赤十字社京都府支部は、府の要請があった場合、被災市町村へ救護班を派遣し、前記の2に準じて対処する。
- 4 公立・公的病院、国立病院機構病院、地域医療機能推進機構（前記2及び3に該当する病院は除く。）は、府の要請があった場合、救護班を編成して応援出動に応じる。
- 5 京都府医師会は、府の要請があった場合、救護班を編成し、救護所において応急的な医療を行う。
- 6 救護班は、原則として、自動車編成とし、災害用救急医薬品等及び次の資機材を携行する。
診療録、死亡届、出生届、感染症発生届、医療用品等資器材一覧、トリアージタグ及び使用簿

第3 災害派遣医療チームの派遣

- 1 府は、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ災害派遣医療チームを派遣するよう指示する。
- 2 災害派遣医療チームは、災害・事故等の現場における医療措置、被災地等に所在する医療機関の支援、患者搬送等を行うものとする。
また、こうした活動に必要な資機材を携行する。

第4 災害医療コーディネーター等の活動要請

- 1 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、保健医療福祉調整本部や保健医療福祉調整地域本部、市町村等に対する災害医療体制の確保についての助言、被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整、被災地内外から派遣される医療救護班等の配置の調整、関係機関に対する医療の復旧のために必要な調査、その他災害時における医療提供体制の確保に関すること等を行うものとする。
- 2 災害薬事コーディネーターは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、保健医療福祉調整本部、保健医療福祉調整地域本部等において、医薬品等の供給調整、薬剤師の派遣、受入調整等の業務を行うものとする。

第5 応援要請の連絡系統

被災市町村から府に応援要請をする場合の連絡系統、被災市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統及び空輸のための応援要請をする場合の連絡系統は、それぞれ図3.6.1～図3.6.3の通りである。

第6 救護所

状況により、日本赤十字社京都府支部所有の移動救護所用具並びに基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の資材により、小学校、公民館等適当な施設を選定して救護所開設を支援する。

第7 助産等

- 1 妊婦は、原則として医療機関又は助産施設に移送して適切な処置を行う。交通途絶等により医療機関又は助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移送する。
- 2 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、日本透析医会が運営する災害時情報ネットワークの活用や、京都透析医会等との連携により、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。

第8 広域医療搬送拠点の設置

府は、自ら必要と認める場合又は災害医療コーディネーター等から要請があった場合は、災害派遣医療チーム等の協力を得て、あらかじめ定めた広域医療搬送拠点の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る広域医療搬送拠点を設置する。

第9 医薬品等の供給

- 1 医薬品等供給体制の確保
 - (1) 府は、医薬品等関係業者の協力を得て、医薬品等の安定した供給体制を確保するとともに、医薬品等集積所を設置する。
 - (2) 府は、救護班等の医薬品等の需給状況を把握し、備蓄医薬品、救護医薬品等の配分を行うとともに調達する。
- 2 医薬品等集積所
 - (1) 医薬品等集積所は、他府県等からの救護医薬品、調達医薬品等の受入れ、仕分け、保管管理及び搬送の拠点となる広域集積所と被災地内に設置する現地集積所とする。
 - (2) 現地集積所は、救護班等の医薬品等の需給状況を把握し、必要な医薬品等を府に要請し、広域集積所から搬入された医薬品等を保管の上、要請に応じ救護班等に配分する。

- (3) 医薬品等集積所における医薬品等の取扱いには、府薬剤師会等関係団体の協力を得て、薬剤師等を当てるものとする。
- 3 救護班が使用する医薬品の補給
- 救護班が使用する医薬品等の補給には、府の備蓄医薬品等を活用し、必要に応じ医薬品等関係業者から調達する。
- 4 医療機関が使用する医薬品等の供給
- 被災地の医療機関への医薬品等の供給については、医薬品等関係業者が対応することを原則とするが、状況に応じて府の備蓄医薬品等を供給する。

第10 輸血用血液製剤の供給

- 災害時に、緊急に多量の血液が必要になる場合には、府は日本赤十字社京都府支部等の協力を得て輸血用血液製剤の供給を行う。さらに災害の状況に応じては、血液の確保を図るために次の措置を講じる。
- 1 被害の軽微な地域にて献血を受ける。
- 2 血液がなお不足する場合には、隣接する日本赤十字社府県支部に応援要請して、他府県等から血液の供給を求める。
- 3 血液を空輸する必要がある場合には、自衛隊に支援を要請する。

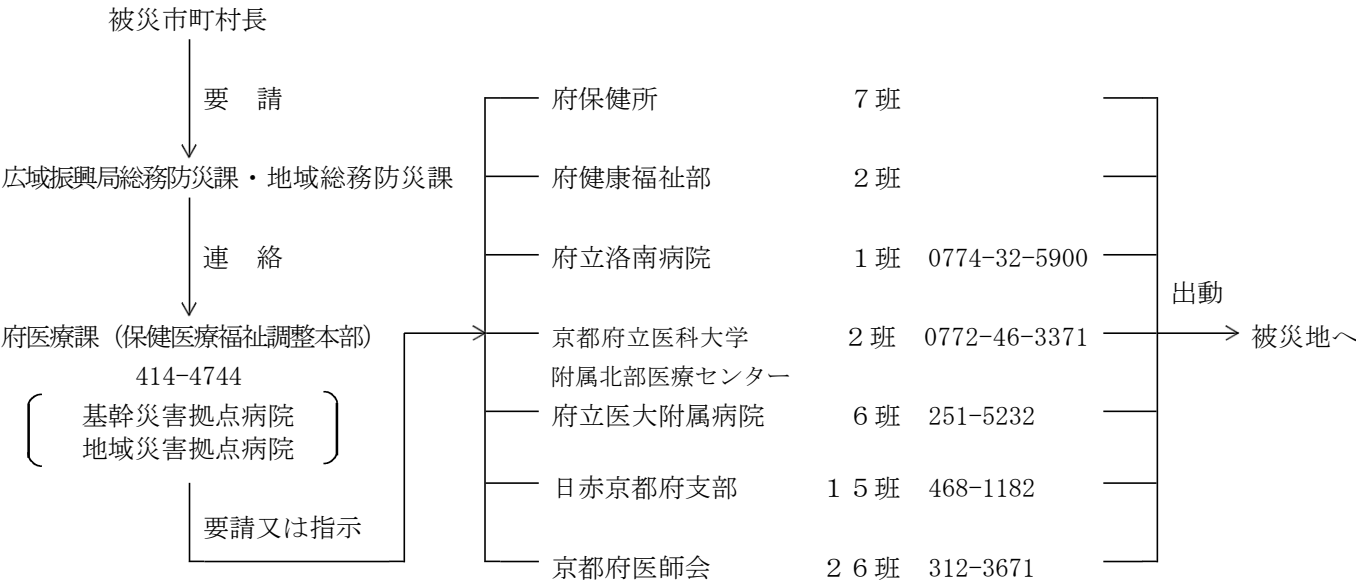
第11 災害救助法による医療基準

「資料編 3-5」に示すとおり。

第12 災害救助法による助産基準

「資料編 3-5」に示すとおり。

図3.6.1 市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統



注1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

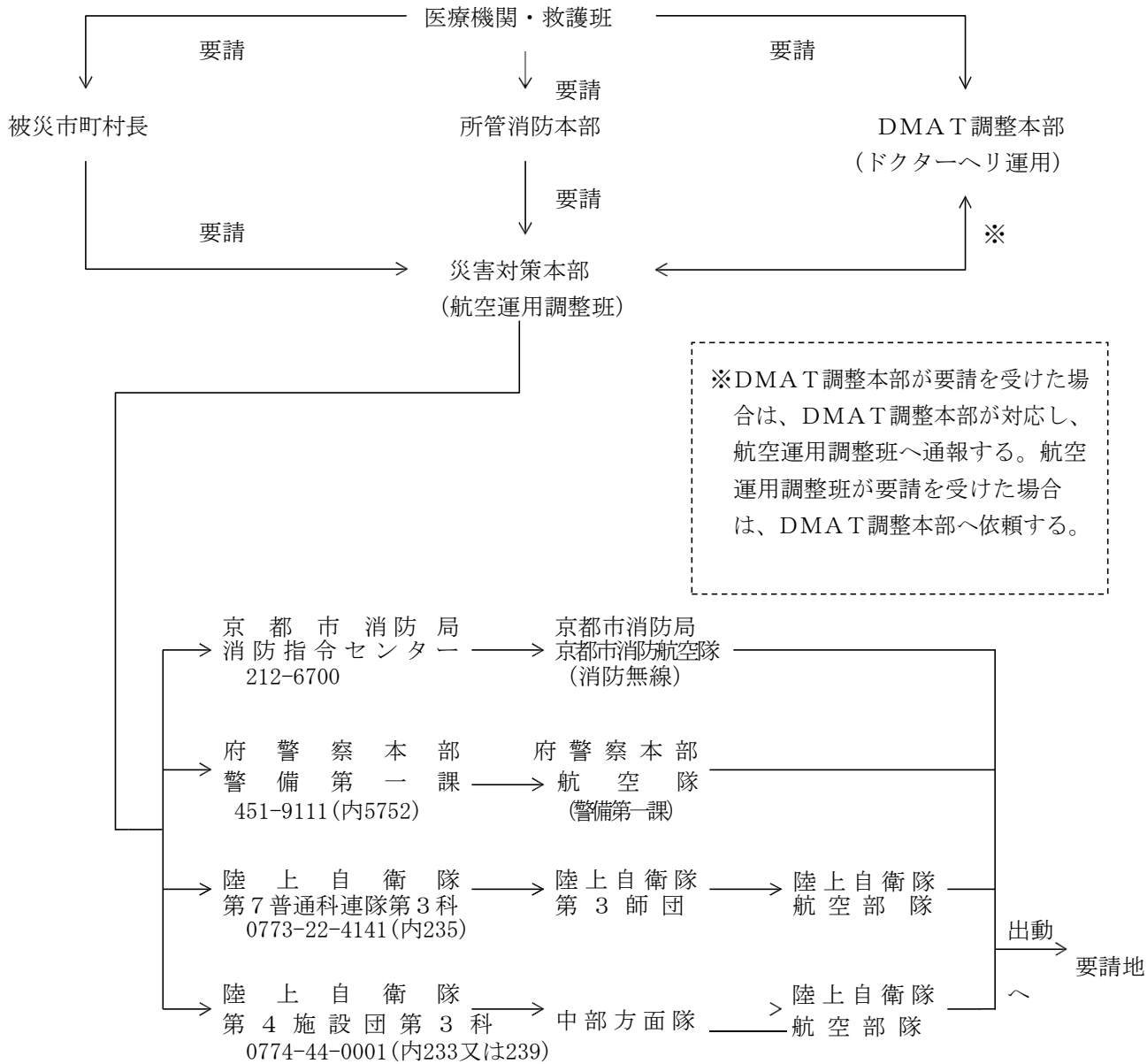
注2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

注3 府立医大の救護班の連絡員又は運転員、車両は府災害対策本部で調整する。

図3.6.2 市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統

一般計画編第3編第14章第3節に定めるとおり

図3.6.3 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統



注 陸上自衛隊第4施設団は京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

第7章 消防活動計画

(府危機管理部・市町村・消防機関)

第1節 大規模地震等に伴う消防活動に関する計画

第1 計画の方針

市町村は、地震災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとし、府は市町村の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

第2 計画の内容

1 消防の目的

消防施設及び人員を活用して府民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、地震等の火災を防除してこれらの災害による被害を軽減する。

2 非常事態における知事の指示権

(1) 指示権適用の根拠及び方針

知事は消防組織法第43条の規定に基づき、地震による非常事態の場合において緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、あらかじめ協定してある内容の実施その他災害防御の措置に関し必要な指示をする。

(この場合における指示は消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に添うものであること。)

(2) 指示の範囲

応援の派遣、災害の防御鎮圧、その他必要な指示をすること。

3 火災等の情報及び報告

火災等の災害が発生した場合において、主たる災害の発生した地域の市町村長は火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知)に基づく災害即報により報告する。府はこの情報により計画に基づいて、必要な対策を講ずるとともに、消防庁に報告する。

4 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第4号様式 （その1）
（災害概況即報）

					報告日時		年 月 日 時 分	
					都道府県			
					市町村 (消防本部名)			
					報告者名			
消防庁受信者氏名 災害名 (第 報)					発生日時		月 日 時 分	
災害の概況	発生場所							
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)		

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県			区 分			被 害				
災 害 名 ・ 報告番号	災害名		第	報		そ	田	流失・埋没	ha	
					冠 水		ha			
報告者名			(月 日 時現在)	畑	流失・埋没	ha				
					冠 水	ha				
報告者名					文教施設	箇所				
区 分			被 害		病院	箇所				
人的被害	死	者	人		道 路	箇所				
	行方不明者		人		橋 り よ う	箇所				
	負傷者	重 傷	人		河 川	箇所				
		軽 傷	人		港 湾	箇所				
住 家 被 害	全 壊	棟		の	砂 防	箇所				
		世帯			清掃施設	箇所				
		人			崖 く ず れ	箇所				
	半 壊	棟			鉄 道 不 通	箇所				
		世帯			被 害 船 舶	隻				
		人			水 道	戸				
	一 部 破 損	棟			他	電 話	回線			
		世帯				電 気	戸			
		人				ガ ス	戸			
	床 上 浸 水	棟				ブロック塀等	箇所			
		世帯								
		人								
床 下 浸 水			り 災 世 帯 数	世帯						
	世帯		り 災 者 数	人						
	人		火 災 発 生	建 物		件				
非 住 家	公 共 建 物	棟				危 険 物	件			
	そ の 他	棟				そ の 他	件			

区 分		被 害	災 害 対 策 本 部 況	都道府県			
公 立 文 教 施 設		千円					
農 林 水 産 業 施 設		千円					
公 共 土 木 施 設		千円					
そ の 他 の 公 共 施 設		千円					
小 計		千円					
公共施設被害市町村数		団体	災 害 救 助 法	市町村			
そ の 他	農 業 被 害	千円					
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
			適用市町村名				
計		団体					
そ の 他		千円	消防職員出動延人数		人		
被 害 総 額		千円	消防団員出動延人数		人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類・概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況						

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

5 消防機関等の活動状況の把握及び情報の収集調査

災害時において消防機関の活動状況を把握し適切な災害対策計画を樹立するため、市町村から次の情報を求めるとともに、必要と認める場合は、現地調査を実施する。

- (1) 災害発生の日時、場所、気象状況
- (2) 災害の種類、規模、被害状況
- (3) 消防機関の名称、人員、機械、器具
- (4) 消防機関の活動状況
- (5) 災害に対する教訓

6 市町村の消防活動計画

市町村は、大規模災害が発生した時には、消防計画に基づき、状況に応じて、迅速かつ的確に次の措置をとる。

- (1) 消防職団員を中心とした災害の警戒及び防御
- (2) 災害の情報収集
- (3) 火災警報等の発令、伝達及び周知
- (4) 住民の安全及び避難路の確保
- (5) 傷病者の救急救助
- (6) 応援協定等に基づく応援要請

第2節 応援要請に関する計画

第1 計画の方針

府内において、大規模災害が発生し、被害の程度が甚大となる恐れが生じたときには、市町村長（又は委任を受けた消防長）は、消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の派遣要請を行い、被害の軽減に努める。

第2 計画の内容

- 1 府は、緊急の必要があるときは、市町村又は消防機関に対し、消防相互応援の実施並びにその他災害防止の措置について、必要な指示をする。
- 2 被災市町村の被害が著しく拡大し、府内の市町村の消防力では対処できないと認める場合、知事は国に対し緊急消防援助隊の派遣を要請する。
- 3 府は緊急消防援助隊を要請した場合、消防応援活動調整本部を設置し、消防機関活動の把握及び指示を行う。
- 4 緊急消防援助隊の応援要請に係る連絡等詳細に関しては、別途定める「京都府緊急消防援助隊受援計画」に基づき行うこととするが、市町村においても、あらかじめ次の各号に掲げる他都道府県応援部隊の受入に関する事項を整備しておくものとする。
 - (1) 応援要請に必要な手続きに関すること。
 - (2) 応援部隊の集結地への誘導に関すること。
 - (3) 災害現場活動に係る方針に関すること。
 - (4) 応援部隊が担当する災害現場活動に関すること。
 - (5) 補給物資の調達及び搬送に関すること。
 - (6) 災害活動の記録に関すること。
 - (7) 管内地図及び消防水利に関すること。

- (8) 医療機関の所在地に関すること。
- (9) その他応援部隊の受入れ及び活動に必要な調整に関すること。

※ 消防庁への連絡方法

【平日9:30～18:15：消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室】

tel 03-5253-7527（消防防災無線：9-90-49013）

fax 03-5253-7537（消防防災無線：9-90-49033）

【休日・夜間：宿直室】

tel 03-5253-7777（消防防災無線：9-90-49102）

fax 03-5253-7553（消防防災無線：9-90-49036）

第8章 災害救助法の適用計画

(危機管理部)

一般計画編第3編第5章に定めるとおり。

第9章 輸送計画

府危機管理部・近畿運輸局京都運輸支局
府健康福祉部・第八管区海上保安本部
府総務部・西日本旅客鉄道株式会社
府警察本部・日本通運株式会社

第1節 計画の方針

地震災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸上及び海上輸送等の対策について定める。

第2節 輸送力の確保

第1 府

- 1 府の公用車については、総務部入札課で集中管理し、各部の要請に応じる配車要領等の細部については、災害対策本部各部活動計画において定めるものとする。
- 2 府が市町村から輸送の確保について要請を受けたとき及び府公用車に不足を生じたときは、近畿運輸局京都運輸支局に車両借上げを要請し、輸送力の確保に万全を期する。
また、必要のある場合は、ヘリコプター、自衛隊等他の関係機関にも協力を要請する。
なお、自衛隊への要請については、第3編第4章第5節に、また、他の連絡系統は、図3.9.1に示したとおりである。

第2 市町村

市町村は、それぞれの防災計画に基づき車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合は、府に対して調達・あっ旋を要請する。

第3 府警察本部

現有の車両、舟艇を常に点検整備し、状況に応じて各署配置の車両及び舟艇を統制して輸送の円滑効果的な運用をはかるほか、不足を生じたときは必要な借上げ調達を行う。

第4 近畿運輸局（京都運輸支局（本庁舎・舞鶴庁舎））

防災業務計画等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、府の要請等により、輸送機関等に対し、調達のあっ旋を行う。

第5 第八管区海上保安本部

傷病者、被災者、医師、その他救済活動に必要な人員、資材、器材及び救援物資の緊急海上輸送を行う。
その連絡系統は図3.9.1のとおりである。

第6 日本通運株式会社

近畿運輸局京都運輸支局と連絡を密にし、緊急、代行輸送体制及び集配体制を確立し会社の公共的使命の遂行に万全を期する。

第3節 輸送の方法等

第1 実施機関

輸送は、応急対策を実施する機関が行うものとする。

ただし、災害が激甚のため実施機関において確保することが困難な場合は、関係機関の応援を求めて実施するものとする。

第2 輸送の方法

輸送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 トラック、バス等による輸送
- 2 船舶、舟艇による輸送
- 3 鉄道等による輸送
- 4 航空機、ヘリコプターによる輸送
- 5 人力等による輸送

第3 輸送の要請

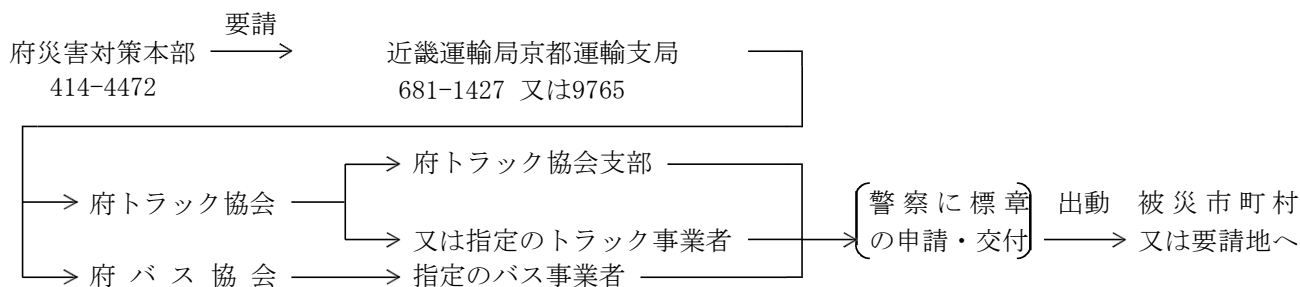
応急対策実施機関所有のものを使用してもなお不足する場合は、民間又は他機関及び自衛隊所有の車両、船舶あるいは航空機等を使用又は借上げるものとする。この場合おおむね次の事項を明示して要請するものとする。

- 1 輸送区間及び借上げ期間
- 2 輸送人員又は輸送量
- 3 両等の種類及び台数
- 4 集合場所及び日時
- 5 その他必要な事項

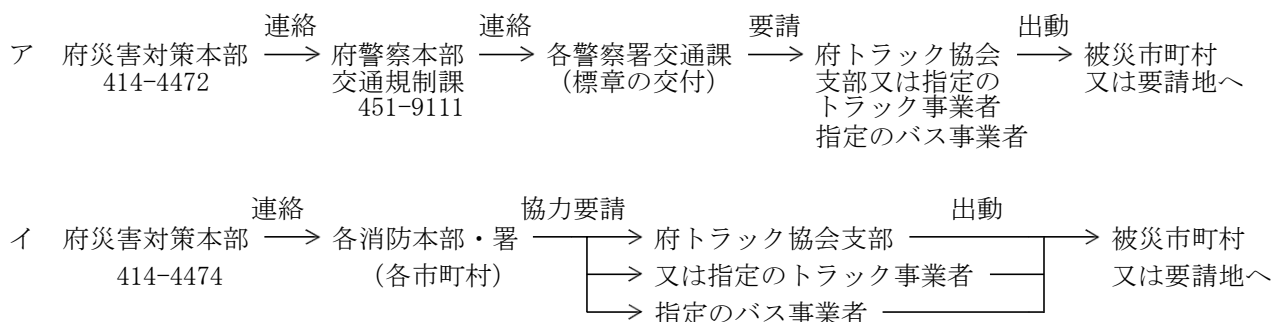
図3.9.1 輸送計画の連絡系統

1 陸上輸送を要請する場合

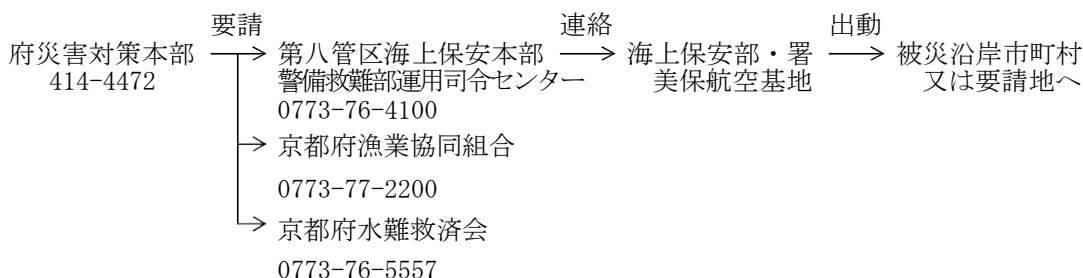
(1) 通常の場合



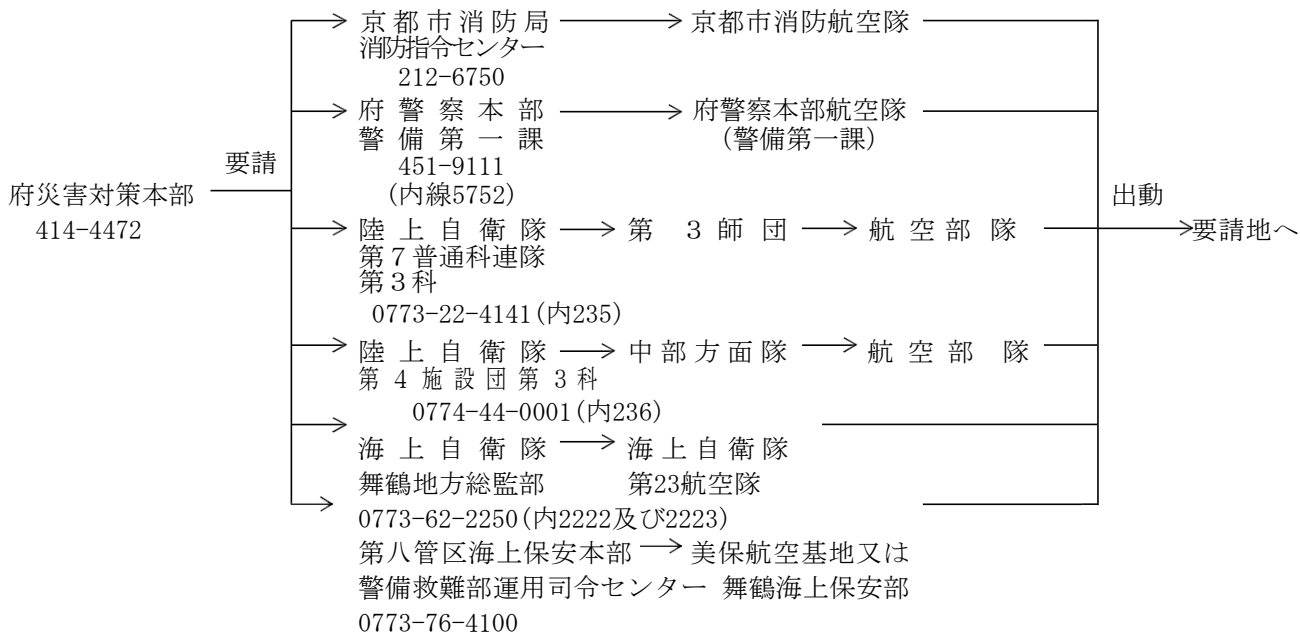
(2) 通信連絡網途絶の場合



2 海上輸送を要請する場合



3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合



注1 陸上自衛隊第4施設団は、京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

第4節 西日本旅客鉄道株式会社

西日本旅客鉄道株式会社は、府等関係機関の要請に基づき、列車の特発、迂回運転、災害応急対策用人員の優先輸送等の必要と認められる措置をとり、その万全を期する。

第5節 緊急通行車両等の取扱い

(府 警 察 本 部)

第1 事務の取扱者

交通規制課長、高速道路交通警察隊長、警察署長及び府〔危機管理部〕（以下、この節において「交通規制課長等」という。）は、災害対策基本法施行令第33条第1項に規定する緊急通行車両等の確認を行う。

第2 確認に関する手続

1 確認の申出

交通規制課長等は、車両の使用者等から、緊急通行車両の確認の申出があった場合は、別添1「別記様式第3（第6条関係）緊急通行車両確認申出書」（以下この節において「確認申出書」という。）及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を提出させるものとする。

2 確認証明書の交付

確認申出書を受理したときは、その申請に係る車両が、第2編第24章第2節に規定する「緊急通行車両として確認を行う車両」に該当する場合は、次の要領によること。

- (1) 別添2「別記様式第1 緊急通行車両確認証明書交付簿」に、各所属別のコード番号を付し所定の事項を記載する。
- (2) 災害対策基本法施行規則の別添3「別記様式第4（第6条の2関係）標章」に所定の事項を記入の上、申請者に交付する。
- (3) 災害対策基本法施行規則の別添4「別記様式第5（第6条の2関係）緊急通行車両確認証明書」に各所属別のコード番号を付し、所定の事項を記載の上、申請者に交付する。

3 事前届出車両の確認

従前の運用（令和5年8月31日まで）に基づき緊急通行車両事前届出証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、届出済証の提示を求めて内容を確認すること。

- (1) 確認申請があった場合は、必要な審査は不要とする。
- (2) 確認申請においては、届出済証を提出させるとともに、別記様式第5（第6条の2関係）緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載させることにより手続を行う。

第3 緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項

緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項については、次のとおりとする。

1 通行を認める区間

緊急通行車両証明書の通行経路欄は、通行を認める区間を必要最小限の範囲とするため、個々具体的に記載すること。

2 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の交付の日から起算して5年後の日にすること。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等からの指定行政機関が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送計画や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該

満了日等が標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とすること。

3 指導事項

その他事案に応じて必要と認める事項

別添 1

別記様式第3(第6条関係)

年　月　日

知事・公安委員会　殿

緊急通行車両確認申出書

申出者　住　所
氏　名

番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
活　動　地　域			
車両の使用 者	住　所	() 局　番	
	氏名又は名称		
緊　急 連絡先	住　所	() 局　番	
	氏　名		
備　考			

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別添 2
別記様式第 1

緊急通行車両確認証明書交付簿

受理年月日	番号標に表示されている番号	車両の使用者氏名 又は名称	交付年月日	交付番号	備考
令和 5 年 9 月 1 日	品川 330 あ 1234	〇〇株式会社代表取締役 社長山田太郎	令和 5 年 9 月 1 日	330011000100001	

別添 3

別記様式第 4 (第 6 条の 2 関係)

15

登録(車両)番号

緊 急

有効期限 年 月 日

21

注 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別添 4

別記様式第 4 (第 6 条の 2 関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 (印)
		公安委員会 (印)
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

第6節 災害救助法による輸送基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第7節 人員及び救助物資等の輸送

第1 人員輸送

広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災者（以下「被災者等」という。）を避難させる必要が生じた場合は、原則として市町村が実施する。府は被災者等の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者等の運送を要請する。

なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者等の保護の実施のために特に必要が認めるときに限り、当該運送を行うべきことを指示する。

第2 救助物資等の輸送

救助物資等の輸送は、府の関係部局がそれぞれの所管に従い、市町村の協力を得て実施する。

第3 輸送機関等の協力

JR及び私鉄等は、車両の増発等を行って府の援助活動に協力する。

第8節 市町村地域防災計画で定める事項

災害時における輸送体制を確立するため、府及び隣接市町村並びに関係機関と密接な連絡協調を図って具体的な対策を定めるものとする。

第1 輸送方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設等の状況を勘案した具体的方法を定める。

第2 車両等の確保

1 市町村車両等の確保

2 車両の要請

市町村内で車両等の確保が困難な場合、府及び隣接市町村へ協力を要請する要領を定める。

3 人力による輸送

へん地あるいは孤立予想地域に対する物資等の輸送については人力による輸送方法を定める。

第3 ヘリコプター発着及び物資投下可能地点の選定

航空機輸送に備えヘリコプター発着地及び物資投下可能地点を選定し、その場所、面積等必要事項を定める。

第10章 交通規制に関する計画

近畿地方整備局
府警察本部
第八管区海上保安本部
府農林水産部
府建設交通部
府港湾局
西日本高速道路株式会社
京都府道路公社

第1節 計画の方針

地震災害時における交通の安全と円滑を確保するための交通規制、標示、道路標識及び航路標識の設置、交通情報の収集、広報及び渋滞対策についてその要領を定める。

第2節 交通規制対策

第1 関係機関の対策

1 府警察本部等の対策

- (1) 公安委員会は、災害対策基本法（以下この章において「法」という。）第76条に基づき、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- (2) 高速道路交通警察隊長及び被災地域に隣接し、又は近接する地域を管轄する警察署長（以下この項において「高速隊長等」という。）は、災害の発生を認知した場合は、法に基づく交通規制が実施されるまでの間、道路交通法に基づく交通規制を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に必要な人員を配置して一般車両（法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。以下この節において同じ。）の被災地域内への流入抑制措置をとる。
高速隊長等は、災害の規模、事態の推移を勘案して、さらに規制区域を拡大する必要があると認めた場合は、速やかに、道路交通法に基づく交通規制を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に人員を配置して一般車両の被災地域内への流入抑制措置をとる。
- (3) 公安委員会は、被災地及びその周辺における被災状況等を勘案の上、速やかに、緊急交通路を指定し、法第76条第1項（以下この節において「法交通規制」という。）の指定による通行の禁止又は制限を実施する。
- (4) 警察は、法交通規制を実施した場合において、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めるときは、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。
- (5) 法第76条の3の規定により、警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行のため、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる。
- (6) 警察は、(3)の規定により緊急交通路の指定を行うために必要がある場合には、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、法第76条の6に規定する区間を指定、車両等の所有者等に対する道路外への移動命令又は道路管理者、港湾管理者もしくは漁港管理者による措置等をとるべきことについて要請する。

- (7) 災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員は、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行のため、警察官がその場にいない場合に限り(5)の規定を準用することができる。

この場合において、管轄警察署長にこの旨を通知しなければならない。

- (8) 警察は、知事の支援要請があった場合は、一般社団法人京都府警備業界の協力による、出動警備員の支援を得て法交通規制を実施する。
- (9) 警察は、人命救助等の災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合は、道路等の復旧状況及び復旧・復興に必要な交通需要を勘案の上、法交通規制を解除する。

2 府建設交通部及び府港湾局

- (1) 地震災害による道路の破損欠壊、その理由により道路交通が危険であると認められる場合、京都府管理道路のうち、道路法上の道路については土木事務所長が、港湾法上の道路については港湾局長が道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、あらかじめ制限の対象区間、期間及びその理由を所轄警察署長に通知し、必要な措置を実施したうえ、それぞれがただちに災害対策本部道路班（道路管理課）及び港湾班（港湾局）並びに災害対策本部に報告する。
- (2) 地震災害時に、土木事務所長及び港湾局長は、それぞれが管理する道路に車両等が停止し、又は著しく停滞し、緊急通行車両の通行を妨げ災害応急対策の実施に支障のおそれがあり、緊急通行車両の通行確保が必要な場合は、区間を指定し、当該車両等の所有者等に対し、道路外へ移動するなどの命令を行う。また、命令を受けた者が措置をとらない場合や、当該車両等の所有者等が現場にいない場合などにおいて、自ら車両等の移動等を行う。

3 府農林水産部

災害時に、水産事務所長は、知事管理道路（府管理漁港に係るものに限る。）に車両等が停止し、又は著しく停滞し、緊急通行車両の通行を妨げ災害応急対策の実施に支障のおそれがあり、緊急通行車両の通行確保が必要な場合は、区間を指定し、当該車両等の所有者等に対し、道路外へ移動するなどの命令を行う。また、命令を受けた者が措置をとらない場合や、当該車両等の所有者等が現場にいない場合などにおいて、自ら車両等の移動等を行う。

4 第八管区海上保安本部

- (1) 災害により水路の損壊、沈没等のため船舶の航行に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止を行う。
- (2) 湾内における危険物等積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (3) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止、取り止め等事故防止に必要な指導を行う。

5 西日本高速道路株式会社

災害、異常気象等により高速道路等の通行が危険と認められる場合は、西日本高速道路株式会社関西支社はその状況に応じ、表3.10.1に基づき通行規制を行う。

6 京都府道路公社

災害・異常気象等により山陰近畿自動車道の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社がその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を表3.10.2「山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領」に示す。

第2 交通処理

1 交通量の多い場合

- (1) 規制区域内においては、ロープ、パイプ、さく等の資機材を活用する。
- (2) 運転者が車両を離れるときは、ドアの鍵をかけないよう広報する。
- (3) 道路の中央付近に放置された車両については、手段をつくして道路の左側へ寄せる。
- (4) 混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地、その他車両の収容可能な場所があるときは、

道路上の車両をできるだけそこへ収容して、車道を空けるように努める。

- (5) 交通規制及び交通整理に当たっては、現場の運転者等の協力を求めるなど適切な措置をする。
- (6) 運転者に対しては、ラジオの交通情報の傍受に努め、現場の警察官及びラジオによる交通規制の指示に従うよう広報する。
- (7) 規制区域内の住民に対しては、絶対に家財道具等を道路に持ち出さないように指導する。
- (8) 被災者と緊急通行車両等が混雑した場合においては、被災者を優先して誘導するよう措置する。
- (9) 避難誘導に際しては、主要交差点、車両と被災者との境界部に特に配慮して避難誘導を確保するとともに、被災者の混乱による事故防止に努める。

2 交通量の少ない場合

規制の方法は、前記の「1 交通量の多い場合」に準じて行うが、これ以外に以下の事項に留意する。

- (1) 警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。
- (2) 情報板等の資機材を活用し、必要な広報を積極的に行う。
- (3) 自動車を用いて避難することが予想されるので、自動車による避難は絶対にやめさせる。

第3節 標示及び航路標識の設置

第1 府警察本部の対策

- 1 災害対策基本法施行令第32条第1項に規定する「緊急通行車両以外の車両通行止」は、原則として、災害対策基本法施行規則第5条第1項に規定する標示を設置して行う。
- 2 う回路を設定したときは、これを明示した立看板等を設置するほか、道路管理者の設置する道路標識、立看板等を併設する。
- 3 「緊急通行車両以外の車両通行止」の標示は、警察本部及び警察署にあらかじめ備え付けておく。

第2 第八管区海上保安本部

航路標識が破損又は流失した場合は、すみやかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4節 交通情報の収集及び提供

第1 府警察本部の対策

1 交通情報の収集

災害の発生に伴う交通障害が発生したときは、直ちに、次の諸計画に基づいて迅速かつ的確な交通実態の把握に努める。

- (1) 交通障害発生箇所へ交通班員を派遣し、現場視察を行うこと。
- (2) 交通管制センターにおいては現地警察署又は道路管理者等から、定時又は不定時に道路交通の状況等の道路交通情報を収集する。
- (3) 管下各警察署、高速道路交通警察隊から道路交通の状況及びとられた対策並びに道路の復旧工事の見通しについて報告させること。
- (4) 近畿管区警察局交通担当課（高速道路管理室を含む。）、隣接府県警察本部交通規制担当課（交通管制

担当課を含む。）、一般国道・府道・京都市道・高速道路自動車道等の道路管理者、日本道路交通情報センター並びに各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の交換に努めること。

- (5) 収集した情報は、つねに明確に把握できるように整理しておくこと。

2 交通情報の部外広報

交通情報の部外広報については、次の要領により、交通規制の実施状況及び解除の見通し・う回路・交通渋滞状況等について、迅速かつ的確に広報活動を行う。

- (1) ラジオ、テレビの各社に臨時情報を提供し、交通情報の放送（映）を依頼する。
- (2) 記者クラブ所属各新聞社に随時情報を提供し、交通情報を記事とするよう要請する。
- (3) 府交通安全協会、府バス協会、府トラック協会、府乗用自動車協会、府自家用自動車協会等交通関係機関団体に随時関係情報を提供し、さん下各企業体運転者にその周知徹底方を依頼する。
- (4) 広報車、交通機動隊、高速道路交通警察隊、自動車警ら隊及び警察署のパトカーなどにより交通情報を広報する。
- (5) 府民からの交通情報の照会に対しては、直接応答、又は電話応答装置（テレガイド）などにより適切に回答する。
- (6) 沿道住民及び通行車両等に対しては、交通情報提供装置、立看板の設置及び交通規制図の配布等により、交通情報及び交通規制の周知徹底を図る。

第2 府建設交通部の対策

土木事務所長は管内道路の被害状況について道路パトロールの強化による情報の収集及び市町村あるいは学校等よりの情報により、ただちに災害対策本部（道路班）に報告するとともにその被害の程度を確認のうえ、その詳細を報告する。

災害対策本部（道路班）は前記の報告を受けたときは、ただちにその善後措置の方法について関係機関に通報し、交通の危険防止に必要な措置を行う。

第3 第八管区海上保安本部の対策

航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、航行警報を放送するとともに必要に応じて安全通報により周知する。

第5節 道路通行規制要領

各高速道路管理者は、下表の規制基準に基づき、的確な道路通行規制の実施に努める。

また、高速道路管理者は警察と道路における安全の確保と一般交通に及ぼす影響等を協議の上、通行規制区間の道路状況及び解除に向けた作業状況について適宜情報共有し、共通の認識を持って、より一層の早期通行規制解除に努めることとし、規制区間における安全確認ができたところから順次、段階的な解除を行うものとし、安全確認状況や規制解除時期の目安など情報提供の充実に努める。

なお、府は、災害対策上必要と判断した場合、高速道路管理者との協定等に基づき、通行規制区間における緊急車両の通行を要請する。

以下に地震時における道路通行規制の基準・態勢を示す。

第6節 渋滞対策

第1 近畿地方整備局

近畿地方整備局は、大規模災害発生後の、復旧活動、経済活動及び日常生活に対する交通混乱の影響を最小限に留めるため、必要に応じて京都府災害時渋滞対策協議会を設置するとともに、関係者の参加を要請することができる。

第2 府建設交通部

府建設交通部は、自ら必要と認めた時又は市町村から要請があった時は、近畿地方整備局に京都府災害時渋滞対策協議会の開催を要請することができる。

第3 京都府災害時渋滞対策協議会の構成員

京都府災害時渋滞対策協議会において、協議、調整を行った施策の実施に当たり、検討会の構成員は相互協力を行う。

※ 京都府災害時渋滞対策協議会の構成員

- ・関係道路管理者
- ・府警察本部
- ・道路利用者団体

表3. 10. 1 西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準

1) 降 雨

道路名	規制内容	規 制 基 準	
		地 震	降 雨
名神高速道路			
竜王 ～京都東	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 130mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 250mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 180mm に達した後、50mm/h の降雨
京都東 ～豊中	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 150mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 280mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 200mm に達した後、50mm/h の降雨
新名神高速道路			
八幡京田辺 ～城陽	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし
舞鶴若狭自動車道			
三田西 ～福知山	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 200mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 130mm に達した後、45mm/h の降雨
福知山 ～綾部	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 150mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 130mm に達した後、45mm/h の降雨
綾部 ～舞鶴東	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 210mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 120mm に達した後、40mm/h の降雨
舞鶴東 ～大飯高浜	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 210mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 120mm に達した後、40mm/h の降雨
京都縦貫自動車道			
大山崎 JCT ～長岡京	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし
長岡京 ～沓掛	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 170mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 300mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 220mm に達した後、45mm/h の降雨
沓掛IC	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 210mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 150mm に達した後、35mm/h の降雨
沓掛 ～千代川	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 170mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 300mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 220mm に達した後、50mm/h の降雨
千代川 ～丹波	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 120mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 260mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 160mm に達した後、40mm/h の降雨
丹波 ～京丹波わち	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 60mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 130mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 90mm に達した後、30mm/h の降雨
京丹波わち ～舞鶴大江	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 45mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 165mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 85mm に達した後、40mm/h の降雨
舞鶴大江 ～宮津天橋立	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●

		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 180mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 100mm に達した後、50mm/h の降雨
京奈和自動車道（京奈道路）				
城陽 ～田辺北 田辺北 ～木津	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし	
	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし	
	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 90mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 200mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 140mm に達した後、45mm/h の降雨	
京滋バイパス				
瀬田東 ～宇治西 宇治西 ～大山崎 JCT	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 130mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 240mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 180mm に達した後、50mm/h の降雨	
	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし	
	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし	
第二京阪道路				
鴨川東 ～八幡東 八幡東 ～交野東	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし	
	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし	
	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし	
	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし	

※令和 7 年 2 月 1 日時点

※規制基準は適宜見直しを行う場合がある。

表3.10.2 山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領

交通規制基準

区 分	通 行 規 制		通 行 止 め	
	地 震	そ の 他	地 震	そ の 他
山陰近畿自動車道（宮津天橋立IC～京丹後大宮IC）	計測震度 4.0以上 5.0未満	・VI値30%以下は50km/h速度 規制協議	計測震度 5.0以上	・VI値10%以下は通行止め協議

第11章 避難に関する計画

(各機関)

第1節 避難の方針

災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

府民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、府民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、あらかじめ設定していた自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市町村から避難指示が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

このため、市町村は、府民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に高齢者等避難等を発令し、周知を徹底することとする。

第2節 避難の指示、緊急安全確保

第1 実施責任者

1 避難のための立ち退きの勧告及び指示

- (1) 市町村長（災対法第60条）
- (2) 知事（災対法第60条）

2 避難の指示

- (1) 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- (2) 水防管理者（水防法第29条）
- (3) 警察官（災対法第61条、警察官職務執行法第4条）
- (4) 海上保安官（災対法第61条、海上保安庁法第18条）
- (5) 自衛官（自衛隊法第94条）

第2 避難の指示、緊急安全確保

1 市町村長の指示

地震・津波災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。また、必要なときは立退き先も指示する。

さらに、既に災害が発生している状況であれば、命を守るための最善の行動を取るよう促す。

なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定する。

府、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

市町村長は、指示、緊急安全確保を発令したときは速やかに知事に報告する。

報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。

また、市町村長による避難の指示ができないとき又は市町村長から要請があったときには、警察官、海上保安官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。

これらの連絡系統は図3.11.1のとおりである。

2 知事の指示

- (1) 災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が当該市町村長に代わって1の全部又は一部を実施する。
- (2) 知事は、市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。
- (3) 知事は、1の市町村がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継ぐ。
- (4) 知事は、市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長に通知する。

3 警察官の指示（災対法第61条）

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、警察官は自ら避難を指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市町村長に通知する。

4 海上保安官の指示（災対法第61条）

- (1) 地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、海上保安官は自ら避難を指示する。
- (2) この場合、海上保安官は直ちにその旨市町村長に通知する。
- (3) 第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部の指導

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められる事態においては第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部は次の指導連絡を行う。

- ア 在港船舶に対する避難指示指導
- イ 航行中の船舶に対する通報連絡
- ウ 遊泳者・磯釣者に対する通報連絡

5 自衛官の指示（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置をする。

6 洪水のための指示（水防法第29条）

災害に伴う洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた府の職員又は水防管理者は、立退き又はその準備を指示する。水防管理者が指示する場合には当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

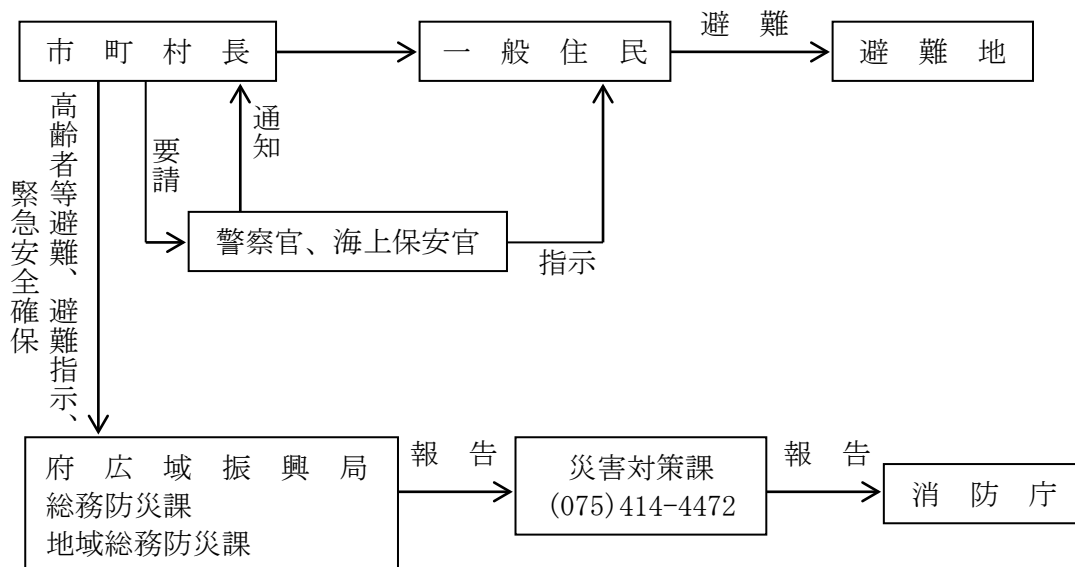
7 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

災害に伴う地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた職員は必要と認める区域内の居住者に対し、避難を指示する。この場合、当該地区を管轄する警察署長にその旨を通知する。

第3 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条の規定に従い市町村長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立入りを制限することができる。また、同条第2項及び第3項並びに第73条の規定に従い警察官、海上保安官、自衛官又は知事は、市町村長の代行をすることができる。

図3.11.1 避難指示等の連絡系統
高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保



第3節 避難の周知徹底

第1 避難の指示等の伝達方法

- 1 避難の指示等をする者は、次の内容を明示して実施する。
 - (1) 避難対象地域
 - (2) 適切な避難行動のあり方（立ち退き避難、屋内安全確保又は緊急安全確保）
 - (3) 避難先
 - (4) 避難経路
 - (5) 避難指示等の理由
 - (6) その他必要な事項
- 2 住民への周知徹底は、広報無線、消防無線、拡声装置、携帯電話、メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ホームページ等によるほか、あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。
- 3 できるだけ住民を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告する。
- 4 府及び市町村は、住民の円滑な避難を促すよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況、混雑状況をホームページ等で周知するものとする。

第4節 避難の誘導及び移送等

避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則であるが、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

市町村は、災害時には避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、市町村防災計画に定める避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

第1 避難の順序

- 1 避難、立退き誘導に当たっては、避難行動要支援者及び病傷人等を優先して行う。
- 2 災害が発生した時に、先に災害を受けると予想される地域住民者の避難を優先する。

第2 移送の方法

- 1 避難、立退きに際する移動及び輸送は、避難者が各自で行うことを原則とするが、自力では不可能な場合には、市町村が車両、舟艇等を配置して行う。
- 2 被災地が広範囲にわたって大規模な移送を必要とし、市町村において処置できない時は、関係支部へ連絡して応援要請する。

第3 携帯品の制限等

避難、立退きに当たっての携帯品は、必要最小限度（貴重品、食糧、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な移動ができるよう指導する。

ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については十分配慮する。

第5節 二次災害の防止

地震等の災害により建築物又は宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施することにより、居住者等に注意を喚起するものとする。

第6節 避難所の開設等

第1 避難所の開設

市町村長は災害の状況により必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図り、被災者を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市町村長が実施する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、被災市町村と連携のうえ、府は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、避難を必要とする地域住民や要配慮者等に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

第2 避難所の運営管理等

- 1 市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、開設が長期化した場合に備え、あらかじめや市町村と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方法等についてのルールを明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与

する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- 2 避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅避難者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行う。なお、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、情報の把握に努めるものとする。また、在宅避難者等については、高齢者、障害者等多様な特性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、平常時から把握している情報や被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市町村に提供するものとする。
- 3 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、防災井戸等による生活用水の確保、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

なお、トイレの設置にあたっては、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。

併せて、必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）に基づき、飼い主等からの家庭動物の一時預かりの要望への対応や、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について、獣医師会等とも連携のうえ検討し、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

- 4 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。
- 5 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 6 府及び市町村は、在宅避難者や、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達、在宅避難者等が利用しやすい場所に支援のための拠点を設置すること等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- 7 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

第3 災害救助法による避難所開設基準等

1 対象

災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者

2 設置方法

学校、公会堂、神社、仏閣、旅館等の既存の建物を利用するのが普通とするが、これがない場合は野外に仮設した幕舎、バラックを仮設する。

3 開設期間

災害発生から7日間

第4 災害救助法による福祉避難所開設基準等

1 対 象

高齢者、障害者、乳幼児等避難所生活に何らかの支障をきたす者

2 設置方法

社会福祉施設等を利用して設置するが、この施設等が不足する場合は、公的な宿泊施設又は、旅館等を利用する。

3 開設時期

災害発生から7日間

第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応

1 市町村は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。

2 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携や、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するなどして、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

3 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーティションで区切るなどの工夫をする。

4 市町村は、自宅療養者を受け入れる場合は、上記対応のほか、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難所運営者及び避難者支援と情報共有する。

第7節 避難者健康対策

（府健康福祉部）

第1 活動の方針

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。

第2 実施責任者

避難者の健康対策は、関係機関の協力を得て、府及び市町村がそれぞれの役割に応じ連携し実施する。

第3 支援活動体制及び活動内容

発災時には、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織する。保健医療福祉調整本部においては、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「京都府災害時保健活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。

また、災害派遣福祉チーム（DWA T）、災害リハビリテーション支援チーム（J R A T）及び日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。

1 支援体制の企画・調整活動

ア 災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等を活用して、保健活動に関する情報収集等を行い、被災者の健康管理のために必要なスタッフの派遣を調整し、居宅及び避難所の支援体制を確立する。

- イ 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。
 - ウ 救護所や災害派遣精神チーム（D P A T）等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。
 - エ 支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。
 - オ 必要物品・設備の点検、整備及び調整を行う。
- 2 災害発生時から復興期までの支援活動
- 災害時の支援活動は、災害発生時から復興期までフェーズ0からフェーズ5までの6段階に分けて時期に応じた活動を実施する。
- (1) 概ね災害発生後24時間以内（フェーズ0 初動体制の確立）
 - ア 保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集する。
 - イ 災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保を行う。
 - (2) 概ね災害発生後72時間以内（フェーズ1 緊急対策期）
 - ア 被災地の健康被害状況に基づき、国に派遣チームの派遣を要請し、支援体制を整備する。
 - イ 被災者リストを作成し、避難者の健康実態、衛生状態などの生活実態、栄養状態等について調査し、災害保健活動の方針を決定する。
 - ウ 避難者の健康課題や要配慮者の早期発見を行い、避難所等の環境整備や適切な場所への移動を支援し、感染症や疾病の重症化等二次的な健康被害を予防する。
 - エ 医療・看護・介護・リハビリテーションチーム等と連携し、避難生活における医療継続の体制整備を行う。
 - オ 感染症、エコノミー症候群、フレイル予防等保健・医療・福祉に関する情報提供を行う。
 - カ 各府保健所に精神科救護所を設置するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを構成し、各避難所等において巡回指導を行う。
 - キ 医療機関の開設情報、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神障害者健康福祉総合センターに情報センターを設置する。
 - (3) 災害発生後概ね3日～2週間（フェーズ2 応急対策期 避難所が中心）
 - ア 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりなど、自主的な避難所運営に移行できるよう支援する。
 - イ 避難所での健康管理、感染症予防、環境調整、食品衛生管理、集団生活によるストレス状況への対応に留意し、派遣チーム・専門家チーム等との連携・情報共有を十分に行う。
 - (4) 災害発生後概ね2週間から2か月（フェーズ3 応急対策期 避難所から仮設住宅入居まで）
 - ア 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実行する。
 - イ 避難所から仮設住宅入居又は自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。
 - ウ 被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、医療・保健・福祉の関係者で構成する支援組織を編成し、巡回相談や相談電話を実施する。
 - エ 連絡調整員（精神保健福祉相談員や保健師等により構成）を設置し、専門的なケアを必要とする者へ支援活動体制を確保する。
 - (5) 災害発生後概ね2か月から1年まで（フェーズ4 復旧・復興対策期）
 - ア 新たなコミュニティの再生及び生活環境の調整に向けた支援を行う。
 - イ 健康調査を実施し、各種健康相談やサロン活動を早期に実施し、孤独死や閉じこもりを予防する。
 - ウ 応援・派遣保健師等の調整、終了時期の検討等通常業務の再開と生活再建に向けた活動支援の計画・実施を行う。
 - (6) 災害発生後概ね1年以降（フェーズ5 復興支援期）
 - ア 住み慣れてきた復興住宅から、再び移動することに伴う生活不安や新たな健康問題を支援する。

イ 被災自治体職員や外部支援者へのこころのケアと健康管理を継続的に行う。

第4 精神保健対策の実施

1 医療を必要とする避難者への対策

(1) 精神科救護所の設置

医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、各府保健所に精神科救護所を設置（必要に応じて、他府県に精神科医療チームの派遣を要請）するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを編成し、各避難所等において巡回診療を行う。

(2) 診療情報の管理

医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。

情報センターは、当該センターに集約された情報を府保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療中断した被災患者等の医療の確保に資する。

2 被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策

(1) 関係者による支援組織の編成

府精神保健福祉総合センターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を検討・実施するとともに府保健所、市町村等が行う活動を支援する。

ア 知識の普及・啓発

イ 巡回相談の実施

ウ 相談電話の設置

エ アルコール問題等への対応

(2) 専門的なケアを必要とする者への支援

専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員（精神保健福祉相談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

(3) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣

災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ災害派遣精神医療チーム（DPAT）（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。

第8節 広域避難

第1 府内における広域避難

1 市町村

(1) 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。

(2) 市町村は、府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。

2 協議先市町村

- (1) 協議を受けた市町村は、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

3 府

- (1) 府は、市町村から、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行う等必要な協力を行うよう努める。

第2 府外における広域避難

1 市町村

- (1) 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、他の都道府県における広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議するよう求めることができる。

2 府

- (1) 府は、他の都道府県における広域避難の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、居住者等の受入れについて広域避難の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。
- (2) 府は、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、協議する。

第3 他の都道府県から協議を受けた場合

1 府

- (1) 府は、他の都道府県から居住者等の受入れについて協議を受けたときは、府内の状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。

2 市町村

- (1) 市町村は、府から1の協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

第4 居住者等に対する情報提供と支援

- 1 市町村は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- 2 広域避難を受け入れた市町村は、市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第9節 広域一時滞在

第1 府内における広域一時滞在

1 被災市町村

- (1) 被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。
- (2) 被災市町村は、府に対し、広域一時滞りの協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞りに関する事項について助言を求めることができる。

2 協議先市町村

- (1) 協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

3 府

- (1) 府は、被災市町村から、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行う等必要な協力を行うよう努める。

第2 府外における広域一時滞在

1 被災市町村

- (1) 被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府と協議の上、他の都道府県における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

2 府

- (1) 府は、他の都道府県における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在有の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。
- (2) 府は、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。

第3 他の都道府県から協議を受けた場合

1 府

- (1) 府は、他の都道府県から被災住民の受入れについて協議を受けたときは、府内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。

2 市町村

- (1) 市町村は、府から1の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

第4 被災住民に対する情報提供と支援

- 1 被災市町村は、広域一時滞在有を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在有を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- 2 広域一時滞在有を受け入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第10節 被災者への情報伝達活動

第1 被災者への情報提供

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報につ

いては紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、被災者が自ら被害や避難情報等を収集できるよう、大規模災害が発生した場合は、公衆無線LANのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について各通信事業者に要請し、通信環境を確保する。

第2 安否不明者等の氏名公表

1 市町村

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

2 京都府

- (1) 府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。
- (2) 府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第11節 駅、地下街における避難計画

駅、地下街においては、大規模地震や火災等による災害が発生した時は、施設の利用客の迅速かつ的確な避難誘導を行うとともに、施設の混乱を防止して災害応急対策に万全を期さなければならない。

第1 発災時の応急体制の整備

災害が発生した場合に、府及び関係防災機関は、被害情報の迅速な伝達とともに、応急対策を行うための体制を整備する。

1 府の活動体制

第3編第1章第3節第2「災害警戒本部の設置等」に基づき、災害警戒に当たるとともに、災害の規模に応じて、同「府災害対策本部の組織等」、緊急消防援助隊又は警察災害派遣隊の派遣要請、一般計画編第31章「職員派遣要請及び府職員の応援計画」に基づく指定行政機関、指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣要請を行うものとする。

2 府警察本部の活動体制

- (1) 対策本部等の設置
- (2) 鉄道及び地下街管理者並びに関係事業者との連携強化
- (3) 被害情報等の収集
- (4) 避難誘導、救出・救助活動

3 市町村等の活動体制

- (1) 災害対策本部等の設置
- (2) 鉄道及び地下街管理者並びに関係事業者との連絡調整
- (3) 被害情報等の収集
- (4) 消火・救助・救護活動

4 鉄道事業者の活動体制

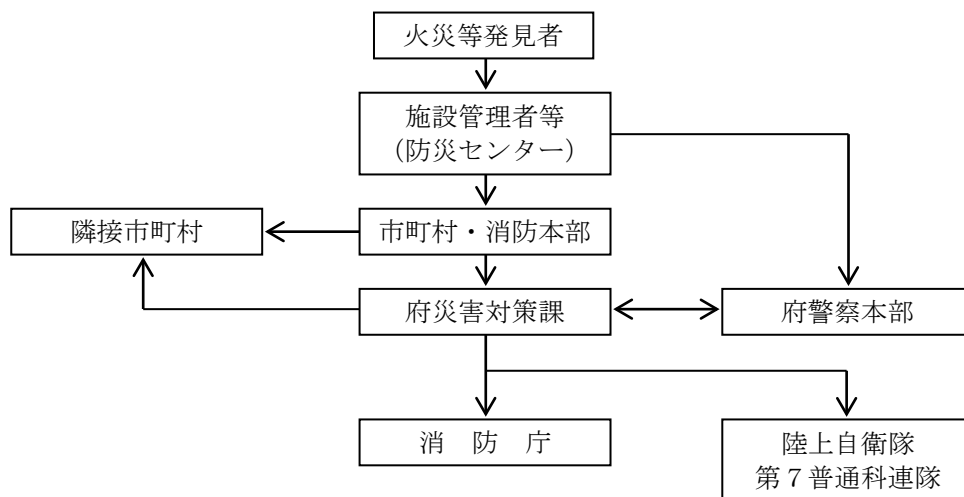
- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 情報連絡体制の確立

(3) 鉄道関係各業種従事者の駅従事者に対する活動支援

5 地下街管理者の通報連絡体制の確立

- (1) 防災センターと消防機関等との通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集・連絡の系統図は次のとおりである。

(別図) 通報連絡系統図



第2 関係事業者の応急対策

1 鉄道事業者の応急対策

災害が発生した場合には被害を最小限にとどめ、速やかに災害復旧に当たり、旅客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

2 地下街管理者の応急対策

- (1) 市町村、消防本部及び府警察本部に被害情報等を伝達する。
- (2) 停電に対して自家発電による非常電源への切替を行う。
- (3) 自衛消防組織等による消火、救助救出活動を指示する。

3 地下街事業者の応急対策

- (1) 自衛消防組織等が消火、救助救出活動、被災者の搬送に当たる。
- (2) 被害状況等について地下街管理者に連絡する。

4 関西電力(株)及び関西電力送配電(株)の応急対策

- (1) 電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
- (2) 二次災害の防止に配慮しながら、電力供給施設の応急復旧に努める。

5 大阪ガス(株)および大阪ガスネットワーク(株)の応急対策

- (1) 災害時に、災害の拡大を防止するためにガス供給を停止する。
- (2) 二次被害の防止に配慮しながら、ガス供給施設の復旧を行う。

第3 駅及び地下街利用者の避難誘導

1 市町村等の活動

市町村長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、駅及び地下街の利用者等に対して避難の指示を行う。

2 鉄道事業者の活動

- (1) 駅構内の案内放送を活用して鉄道利用者等に対して避難を呼び掛ける。
- (2) 従業者等が列車内、駅構内のプラットフォーム、改札口、切符売り場、待合室等の適所に分かれて、乗客、避難者、滞留者等を安全な避難場所へ誘導する。その際、要配慮者の避難を優先する。
- (3) 他の鉄道機関、消防機関及び府警察本部との連絡調整を行い、滞留者等に対して代替交通機関を手配する他、避難場所への迅速かつ的確な誘導に努める。
- (4) 交通機関等の停止を伴う場合は災害情報の提供を行う。
- (5) 事業従事者に対する防災研修等を実施して、復興時の迅速かつ的確な避難誘導を図る。

3 地下街管理者の活動

- (1) 構内放送を活用して地下街利用者に避難を呼び掛ける。
- (2) 自衛消防組織等の避難誘導班に避難誘導の指示を行う。
- (3) 市町村、消防機関及び府警察本部との連絡調整を行い、従業者に対して利用者を安全な場所へ避難誘導するよう指示する。

4 地下街事業者の活動

- (1) 自衛消防組織等の避難誘導班を中心に従業員が地下街の非常口、避難階段、通路等に配置して利用者の避難誘導を行うとともに、災害現場に近い者及び要配慮者を優先して速やかに避難場所に誘導する
- (2) 防災資機材を活用して、利用者等に対して避難を呼び掛ける。
- (3) 従業者は、来店者等が発災時にパニックに陥り避難経路に殺到しないように避難経路の適所に配置して、冷静かつ速やかに避難場所へ誘導する。その際、発災現場に近い者及び要配慮者を優先して避難させるよう努める。

第12節 車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。

第1 市町村市町村は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

第2 府

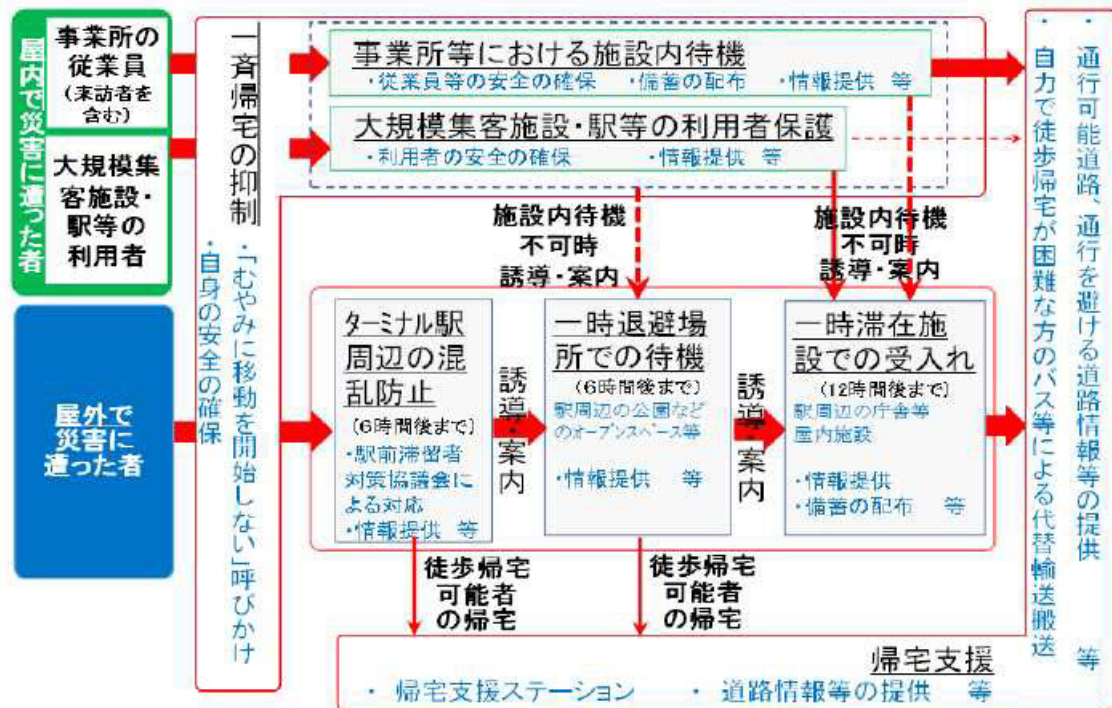
府は、人的・物的支援や、関係機関(国・府内市町村・全国知事会・関西広域連合等)への支援要請・調整などにより、市町村業務を支援する。

第12章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

府及び市町村等は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、ターミナル駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

(大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ)



第2節 計画の内容

第1 観光客・帰宅困難者への広報

- 1 発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」ことの広報
出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいずれか近い方に向かうことの広報
- 2 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

第2 交通情報の提供及び一時退避場所・一時滞在施設等の提供

- 1 駅での情報提供
 - (1) 駅構内・駅周辺の滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の情報を多言語により提供し、混乱を防止する。
 - (2) 災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。
 - (3) 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。
- 2 一時退避場所の開設
 - (1) ターミナル駅や観光地周辺における混乱を防ぐため、市町村は府と連携し、オープンスペースや公園、寺社等を一時退避場所として開設する。

(2) 一時退避場所では、道路、交通及び一時滞在施設等の情報を発信する。

3 一時滞在施設等の開設

(1) 帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市町村は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。

なお、被災市町村と連携のうえ、府は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。

(2) 一時滞在施設では、道路・交通等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、飲料水、毛布、トイレ等を提供する。

(3) 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、要援護者（高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦）の受入を優先する。

第3 災害時帰宅支援ステーションの開設

災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

なお、自宅が近く徒歩で帰宅が可能な者は、直ちに徒歩帰宅することが想定されることから、発災直後から災害時帰宅支援ステーションを立ち上げ、徒歩帰宅者へ支援を行うこととする。

1 水道水・トイレ等の提供

2 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

第4 ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等

府内のホテル・旅館業者、旅行者等に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時滞在施設として一時収容を要請する。

第5 各機関、団体の役割

機関名	内 容
府	○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理webを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供する。 ○緊急速報メールによる注意喚起 ○帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○避難誘導・交通規制
市町村	○駅周辺の一時的退避場所、一時滞在施設等の情報提供 ○一時退避場所、一時滞在施設の開設・運営 ○観光関係団体との連携
関西広域連合 ・隣接府県	○府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供
近畿運輸局	○所管区域の総合的な交通の情報提供 ○代替輸送の速やかな認可
鉄道事業者	○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 ○バス等による代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携

観光協会、旅行会社 ホテル・旅館業者	○ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他関連情報を集約し、外国人を含む観光客に提供
西日本電信電話 株式会社	○災害用伝言ダイヤル（１７１）の運用 ○特設公衆電話の設置
ラジオ、テレビ等 放送報道機関	○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 （府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難対応）
大規模集客施設・ 駅等の事業者	○利用者を施設内や安全な場所で保護 ○施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ案内

第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画

第1節 食料供給計画

(府危機管理部・府健康福祉部・府農林水産部・府建設交通部)

第1 計画の方針

被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、調達・供給その他必要な事項を定める。
被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2 実施責任者

食料の供給は、市町村が行うものとする。府は、被災市町村の要請があった場合又は必要と認める場合、隣接市町村等関係機関の協力を求め、必要な措置を実施する。

市町村及び府は、第2編第9章の計画に定めるところの調達・供給体制を速やかに確立する。

なお、災害救助法を適用した場合は、知事又は知事の通知に基づき市町村長が実施する。

第3 給食に必要な食料の確保

1 食品の調達

知事は、市町村長からの要請があった場合、実費であつ旋するものとする。

また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産省に食品の調達を要請するものとする。

2 災害時における米穀の調達

- (1) 市町村長は、当該市町村内の米穀小売業者からの調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を、府広域振興局長を経由して、知事に要請する。
- (2) 知事は、(1)の要請を受けた場合、「農林水産省防災業務計画」に基づき、近畿農政局長と連携し、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、米穀の供給支援を要請する。
- (3) 知事から要請を受けた農産局長は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売り渡しを要請する。

3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

- (1) 市町村長（京都市長を除く。以下、この項において同じ。）は、給食に必要な米穀の数量を知事に報告するものとする。なお、京都市は知事と事前調整を行う。
- (2) (1)の報告を受けた知事は、2による米穀の確保に努め、それでも確保が困難な場合には、「基本要領の定めるところにより、農産局長に対して政府所有米穀の供給を要請する。
- (3) 市町村長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。
この場合、市町村長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。
- (4) 政府所有米穀の供給についての手続きは「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、次のとおりとする。

ア 農産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。

イ 知事は、農産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。

ウ 知事又は知事の指定する引取人は、農産局長から指示された受託事業体から、災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、玄米の場合は、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市町村長に対して供給を行うものとする。

エ 被災地が交通通信の途絶により孤立した場合には、市町村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農産局長に対して文書等で要請を行うことができる。この場合、市町村長は連絡のつき次第、その旨を知事に報告しなければならない。

オ 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であつて、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、イにかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。

4 要請・連絡系統

米穀、乾パン・乾燥米飯、その他食品の要請・調達・あつ旋等の連絡系統は第2編第9章第2節に示すとおりである。

第4 食料供給の方法

1 食料の供給系統

- (1) 市町村があらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を經由して避難所等に輸送、供給する。
- (2) 災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資（府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。）について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点到輸送する。なお、市町村の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠手の代替に努める。また、救援物資の支援要請に当たっては、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。
- (3) 府は、府の広域物資輸送拠手が被災すること等により使用不能に陥った場合、又は、物資の滞留により円滑な物資供給を行うことができない場合には、関西広域連合に対し、代替施設として、救護物資の受け入れ等の役割を担う基幹的物資供給(0(ゼロ)次物資拠手)を開設するよう要請する。
- (4) 府は宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

2 食料供給の対象者

- (1) 避難所、救護所等に収容されている被災者
- (2) 住家被害で炊事のできない被災者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

3 食料供給の内容

炊出し、乾パン、給食業者からの米飯及びその他の食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努めるとともに、高齢者など配慮を必要とする者について適切な食料が供給されるよう努める。

第5 食料の輸送

食料の輸送は、事情の許す限り当該物資の調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。

第6 災害救助法による炊出しその他食品の給与基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第7 家畜飼料の供給

災害予防計画に基づき、災害地域周辺の農業協同組合等の取扱団体に備蓄された飼料を供給し不足を生じた場合は、全国農業協同組合連合会京都府本部と緊密な連絡のもとに措置する。

さらに政府関係機関とも協議して政府手持飼料についてもあつ旋するものとする。なお一般民間業者保有飼料については、社団法人京都府配合飼料価格安定基金協会を通じて飼料メーカー等と調整する。

第8 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 当該市町村内の販売業者の手持状況の把握
- 2 調達・連絡の体制
- 3 炊き出しの計画
 - (1) 実施責任者

- (2) 炊き出しの方法及び各種の協力団体
 - ア 現場責任者
 - イ 応急炊き出し（給食可能人員）
 - ウ 業者からの購入
- (3) 炊き出しの応援要請
- (4) 炊き出しの食品衛生
- (5) 炊き出しの施設、器材の状況

炊き出し場はできる限り避難所に併設することが望ましいので、適当な場所を選定するとともに、炊出しに必要な器材も事前に把握しておく。
- 4 その他による食品の供給計画等

第2節 給水計画

（府建設交通部）

第1 計画の方針

飲料用水、医療用水、生活用水等（以下「飲料用水等」という。）について、被災者に配慮した細やかな応急給水と速やかな応急復旧のために必要な事項について定める。

第2 計画内容

1 実施責任者

飲料用水等の供給は原則として市町村が行うものとするが、被災市町村において実施できないときは、応援協定締結先の市町村等の協力を得て実施するものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、府が市町村相互間の連絡調整を行い、関西広域連合及び公益社団法人日本水道協会と連携・調整を図りながら、広域的な見地からその確保に努める。

また、府は状況に応じ、国（自衛隊を含む）、他府県等の関係機関に対して広域的な支援の要請を行う。

（図3.13.3）

2 応急給水の基本方針

- (1) 応急給水の期間と水量については、被災直後から水道施設の復旧の状態にあわせ、順次給水量を増加させていくこととする。（表3.13.1）
- (2) 被災が大規模な場合や被災により職員が集合できない場合を想定して体制整備を図るとともに、水道工事業者、災害ボランティア等の外部支援者の受入れ体制を整備する。

3 応急給水の水源

- (1) 主要水源

応急給水の水源は、浄水場、配水池、耐震性貯水槽等の水道施設を主体とする。
- (2) 補助水源

水源がさらに不足する場合は、井戸水、自然水、プール、受水槽、防火水槽などの水を必要に応じ、井戸替え、ろ過、消毒し、水質検査を行って供給する。（表3.13.2）
- (3) 外部水源

被災地において確保することが困難なときは、被災地周辺の浄水場等から給水車、容器等により運搬給水する。

4 応急給水用資機材の確保

給水車、給水タンク、移動式浄水装置、パック水製造装置等については、被災地の給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、被災地周辺水道事業者等、他府県、自衛隊などの応援を受けて確保する。

5 応急給水方法

(1) 拠点給水

応急給水は、指定避難所、医療機関、福祉施設、学校、市町村役場などの拠点給水とし、必要に応じ要所に水槽を設置する。

(2) 要配慮者等への配慮

高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住民などが行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

(3) 給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等についてはラジオ、テレビ、新聞等の報道機関などとも協力して広報に努める。

6 市町村における対策

(1) 災害発生時に備え、次の事項についてあらかじめ、その体制をたてる。

1) 水道施設関係

ア 隣接市町村に対し応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等につき事前に協議する。

イ 気象庁の気象情報に対処し、災害が予想されるときは低地におけるポンプの取り外し、あるいは配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。

ウ 応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。

エ 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、またその運転方法について関係者によく熟知させる。

オ 事務系統職員の応援あるいは指定水道工事業者の応援の対策をたてる。

2) その他

ア 災害時給水活動の円滑を期するため、平時より給水源（井戸等）の所在地、給水可能戸数を調査し水質検査をしておく。

イ タンク車、給水容器、容器運搬用車両の準備をする。

ウ 飲料水の消毒薬品（晒粉、次亜塩素酸ソーダ、塩素等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所、配置場所もよく検討する。

エ 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるようできる限り多く備える。

(2) 発生時対策措置

1) 水道施設関係

ア 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合は直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、伝染病等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ残留塩素の確認を怠ってはならない。

イ 復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。

ウ 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

2) その他

ア 被害地において水道施設がなく井戸等を利用している場合及び水道断水のため地区内の井戸を利用する場合は、必要に応じ井戸替え、ろ過、消毒等を行った上で、生活用水として利用し、飲用には利用しないよう指導する。やむを得ず飲用に利用する場合は、飲用適否のための水質検査を行い、飲用に適合していることを確認し、かつ、煮沸、消毒等を行った上で利用するよう指導する。

イ 井戸替え及び消毒は、塩素、晒粉、次亜塩素酸ソーダ等を投入し（別表基準量の10～20倍使用）水が十分かわるまで汲み出し外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ残留塩素が0.2 mg/l以上検出されるようにする。

ウ 生水をさけ、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

7 災害救助法による飲料水の供給基準

「資料編3-5」に示すとおり。

ただし、供給期間については、災害状況等によって、7日を超えて対応が必要となる場合については、適切な期間について関係機関と協議を行うものとする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

第2の6に記載した対策について、具体的な体制等について定める。

表3.13.1 応急給水の目標水量等

地震発生からの日数	目標水量	住居からの運搬距離	用 途
3日まで	3L／人・日	概ね1000m以内	生命維持に最小限必要 (飲料等)
4～10日	20L／人・日	概ね250m以内	日周期の生活に最小限必要 (飲料、水洗トイレ、洗面等)
11～21日	100L／人・日	概ね100m以内	数日周期の生活に最小限必要 (飲料、水洗トイレ、洗面風呂、 シャワー、炊事等)
22～28日	被災前給水量 (約250L)	概ね10m以内	ほぼ通常の生活 (若干の制約はある)

(注) 住居からの運搬距離は、可能な限り短くなるように努める。

表3.13.2 井戸に対する塩素消毒薬基準注入量

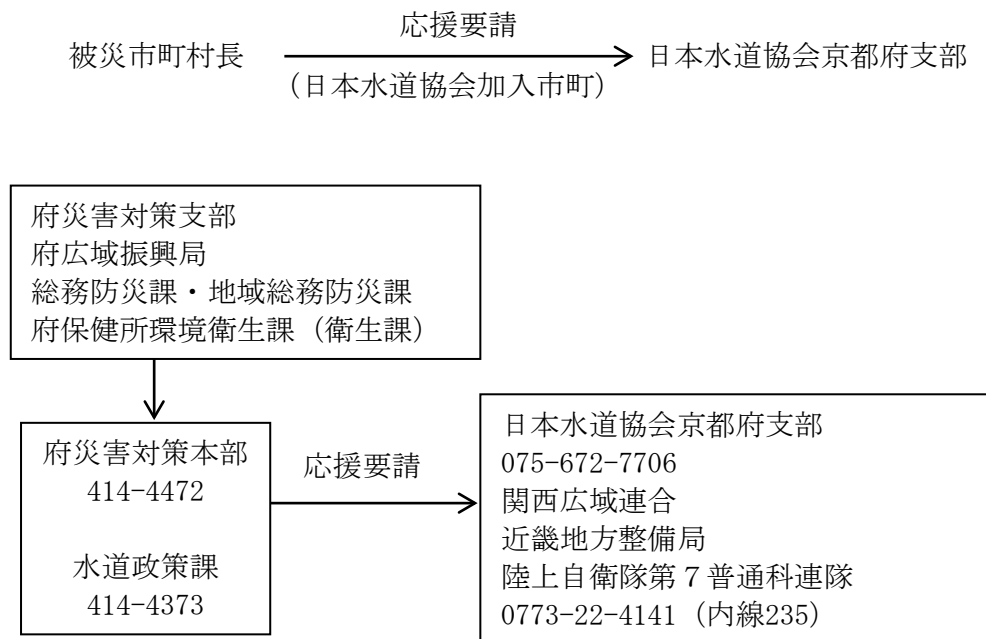
10%有効塩素含有次亜塩素酸ソーダ液を使用した時の基準注入量 (注入率1mg／l)

井戸の口径 水深	1.0m	1.5m	2.0m	2.5m
0.5m	4 g	9 g	16 g	25 g
1.0m	8 g	18 g	32 g	50 g
1.5m	12 g	27 g	48 g	74 g
2.0m	16 g	36 g	63 g	99 g
2.5m	20 g	45 g	79 g	123 g
3.0m	24 g	54 g	95 g	148 g
3.5m	28 g	63 g	110 g	172 g
4.0m	32 g	71 g	126 g	197 g
4.5m	36 g	80 g	145 g	221 g
5.0m	40 g	89 g	157 g	246 g

○水質の状況により注入率を増すときは上表より算出する。

○実際にあたっては井戸の汚染状況により塩素の消費量が異なるので残留塩素を確認して注入率を決める

図3.13.3 給水の連絡系統



- 注1 給水支援については、日本水道協会を主体とする支援体制を基本とし、府は、必要に応じて補完するとともに、日本水道協会非加入市町村（伊根町、和束町、南山城村）に係る応援要請を日本水道協会京都府支部あて行うものとする。
- 2 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
- 3 府災害対策本部設置後は、市町村からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

第3節 生活必需品等供給計画

(近畿経済産業局・府文化生活部・府健康福祉部・府商工労働観光部
・府総務部・府警察本部・近畿中国森林管理局)

第1 計画の方針

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安、混乱を生じないように調達の計画及び配分要領等を定める。

被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2 実施責任者

生活必需品の供給は、市町村が行うものとする。府は、被災市町村の要請があった場合又は必要と認める場合、隣接市町村等関係機関の協力を求め、必要な措置を実施する。

市町村及び府は、第2編第9章の計画に定めるところの調達・供給体制を速やかに確立する。

第3 生活必需品等の種類

本章において生活必需品等とは、次の品目をいう。

1 被 服	下着・靴下・雨衣・防寒衣等の類
2 寝 具	毛布・布団等の類
3 日用品等	石けん・タオル・ティッシュペーパー・バケツ・ゴミ袋等の類
4 食 器 等	紙コップ・はし・鍋等の類
5 光熱材料	マッチ・ローソク・乾電池・灯油等の類

第4 応急復旧資材

本章において応急復旧資材とは、おおむね次の品目をいう。

ガラス・セメント・木材・畳・トタン板・ベニヤ板・くぎ・針金・かわら等の類

第5 物資の調達方法

- 1 被災市町村は、備蓄物資の提供及び調達協定を締結するなどによりあらかじめ把握している事業者からの迅速な調達に努めるものとし、当該市町村のみで調達できない場合は、府に対し物資の供給あつ旋を要請する。
- 2 京都府は、関係機関の協力を得て、事前に各種物資の保有業者、物資名及び在庫数量を把握し、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立しておくものとする。
- 3 京都府は、府の地域に必要な物資の備蓄倉庫を設け、輸送及び配分が迅速に行われる体制を確立しておくものとする。
現在備蓄倉庫の設置は、一般計画編第2編第19章第3節で定めるとおり。
- 4 京都府は、府の地域内において物資の欠乏を生じたときは、政府緊急災害対策本部又は他府県と緊密な連絡をとり必要物資の確保と搬入をはかるものとする。
- 5 物資の要請・あつ旋・調達等の連絡系統は、第2編第9章第2節のとおりである。

第6 物資の供給系統

- 1 市町村は、必要に応じて、あらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を經由して物資を避難所等に輸送、供給する。
- 2 府は、発災後必要と認める場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を市町村の定める地域内輸送拠点に輸送する。また、災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資(府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。)について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、市町村の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠点の代替に努める。
- 3 府は、府の広域物資輸送拠点が被災すること等により使用不能に陥った場合、又は、物資の滞留により円滑な物資供給を行うことができない場合には、関西広域連合に対し、代替施設として、救護物資の受け入れ等の役割を担う基幹的物資供給(0(ゼロ)次物資拠点)を開設するよう要請する。
- 4 府はトラック協会及び倉庫協会と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。
- 5 救援物資が大量に搬入され、2の広域物資輸送拠点では管理が困難な場合又は長期化が予想される場合は、府は、救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を大手物流業者へ一任する。この場合、原則として広域物資輸送拠点を移転することとし、既存の物資を移動させることとする。

第7 災害救助法による生活必需品等の給(貸)与基準及び配分要領

- 1 対象、品目、費用の限度、給(貸)与期間
「資料編3-5」に示すとおり
- 2 物資配分要領
 - (1) 災害救助法による物資配分は、知事が各市町村の世帯別構成員別被害状況に基づき、配分額を決定し、備蓄物資倉庫の物資保管責任者に蔵出しを指示する。
 - (2) 指示を受けた物資保管責任者は直ちに物資を仕分、梱包のうえ各市町村に輸送する。
 - (3) 物資を受領した市町村長は、世帯別構成員別の配分計画をたて被災者世帯に配分し、受領書を受け取る。

なお、配分にあたっては、その世帯の構成員数に応じて世帯別限度額の範囲内で配分計画を立て、いやくも限度額を超えて配分しないよう注意すること。

第8 輸送

物資の輸送は、可能な限り当該物資調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。

第9 暴利行為の取締り

地震発生に伴い、生活必需物資の急激な需要の増大から暴利、売り惜しみ、買い占め等が予想されるので、関係法令の適切な運用と取締りを行い一般府民の経済的不安の除去に努める。

第10 燃料の確保

- 1 重要施設の管理者又は運営者（以下「重要施設の管理者等」という。）は、自力で電力を確保できない場合、府へ燃料供給を要請する。
- 2 府は、前号の要請を受けて、京都府石油商業組合に対し、協定に基づき、緊急輸送車両等への優先的な燃料供給要請を行う。
- 3 経済産業大臣が石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」の実施を勧告した場合においては、石油精製業者等は、系列を超えた事業者間での情報共有、施設共同利用等による供給体制を速やかに構築し、被災により供給が不足する事態が生じた地域の燃料供給体制を早期に復旧させる。
- 4 府は、災害が発生した場合に、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の燃料確保が困難な場合、府の区域内の個々の要請案件について、要請する燃料の油種や数量、案件の優先度等を提示し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

第11 電源の確保

- 1 重要施設の管理者等は、自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合、府へ電力確保を要請する。
- 2 府は、前号の要請を受けて、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 重要施設に自家発電設備がない場合、関西電力送配電株式会社へ電力の優先復旧又は臨時供給を要請する。
 - (2) 前号の優先復旧又は臨時供給ができない又は時間を要する場合、（一社）日本建設機械レンタル協会との協定による発電機の貸出しを又は三菱自動車工業㈱等若しくは京都トヨタ自動車(株)等との協定による電気自動車等の貸出しを協定締結先の事業者へ要請する。
 - (3) 前号の発電機の貸出しができない場合、別に定める「行政機関等が所有する発電機等の貸出し要領」による発電機等の貸出しを行政機関等へ要請する。
- 3 府から前項各号の要請を受けた機関は、迅速な優先復旧若しくは臨時供給又は発電機等の貸出しに努める。

第12 応急復旧資材の調達あつ旋

市町村から要請される応急復旧資材については、京都府において調達のあつ旋を行う。

第13 市町村地域防災計画で定める事項

被災者に配分する生活必需品等の確保と供給を迅速確実に実施するため、特に給（貸）与の責任分担と協力者等による配分計画を定めるものとする。

- 1 実施責任者

被災者に対する支給は、市町村長が行うことになるので、受領、配分の責任者を明確に定める。
- 2 給（貸）与の方法
 - (1) 物資の配分計画の樹立
 - (2) 物資の集積場所
 - (3) 支給要領

地区ごとに物資支給責任者を定め、被災者への支給が迅速、適確に行われるよう詳細な要領を定める。

第14章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

(府知事直轄組織・府健康福祉部)

第1節 計画の方針

震災時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、在住外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

震災時における要配慮者及び外国人に係る対策は、府及び市町村がそれぞれの役割に応じて実施する。

第2 災害発生時の避難行動要支援者の避難誘導、安否確認等

- 1 被害が予想される地震が発生した場合、市町村は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。

また、避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。

- 2 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。
- 3 災害発生により、避難所及び被災者等の福祉的支援が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣し、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行うものとする。

第3 高齢者に係る対策

- 1 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、市町村は府との連携のもとに、災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、供給に努める。
- 3 市町村は、府との連携のもとに、管内の老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、高齢者のうち重度要介護者については、府内及び近隣府県の老人福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府が当たる。

- 4 高齢者の健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第11章第7節の避難者健康対策により対策を講ずる。

- 5 市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第4 障害者に係る対策

- 1 市町村は、府との連携のもとに、避難所設営のための資材として、障害者用トイレ、車いすなどの福祉機器、視覚障害者や聴覚障害者のための情報伝達機器（ラジオ、FAX、文字放送テレビ、電光掲示板など）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含めて視覚障害者や聴覚障害者との情報伝達システムの確立を図る。
- 3 市町村は、府との連携のもとに、避難所及び在宅障害者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
- 4 市町村は、府との連携のもとに、管内の障害者福祉施設等と連携し、障害者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、重度障害者については、府内及び近隣府県の障害(者)福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。この場合、市町村間及び他府県との調整には府が当たる。

- 5 障害者の健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第11章第6節の避難者健康対策により対策を講ずる。
- 6 市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消や障害者用トイレの設置など障害者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第5 乳幼児等に係る対策

- 1 市町村は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。
要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、状況に応じ府に協力を求める。
児童相談所は、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うとともに、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。
- 3 府及び京都市は、児童相談所を中心に、保健所と連携し被災児童のメンタルヘルスカケアを実施する。

第6 妊産婦に係る対策

- 1 市町村は、妊産婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
- 3 妊産婦に健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第11章第7節の避難者健康対策により対策を講じる。
- 4 助産を実施する場合は、第3編第6章の医療助産計画により対策を講じる。

第7 外国人に係る対策

- 1 日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、府は、ホームページや電子メール、ソーシャルネットワークサービス等さまざまな媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。

また、大規模震災発生時には、「京都府災害多言語支援中核センターの設置・運営に関する協定」に基づ

き、府及び公益財団法人京都府国際センターが府内市町村及び市町村国際化協会等と連携・協働し、外国人住民への支援を円滑に実施できる体制を整える。

- 2 市町村は、府の連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- 3 市町村は、府の連携のもとに、広報・公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。
- 4 市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画

第1節 防疫及び保健衛生計画

(府文化生活部・府健康福祉部・府農林水産部)

第1 計画の方針

地震災害発生時には廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいので、防疫措置を迅速に実施して感染症の発生及び流行を未然に防止し、防疫対策上万全の措置を講ずる。

食品の衛生対策については、市町村と連携し、(公社)京都府食品衛生協会、食品製造業界等の関係団体の協力も求めて、食品の調達・支給状況を把握し、その衛生確保を図る。

また、家庭動物の保護及び収容対策については、市町村及び関係団体等と連携し、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、動物由来感染症の予防、人への危害防止、動物愛護の保持に努める。

第2 防疫活動

防疫活動は、災害の規模が甚大でその活動が長期化する場合等には必要に応じて、防疫班を編成して行うものとする。

1 府が実施する対策

(1) 健康調査及び健康診断

感染症の発生防止のため、滞水地域、家屋密集地域、避難所その他衛生条件の良くない地域を重点に健康調査を行う。健康調査の結果、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し検便等健康診断受診の勧告・措置を行う。

(2) 感染症が発生したとき又はその恐れのあるときの措置

発生状況を調査し、感染症伝播の媒介となる飲食物の販売、授受の禁止又は廃棄及び多数の人の集合する場所に予防上必要な設備を設置する等の防疫措置を講ずるとともに、清潔方法、消毒方法、家庭用水(井戸水)の消毒等必要な防疫指導を行う。

(3) 感染症患者の入院勧告等

感染症患者が発生した場合、感染症法に基づく入院の勧告等必要な措置を行う。

(4) 市町村への対応

市町村から要請があった場合、防疫用薬品のあつ旋又は調達、提供を行う。

地震が発生し、市町村が行うべき防疫業務が実施できないときは、府が近隣市町村の協力を得て実施する。

(5) 備蓄資材等

ア 防疫用薬品

京都府医薬品卸協会との委託契約により塩化ベンザルコニウム液をランニングストック方式により備蓄する。

イ 防疫用機械

防疫用動力噴霧器等を府保健所に配備する。

2 市町村が実施する対策

(1) 消毒等の実施

衛生環境が極端に劣悪で、感染症等が発生しやすい場合は、これを未然に防止するため、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所等の消毒等防疫活動を行う。津波災害の被災地に

においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等への防疫活動を行う。

災害のため防疫機能が著しく阻害され、市町村が行うべき防疫業務が実施できないときは、府に実施を要請する。

(2) 備蓄資材等

防疫活動に必要な防疫用薬品及び防疫用機械を備蓄・配備するとともに卸売業者等から迅速に調達できる体制を確立しておく。

(3) 感染症患者の入院勧告等

保健所を設置する市（京都市）においては、入院の勧告等必要な措置を行う。

第3 食品衛生活動

1 地震発生初期の対策

関係機関及び関係団体は相互に連携し、協力して食品衛生の確保を図る。

(1) 良好な製造所の確保及び適切な輸送・管理の確保

食品の調達・支給に当たっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。

(2) 避難所における食品衛生確保（病院・ホテル等避難者が一時滞在する施設に関しても、これに準じて取り扱う。）

避難所管理者は、「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき避難所における食品の衛生管理を行う。

(3) 炊き出しによる食事提供時における衛生確保

市町村等炊き出し実施者は、「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき炊き出し時における衛生管理を行う。

2 二次対策

保健所は、初期対策に引き続き、関係機関の協力を得て、被災者への食品衛生に係る啓発等の二次対策を講ずる。

(1) 被災者への啓発

避難所入所等被災者に対し、適正な食品管理について啓発を図る。

(2) 食品関係施設の被災状況の把握及び状況に応じた改善指導

食品関係施設の被災状況を把握し、必要に応じ、食品関係施設に対し「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき施設改善を指導する。

第4 家庭動物の保護及び収容対策

1 実施機関

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、「災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、動物救護対策本部を設置し、市町村及び関係団体等と協議し、連携・協力して対処するものとする。

2 実施方法

(1) 放浪している動物を保護し、収容する。

(2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。

(3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。

(4) 被災動物（同行避難した動物数等）の情報を収集する。

(5) 飼養されている動物に餌を配布する。

(6) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。

(7) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。

(8) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。

第5 家畜伝染病の予防

地震災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜保健衛生所（4か所）を主体として検査、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定の実施については、中丹家畜保健衛生所が実施する。

第2節 し尿処理対策計画

第1 震災により発生するし尿処理の対策について定める。

第2 内容

1 府の措置

- (1) 市町村からの要請により、府内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。
- (2) 被災市町村や府内市町村でし尿の処理を行うことが困難である場合は、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請する。
- (3) 大規模災害時に、市町村から要請がある場合は、仮設トイレをあっ旋する。

2 市町村の措置

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難場所等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。

(3) 消毒剤等の資機材の準備及び確保

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

(4) 府等への応援要請

ア し尿処理に必要な人員、処理運搬車両又は処理能力が不足する場合には、近隣市町村に応援要請する。

イ 近隣市町村で応援体制が確保できない場合には、府に対して、広域的な支援の要請を行う。

第3 市町村地域防災計画で定めるべき事項

1 実施責任者

2 清掃班の編成

3 し尿処理の方法

4 仮設トイレの保有・調達

5 資機材の保有・調達

6 し尿処理施設の応急復旧

7 その他必要な事項

第3節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画

(府文化生活部・府健康福祉部)

第1 計画の方針

地震災害による被災者特に遺族の精神的な安定を図る上からも関係機関、団体と緊密な連絡をとり、早急に死亡者に対する対策を実施する。

第2 遺体の搜索

1 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況によりすでに死亡していると推定される者

2 搜索の実施

- (1) 実施主体 市町村（災害救助法を適用した場合は、知事に通知に基づき市長村長が実施する。）
- (2) 協力機関 市町村長は、必要に応じ消防機関、警察官、海上保安官等及び地域住民に協力を要請することができる。
- (3) 機材借上 市町村長は、搜索に必要な機械器具を借り上げるものとする。

3 災害救助法による基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第3 遺体の処理

1 処理の対象

地震災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等に必要な洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置あるいは検案を行うことができない遺体

2 処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

ア 目的	身元確認、腐敗の防止等
イ 実施者	救護班
ウ 処理場所	市町村が借り上げ、指定した場所

(2) 遺体の一時安置

ア 目的	身元確認、腐敗の防止等
イ 実施者	市町村（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市町村長が実施する。）
ウ 安置場所	市町村は、あらかじめ体育館、運動場、公園等の公共施設を遺体安置場所予定地として指定しておくものとする。

なお場所の指定に際しては、避難場所指定地との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。

また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定すること。

(3) 検案

原則として救護班により行う。

警察官、海上保安官が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則又は海上保安庁死体取扱規則等の諸規程に基づき検視その他所要の措置を行う。

3 災害救助法による基準

(1) 対象

地震災害の際に死亡した者とする。

(2) 処理内容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

(3) 費用の限度及び期間

ア (2) のアについては、災害救助法施行細則で定める額以内とする。

イ 遺体の一時保存で既存建物利用の場合は、当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は1体当たり災害救助法施行細則で定める額以内とする。

ウ 検案は原則として救護班が行うが、救護班によることができない場合は、当該地域における慣行料金の額以内とする。

エ 処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第4 遺体の埋火葬

1 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体

2 埋火葬の実施

(1) 実施者 市町村（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市町村長が実施する。）

(2) 方 法 土葬又は火葬

(3) 留意点

ア 埋火葬を円滑に実施するため、迅速に埋火葬計画を作成する。

イ 事故死等による遺体については警察機関から引継ぎを受けた後、埋火葬する。

ウ 身元不明の遺体については、警察機関に連絡し、その調査に当たる。

エ 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

3 埋火葬体制の整備等

(1) 府は、市町村相互間及び近隣府県との協力のもとに、別途定めた「京都府広域火葬計画」により、災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための広域的な協力連携体制を確立するとともに、災害時には市町村と連携して、広域的な埋火葬の実施を支援する。

(2) 府は、多数の遺体の搬送を円滑に行うため、関係業者との連携による霊柩車等の確保、自衛隊、警察等の協力によるヘリコプターの活用等の措置を講ずる。

(3) 府は、遺体の保存及び円滑な埋火葬の実施のため、民間事業者との連携により必要な資材を確保する。

4 災害救助法による基準

(1) 対象

地震災害により死亡した者とする。

(2) 埋葬の範囲

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（人夫賃を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 費用の限度と期間

埋葬に要する費用の限度は、救助法施行細則で定める額以内とする。またその期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第5 災害救助法の適用された市町村以外の地域に漂着した遺体の取扱い

1 漂着した遺体が当該地震災害によるものであると推定できる場合

- (1) 漂着地の市町村は、直ちに災害救助法の適用市町村長に連絡して、関係市町村長に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては、知事に遺体の漂着の日時・場所等を報告するとともに、必要に応じ、知事の指揮を受けて、漂着地の市町村長が埋火葬又は遺体の処理を行うものとする。

- (2) 他府県に漂着したときは、府から漂着地の市町村に対し、前号の例による措置を依頼するものとする。

2 漂着した遺体が当該地震災害によるものであると推定できない場合

漂着地の市町村長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」（明治32年法律第93号）の定めるところに従って、その遺体を措置する。

措置した後において、その遺体の漂着が当該災害によるものであると判明した場合、判明時期が当該救助の実施期間内であるときは、法による救助の実施とみなして取り扱うものとする。

第6 国及び近隣府県等への協力依頼

被害者が多く、府において対応しきれないときに備え、府は、国、近隣府県等とあらかじめ協議し、別途協議要請手順を定めるものとする。

第7 市町村地域防災計画で定める事項

市町村長は、地震災害によって死亡したと推定される者の搜索及び遺体の収容、処理、埋火葬の実施に関する計画を定めるものとする。

1 遺体の搜索

- (1) 実施者及び方法
- (2) 応援要請の方法、内容

市町村のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合、又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられ、府及び隣接市町村並びに遺体漂着が予想される市町村に応援を要する場合には、次の事項を提示する。

ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ 応援を要請する人数、舟艇及び器具等

2 遺体の収容処理

- (1) 実施者及び方法
- (2) 変死体の届出
- (3) 関係者への連絡体制

遺体の移動に際しては、身元不明とならないよう対策を講じるとともに、遺族の問合わせに対し、的確に対応できる体制を組むこと。

- (4) 遺体の処理
- (5) 検案から埋火葬許可証発行までの処理体制

遺体の処理、検案、遺族への遺体引渡し、安置における遺族の付添い、死亡届、埋火葬許可証の交付等が円滑に行えるよう配慮すること。

3 遺体の埋火葬

- (1) 実施者及び方法
- (2) 関係者への連絡
- (3) 応援要請

4 機械器具の確保等

第16章 災害警備に関する計画

(府警察本部)

第1節 警察の警備計画

第1 災害警備の基本方針

災害警備活動は、国、府、市町村、自衛隊、消防、海上保安庁等の防災関係機関及び自主防災組織との緊密な連携のもと、警察の総合力を挙げて実施する。

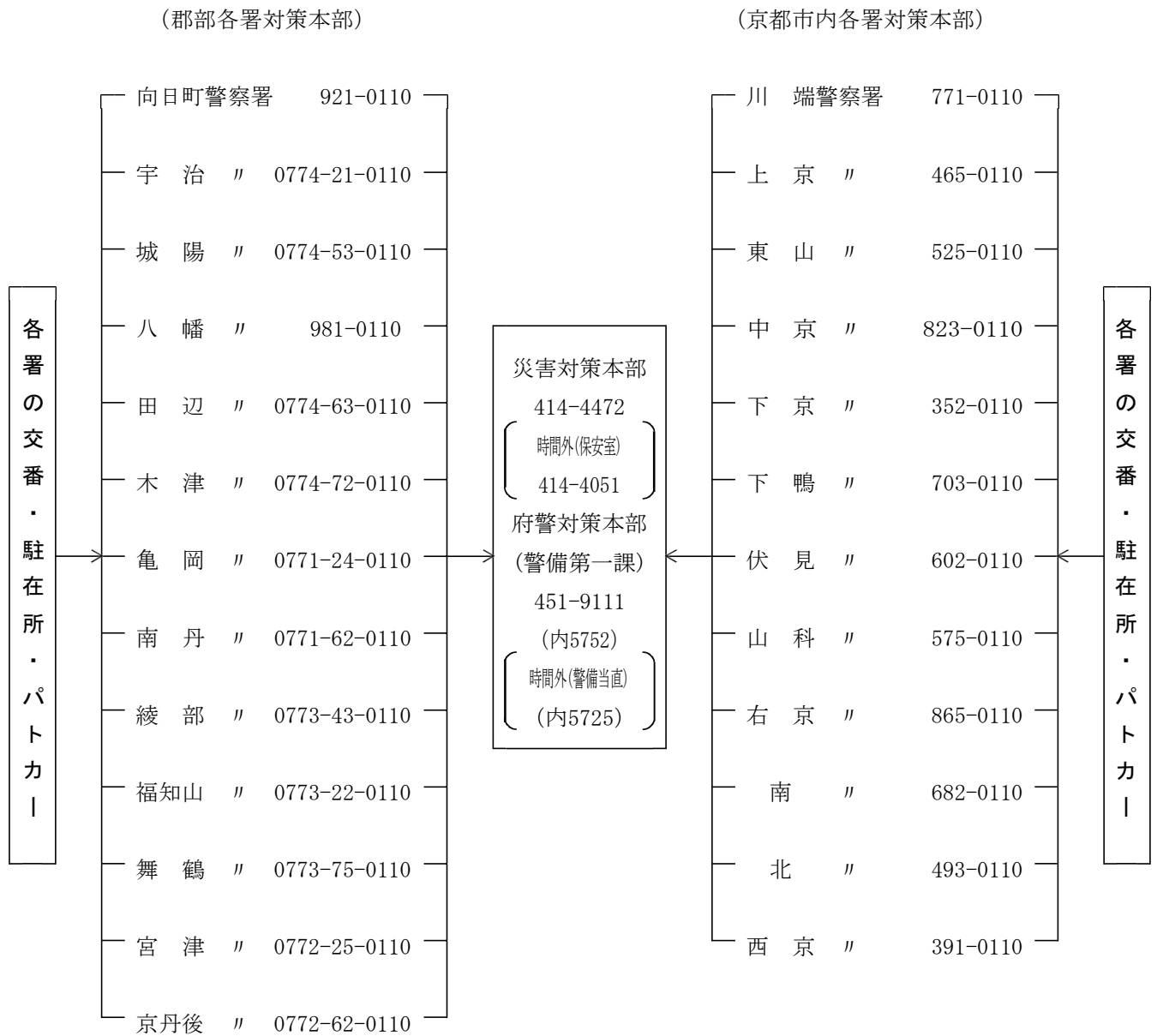
第2 災害警備活動の概要

- 1 住民等の避難誘導を行う。
- 2 被災者の救出救助を行う。
- 3 被災地及び周辺地域における交通規制を行う。
- 4 行方不明者の捜索を行う。
- 5 遺体の検視、死体調査、身元確認を行う。
- 6 遺族への対応を行う。
- 7 被災地及び避難所等に対する警戒活動を行う。
- 8 被災地等における犯罪の予防及び取締りを行う。
- 9 住民等への広報を行う。
- 10 その他必要な警察活動を行う。

第3 災害警備活動連絡系統

警備活動の連絡系統は図3.16.1のとおりとする。

図3.16.1 警備計画の連絡系統



第17章 施設の応急対策に関する計画

第1節 総則

被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフライン、交通施設等の施設・設備の応急復旧、二次災害の防止を図る。また、地域経済・雇用対策の観点から優先的復旧について検討するよう努める。

第2節 鉄道施設応急対策計画

〔西日本旅客鉄道株式会社・東海旅客鉄道株式会社・北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社
近畿日本鉄道株式会社・京阪電気鉄道株式会社・阪急電鉄株式会社・京福電気鉄道株式会社
叡山電鉄株式会社・嵯峨野観光鉄道株式会社〕

第1 計画の方針

鉄道各社は、地震災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が緊密に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

第2 地震発生時の列車の措置

列車の事故防止及び乗客の安全確保のため、地震発生時には、その揺れの状況に応じて次の措置をとる。
なお、停車位置によって二次災害の危険性がある場合には、可能な限り安全な場所に移動する。

1 西日本旅客鉄道株式会社

在来線（JR線 近畿統括本部 京都支社）

運転規制値

列車の運転規制を行う場合の運転規制値は、次によるものとする。

① 地震計で計測震度の測定が可能な場合

ア 地震計が計測震度4.0以上4.5未満を示したとき

規制区間内を初列車は25km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意箇所がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所を25km/h以下で徐行運転を継続することとする。

イ 地震計が計測震度4.5以上を示したとき

規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は45km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。

② 地震計で計測震度の測定ができない場合

ア 地震計が40ガル以上80ガル未満を示したとき

規制区間内を初列車は25km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意箇所がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所を25km/h以下で徐行運転を継続することとする。

イ 地震計が80ガル以上を示したとき

規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は45km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、震度4以下のときは、駅間停車列車について、規制区間内の地上巡回による確認の完了を待たずに25km/h以下で旅客の乗降可能な最寄の停車場まで運転できるものとする。

在来線（JR線 福知山支社）

運 転 規 制	
速 度 制 限	運 転 見 合 せ
地震計が40ガル以上を示したとき。 震度計のない区域では指定駅での体感震度4と認められる場合。 （標準） 規制範囲内を初列車は15km/h以下、初列車が到着し異常がなければ次列車以降異常なしの通報があるまで45km/h以下。	地震計が80ガル以上を示したとき。 震度計のない区域では指定駅での体感震度5弱と認められる場合。 （標準） 規制範囲内には列車は進入させない。規制範囲内を通過中の列車は15km/hで最寄駅に到着・運転中止。運転再開は左記と同様。

（福知山支社のみ追加）

山陰本線豊岡～玄武洞間及び鎧～久谷間並びに福知山線丹波大山～下滝間は40ガル以上で運転見合わせとする。

2 東海旅客鉄道株式会社

新幹線では、鉄道沿線に設置している沿線地震計及びテラス（東海道新幹線早期地震警報システム）により、変電所及び電区分所のしゃ断器を自動しゃ断して架線を停電させ、列車を安全に停止させる。

列車の運転再開については、地震強度等により現地巡回等の安全確認を行ったうえで規制解除する。

なお、安全確認は地震強度により5段階で行う。

※ 新幹線運転事故及び災害応急処理取扱標準、新幹線災害時運転規制等取扱細則等による。

3 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画

(1) 地震を感知した場合で、震度4（40ガル）以上と認めたときは、直ちに列車の運行を見合わせる。

(2) 列車乗務員が運転中に地震を感知したときには、直ちに列車を停止させる。この場合、橋梁・トンネル等の場合で危険と認めたときは、安全と認められる箇所まで15km/hの速度で注意して移動する。

第3 西日本旅客鉄道株式会社の計画

1 事故対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を事故現場に現地対策本部（以下「現対本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部及び現対本部の業務

（対策本部の業務）

対策本部は、事故に対する救護要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮及びその他の業務を行うものとする。

（現対本部の業務）

(1) 現場の状況を把握して、必要な作業班を組織し、その指揮者を指定する。

(2) 指揮者と協議し、具体的な復旧計画をたて救護、復旧に着手する。

(3) 復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告する。

(注) 復旧見込確度の標準

確 度	復旧時刻の精度
甲	± 1 時間
乙	± 2 時間
丙	± 3 時間

- (4) 作業の進捗状況を把握し、逐次対策本部長に報告する。
- (5) 事故の程度が他の応援を要すると認めた場合は、人員、資材等についての必要事項を対策本部長に要請する。

3 対策本部等の種別、設置標準及び召集範囲

種 別	設 置 基 準	召集範囲
第1種体制	・重大な事故等が発生したとき ・お客様、通行人等に死傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき	召集可能者の全員
第2種体制	・重大な事故等が発生したとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき	召集可能者の半数
第3種体制	・その他特に必要と認めたとき (台風、降雨降雪等により大きな輸送障害のおそれがあるとき)	必要最小数

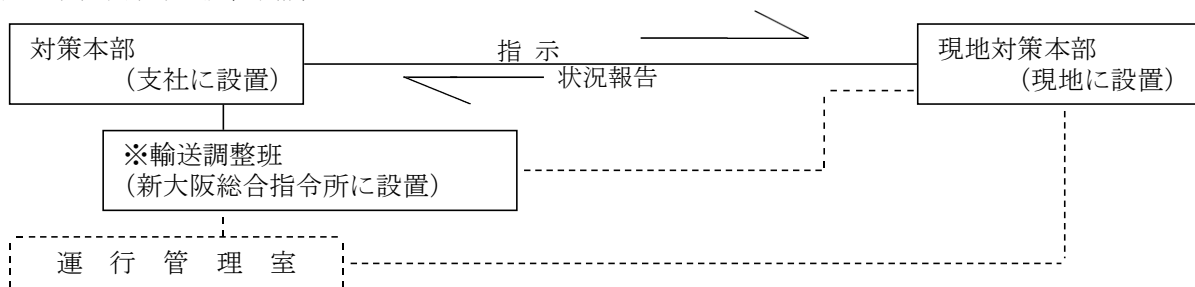
注1 召集範囲は、本部員の班別構成標準による。

2 上記を標準とした関係課室長、駅区所長は、種別ごとの召集者を定めておくこと。

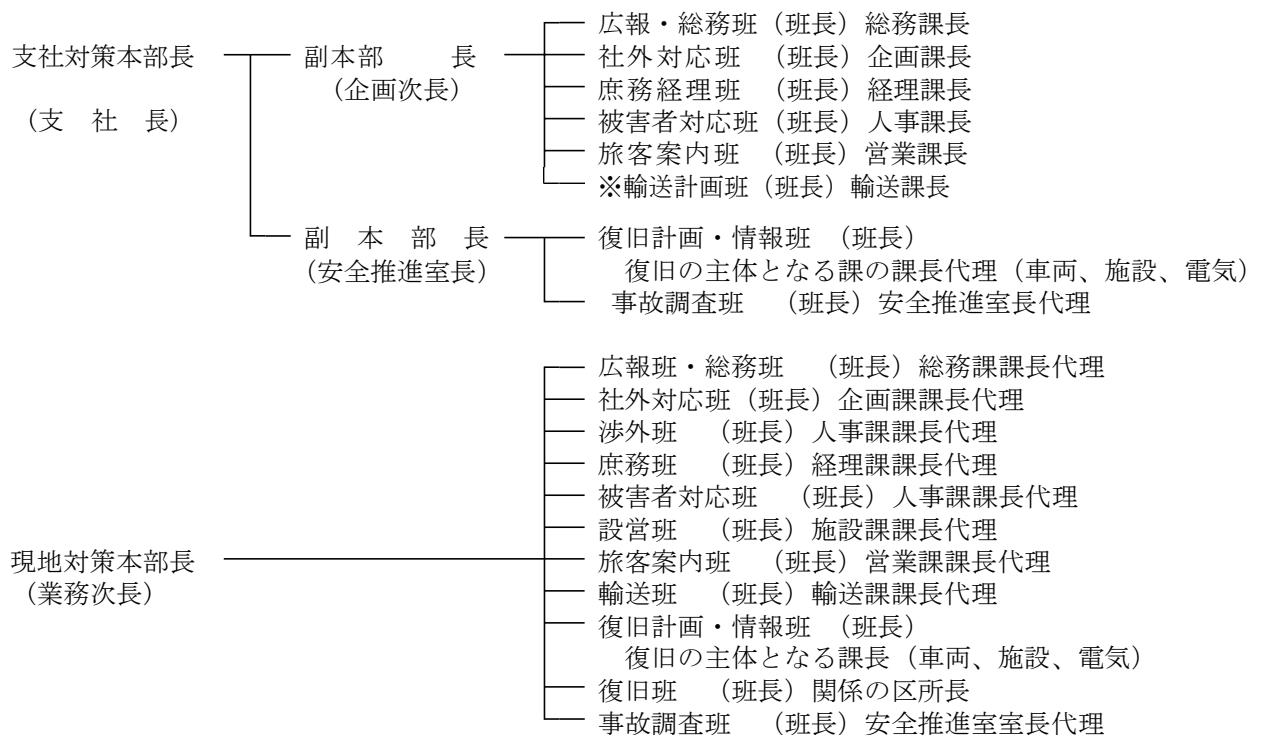
3 ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

4 対策本部等の構成と班別業務分担

(1) 対策本部等の設置箇所



(2) 対策本部等の構成（第1種体制）



注1 各班については、不要なものは設置しない。

2 支社（京都・福知山・大阪・金沢）により課（室）名称が若干異なる場合がある。

(3) 対策本部等の構成（第2種体制）



注1 各班については、不要なものは設置しない。

2 支社（京都・福知山・大阪・金沢）により課（室）名称が若干異なる場合がある。

(4) 対策本部等の構成（第3種体制）

第2種体制に準じて構成するが、必要な班のみ設置する。

5 部外協力要請機関及び要請分担

部外機関名	連絡先	要請者	要請担当	記 事
自衛隊	知事	支社長	企画課長	窓口と調整
警察本部	本部長	〃	総務課長	〃
府 県	知事	〃	企画課長	〃
鉄道警察	隊長	〃	営業課長	
警察署	署長	駅区所長	駅区所長	
消防署	署長			
市町村	市町村長			
医療機関	病院等の長			
私鉄等	輸送機関の長	新大阪総合司令所長	新大阪総合司令所長	駅長が輸送指令に手配方を要請する。
航空会社等その他交通機関	関係機関の長	支社長	企画課長	
レッカー等復旧用重機械類及び化学薬品処理指導者、タンクローリー所有会社	所有会社の長	関係現場長	関係現場長	脱線復旧のレッカー車の手配については、関係指令から連絡を受けた車両受持区所が判断し、必要と認めたときはレッカー所有会社に出動を要請する。（その他の場合は関係現場長）
その他	関係機関の長	支社長	関係課長	

注 支社（京都・福知山・大阪・金沢）により課（室）名称が若干異なる場合がある。

第4 東海旅客鉄道株式会社の計画

1 地震発生時の列車の安全確保

地震の発生により、感震器が作動した場合は、その区間のき電を停止し、自動的に列車を停止させると同時に列車及び駅長に対し、中央指令から地震情報を伝達する。

2 対策本部の設置

災害の規模が次の基準に該当するときは、新幹線鉄道事業本部内に対策本部を、現地に復旧本部を設置する。

名 称	設 置 場 所	設 置 の 基 準	業 務
対策本部	新幹線鉄道事業本部	(1) 大事故が発生し、旅客の救護、代行輸送の手配、交通規制等広範囲にわたり地方自治体、警察署、病院等の公共機関の応援を必要とするとき (2) 風水害により、輸送に大きな影響を及ぼすおそれのあるとき (3) 事故処理に特に注意を要する事故が発生したとき (4) その他、特に必要と認めたとき	(1) 事故状況の調査 (2) 資材及び備品等の手配 (3) 事故復旧処理及び原因調査 (4) 輸送計画・運転整理等 (5) その他
復旧本部	現 地	(非常召集) 非常召集及び非常召集の種別は、新幹線鉄道事業本部長が決定するものとする。 非常召集は、事故等の復旧見込み時間に応じて第1出動、第2出動、第3出動の召集を行う。 ※運転事故及び災害応急処置取扱細則、新幹線運転事故及び災害応急処置取扱標準等による。	(1) 旅客の救護 (2) 応急、復旧作業 (3) 現地における情報の提供 (4) その他

第5 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画

1 事故対策本部及び事故復旧本部の設置

第7条に定める事故が発生したときは、「事故対策本部の体制（別表第2）」により、本社内に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、事故現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を設置するものとする。

2 社長又は運行本部長は、「事故対策本部の体制（別表第2）」を標準として、次により体制を変更することができる。

- (1) 指定された者が不在の場合は、適任者を指名する。
- (2) 主な被害状況が電気設備・線路設備等の場合は、復旧本部長等に工務グループの適任者を指名する。
- (3) 対策本部員の適任者を連絡要員として復旧本部に、復旧本部の適任者を調整役として対策本部に、それぞれ配置する。
- (4) 事故状況等により、必要な班を設置する。

第6 近畿日本鉄道株式会社の計画

1 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。

2 災害応急対策

(1) 異例事態対策本部等の設置

被災の規模等により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対応規定」等に基づき、必要に応じて本社に異例事態対策本部、大阪・名古屋統括部に現地対策本部を設置して対処する。

(2) 配備態勢及び動員数

本社内に対応を行う班を設置して、班員を動員する。

(3) 通信連絡体制

ア 列車については列車無線を活用する。

イ 異例事態対策本部、現地対策本部、現地間の通信には鉄道電話、NTT加入電話、携帯電話、MCA無線等を活用する。

第7 京阪電気鉄道株式会社の計画

1 災害への対応方針

- (1) 旅客及び社員の安全の確保を最優先する
- (2) 事業活動に必要な資産の確保を図る
- (3) 行政・関係先等との協力・連携、旅客への適切な情報発信に努める
- (4) 可能な限り旅客輸送サービスの提供を継続し、被災区間の早期の復旧を果たす

2 計画の内容

地震発生時における応急対策は、鉄道災害対策規則及び関連規程類の定めるところにより実施するものとする。旅客の安全確保、二次災害の防止、早期復旧の観点からの主な内容は以下のとおりである。

- (1) 淀変電所・深草変電所・三条受電変電所の地震計が震度4以上を感知すると列車を一時停車させる。また、電車線の停電を要する事態を発見したときは、直ちに停電手配をとる。
- (2) 地震発生時の連絡は、あらかじめ定められた通信系統によるが、震度5弱以上の地震時には、呼び出しが無くても、あらかじめ指定された場所に出勤し、定められた業務に就く。
- (3) 地震の程度に応じて、あらかじめ定められた基準により、駅長あるいは技術各部が施設を点検し、運転取扱を行う。
- (4) 対策本部は、各関係機関に被害状況を報告するとともに、必要に応じて応援を求める。ただし、初期段階では、運転指令者が情報収集・伝達を行う。
- (5) 旅客に死傷者が出た場合、鉄道災害対策規則に基づく救急活動に入る。
- (6) 災害の状況により、脱線復旧等の車両を整え、現場に急行する。
- (7) 不通箇所の代行、振替輸送の手段検討を行う。

第8 阪急電鉄株式会社の計画

1 震災応急対策の基本方針

自然災害による長時間の輸送障害又は多数の死傷者の発生等、社会的に大きな影響を及ぼすと認められる場合の事故速報、情報把握、連絡、救援、復旧、輸送等の対策を定め、適確な処置をとるため、緊急事態対策規程、防災体制要綱（地震、津波）を定めている。

2 震災による運転規制（速度制限、運転見合わせ等）

震 度 4 … 列車無線で全列車に運転停止指示、関係部署に地震1号指令発令。

振動がなくなった時、25km/h以下で運転再開指示。

徐行運転により運行に支障のないことを確認した区間から順次運転速度の規制を解除（特定の箇所では運転速度の規制を行う必要のあるときは、その箇所の運転速度を指示。）。

地震指令の解除は技術部各課よりの点検結果を総合判断のうえ行う。

震度5～ … 列車無線で全列車に運転停止指示、関係部署に地震2号指令発令。

振動がなくなったと認めた場合でも、列車の運転再開を指示してはならない。

なお、震度5弱の区間においては、駅収容のため列車の移動を指示する場合がある。

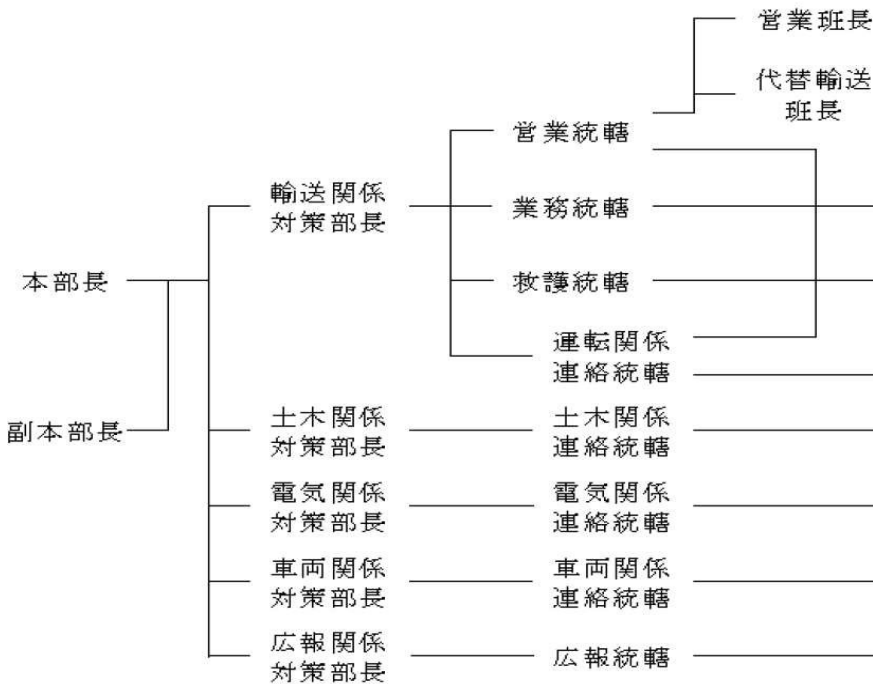
技術部各課の点検結果を総合判断のうえ、地震指令を解除してから、運転再開を指示する。

3 災害（事故）対策本部及び現地対策本部の設置基準、業務の組織体制図等

1号体制 … 災害の範囲が局地的で、現地及び本社対策本部の設置で対応可能であると判断できる場合。

2号体制 … 災害の規模が大規模で、災害の範囲が複数箇所にわたる場合、全社的な危機対策本部を設置した場合。

○本社対策本部組織表



○現地対策組織表



第9 京福電気鉄道株式会社の計画

1 計画の方針

地震が発生した場合、社内規定（「地震に対する対応」及び「運転取扱心得及び関係規程」並びに「緊急時救急体制指導心得」）の定める所により、必要に応じて、対策本部等を設置し、被害の拡大防止と旅客の安全確保、早期復旧に努め、輸送の確保にあたる。

2 応急対策

(1) 地震発生時の運転取扱い

社内規定「地震に対する対応」、「運転取扱心得」等に基づいて、必要に応じて、運転規制（速度制限、運転中止等）を行う。

(2) 対策本部の設置等について

社内規定「緊急時救急体制指導心得」に基づいて、状況に応じ、一般計画編第3編第24章第8節と同様、事故対策本部及び現地対策本部を設置し、応急処置をとる。

第10 叡山電鉄株式会社の計画

1 対策本部の設置

地震災害が発生したときは、その被害の規模に応じて、対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

2 災害応急対策の内容

(1) 応急措置

ア 列車乗務員は、地震を感知した時は、速やかに安全な箇所に停止の措置をとるものとする。また、異常を認めた時は、駅又は運転指令へ連絡し、場合によっては、旅客の救護、誘導を行うものとする。

イ 駅長は、地震発生と同時に震度に応じて、列車防護及び運転規制を行うものとする。また、速やかに情報収集を行い、必要によっては営業を中止し、医療機関等への救護を要請する。

ウ 保守担当者は、震災により列車の運転に支障を生ずる事態の発生、又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋梁、信号等の保安設備等の巡回、警備を行うものとする。

(2) 応急復旧

震災時における旅客の安全のため、関係鉄道施設の早期復旧に努め、円滑な輸送の確保を図るものとする。

第11 嵯峨野観光鉄道株式会社の計画

1 対策本部の設置

地震災害が発生したときは、その被害の規模に応じて、対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

2 応急対策の内容

地震発生時の運転取扱い要領及び復旧体制要領により、災害応急対策を実施する。

- (1) 地震を感知した時は、速やかに安全な箇所に停止させる。
- (2) 災害の状況により、旅客の救護、誘導を行う。
- (3) 線路、トンネル、橋梁、信号等の保安設備等の巡回、点検を行う。
- (4) 旅客の安全のため、鉄道施設の早期復旧に努め、円滑な輸送の確保を図る。

第3節 公共土木施設応急対策計画

第1 計画の方針

地震災害により、公共土木施設が破壊、崩壊、破損した場合には、早急に応急復旧工事を施行し、その機能の回復を図る。

第2 河川等施設

- 1 堤防、護岸の破壊や崩壊等については応急締切り工事、ビニールシートによるクラックへの雨水浸透防止を行い、また、水門、排水機場等の破壊については土のうや矢板で応急締切り工事を行うとともに移動ポンプ車等により内水の排除に努める。また、堤防、護岸などの被害状況を調査して、河川管理者通路や高水敷などを輸送路や避難地等に活用できるものについては、その空間確保に努める。
- 2 ダムについては、緊急点検を実施し、堤体の安定やその管理に重大な影響が及んだ場合には、2次災害防止のため、必要な措置をとるとともに、市町村と連携を図り、情報交換を行う。
- 3 砂防設備、地すべり防止設備及び急傾斜地関係設備に破壊・破損等が生じた場合には、崩壊土砂等を適切に排除し、仮排水路を設けるとともに、破損等の拡大を防止する応急工事を実施する。

第3 道路及び橋梁

道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難用道路及び緊急輸送を確保するため、災害復旧を国が代行できる制度、各種団体との災害協定等を活用し、令和7年1月に改訂した京都府域道路啓開計画（案）に基づき、応急工事及び障害物除去といった道路啓開を早急に実施する。また、必要に応じ国土交通省、関係市町村、所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。

道路・交通等に関する災害情報等の伝達系統は図3.17.1のとおりとする。なお、京都府域道路啓開計画（案）に基づき、京都府危機管理センターに道路啓開一元化窓口を設置した際は、各道路管理者からの道路に関する情報を道路啓開一元化窓口で集約することとし、関係機関の連絡先を表3.17.2に示す。平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため国土交通大臣が指定した路線（重要物流道路等）については、表3.17.3、表3.17.4に示す。また、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線（緊急輸送道路）の指定は次表のとおりとし、個々の指定路線については表3.17.5に示す。

<緊急輸送道路>

（単位：km）

	第1次緊急輸送道路		第2次緊急輸送道路		合 計	
	路 線 数	延 長	路線数	延 長	路線数	延 長
高 速 道 路	8	216.8	0	0.0	8	216.8
一般国道（指定区間）	7	241.1	0	0.0	7	241.1
一般国道（指定区間外）	11	213.7	6	150.0	17	364.3
主 要 地 方 道	14	45.7	36	254.9	50	300.6
一 般 府 道	4	4.9	31	35.7	35	40.6
市 町 村 道	6	1.4	1	1.5	7	2.9
その他（臨港道路）	6	2.6	0	0.0	6	2.6
合 計	56	726.3	74	442.1	130	1169.4

注） 令和6年3月19日現在

※ 第1次緊急輸送道路のうち一般国道163号が指定区間、指定区間外の双方にわたるため、また、同一路線において別々の区間が第1次、第2次に該当するものがあるため合計値が一致しない。

① 第1次緊急輸送道路

- ・ 府庁と総合庁舎（宇治、亀岡、舞鶴、峰山）を連絡する道路
- ・ 他府県からの広域輸送道路（高速道路、一般国道の指定区間等）
- ・ 重要港湾舞鶴港を連絡する道路

② 第2次緊急輸送道路

- ・ 第1次緊急輸送道路と市町村役場等、その他の防災拠点を連絡する道路

第4 都市の公園施設

公園施設の被害状況を早急に調査し、利用が危険な施設については使用を禁止する等の対策を講ずるとともに、避難地や災害復旧を支援する場を確保するため応急復旧工事及び障害物除去を早急を実施する。

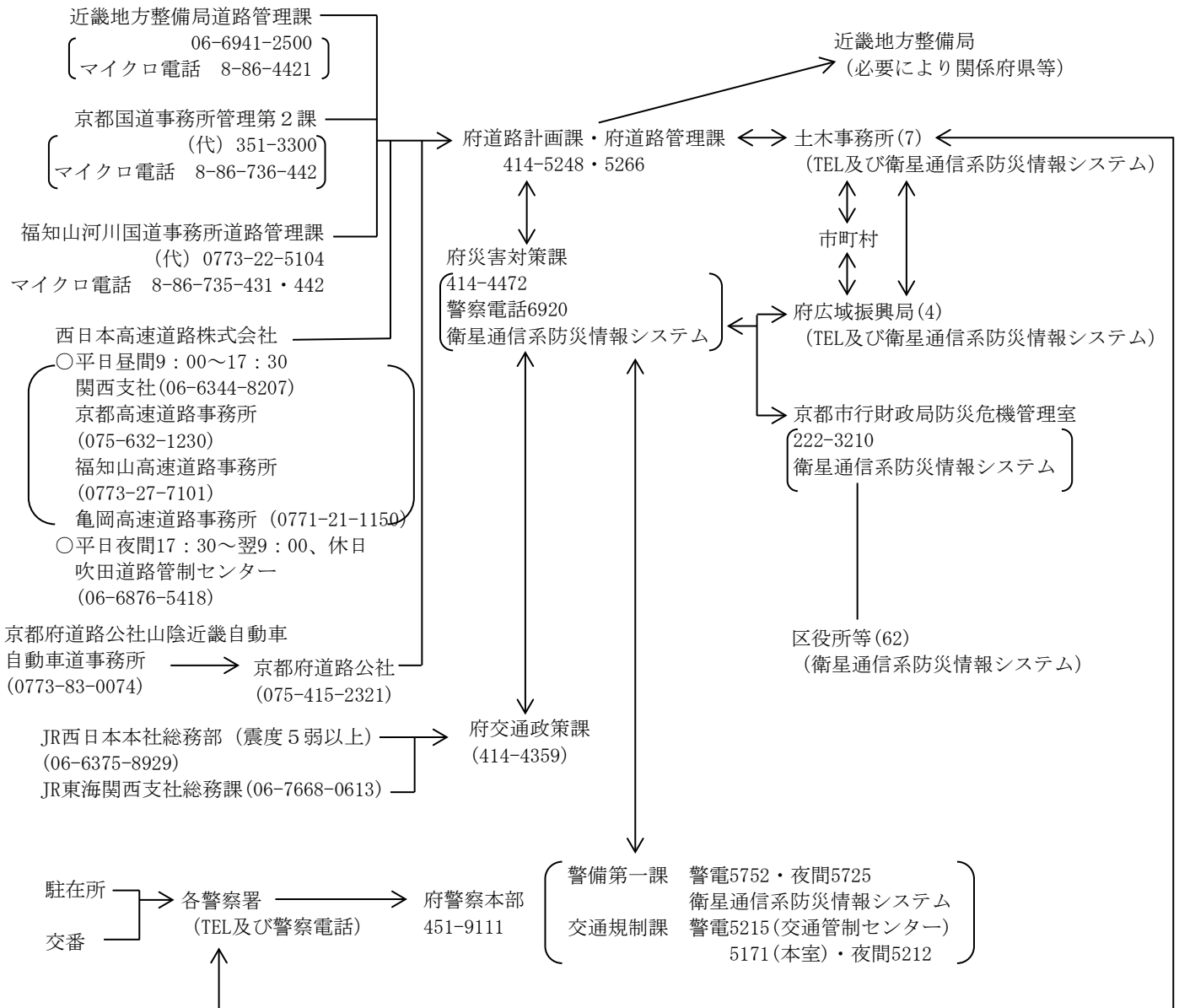
第5 港湾施設

港湾施設の被災状況及び港湾施設の使用に支障のある障害物等の状況を調査し、適切な応急復旧対策措置を講じる。

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な係留施設（耐震岸壁）は以下のとおりである。

港 格	港 名	所 在	特 記 事 項
重 要	舞 鶴 港	舞 鶴 市	耐震岸壁 西港喜多ふ頭（-7.5m L=130m） 東港前島ふ頭（-7.5m L=130m）

図3.17.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統



注：災害協定等において個別の定めのあるときは、その定めによる。

注：京都府域道路啓開計画(案)に基づき、道路啓開一元化窓口が設置されたときは、その計画による。

表3.17.2 京都府域道路啓開計画(案)の係る関係機関連絡先一覧

関係機関	連絡先
近畿地方整備局道路管理課 (マイクロ電話)	06-6941-2500 8-86-4421
京都国道事務所管理第2課 (マイクロ電話)	(代)075-351-3300 8-86-736-442
福知山河川国道事務所道路管理課 (マイクロ電話)	(代)0773-22-5104 8-86-735-431・442
西日本高速道路株式会社(関西支社) 京都高速道路事務所 福知山高速道路事務所	06-6344-8207 075-632-1230 0773-27-7101
吹田道路管制センター	06-6876-5418
京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所 京都府道路公社	0773-83-0074 075-415-2321
府警察本部 警備第一課 交通規制課	075-451-9111 警電5752・夜間5725 警電5215・夜間5171
京都市行財政局防災機器管理室	075-222-3210
関西電力送配電	075-344-7477
NTTフィールドテクノ京都設備部	075-812-9836
府道路計画課 府道路管理課 府災害対策課	075-414-5248 075-414-5265 075-414-4472

表3.17.3 重要物流道路一覧

令和6年4月1日時点

道路種別	路線名	区間
高速自動車国道	名神高速道路	京都市境～大阪府境
	新名神高速道路	城陽JCT・IC～八幡京田辺JCT・IC
	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境
その他有料道路等	第二京阪道路	京都市境～大阪府境
	京都縦貫自動車道	大山崎JCT・IC～京都市境、京都市境～宮津天橋立IC
	京滋バイパス	大山崎JCT・IC～京都市境、京都市境～滋賀県境
	京奈和自動車道	城陽JCT・IC～木津IC
	山陰近畿自動車道	宮津天橋立IC～京丹後大宮IC
	新十条通	山科IC～鴨川東IC
一般国道 (指定区間)	1号	京都市境～大阪府境、(主)宇治淀線交差～(主)八幡木津線交差(第二京阪道路側道)、国道24号交差～国道1号交差(京滋バイパス側道)
	9号	京都市境～兵庫県境
	24号	京都市境～奈良県境
	27号	国道9号交差～福井県境
	163号	奈良県境～国道24号交差
	171号	京都市境～大阪府境
一般国道 (指定区間外)	177号	国道27号交差～舞鶴市字下安久(舞鶴港付近)
主要地方道	宇治淀線	国道1号(第二京阪道路側道)交差～久御山町佐山美ノケ藪(日本通運㈱京都支店南京都物流センター)
	八幡木津線	八幡市上奈良サグリ前(上奈良工業団地付近)～同市上津屋八王子(上津屋(北部)工業団地付近)、国道1号(第二京阪道路側道)交差～八幡市上奈良長池(上津屋工業団地付近)
	小倉西舞鶴線	国道27号交差～舞鶴東IC

表3.17.4 代替・補完路一覧

道路種別	路線名	区間
一般国道 (指定区間外)	162号	綾部宮島線交差～道の駅 美山ふれあい広場
	163号	国道24号交差～南山城村道殿田線交差(道の駅 お茶の京都 みなみやましろ村付近)
	173号	京丹波町道中台皿引野線交差(道の駅 瑞穂の里さ らびき付近)～京丹波みずほIC
	175号	国道27号交差～国道9号交差
	176号	与謝天橋立IC交差～国道178号交差
	178号	国道176号交差～(一)伊根港線交差、経ヶ岬航空 基地～国道482号交差
	307号	宇治田原町道南北線交差(宇治田原町役場付近) ～田辺西IC
	312号	(一)大宮岩滝線交差～(主)網野峰山線交差
	372号	国道9号交差～亀岡IC
	477号	(一)八木東インター線交差～国道9号交差
	482号	国道312号交差～国道178号交差
主要地方道	木津信楽線	国道163号交差～和束町道和束宇治田原線交差 (和束町役場付近)
	京都宇治線	宇治東IC～(主)宇治淀線交差
	福知山綾部線	綾部市道西町青野線交差(綾部市役所付近)～国 道27号交差
	綾部大江宮津線	(一)宮津停車場線交差～宮津天橋立IC
	大山崎大枝線	国道171号交差～(主)西京高槻線交差(調子八 角)
	綾部宮島線	国道27号交差～国道162号交差
	宇治淀線	(主)京都宇治線交差～国道24号交差、久御山町道 南代・西ノ口線(岡本記念病院付近)～久御山町役 場、八幡倉庫～久御山淀IC
	網野峰山線	京丹後市道立長御旅線交差(京丹後市役所付近) ～国道312号交差
	園部平屋線	国道9号交差～園部IC
	八幡木津線	(一)長尾八幡線交差～国道1号交差、田辺北IC～ 国道307号交差、(主)枚方山城線交差～(主)生駒 精華線交差

道路種別	路線名	区間
主要地方道	福知山停車場線	福知山市役所～(主)舞鶴福知山線交差
	亀岡園部線	国道9号交差～亀岡市道保津橋迫分線交差(スタジアム倉庫付近)
	池辺京田線	舞鶴西IC～国道27号交差
	舞鶴福知山線	(主)福知山停車場線交差～国道9号交差
	西京高槻線	(一)柚原向日線交差～(主)大山崎大枝線交差(調子八角)、(主)大山崎大枝線交差(大山崎中学校前)～大山崎町役場付近
	城陽宇治線	国道24号交差～城陽市役所、宇治市道槇島町70号線交差(宇治徳洲会病院付近)～国道24号交差
	枚方山城線	(主)八幡木津線(山手幹線)交差～国道24号交差
	生駒精華線	精華学研IC～(主)八幡木津線交差
	宮前千歳線	千代川IC～国道9号交差
	綾部インター線	(主)福知山綾部線交差～綾部IC
	伏見柳谷高槻線	(主)西京高槻線交差～長岡京市役所
	上野南山城線	南山城村役場～国道163号
一般府道	中山向日線	乙訓倉庫(乙訓総合庁舎)～西京高槻線交差
	黄檗停車場線	国道24号交差～宇治駐屯地
	富野荘八幡線	国道1号(第二京阪側道)交差～(一)八幡京田辺インター線交差
	山城総合運動公園城陽線	山城総合運動公園～国道24号交差
	八幡京田辺インター線	八幡京田辺IC～(一)富野荘八幡線交差
	亀岡停車場線	亀岡市役所付近～国道9号交差
	東掛小林線	大井IC～国道9号交差
	郷ノ口室河原線	国道9号交差～八木西IC
	八木東インター線	国道477号交差～八木東IC
	福知山停車場篠尾線	福知山市道駅前区画25-1号線交差(福知山倉庫(福知山総合庁舎)付近)～福知山市道篠尾新町荒河線交差(福知山市民病院付近)
	内宮地頭線	舞鶴大江IC～国道175号交差

道路種別	路線名	区間
一般府道	宮津停車場線	(主)綾部大江宮津線交差～宮津市役所
	伊根港線	道の駅 舟屋の里伊根～国道178号交差
	大宮岩滝線	国道312号交差～京丹後大宮IC
	柚原向日線	向日市役所～(主)西京高槻線交差
	長尾八幡線	八幡市役所～(主)八幡木津線交差
市町村道	長岡京市道第2184号線	長岡京IC～長岡京市道第2186号線交差
	長岡京市道第2186号線	長岡京市道第2184号線交差～済生会京都府病院
	宇治市道宇治白川線	(主)宇治淀線交差～宇治市役所
	宇治市道槇島町70号線	(主)城陽宇治線交差～宇治徳州会病院
	宇治市道菟道槇島線	国道24号交差～宇治市道槇島町54号線交差(大倉産業(株)北倉庫南倉庫付近)
	宇治市道槇島町54号線	宇治市道菟道槇島線交差～宇治市道十一外線(大倉産業株北倉庫南倉庫付近)
	宇治市道十一外線	宇治市道槇島町54号線交差～大倉産業株北倉庫南倉庫
	久御山町道南代・西ノ口線	(主)宇治淀線交差～岡本記念病院
	京田辺市道興戸三山木線	国道307号交差～京田辺倉庫
	井手町道51－00号線	国道24号交差～井手町役場
	宇治田原町道南北線	国道307号交差～宇治田原町役場
	木津川市道 木335号木津山田川線	国道24号交差～木津川市役所
	木津川市道 木892号木津鹿背山線	国道24号交差～木津川市道西垣外加茂線交差(木津倉庫(木津総合庁舎)付近)
	木津川市道 木43号西垣外加茂線	木津川市道木津鹿背山線交差～木津倉庫(木津総合庁舎)
	木津川市道 木532号木津駅前1号線	木津川市道木津鹿背山線交差～京都山城総合医療センター
	笠置町道笠置～上津線	国道163号交差～笠置町役場
	和束町道和束宇治田原線	(主)木津信楽線交差～和束町道中溝役場線交差(和束町役場付近)
	和束町道中溝役場線	和束町道和束宇治田原線交差～和束町役場
	精華町道庁舎南線	(主)八幡木津線交差～精華町役場

道路種別	路線名	区間
市町村道	精華町道僧坊・旭線	精華下狛IC～祝園分屯地
	南山城村道殿田線	国道163号交差～道の駅 お茶の京都みなみやまし ろ村
	亀岡市道保津橋追分線	亀岡市道スタジアム1号線(スタジアム倉庫付 近)～ 亀岡園部線
	亀岡市道スタジアム1号線	スタジアム倉庫～亀岡市道保津橋追分線
	南丹市上本町佛大線	国道9号交差～南丹市道園部小学校線交差(南丹市 役所付近)
	南丹市道園部小学校線	南丹市上本町佛大線交差～南丹市役所
	南丹市道八木中央線	国道9号交差～南丹市道八木大藪線交差(京都中 部総合医療センター付近)
	南丹市道八木大藪線	南丹市道八木中央線～京都中部総合医療センター
	京丹波町道中台皿引野線	国道173号交差～道の駅 瑞穂の里さらびき
	綾部市道西町青野線	(主)福知山綾部線交差～綾部市道広小路線交差 (綾部市役所付近)
	綾部市道広小路線	綾部市道西町青野線交差～綾部市役所
	福知山市道篠尾新町荒河線	(一)福知山停車場篠尾線交差～福知山市民病院
	福知山市道駅南区画25－1 号線	国道9号交差～(一)福知山停車場篠尾線交差
	福知山市道菱屋堀線	国道9号交差～福知山駐屯地
	舞鶴市道潮路通線	国道27号線交差～京都舞鶴港
	宮津市道惣宮村線	宮津市道安智病院線交差(宮津倉庫(宮津総合庁 舎)付近)～(主)綾部大江宮津線交差
	宮津市道安智病院線	宮津市道惣宮村線交差～宮津市道中橋惣線交差 (宮津倉庫(宮津総合庁舎)付近)
	宮津市道中橋惣線	宮津市道吉原波路線交差～宮津市道安智病院線交 差(宮津倉庫(宮津総合庁舎)付近)
	宮津市道吉原波路線	宮津倉庫(宮津総合庁舎)～宮津市道中橋惣 線 交差
	与謝野町道大浜線	国道178号交差～京都府立医科大学付属北部医 療センター
	京丹後市道立長御旅線	(主)網野峰山線交差～京丹後市道有田津久田線交 差(京丹後市役所付近)
	京丹後市道有田津久田線	京丹後市道立長御旅線交差～京丹後市道樋田丁 田線交差(京丹後市役所付近)
	京丹後市道樋田丁田線	京丹後市道有田津久田線交差～京丹後市役所

表3.17.5 緊急輸送道路一覧表

区分	道路種別	路線名	区間	延長(km)
1次	高速自動車国道	名神高速道路	京都市境～大阪府境	6.3
		舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境	46.5
		新名神高速道路	滋賀県境～城陽IC	12.9
			城陽IC～八幡京田辺IC	3.5
			八幡京田辺IC～大阪府境	1.3
	その他有料道路等	第二京阪道路	京都市境～大阪府境	10.5
		京都縦貫自動車道(京都丹波道路)	京都市境～丹波IC	28.6
		京都縦貫自動車道(丹波綾部道路)	丹波IC～綾部JCT	29.2
		京都縦貫自動車道(綾部宮津道路)	綾部JCT～宮津天橋立IC	22.7
		京都縦貫自動車道(京都第二外環状道路)	大山崎JCT～京都市境	5.0
		山陰近畿自動車道(宮津与謝道路)	宮津天橋立IC～与謝天橋立IC	6.1
		山陰近畿自動車道(野田川大宮道路)	与謝天橋立IC～京丹後大宮IC	4.4
		山陰近畿自動車道(大宮峰山道路)	京丹後大宮IC～(仮称)大宮峰山IC	5.0
		京滋バイパス	大山崎JCT～京都市境	2.0
		京奈和自動車道	京都市境～滋賀県境	15.5
			城陽IC～木津IC	17.0
		16区間(8路線)	小計	216.5
1次	一般国道(指定区間)	1号	京都市境～大阪府境(京阪国道)	8.1
			京都市境～大阪府境(バイパス)	9.6
			国道24号交点～国道478号交点(京滋バイパス側道)	2.0
		9号	京都市境～兵庫県境	93.1
		24号	京都市境～奈良県境	27.3
			(都)東部丘陵線交点～国道163号交点(城陽井手木津川バイパス)	11.2
		27号	国道9号交点～福井県境	63.9
			国道27号交点～国道27号交点(西舞鶴道路)	4.9
		163号		7.9
		171号	京都市境～大阪府境	8.0
		478号	国道171号交点～国道1号(京阪国道)交点	5.1
		11区間(7路線)	小計	241.1
1次	一般国道(指定区間外)	162号	京都市境～福井県境	23.0
		163号	国道24号交点～三重県境	22.4
			(一)木津横田線交点～木津川橋北詰	2.8
		175号	兵庫県境～国道9号交点	3.8
			国道9号交点～国道27号交点	30.0
		176号	国道175号交点～国道178号交点	34.5
		177号	国道27号交点～舞鶴市字下安久	0.7
		178号	国道175号交点～国道176号交点	19.7
			国道312号交点～兵庫県境	4.5
		307号	国道24号交点～田辺西IC	4.1
		312号	国道176号交点～国道178号交点	31.0
			大宮峰山IC(仮称)～国道482号交点	1.2
		372号	国道9号交点～兵庫県境	21.2
		423号	大阪府境～国道372号交点	12.4
		482号	峰山総合庁舎～国道312号交点	2.4
		15区間(11路線)	小計	213.7
1次	主要地方道	京都宇治線	宇治東IC～(主)宇治淀線交点	1.5
		福知山綾部線	(主)綾部インター線交点～国道27号交点	0.5
		綾部大江宮津線	宮津天橋立IC～国道176号交点	2.0
		大山崎大枝線	国道171号交点～(主)西京高槻線交点	1.3
		宇治淀線	(主)京都宇治線交点～国道24号交点	5.0
		園部平屋線	国道9号交点～園部IC	2.0
		八幡木津線	国道1号(京阪国道)交点～京田辺市道薪新田辺線交点	5.2
			京田辺市道薪新田辺線交点～木津川市道木713号相楽台16号線交点	12.5
			(主)生駒精華線交点～(一)けいはんな記念公園木津線交点	0.9
		福知山停車場線	(主)舞鶴福知山線交点～(一)福知山停車場篠尾線交点	0.9
		池辺京田線	舞鶴西IC～国道27号交点	1.1
		小倉西舞鶴線	国道27号交点～舞鶴東IC	2.2

区分	道路種別	路線名	区間	延長(km)
1次	主要地方道	舞鶴福知山線	(主)福知山停車場交点～国道9号交点	1.2
		西京高槻線	(一)中山稻荷線交点～(主)大山崎大枝線交点	6.5
		舞鶴綾部福知山線	(主)綾部インター線交点～(主)綾部インター線交点	0.9
		綾部インター線	(主)福知山綾部線交点～(主)舞鶴綾部福知山線交点	1.6
			(主)舞鶴綾部福知山線交点～綾部IC	0.4
		17区間(14路線)	小計	45.7
1次	一般府道	中山稻荷線	京都市境～(主)西京高槻線交点	1.1
		中山向日線	乙訓総合庁舎～(主)西京高槻線交点	0.1
		福知山停車場篠尾線	(主)福知山停車場線交点～国道9号交点	1.2
		大宮岩滝線	国道312号交点～京丹後大宮IC	2.5
		4区間(4路線)	小計	4.9
1次	市町村道	精華町道 桜が丘133号線	木津川市道 木712号相楽台15号線～国道163号交点	0.06
		精華町道 桜が丘134号線	国道163号交点～木津川市道 木713号相楽台16号線	0.10
		木津川市道 木712号相楽台15号線	(主)八幡木津線交点～精華町道 桜が丘133号線	0.08
		木津川市道 木713号相楽台16号線	精華町道 桜が丘134号線～(主)八幡木津線交点	0.17
		京田辺市道 薪新田辺線	(主)八幡木津線(山手幹線)交点～(主)八幡木津線(現道)交点	0.50
		(都)東部丘陵線	城陽スマートIC～(都)城陽井手木津川線交点	0.50
		6区間(6路線)	小計	1.4
1次	その他(臨港道路)	前島中央臨港道路	国道27号～前島臨港道路交点、前島臨港道路交点～前島中央臨港道路取合4号交点	0.55
		前島臨港道路	前島中央臨港道路交点～前島中央臨港道路交点	0.18
		前島中央臨港道路取合4号	前島中央臨港道路交点～前島ふ頭(京都舞鶴港 東港)	0.10
		下福井喜多臨港道路	国道175号～喜多ふ頭臨港道路交点	0.80
		喜多ふ頭臨港道路	下福井喜多臨港道路交点～喜多ふ頭臨港道路取合1号交点	0.35
		喜多ふ頭臨港道路取合1号	喜多ふ頭臨港道路交点～喜多ふ頭(京都舞鶴港 西港)	0.65
		6区間(6路線)	小計	2.6
		75区間(55路線)	1次合計	725.9

区分	道路種別	路線名	指定区間	延長(km)
2次	一般国道(指定区間外)	173号	兵庫県境～国道27号交点	26.2
		178号	国道176号交点～(主)香美久美浜線交点	77.8
		307号	滋賀県境～国道24号交点	17.5
			田辺西IC～大阪府境	0.9
			(主)宇治木屋線交点～宇治田原IC	0.3
		426号	兵庫県境～国道9号交点	10.5
		477号	国道9号交点～(主)園部能勢線交点	0.6
			(一)八木東インター線交点～国道9号交点	0.2
		482号	国道178号交点～(一)間人大宮線交点(北側)	2.5
			(一)間人大宮線交点(南側)～峰山総合庁舎	8.3
			国道312号交点～兵庫県境	5.8
		11区間(6路線)	小計	150.6
2次	主要地方道	小浜綾部線	福井県境～国道27号交点	27.9
		木津信楽線	国道163号交点～滋賀県境	19.5
		枚方亀岡線	大阪府境～国道9号交点	5.2
		福知山綾部線	国道9号交点～(主)綾部インター線交点	12.1
		大山崎大枝線	(主)西京高槻線交点～(主)伏見柳谷高槻線交点	1.7
		香美久美浜線	(一)久美浜気比線交点～国道178号交点	0.4
		綾部宮島線	国道27号交点～国道162号交点	17.2
		京都守口線	京都市境～(主)八幡木津線交点	1.3
		宇治淀線	国道24号交点～京都市境	3.6
		網野峰山線	国道178号交点～国道312号交点	8.6
		園部平屋線	園部IC～国道162号交点	26.1
		八幡木津線	(主)京都守口線交点～国道1号(京阪国道)交点	3.7
			国道1号(バイパス)交点～上津屋工業団地	0.6
		東舞鶴停車場線	JR東舞鶴駅～国道27号交点	0.6
		亀岡園部線	国道9号交点～(主)園部平屋線交点	20.0
		小倉西舞鶴線	(主)舞鶴和知線交点～国道27号交点	7.1
		奈良加茂線	(主)天理加茂木津線交点～国道163号交点	1.8
		茨木亀岡線	大阪府境～大阪府境((主)枚方亀岡線交点)	8.3
		天理加茂木津線	(主)奈良加茂線交点～国道163号交点	4.4
		京都日吉美山線	(主)園部平屋線交点～(主)日吉京丹波線交点	1.9
		舞鶴和知線	国道27号交点～(主)小浜綾部線交点	15.6
		網野岩滝線	国道178号交点(網野町側)～国道178号交点(与謝野町側)	22.0
		園部能勢線	国道477号交点～国道372号交点	8.6
		舞鶴福知山線	(主)舞鶴綾部福知山線交点～(主)福知山停車場線交点	1.2
		市島和知線	京丹波町道 本庄坂原線交点～国道27号交点	2.0
		宇治木屋線	国道307号交点～南栗所交差点	1.8
			南栗所交差点～宇治田原町役場	1.1
		西京高槻線	(主)大山崎大枝線交点～大山崎町役場	0.6
			大山崎町役場～(一)下植野大山崎線交点	0.3
		城陽宇治線	国道24号交点(新名神側)～国道24号交点(京滋バイパス側)	7.0
		枚方山城線	(主)八幡木津線交点～国道24号交点	1.8
		生駒精華線	精華学研IC～(主)八幡木津線交点	0.7
		宮前千歳線	千代川IC～国道9号交点	1.1
		舞鶴綾部福知山線	(一)淵垣上八田線交点～(主)綾部インター線交点	3.7
			福知山市道上荒河観音寺線交点～(主)舞鶴福知山線交点	1.0

区分	道路種別	路線名	指定区間	延長(km)
2次	主要地方道	野田川大宮線	国道176号交点～(主)宮津養父線交点	1.7
		佐々江下中線	(主)園部平屋線交点～京都市境	2.4
		伏見柳谷高槻線	(主)西京高槻線交点～(主)大山崎大枝線交点	0.8
		日吉京丹波線	(主)京都日吉美山線交点～国道9号交点	7.4
		上野南山城線	南山城村役場～国道163号交点	1.5
		40区間(36路線)	小計	254.3
2次	一般府道	久美浜気比線	(一)久美浜停車場線交点～(主)香美久美浜線交点	0.4
		中山稻荷線	(主)西京高槻線交点～京都市境	0.6
		下植野大山崎線	(主)大山崎大枝線交点～(主)西京高槻線交点	0.8
		長岡京停車場線	乙訓消防組合消防本部～国道171号交点	0.4
		黄檗停車場線	陸上自衛隊宇治駐屯地～国道24号交点	0.9
		富野荘八幡線	国道1号(バイパス)交点～(一)八幡京田辺インター線交点	0.7
		山城総合運動公園城陽線	山城総合運動公園～国道24号交差点	3.8
		八幡京田辺インター線	(一)富野荘八幡線交点～山手幹線交点	1.4
			山手幹線交点～大阪府境	0.2
		和束井手線	国道24号(現道)交点～国道24号(城陽井手木津川BP)交点	1.3
		和泉宮脇線	(主)綾部宮島線交点～(主)園部平屋線交点	3.2
		亀岡停車場線	亀岡市役所～国道9号交点	0.2
		東掛小林線	大井IC～国道9号交点	0.8
		郷ノ口室河原線	八木西IC～国道9号交点	0.1
		園部停車場線	JR園部駅～国道9号交点	0.2
		桧山須知線	国道173号交点～国道9号交点	6.6
		八木東インター線	八木東IC～国道477号交点	0.7
		淵垣上八田線	国道27号交点～(主)舞鶴綾部福知山線交点	0.8
		内宮地頭線	舞鶴大江IC～国道175号交点	0.6
		西舞鶴停車場線	JR西舞鶴駅～国道27号交点	0.1
		宮津停車場線	京都丹後鉄道宮津駅～(主)綾部大江宮津線交点	0.5
		温江加悦線	国道176号交点～(一)中藤加悦線交点	1.4
		伊根港線	国道178号交点～「道の駅」舟屋の里伊根	1.3
		野田川加悦線	(一)中藤加悦線交点～国道176号交点	0.9
		間人大宮線	国道482号交点(北側)～国道482号交点(南側)	3.0
		明田京丹後大宮停車場線	国道312号交点～京丹後市大宮庁舎	0.3
		木津網野線	京丹後市網野庁舎～国道178号交点	0.5
		久美浜停車場線	(一)久美浜気比線交点～国道178号交点	0.4
		中藤加悦線	(一)温江加悦線交点～(一)野田川加悦線交点	0.7
		小坂青垣線	国道9号交点～福知山市夜久野支所	0.2
		柚原向日線	向日市役所～(主)西京高槻線交点	0.2
		長尾八幡線	国道1号(京阪国道)交点～(主)八幡木津線交点	2.5
		32区間(31路線)	小計	35.7
2次	市町村道	宇治市道 宇治白川線	(主)宇治淀線交点～山城総合運動公園	1.5
		1区間(1路線)	小計	1.5
		84区間(74路線)	2次合計	442.1
		159区間(116路線(※1))	1次+2次の合計	1,168.0

(※1) 1次(55路線)+2次(74路線)=129路線から、重複している13路線(国道(3)、主要地方道(9)、一般府道(1))を控除。

国道(3): 国道178号、国道307号、国道482号

主要地方道(9): 福知山綾部線、大山崎大枝線、宇治淀線、園部平屋線、八幡木津線、小倉西舞鶴線、舞鶴福知山線、西京高槻線、舞鶴綾部福知山線

一般府道(1): 中山稻荷線

(※2) バイパス事業実施中の供用中路線は、現道部の延長を計上。

第4節 地震被災建築物応急危険度判定等計画

(府建設交通部)

第1 基本方針

地震により建築物又は宅地（擁壁・法面等を含む）に著しく損傷が生じた場合、地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに実施することにより、必要があれば居住者等に避難を喚起し、余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止する。

第2 応急対策

1 情報の収集

大規模な地震が発生した場合、建築物及び宅地の被災状況に関する情報の収集に努める。

2 被災建築物応急危険度判定の実施

建築物に関して被害が見られる場合は、京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会で検討を行った連絡体制等に基づき、応急危険度判定士の出動体制を組織するとともに、市町村が実施する判定業務を支援する。

また、多数の建築物が被害を受けた場合は、全国被災建築物応急危険度判定協議会及び近畿被災建築物応急危険度判定協議会のネットワークを活用して判定の実施を支援する。

3 被災宅地危険度判定の実施

宅地に関して被害が見られる場合は、京都府被災宅地危険度判定連絡協議会で検討を行った連絡体制等に基づき、被災宅地危険度判定士の出動態勢を組織するとともに、市町村が実施する判定業務を支援する。また、

多数の宅地が被害を受けた場合は、国土交通省に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請して、判定の実施を支援する。

第3 市町村で定めるべき事項

京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会の検討を踏まえ、市町村が実施する応急危険度判定の実施体制について定める。

第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画

第1 計画の方針

ライフラインとして社会生活に極めて重要な電気・ガス・上下水道施設が地震災害により被災した場合には、被害状況を迅速に調査し、諸施設が安定して機能するよう応急措置を講じるとともに、電気やガス等による二次災害を防止するための対策について定める。

第2 電気施設（関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社）

1 災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

2 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

3 府災害対策本部との連携

非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合、府災害対策本部から要請があった場合又は広域的な停電事故が発生した場合等必要があるときは、被害状況のほか停電状況や復旧見通しを府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

4 関係防災機関との連携

関係防災機関間で直通の情報連絡網（ホットライン）を構築し、広域的な停電事故が発生した場合は、当該情報連絡網を活用し、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を関係防災機関に報告する。

5 被害の復旧

非常災害対策本部は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各設備等の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、京都府と連携を図りながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。

ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

6 復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。

第3 ガス施設（大阪ガス株式会社および大阪ガスネットワーク株式会社）

1 計画の方針

地震の発生によりガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

2 応急対策

災害発生時には、防災業務計画に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達及び報告

ア 地震情報の収集、伝達

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

イ 通信連絡

- (ア) 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。
- (イ) 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。
- (ウ) 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

ア 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

ウ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 府災害対策本部との連携

災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合又は府災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

(5) 危険防止対策

ア 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行っている。

イ S I 値60カイン相当以上を記録した地域については、二次災害を防止するため当該地域地震対策ブロックのガス供給停止を自動で行う。

S I 値30カイン相当以上、60カイン相当未満となった地域についてはガス供給設備の安全確認を行い、これらの安全が確認されない限り、速やかに当該地域の地震対策ブロックのガス供給停止を決定する。

ウ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

(6) 応急復旧対策

ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

イ 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

第4 上下水道施設

1 水道施設

(1) 被害状況の収集及び伝達

府及び水道事業者等は、地震災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。

水道事業者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

(2) 応急復旧

水道事業者等は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

また、水道用水供給事業者は、受水水道事業者等に対し、被災時においても給水を行えるよう被災状況に応じた広域水運用を行うとともに、被災した施設の迅速な応急復旧に努めるものとする。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

(3) 支援要請

水道事業者等は、人員、資機材が不足する場合は、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請を行う。

また、府は、水道事業者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて広域的な支援について要請を行う。

(4) 災害広報

府及び水道事業者等は、各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するようにする。

2 下水道施設

(1) 被害状況の収集及び伝達

府及び下水道管理者は、地震災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設の被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

下水道管理者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

(2) 応急復旧

下水道管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

(3) 支援要請

府は、広域的な被害が発生した場合、応急復旧に必要となる支援要員、資機材等の提供・調達について、下水道管理者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて、他府県からの支援について要請を行う。

(4) 災害広報

府及び下水道管理者等は、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。

3 工業用水道施設

工業用水道事業者は、工業用水道施設について、「1 水道施設」に準じた対策を講じるものとする。

第6節 通信・放送施設応急対策計画

(西日本電信電話株式会社・日本放送協会(京都放送局)・株式会社京都放送)

第1 計画の方針

地震災害の発生時に電気通信施設及び放送施設が被災した場合に、通信回線並びに電波通信装置に応急措置を講じるとともに、局舎の応急復旧及び中継所の仮設等を行って、通信・放送を確保する対策について定める。

第2 通信施設

1 設備及び回線の応急措置

電気通信設備が地震により被災し、通信回線の機能が停止したときは、西日本電信電話株式会社の災害対策規定の定めるところにより、被災設備の復旧に関して応急措置を講じる。

2 回線の復旧順位

第1順位 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

第2順位 ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体

第3順位 第1順位、第2順位に該当しないもの

(ただし、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。)

3 必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

4 府災害対策本部との連携

災害対策本部を設置している場合で被害状況について広報発表を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

5 営業所等建物の応急措置

地震災害により営業所等建物が被災したときは、応急復旧措置を講じるとともに当該建物等の迅速な復旧が困難であるときには、他の建物等の利用・借入れ等を行い、すみやかに業務の再開を図る。

第3 放送施設

1 放送施設が地震災害により被災して支障のあるときは、あらゆる手段を講じて放送可能な電波を所定の順により使用するとともに、所定の計画に基づいて次の措置を講ずる。

- (1) 臨時放送所の確保
- (2) 臨時演奏所の借用
- (3) 臨時現像所の開設

2 中継回線の故障に際しては次の事項を考慮し、適切な措置を講ずる。

- (1) 無線中継の実施
- (2) 非常用番組の送信
- (3) 西日本電信電話株式会社への回復要請
- (4) 株式会社NTTドコモ関係への回復要請

第7節 社会公共施設応急対策計画

第1 計画の方針

地震災害発生時において、施設入所者の生命身体の安全確保を図り、かつ、社会公共施設の機能を維持するための措置について定める。

第2 被災時の対策

1 実施責任者

各施設の施設長が地震災害発生時の応急対策を実施するものとし、必要に応じて、消防機関等の関係機関及び地域住民等の協力を得る。

2 避難措置等

(1) 施設入所者及び利用者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の消防・災害対策計画に基づいて、迅速に安全な場所に避難させる。

また、防災関係機関への通報や情報提供に努めるとともに、組織的な応急活動体制の確保を図る。

(2) 通園施設にあっては、被災の状況に応じて施設長の判断により、臨時休園等の措置をとる。

第3 応急復旧

1 公営の施設

府営及び市町村営の施設では、被害状況の調査結果に基づいて被害額、復旧方法等を検討し、応急復旧措置を講ずる。

2 私営の施設

被害状況の調査結果に基づいて、法人が実施する復旧対策等に関して指導助言を行う。

3 応急援護

被災施設の復旧が長期にわたる恐れのある場合には、入所者の安全を考慮し、近傍の公共施設等の利用、在宅による援護等の実情に即して措置を行うよう施設長に対して指導助言をする。

なお、この場合において施設長は、状況に応じて関係機関等と緊密な連携を図る。

4 保健管理及び安全指導

入所者等の保健管理及び安全については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行う。

第8節 危険物施設等応急対策計画

第1 計画の方針

大地震の発生時に起り得る危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等の災害に際して、地域住民の生命・身体・財産を保護するための計画を定める。

さらに、災害の規模に応じて、石油類の流出等にあつては府地域防災計画事故対策計画編石油類流出事故対策計画など関連する他の諸計画に定めるところにより、関係機関は相互に緊密な連絡をとり、災害の軽減及び拡大防止に努める。

第2 危険物製造所等応急措置計画

- 1 危険物製造所等での危険物の流出又は火災等災害の発生に際しては、その施設の責任者、消防署と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保する。
- 2 災害が発生した場合は、関係機関と連携し、状況に応じて次の措置をとる。
 - (1) 消防機関への通報
 - (2) 危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
 - (3) 付近住民等に対する広報活動
 - (4) 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
 - (5) 避難誘導及び群衆整理
 - (6) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (7) 危険物火災の特性に応じた消防活動
 - (8) 危険物の除去

第3 火薬類保管施設応急措置計画

- 1 火薬類を取扱っている場所の付近で地震に起因する火災が発生し、貯蔵又は取扱い中の火薬類に引火爆発の恐れがある場合には、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- 2 1の場合において、火薬類を移動させるいとまがない場合は、火薬類の暴発等により危害の及ぶ恐れがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止に当たるとともに、住民の避難、立入禁止など、警備上必要な措置をとる。
- 3 災害が発生した場合は、防災関係機関等と連携し、状況に応じて次の措置をとる。
 - (1) 在置火薬類に関する情報収集
 - (2) 消火活動
 - (3) 注水その他の延焼防止活動
 - (4) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (5) 警戒区域の設定及び交通規制
 - (6) 飛散火薬類等の検索回収
 - (7) 二次爆発の防止措置
- 4 災害のため自動車による火薬類の運搬に支障があると認められる時は、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を制限又は禁止する。

第4 高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

- 1 地震災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防その他の関係防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連携を密にして、迅速かつ適切な措置をとる。
- 2 爆発、火災又は可燃性ガス若しくは酸素の漏洩が発生した場合は、状況に応じて次の措置をとる。
 - (1) 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請
 - (2) 高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動
 - (3) ガス漏洩状況及び流動範囲の確認
 - (4) 漏洩防止作業
 - (5) 注水及び消火活動
 - (6) 付近住民に対する広報活動
 - (7) 立入禁止区域の設定及び交通規制
 - (8) 避難誘導及び群衆整理
 - (9) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (10) 応急措置に必要な資機材の緊急輸送路の確保
 - (11) 引火性、発火性又は爆発性物質の移動
- 3 毒性ガスの漏えいに際しては、2に定めるものの他、必要に応じて次の措置をとる。
 - (1) 施設の管理者等に対する防毒措置の指示
 - (2) 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
 - (3) 薬剤、防毒資機材の輸送援助

第5 毒物劇物保管施設措置計画

- 1 応急措置

地震災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所、消防機関又は警察署に届け出る（毒物及び劇物取締法第16条の2）。
- 2 緊急措置

保健所（又は警察）は毒物劇物の流出散逸等の状況についてすみやかに広報活動し、関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関にただちに連絡する。

第6 原子力以外の放射性物質応急対策

地震災害発生時に、原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、ただちに防災関係機関に通報させるとともに、施設の責任者及び防災関係機関は、次の応急措置を講じる。

- 1 放射線量の測定
- 2 危険区域の設定と立入禁止制限
- 3 危険区域住民の退避措置
- 4 被ばく者等の救出、救護
- 5 交通規制と群衆整理
- 6 人心安定のための広報活動
- 7 その他災害の状況に応じた必要な措置

第9節 住宅応急対策計画

第1 計画の方針

地震災害発生時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

第2 被災住宅に対する措置

1 一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、災害直後における措置として、次の第3による応急仮設住宅の建設、第4による住宅の応急修理を実施するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度について、指導にあたりとともに、直ちに当該融資に必要な業務をあわせて行う。

2 公営住宅に対する措置

公営住宅の事業主体においては、地震災害による公営住宅の被災状況を早急に調査し、必要な応急措置を行うとともに、再建又は補修の必要な公営住宅については早期に復旧を図る。

この場合、公営住宅法第8条の規定により、国は、復旧に要する費用の一部について補助することができることになっている。

(1) 対象

災害による被災の規模等に係る要件は設けられていないが、一戸当たりの復旧費が11万円以上で合計額が290万円以上（ただし、市町村においては190万円以上）となる場合について国庫補助の対象となっている。

(2) 査定及び補助率

事業主体が既設公営住宅の復旧計画を有する場合は、国により滅失（再建設費）及び補修費の査定を受ける。補助率は復旧に要する費用（再建設費が標準建設費を超えるときは、標準建設費とみなす。）の1/2である。

ただし、激甚災害の場合は補助率のかさ上げが行われることになっている。

(3) 復旧の手順

ア 災害現況の現地調査

イ 既設公営住宅復旧計画書の提出

ウ 再建設費、補修費及び宅地復旧費の査定

第3 応急仮設住宅

1 仮設住宅の建設

一般災害については市町村長が建設し、災害救助法を適用した災害については知事が建設する。市町村及び京都府においては、平常においてあらかじめ二次災害の危険のない応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備しておくものとする。

知事は、応急仮設住宅の建設に当たって住宅建設業者のあっせんその他の協力を得るため、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会とそれぞれ「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結しておくものとする。

なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者・障害者等仕様住宅も含めた必要戸数の確保に努める。

対象、費用の限度、着工の期間、供与期間、自らの資力では住宅を得ることができない者の範囲は「資料編3-5」に示すとおり。

2 既存公的施設の利用

府及び市町村は、平常においてあらかじめ選定された一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を利用し、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定に資するものとする。

なお、公官住宅など応急仮設住宅と同様に利用できる施設については、応急仮設住宅として取り扱うものとする。

3 民間住宅・旅館等の利用

府は、応急仮設住宅及び一時居住住宅として提供可能な民間住宅やホテル・旅館等の民間施設を借上げ、被災者の居住の安定を図る。

このため、府においては、関係業界団体からの利用可能施設に係る情報提供システムを確立し、空家等の把握に努めるとともに、あらかじめ関係業界団体と借上げ施設の確保体制を確立しておくものとする。

4 仮設住宅等の供与

(1) 応急仮設住宅、既存公的施設及び民間施設（以下「応急仮設住宅等」という。）の入居者の選考に当たっては、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等、生活条件を十分考慮の上決定するものとする。

(2) 応急仮設住宅等は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであるので、入居者にこの趣旨の理解を求めるとともに、住宅のあっせん等を積極的に行うものとする。

5 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第4 住宅の応急修理

一般災害については、住宅所有者が行うものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）自らの資力により応急修理ができない者に対しては、日常生活に欠くことのできない部分に限定して、知事が応急修理を行う。

対象、修理部分、費用の限度、期間は「資料編3-5」に示すとおり。

第5 建築資材の調達

特に必要が生じた場合には、国有林野産物の供給について、近畿中国森林管理局に要求するものとする。

第6 市町村地域防災計画で定める事項

災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理が迅速かつ的確に行われるよう、その方策を定める。

1 応急仮設住宅

(1) 入居者選考の機関の設置（入居者の決定は知事が行い、市町村長はその補助機関とする。）

(2) 建設予定地の選定（平常においてあらかじめ選定しておく）

2 住宅の応急修理

修理を実施する際の対象戸数の選定方法

第10節 農林水産施設応急対策計画（府農林水産部）

第1 計画の方針

地震災害により農林水産用施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、また、適切な応急措置を実施して、農林水産業の生産が迅速に元の形態に復するために必要な計画について定める。

第2 農業用施設

1 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。

また、土地改良区及び農業水利団体は施設及び農地の被害状況、被害額並びに気象資料を市町村及び広域振興局を経由して速やかに報告することとする。

なお、農地、農業施設の復旧にあたっては、市町村等と連携し査定前着工制度の活用により、早期の復旧に努める。

2 出水等による被災の程度が大規模で、周辺地域に湛水の危険があるときには、すみやかに関係機関と連絡を取り、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。

3 管理施設（頭首工、揚水機場、樋門、ため池、水路等）ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

4 近畿農政局では、災害応急対策に使用する場合次の機械を貸し付けており、在庫確認の上、借受の要請を行う。

(1) 機械の種類

排水ポンプ車、陸上ポンプ、水中ポンプ等

(2) 貸付対象

災害時における応急排水や用水確保を行うもの

(3) 機械保有場所

近畿農政局土地改良技術事務所

京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地（641-6391）

第3 林業用施設

1 林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに二次災害の防止対策等緊急の措置を講じる。

2 被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立入り禁止等の措置を取り、地域住民に広報して安全対策を実施する。

3 施設ごとの被災状況に基づいて関係機関は応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

第4 畜産施設

1 大地震の発生に際して、畜舎及び管理施設等が破損する等の被害を受け、家畜の逃亡、へい死、病気の

発生等が生じた場合は、その実態を早急に把握して、関係機関に連絡するとともに、その協力を得て適切な応急措置を講じる。

2 家畜保健の関係機関は家畜のへい死、病気の発生又はその恐れがあるときは、へい畜の処分並びに予防

接種、薬剤散布等を行って家畜の病気の発生又はまん延を防止する措置を講じる。

3 被災地域における家畜飼料を確保するために、関係機関及び飼料販売業者の協力を得る。

第5 漁業用施設

- 1 漁港施設、養殖施設等の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに、二次災害の防止対策等緊急の措置を講ずる。
- 2 被害が拡大し周辺地域に危険が及ぶ恐れがあるときは、立入り禁止等の措置をとるとともに住民に広報し、安全対策を実施する。
- 3 施設ごとの被災状況に基づき応急復旧計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずる。

第6 治山施設

- 1 地震により堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、早急に現場の被災状況を点検調査し、関係市町村、消防署（団）、警察署等関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。
- 2 被害の程度が甚だしく、また雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。
- 3 被害状況に応じて復旧計画を策定し、民生の安定を図るために緊急性の高いものから応急復旧対策を実施する。

第18章 災害地の応急対策に関する計画

第1節 住宅関係障害物除去計画

第1 計画の方針

地震災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くことによって民生の安定を図る。

第2 除去活動の実施要領

- 1 障害物の除去は、市町村が行う。
- 2 第一次的には、市町村保有の器具、機械を使用して実施する。
- 3 労力又は機械力が不足する場合は、災害対策基本法第67条に基づき他の市町村からの応援を求める。
- 4 労力又は機械力が相当不足する場合は、府内の民間団体等からの資器材・労力等の提供を求める。

第3 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第2節 廃棄物処理計画（府総合政策環境部）

第1 計画の方針

京都府災害廃棄物処理計画に基づき、被災地のごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。

なお、この防災体制の整備に当たっては、関係者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。

第2 計画の内容

1 府の施策

- (1) 府は、発災直後から、被災市町村の処理施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、廃棄物（がれき）の発生量見込み等について、情報収集を行うとともに、環境省に報告する。
- (2) 府は、被災市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、府内市町村及び関係団体に対して、広域的支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、必要に応じ他府県に対する支援要請及び環境省に対する全国的な支援要請を行う。

2 市町村の施策

- (1) 被災市町村は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 被災市町村は、処理施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等について、府に報告する。
- (3) 被災市町村は、廃棄物の収集・処理に必要な人員、収集運搬車両等が不足する場合には、府に支援を要請する。
- (4) 被災市町村は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

仮設便所の設置に当たっては、障害者への配慮を行う。

- (5) 被災市町村は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所等の衛生の向上を図る。
- (6) 被災市町村は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には廃棄物の収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するように努める。
- (7) 被災市町村は、廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (8) 被災市町村は、応急活動後、処理・処分の進捗状況を踏まえ、廃棄物（がれき）の破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

「本節第2の2」に定めた計画に基づき、その対策を定めるものとする。

第19章 水防計画

〔府建設交通部
府農林水産部
近畿地方整備局〕

大地震発生時における水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通報、連絡及びダム又は水門もしくは閘門の操作、水防のための水防管理団体、府、国の活動について計画するものであり、水防法の規定に基づく「京都府水防計画」に準拠する。

第1節 水防組織

大地震発生時の水防組織は、府防災計画に定められた災害警戒本（支）部又は災害対策本（支）部の組織によるものとする。

第2節 水防活動

第1 近畿地方整備局

大地震発生により直轄河川において浸水が発生し若しくは発生する恐れがあると認めた場合には、水防警報を発表する。

第2 府

近畿地方整備局から通報があった場合、又は大地震により知事管理河川、ダム、ため池等において洪水又は浸水が発生し若しくは発生する恐れがあると認めた場合には、ただちに関係水防管理団体に通知するとともに、「京都府水防計画」により水防活動を行う。〔府の水防体制（水防資器材）は「資料編3-7」参照〕

第3 水防管理団体等

水防管理団体は、大地震発生により水防警報等の通知を受けたとき又は危険区域の点検等により直接異常を発見したときは、ただちに水防活動を行う。

なお、水防活動を迅速かつ円滑に実施するため、水防資器材の備蓄、管内及び隣接市町村内の建設業者の建設重機、応援体制を把握しておく。

〔水防管理団体一覧は「資料編3-8」参照、水防管理団体の水防体制（水防資器材）は「資料編3-9」参照〕

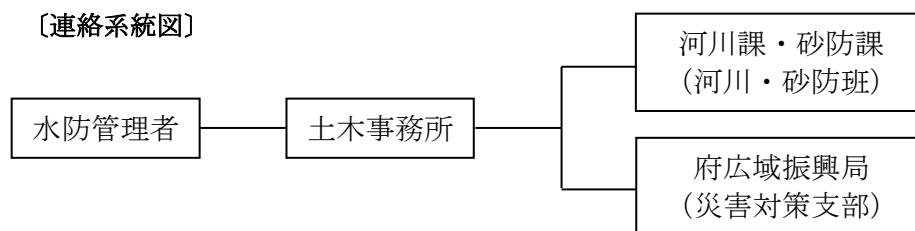
第4 その他

ため池、樋門、閘門、排水機場等の管理者は、大地震発生により、その管理する施設に被害が発生し、又は発生する恐れがあると認めた場合には、連絡員を現地に派遣し、異常を発見したときにはただちに水防管理者並びに関係河川管理者に連絡する。

1 次の場合には、連絡系統図によりただちに報告する。

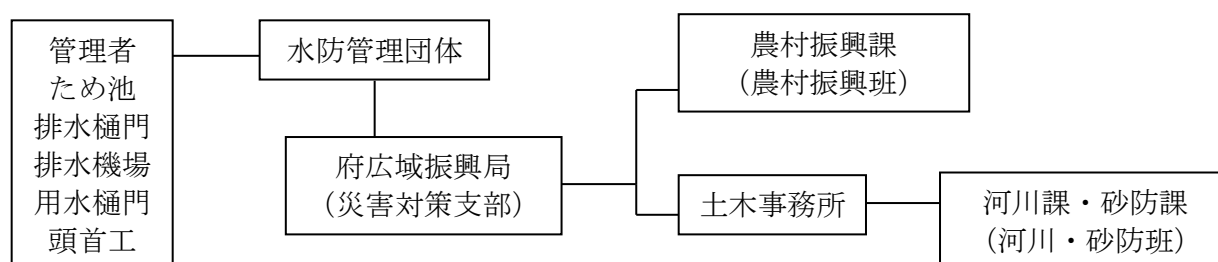
- (1) 水防団及び消防機関が出動したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）

〔連絡系統図〕



- 2 ため池等の異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）、次の系統により報告する。

〔連絡系統図〕



3 決壊等の通報

大地震が発生したときに堤防若しくはため池が決壊し、又は恐れのある事態が発生した場合には、当該水防管理団体においては、水防法第25条の規定により、ただちにその旨を、所轄の土木事務所長、府広域振興局長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。土木事務所長においては、これをただちに建設交通部河川課・砂防課、警察署、直轄管理区間に係るものは国土交通省関係事務所、その他必要な機関に連絡するものとする。

第20章 環境保全に関する計画

(府総合政策環境部)

第1節 計画の方針

地震災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2節 環境影響の応急及び拡大防止措置

地震災害に伴って、有害物質による環境汚染が発生した場合は、次の措置をとる。

第1 府の施策

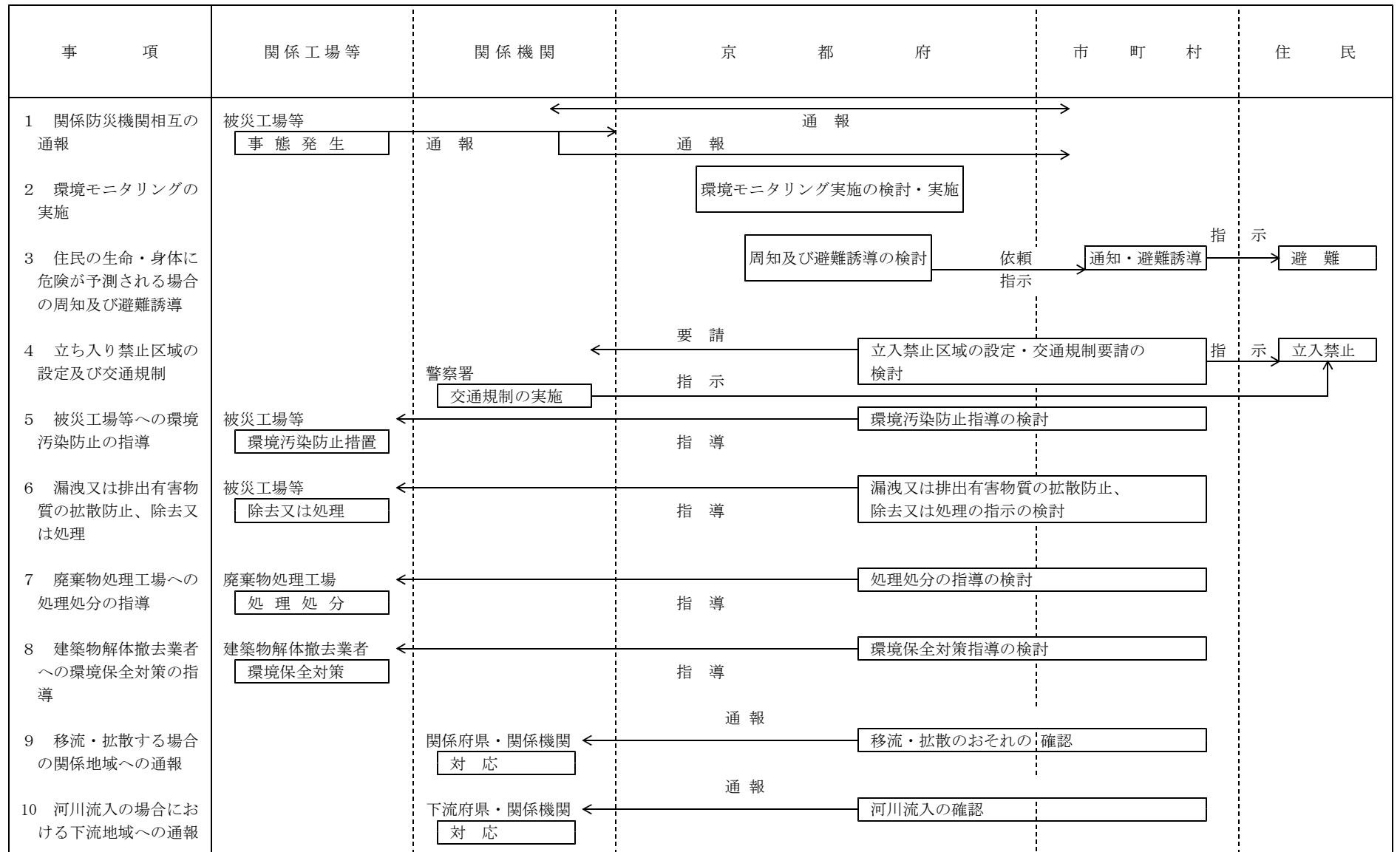
府は、市町村が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。(図3.20.1参照)

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 環境モニタリングを実施する。
- 3 住民の生命・身体に危険が予想される場合の周知及び避難誘導について、市町村に依頼又は指示する。
- 4 立入禁止区域の設定及び交通規制の実施について、市町村と調整し、警察本部に要請する。
- 5 被災工場等への環境汚染防止について、市町村と連携し、指導する。
- 6 漏えい又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理について、市町村と連携し、被災工場等へ指導する。
- 7 市町村と連携し、廃棄物処理工場へ適正な処理・処分の実施を指導する。
- 8 市町村と連携し、建築物解体撤去業者へ環境保全対策の実施を指導する。
- 9 有害物質が移流・拡散するおそれが生じた場合は、関係地域へ通報する。
- 10 有害物質が河川に流入するおそれが生じた場合は、下流地域へ通報する。

第2 市町村の施策

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- 3 その他、府の行う施策に協力する。

図 3.20.1 環境影響の応急及び拡大防止措置



第21章 文教応急対策計画

(府文化生活部・府健康福祉部・府教育庁)

第1節 計画の方針

第1 方針

地震災害発生時における文教応急対策については、児童生徒等の生命・身体の安全を第一義とし、情報の収集・伝達、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等について万全を期する。

第2 実施責任者

- 1 府立学校、その他の教育機関については府教育長
- 2 市町（組合）立学校については市町村長又は組合管理者（委任を受けている場合は市町（組合）教育長）
- 3 私立学校については当該学校長及び当該園長（以下「校長」という。）
- 4 市町村に対する指導助言は府教育長

第2節 情報の収集・伝達

第1 発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

第2 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により固定電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

第3節 学校等における安全対策

第1 学校における安全対策

1 在校時の対策

児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

2 寄宿舎等の対策

寄宿舎等においては、災害の状況に応じ、児童生徒等の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

3 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

4 保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

第2 学校以外の教育機関における安全対策

学校以外の教育機関においては、災害の状況に応じ、利用者の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

第4節 教育に関する応急措置

第1 授業の中断等の措置

学校において、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講じる。

第2 私立学校等

私立学校については、本節の計画に準拠して検討し、自主的に対策計画を策定できるよう指導する。

第3 施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

第4 私立学校

被害状況について関係機関の協力を得て調査し処理する。

第5 学用品の調達及び配分

1 災害救助法が適用された場合

(1) 教科書

ア 教育部は市町（組合）立学校以外の公立学校（国立大学法人及び独立行政法人が設置する学校を含む。以下同じ。）及び私立学校の補給の必要冊数をまとめ、京都府教科書図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給、配分を実施する。

イ 市町（組合）立学校（京都市立学校を除く。）については、市町村長が調査して教育部に報告し、教育部の調整のもと調達、配分を実施する。

(2) 文房具及び通学用品

ア 教育部は市町（組合）立学校以外の公立学校の補給必要品数をまとめ、直接調達、配分を実施する。

イ 文化生活部文教班は私立学校の補給必要品数をまとめ、直接調達、配分を実施する。

ウ 市町（組合）立学校（京都市立学校を除く。）については、市町村長が調査して教育部に報告し、教育部の調整のもと調達、配分を実施する。

エ 府立特別支援学校の小学部及び中学部については、教育部が直接調査、調達、配分を実施する。

(3) 学用品の給与基準

「資料編 3-5」に示すとおり。

2 災害救助法が適用されない場合

(1) 教科書

ア 市町（組合）教育委員会は、被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。

イ 府立特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒については、府教育委員会が上記に準じて行う。

(2) 文房具及び通学用品

市町（組合）教育委員会は、直接調査、調達、配分を実施する。

第6 学校給食の対策

学校給食物資の確保及び応急的な給食の実施については、公益財団法人京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。

第7 児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

第8 教職員の補充確保

教職員の被災に伴う補充措置について、与えられた権限内において市町（組合）教育委員会が措置し、必要な場合には府教育委員会に派遣を要請する。

第9 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

第5節 学校等における保健衛生及び危険物等の保安

第1 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置並びにそれらの必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

第2 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第6節 被災者の救護活動への連携・協力

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し市町村災害担当部局等と連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

第7節 府立学校の防災体制

第1 災害の発生が予想される場合、また災害発生時における学校の防災体制については、各学校ごとの防災に関する計画等により災害対策本部教育部（災対支部）の指示に基づき所要の人員を配置する。所要の人員数については、絶えず災害対策本部と連絡調整すること。

第2 市内府立学校については本部直轄とする。

第3 京都市以外府立学校については災害対策支部に所属する。

第8節 市町村地域防災計画で定める事項

第1 気象及び災害情報の収集・伝達に関する事項

第2 施設・設備の緊急点検等に関する事項

第3 児童生徒等の安全対策に関する事項

第4 教育に関する応急措置に関する事項

第5 保健衛生及び危険物等の保安に関する事項

第6 被災者の救護活動への連携・協力に関する事項

第2章 ボランティア受入計画

第1節 計画の方針

災害ボランティアが十分な活動が行えるよう、府及び市町村は十分な情報提供と円滑に実施できる環境整備を図る必要がある。

このため、災害発生時のボランティアの受入に当たっては、ボランティア保険の加入促進の利便提供等必要な配慮を行うものとする。

第2節 専門ボランティアの受入れ

第1 京都府災害対策本部の要請等

- 1 災害発生時に、京都府災害対策本部が京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動が必要と判断したときは、当該団体に応援を要請する。
- 2 応援の要請に当たっては、各協定に基づき、ボランティアの活動地、活動期間、必要人数、活動地への移動手段等必要な情報の提供を行う。
- 3 災害対策本部は、応援要請後も継続して被災地の状況を把握し、専門ボランティア活動の必要な分野、人員等を検討の上、引き続き当該団体と調整を図る。
- 4 災害対策本部は、当該団体や外部から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

第2 登録実施主体の行う受入体制

要請を受けた登録実施主体は、登録検索、登録者との連絡及び希望者の受入れについての調整を行うこととし、その結果を災害対策本部に報告する。

第3 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動支援

- 1 災害対策本部等は、新たな災害時等応援協定の申し入れに対し、情報を提供し、必要な調整を行う。
- 2 市町村及び関係機関等は、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体が応援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめ京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体に紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第3節 一般ボランティアの受付及びコーディネート

第1 組織

1 京都府災害ボランティアセンター

京都府災害ボランティアセンターは、災害発生後、府内で展開される災害ボランティア活動の総括調整機能を担い、被災地で円滑に活動が行えるよう各種の支援を実施する。

- 2 市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）被災地の市町村社会福祉協議会等は、ボランティア団体、行政等が協働して、住民のボランティア活動に対する支援及び調整窓口として市町村センターを設置する。
- 3 京都府災害ボランティアセンター現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）
災害が広域にわたる場合、甚大な場合など市町村センターのみによっては、同センターの機能を果たすことが困難な場合には、京都府災害ボランティアセンターは現地対策本部を設置し、市町村センターの活動を支援する。

第2 機能、事業

1 ボランティアコーディネーター等の派遣

京都府災害ボランティアセンターは、初動支援チーム（先遣隊）を派遣するとともに、市町村センター、現地対策本部（以下「市町村センター等」という。）及び避難所等におけるボランティアコーディネーターの必要状況を把握しボランティアコーディネーターの派遣調整を行う。

2 受付及びコーディネート

- (1) ボランティア活動希望（団体）者の受付・登録については、市町村センター等が行う。
- (2) 市町村センター等に配置されたボランティアコーディネーターは、ボランティアニーズを把握し、ボランティア活動を企画、実施し、ボランティアコーディネート業務を行う。

3 情報収集・情報提供

- (1) 市町村センター等は、ボランティアニーズに的確に対応できるよう、活動を通じて得た情報や関係団体等からの情報の収集を行い、災害ボランティアセンター等に情報提供を行う。
- (2) 京都府災害ボランティアセンターは、市町村センター等からボランティア活動に関する情報を収集し、報道機関の協力を得て、これらの情報を迅速に公表すること等により、受入の調整に努める。
- (3) 市町村センター等は、ボランティアによる効果的な支援活動を展開するため、自主的な活動を行うボランティアグループ・団体に対する情報提供や活動内容の調整等の連携を図るものとする。
- (4) 被災市町村等は、ボランティアによる安否確認活動や相談活動に資するため、必要に応じ要配慮者名簿を現地対策本部等に提供するものとする。

4 活動資材等の調整・提供

- (1) 京都府災害ボランティアセンターは、市町村センター等での活動資材等の必要状況を把握し、調整、提供を行う。

第3 一般ボランティアに対する支援

市町村及び関係機関等は、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、ボランティアの宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめボランティアに紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第23章 義援金品受付配分計画

〔 府 健 康 福 祉 部 〕
〔 日本赤十字社京都府支部 〕

第1節 計画の方針

震災発生時において、府民及び他府県民等から被災者に寄贈される義援金品について、受付の便宜を図り、配分の円滑化について定める。

第2節 計画の内容

第1 義援金

1 義援金募集・配分委員会

府内に震災が発生し、義援金の寄贈が予想されるときは、日本赤十字社京都府支部を中心に、支援関係団体等を構成員とする義援金募集・配分委員会を設置する。

同委員会は、当該災害に係る義援金募集及び被災地、被災者への配分に関する事務を統括する。

2 受付機関

- (1) 日本赤十字社京都府支部、同各地区（京都市文化市民局及び各区役所、京都市を除く各市役所、京都府広域振興局）及び同各分区（町村役場）
- (2) 京都府共同募金会及び同各地支会（京都市各区役所、京都府広域振興局）
- (3) 京都府本庁
- (4) 京都府府税事務所（自動車税管理事務所含む）

ただし、災害の状況によっては、臨時に他の機関でも受け付ける。

他府県における震災の場合も上記に準じる。

3 受付・保管要領

- (1) 受付機関は災害発生の日からおおむね1箇月以内とし、必要に応じ延長する。
- (2) 府民への協力要請は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて行う。
- (3) 受付機関は、義援金を適正に保管するとともに、収支を明らかにする帳簿を備え付ける。
- (4) 各受付機関は、受け付けた義援金を、義援金募集・配分委員会に送金する。
- (5) 他府県における震災の場合、各受付機関は日本赤十字社京都府支部を通じ、被災府県の受入れ機関あてに送金する。

4 配分

- (1) 義援金募集・配分委員会は、義援金総額、被災地の被害状況等に基づき配分基準を定める。
- (2) 義援金募集・配分委員会は、定められた配分基準に基づいて、被災地の市区町村長等受入機関あてに送金する。
- (3) 配分に当たっては、報道機関等の協力も得て、公平を維持し、迅速にこれを実施する。

第2 義援物資

1 受付機関

- (1) 京都府本庁
- (2) 京都府の各広域振興局、府税事務所（自動車税管理事務所含む）
- (3) 各市区町村役場

ただし、震災の状況によっては、臨時に他の機関でも受付ける。

他府県に震災が発生した場合も上記に準ずる。

2 受付・保管要領

(1) 受付期間は災害発生の日からおおむね1箇月以内とし、必要に応じ延長する。

(2) 府民への協力要請は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて行う。

府は、広報に当たって被災市町村のニーズを的確に把握し、その情報を迅速に提供することにより義援物資受入れの調整に努める。

(3) 義援物資は、寄贈に当たり特に被災地あるいは被災者を指定しないものとする。

(4) 義援物資で腐敗変質する恐れのあるものは受付けない。

(5) 受付機関は、義援物資を適正に保管するとともに、物資の出入りを記録する。

3 配分

(1) 京都府は、被災地の状況を把握し、義援品の配分を調整する。

(2) 府内における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として被災市町村の地域内輸送拠点に輸送するものとし、これにより難しい場合には府の広域物資輸送拠点に輸送するものとする。他府県からの義援物資についても同様とする。

(3) 他府県における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として府の広域物資輸送拠点に輸送するものとし、府は整理、仕分けのうえ被災都道府県等に送付する。

第3 市町村で定める事項

被災者に寄贈される義援金品の受付、保管及び配分について、各市町村においてその取扱いの方法を定める。

第24章 京都府災害支援対策本部等運用計画

(各機関)

第1節 計画の方針

他都道府県において大規模な災害が発生した場合、被災者の救援等災害支援対策を実施するための支援活動体制について定める。

第2節 災害支援警戒本部体制

第1 京都府災害支援警戒本部

- 1 災害支援警戒本部の設置及び閉鎖については、危機管理監、総合政策環境部長、健康福祉部長、防災監が協議し、決定する。(本部長…知事)

ただし、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」締結府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合においては、本文の規定にかかわらず設置する。

- 2 災害支援警戒本部の職員配備体制は、「府防災計画震災対策計画編 第3編第1章第3節第4」の災害警戒本部等動員計画表中、震度5弱及び5強の要員配備に準ずる。
- 3 災害支援警戒本部の業務は、次のとおりとする。
 - ・本部長の指示事項の伝達
 - ・被害状況の調査及び収集
 - ・食料、物資等の提供
 - ・情報収集、災害応急活動要員としての職員派遣
 - ・その他特に被災地から要請のあった事項

第3節 災害支援対策本部体制

第1 災害支援対策本部の設置及び閉鎖

知事は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合において、必要と認めたときは、知事を本部長、副知事を副本部長、危機管理監、京都府部制設置条例（平成7年京都府条例第3号）に定める各部の長、防災監、京都府教育委員会教育長並びに京都府警察本部長を本部員とした京都府災害支援対策本部を設置し、第3に掲げる事務分掌に基づき、それぞれの担当課が事務処理するものとし、支援対策がおおむね完了したと認めたときは、対策本部を閉鎖するものとする。

第2 災害支援対策本部の組織

(別表1)

第3 災害支援対策本部の事務分掌

(別表2)

第4 災害支援対策本部の動員

災害支援対策本部の動員は、災害支援対策本部の指令に基づき、各部（局・室）長、教育長及び警察本部長が災害の状況に応じ、臨機応変に実施する。

なお、京都市内地方機関の職員の動員については、必要に応じて、職員総務課長から本庁主管課長を通じて動員するものとする。

第5 災害支援対策支部の活動

1 災害支援対策支部の設置及び閉鎖

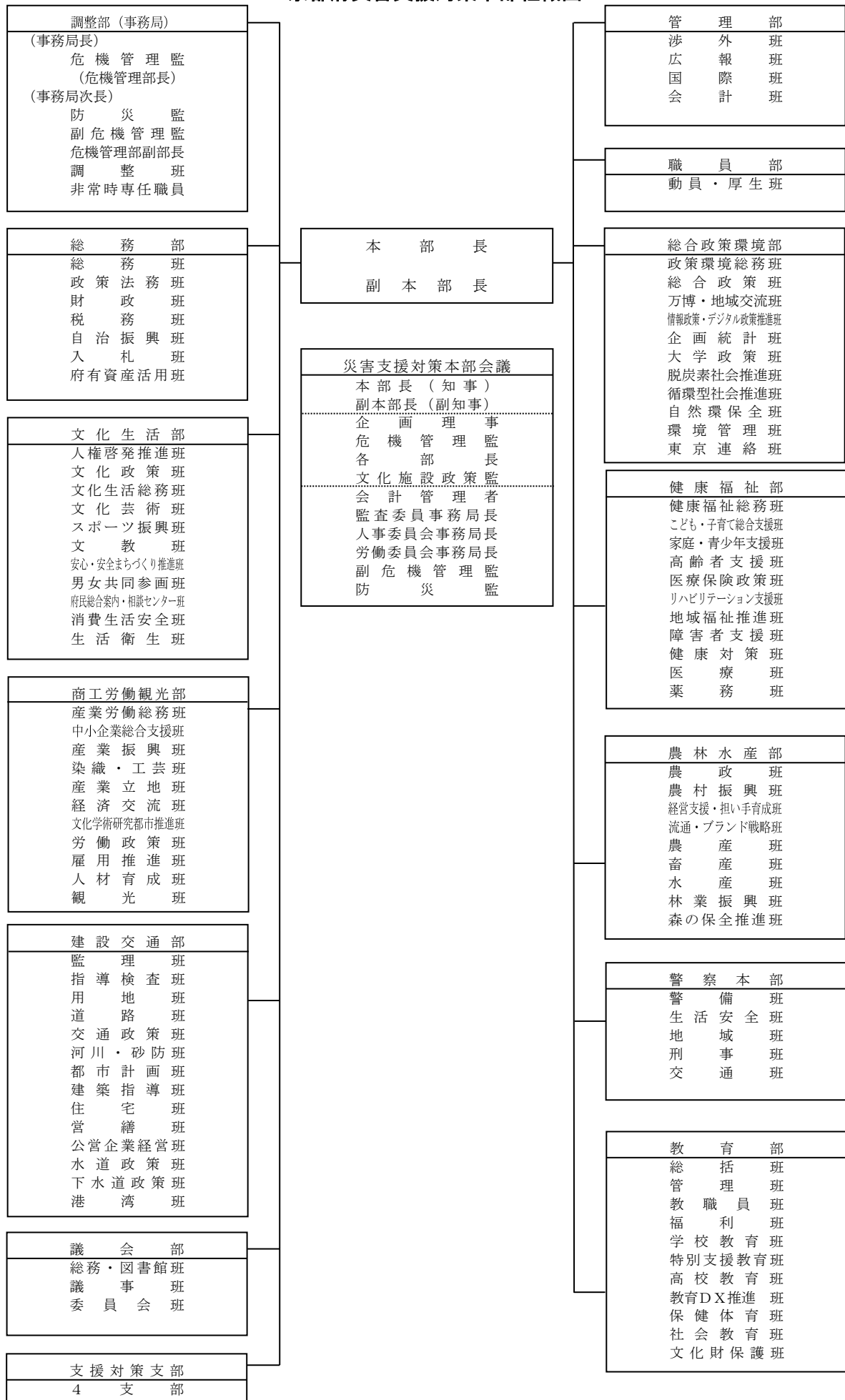
災害支援対策本部長の指示に基づき、災害支援対策本部の地方組織として、各府広域振興局管内ごとに府広域振興局長を支部長とする災害支援対策支部を設置又は閉鎖するものとする。

2 災害支援対策支部の組織、事務分掌等

災害支援対策支部の組織及び事務分掌は、各地域の実情に応じて、災害支援対策支部長があらかじめ定めるものとする。

その他災害支援対策支部の活動に必要な事項は、災害支援対策支部活動計画により別に定める。

京都府災害支援対策本部組織図



京 都 府 災 害 支 援 対 策 本 部 事 務 分 掌

部(局・室)名	課(室)名	事 務 分 掌
知事直轄組織	秘 書 課	1 他部局及び組織内他課との連絡調整に関する事。 2 知事等の派遣、激励に関する事。 3 組織内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。
	広 報 課	1 広報活動に関する事。 2 記者発表、資料提供等報道機関への対応に関する事。
	国 際 課	1 外国人被災者支援活動への対応に関する事
	連絡調整チーム	1 知事会との連絡調整に関する事。
	職員総務課 人事課 総務事務センター	1 他部局及び組織内他課との連絡調整に関する事。 2 組織内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 3 職員派遣、庁内応援体制の調整に関する事。 4 派遣要員等の健康管理に関する事。
会計管理者	会 計 課	1 他部局との連絡調整に関する事。 2 災害支援関係費支出の審査及び支払いに関する事。
危機管理部	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課	1 災害支援対策本部内の連絡調整及び総括に関する事。 2 国、他機関との連絡調整に関する事。 3 被災自治体との連絡調整に関する事。 4 自衛隊との連絡調整に関する事。 5 消防職員、消防団員派遣の連絡調整に関する事。 6 府施設等への被災者受入の総括に関する事。 7 義援品の受付・搬送に関する事。
総 務 部	総 務 調 整 課	1 部内他課との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。
	政 策 法 務 課	1 部内他課の応援に関する事。
	財 政 課	1 災害支援関係予算に関する事。
	税 務 課	1 京都市内の義援金品の受付に関する事。 2 被災納税者への減免措置に関する事。
	自 治 振 興 課	1 市町村派遣職員の調整に関する事。 2 支援市町村行財政の調査助言に関する事。
	入 札 課	1 京都府支援物資の調達及び搬送に関する事。
	府有資産活用課	1 部内他課の応援に関する事
総合政策環境部	政策環境総務課 地域政策室	1 関係各部、部内他課及び関係機関との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録、受け入れ及び派遣に関する事。
	総 合 政 策 室	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 政府等に対する要望に関する事。
	万博・地域交流課	1 部内他課の応援に関する事
	情報政策課 デジタル政策推進課	1 京都デジタル疎水ネットワークの機能確保に関する事。 2 各種情報システムの機能確保に関する事。
	企 画 統 計 課	1 部内他課の応援に関する事。
	大 学 政 策 課	1 府大学との連絡調整に関する事。
	脱炭素社会推進課	1 部内他課の応援に関する事。
	循環型社会推進課	1 災害廃棄物処理の連絡調整に関する事。
	自然環境保全課	1 丹後海と星の見える丘公園への被災者受入れに関する事。
	環 境 管 理 課	1 被災に伴う環境への影響把握の支援対策に関する事。
	東 京 事 務 所	1 政府、国会等に対する情報連絡及び広報に関する事。 2 中央の情報収集及び連絡に関する事。

部(局・室)名	課(室)名	事 務 分 掌
文化 生活 部	人権啓発推進室	1 部内他課(室)の応援に関すること。
	文化政策室	1 文化施設等への支援に関すること。
	文化 生活 総 務 課	1 他部局及び部内他課との連絡調整に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 部内関係施設等への被災者受入れの連絡調整に関すること。 4 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。
	文化芸術課	1 部内他課の応援に関すること。
	スポーツ振興課	1 部内他課の応援に関すること。
	文 教 課	1 私学への被災者の受入れ等に関すること。
	安心・安全まちづくり推進課	1 部内他課(室)の応援に関すること。
	男女共同参画課	1 女性関係施設等への被災者受入れに関すること。
	府民総合案内・相談センター	1 府民からの被災地等に係る照会、質問及び要請の処理に関すること。
	消費生活安全センター	1 救援物資(生活必需品)の斡旋に関すること。 2 救援物資(応急復旧資材)の斡旋に関すること。
	生活衛生課	1 遺体の火葬への協力に関すること。 2 食品衛生監視員の派遣に関すること。
健康福祉部	健康福祉総務課	1 他部局及び部内他課との連絡調整に関すること。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。 3 職員派遣、部内応援体制の調整に関すること。 4 DHEATの派遣に関すること。
	こども・子育て総合支援室	1 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。
	家庭・青少年支援課	1 受入れ被災者に対する生活支援に関すること。 2 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。 3 青少年施設等への被災者受入れに関すること。
	高齢者支援課	1 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。
	医療保険政策課	1 部内他課の応援に関すること。
	リハビリテーション支援センター	1 生活不活発病の予防等リハビリテーション支援に関すること。
	地域福祉推進課	1 義援金の受付・搬送に関すること。 2 受入れ被災者に対する生活支援に関すること。 3 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。 4 福祉ボランティアの派遣協力に関すること。 5 京都府災害ボランティアセンターに関すること。
	障害者支援課	1 受入れ被災者に対する生活支援に関すること。 2 福祉ボランティアの派遣協力に関すること。 3 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。 4 精神科医の派遣に関すること。
	健康対策課	1 保健師・栄養士の派遣に関すること。 2 防疫用危機等の提供に関すること。
	医 療 課	1 医療支援団の派遣に関すること。 2 医療機器等の提供に関すること。
	薬 務 課	1 医薬品、医療機器等の提供に関すること。 2 防疫用薬品の提供に関すること。 3 薬剤師の派遣に関すること。

部(局・室)名	課(室)名	事 務 分 掌
商工労働観光部	産業労働総務課	1 他部局及び部内他課の連絡調整に関する事 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事
	中小企業総合支援課	1 救援物資(応急復旧資材)の斡旋に関する事
	産業振興課	1 救援物資(応急復旧資材)の斡旋に関する事
	染織・工芸課	1 救援物資(応急復旧資材)の斡旋に関する事
	産業立地課	1 救援物資(応急復旧資材)の斡旋に関する事
	経済交流課	1 救援物資(応急復旧資材)の斡旋に関する事
	文化学術研究都市推進課	1 関西文化学術研究都市関係機関との連絡調整に関する事
	労働政策室	1 勤労者福祉施設等への被災者受入れに関する事
	雇用推進課	1 労働関係機関との連絡調整に関する事
	人材育成課	1 高等技術専門校への生徒受入れに関する事
	観光室	1 救援物資(応急復旧資材)の斡旋に関する事
農林水産部	農政課	1 他部局及び部内他課の連絡調整に関する事 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事
	農村振興課	1 農林水産被害箇所への調査要員の派遣に関する事
	経営支援・担い手育成課	1 部内他課の応援に関する事
	流通・ブランド戦略課	1 部内他課の応援に関する事
	農産課	1 米穀の確保及び生鮮食料品等の提供に関する事
	畜産課	1 畜産関係被害箇所への防疫対策の支援に関する事
	水産課	1 農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関する事
	林業振興課	1 農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関する事 2 住宅復旧用木材のあっせんに関する事
建設交通部	森の保全推進課	1 農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関する事
	監理課	1 他部局及び部内他課の連絡調整に関する事 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事 3 職員派遣、部内応援体制の調整に関する事
	指導検査課	1 建設業協会等への支援体制確立協力要請に関する事
	用地課	1 応急仮設住宅建設のための公有地に係る情報提供に関する事
	道路計画課	1 道路災害箇所緊急調査員の派遣に関する事
	道路建設課	1 道路災害箇所緊急調査員の派遣に関する事
	道路管理課	1 道路災害箇所緊急調査員の派遣に関する事
	交通政策課	1 支援に係る交通状況の把握、緊急輸送車両の支援活動に関する事
	河川課	1 河川災害箇所緊急調査員の派遣に関する事 2 砂防関係点検調査員の派遣に関する事
	砂防課	1 河川災害箇所緊急調査員の派遣に関する事 2 砂防関係点検調査員の派遣に関する事
	都市計画課	1 復興に係る都市計画作成のための要員の派遣に関する事 2 都市公園災害箇所緊急調査員の派遣に関する事
	建築指導課	1 地震被災建築物応急危険度判定の総括に関する事 2 被災宅地危険度判定士の派遣に関する事
	住宅政策課 住宅整備課	1 府営住宅への被災者受入れに関する事 2 仮設住宅建築監督員の派遣に関する事 3 地震被災建築物応急危険度判定士の派遣に関する事
	営繕課	1 地震被災建築物応急危険度判定士の派遣に関する事 2 仮設住宅建築監督員の派遣に関する事 3 公共建築物の復旧計画作成員の派遣に関する事

部(局・室)名	課(室)名	事 務 分 掌
建設交通部	公営企業経営課	1 応急給水の実施に関する事。 2 災害支援関係予算に関する事。
	水道政策課	1 職員の派遣に関する事。 2 水道施設復旧用資機材の提供等に関する事。
	下水道政策課	1 下水道施設等調査員の派遣に関する事。
	港湾局	1 港湾災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。
教育庁	総務企画課	1 他部局及び教育庁内他課との連絡調整に関する事。 2 教育庁関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 3 教育庁に係る広報に関する事。
	管理課	1 緊急避難施設(学校)点検要員の派遣に関する事。
	教職員企画課 教職員人事課	1 教員等の派遣に関する事。
	福利課	1 公立学校共済組合宿泊施設への被災者受入れに関する事。
	学校教育課	1 小学校、中学校及び義務教育学校児童・生徒の転入学受入れに関する事。 2 小学校、中学校及び義務教育学校教員等の派遣に関する事。
	特別支援教育課	1 特別支援学校児童・生徒の転入学受入れに関する事。 2 特別支援学校教員等の派遣に関する事。
	高校改革推進室 高校教育課	1 府立学校の入学料、授業料の減免に関する事。 2 生徒の転入学受入れに関する事。 3 教員等の派遣に関する事。
	教育DX推進課	1 庁内他課の応援に関する事。
	保健体育課	1 庁内他課の応援に関する事。
	社会教育課	1 図書館活動支援に関する事。 2 社会教育施設への被災者受入れに関する事。
	文化財保護課	1 文化財被害調査要員の派遣に関する事。
	警察本部	1 救出救助活動及び被災地域の安全活動の支援に関する事。 2 検視及び行方不明者の調査等の支援に関する事。 3 緊急通行車両の先導と被災地域に対する交通総量の抑制に関する事。 4 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付に関する事。 (以下警備第一課のみ) 5 他部局及び警察本部内他課との連絡調整に関する事。
議会事務局	総務課・図書館	1 他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関する事。
	議事課	1 議員との連絡調整に関する事。
	委員会課	1 議員への情報提供に関する事。

第25章 文化財等の応急対策

文化財の所有者及び管理者を対象に、平常時からの防災対策、災害発生時から復旧段階における行動の指針等が示された防災対策マニュアル及び文化財の所在状況がわかる文化財データベース等を整備し、災害から文化財を守り、被害を最小限に抑えるとともに、迅速な被害状況の把握と保全・復旧対策を行う。

また、地震によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後適切な応急措置を速やかに講じる。

第1 被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。

第2 被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。

第3 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

第4 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第26章 応援受援計画

第1節 応援計画

第1 計画の方針

他の都道府県において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合に必要な事項を定める。

なお、府は、市町村に対して応援体制が整備されるよう働きかけるとともに、災害マネジメント総括支援員等の登録（総務省）を行うこととする。

また、本計画は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより実効性を確保する。

第2 計画の内容

1 災害時の情報収集

情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、広域連合広域防災局（以下「広域防災局」という。）と連携して、災害の状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を把握する。

2 先遣隊の派遣

広域連合として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。

その際、広域防災局からの要請があれば、京都府から被災都道府県に先遣隊を派遣する。

3 応援の実施

(1) 体制の確立

広域連合に設置される「災害対策本部」又は「災害対策支援本部」において決定される当面の対策や応援方式（カウンターパート方式等）等の事項を踏まえて必要な体制を確立する。

(2) 応援ニーズの把握と調整

先遣隊や現地連絡員等からの情報を踏まえ、応援受援調整支援システムの活用等により被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう調整に努める。

(3) 応援内容

被災地のニーズ等を踏まえ、以下の支援を行う。

なお、人的支援の実施においては、京都府災害時応援職員登録制度により支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

ア 救援物資の供給

イ 被災地への人的支援の実施

ウ 被災者の京都府内への受け入れ

エ 府民のボランティア活動の促進

4 マニュアルの整備

本計画に関する事項の詳細について、別途「京都府災害応援・受援マニュアル」を定める。

第2節 受援計画

第1 計画の方針

京都府内での災害時に、京都府が他の都道府県から応援を受ける場合に必要な事項を定める。

なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備されるよう防災相互応援協定の締結促進、京都府災害時応援職員登録制度及び応急対策職員派遣制度（総務省）による応援体制を構築する。

また、本計画は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。

第2 計画の内容

1 応援の要請

災害時において、災害の規模、被害の程度等から、国や広域連合、他の都道府県等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、応援受援調整支援システムの活用等により、すみやかに応援要請を行うこととする。

2 受入に向け必要な業務や体制の確立

国や他の都道府県等からの応援を効率的かつ効果的に受け、被災市町村の災害対応を支援するため、受援の総合調整等を行う応援・受援本部を設置し、次の業務や体制づくりに取り組む。

ア 救命救助・消火部隊受入

イ 重症患者広域搬送・DMAT、DPAT、救護班等医療、介護・福祉支援の受入

ウ 救援物資受入

エ 他府県等応援要員受入

オ 避難所運営支援の受入

カ 広域避難

3 災害ボランティアセンターの立ち上げとボランティア受入表明

第3 マニュアルの整備

本計画に関する事項の詳細について、別途「京都府災害応援・受援マニュアル」を定める。

第27章 社会秩序の維持に関する計画

〔 府 警 察 本 部
第八管区海上保安本部
各 機 関 〕

第1節 計画の方針

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

第2節 計画の内容

第1 関係機関の緊密な情報交換

府、市町村をはじめとする防災関係機関は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 府及び市町村の活動

府及び市町村は、警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする。

第3 警察の活動

- 1 警察は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな被災地等における住民の安保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。
- 2 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業等への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、府、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第4 海上保安庁の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第4編 災害復旧・復興計画

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画

第1節 生活確保対策計画

(府健康福祉部・近畿財務局(京都財務事務所)・京都労働局・日本銀行(京都支店))

第1 計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2 職業あつ旋計画

京都労働局は、地震災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、府内各公共職業安定所を通じ、すみやかにそのあつ旋を図り、あわせて他府県労働局との連絡調整を行い雇用の安定を図る。

第3 融資計画

地震災害により被害を受けた生活困窮者等に対して、次に示す生業資金等を貸し付けることにより生活の安定を図る。それぞれの融資要領は、「一般計画編第4編第1章第4節」に準拠する。

- 1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸与
- 2 「生活福祉資金」の貸付
- 3 「母子及び父子並びに寡婦福祉資金」の緊急貸付

第4 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給計画

「災害弔慰金の支給等に関する法律」により災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するものであって、その支給要領は、「一般計画編第4編第1章第5節」に準拠する。

第5 被災者生活再建支援金支給計画

「被災者生活再建支援法」に基づき被災者生活再建支援金を支給するものであって、その支給要領は、「一般計画編第4編第1章第6節」に準拠する。

第6 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金支給計画

「大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱」に基づき地域再建被災者住宅等支援補助金を支給するものであって、その支給要領は、「一般計画編第4編第1章第7節」に準拠する。

第7 金融措置計画

現地における地震災害の状況、資金の需給状況等を的確に把握し、関係機関と連絡協調の上、実情に応じた適切な金融上の措置を講ずる。

1 近畿財務局京都財務事務所の措置

- (1) 現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、災害発生地域に所在する金融機関等に対し、金融上の措置を講じるよう要請する。

ア 対象金融機関等

(ア) 預貯金取扱金融機関

主要行等^{*}、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、労働金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会

※主要行等には、都市銀行、信託銀行、ゆうちょ銀行を含む。

(イ) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者

(ウ) 証券会社等

(エ) 電子債権記録機関

イ 金融上の措置の要請事項

(ア) 預貯金取扱金融機関

a 災害関係の融資に関する措置

金融機関において、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

b 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

(a) 金融機関において、預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、り災証明書¹の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

(b) 金融機関において、事情やむを得ないと認められる災害被災者に対して、定期預貯金、定期積金等²の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずること。

c 手形交換、休日営業等に関する措置

金融機関において、災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

d 営業停止等における対応に関する措置

金融機関において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(イ) 生命保険会社・損害保険会社・少額短期保険業者

a 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

b 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

c 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、

ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(ウ) 証券会社等

- a 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置
- b 有価証券喪失の場合の再発行手続についての協力
- c 被災者顧客から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置
- d 証券会社等において、窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること
- e その他、顧客への対応について十分配慮すること

(エ) 電子債権記録機関

- a 災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮すること
- b 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること
- c 上記にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと
- d 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること

2 日本銀行（京都支店）の措置

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、または通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ、金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- ア 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の期限前払い戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- ウ 電子交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- エ 損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

(5) 各種金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、営業時間の延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

第8 り災証明書の交付

- 1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく実施するものとする。

また、平常時から住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。及び、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及び災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努めるものとする。

さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。

- 2 府は、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付について、被災市町村の状況を把握し、応援が必要と見込まれる市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災地市町村間の調整を図るものとする。

また、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充、市町村主催研修及び訓練への支援等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。さらに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第9 被災者台帳の作成

- 1 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- 2 府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第2節 住宅復興計画（府建設交通部・独立行政法人都市再生機構）

第1 計画の方針

地震災害により滅失又は破損した住宅を復旧するために必要な措置等を講じる。

第2 府の計画

1 一般民間住宅

災害時において、一般民間住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度に係る業務を行う。

また、状況に応じて、府の「り災住宅緊急低利融資制度」を設けるとともに、独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じ、復興に資する情報を提供する。

2 災害公営住宅の整備（表4.1.1 参照）

一定規模の地震災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、災害公営住宅の整備を行う場合は、公営住宅法及び激甚法の規定により、国はその整備に要する費用の一部について補助することになっている。

その運用要領については、「一般計画編第4編第5章第1節第2」に準拠する。

第3 独立行政法人都市再生機構の計画

地震災害により、賃貸住宅及び分譲住宅等の譲渡物件（建設中のものを含む。）に被害を受けた場合、災害によって滅失又は破損したものを原形に復旧することを原則とする。

ただし、将来の災害に対して、住宅等の敷地、構造又は設備が保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認められる場合においては、予算の範囲内でかつ必要最小限度において、原形復旧を越える改良措置又は新たな危険防止措置を講ずる。なお、分譲住宅については、譲渡前は賃貸住宅に準じ、譲渡後は譲受人の負担において復旧処理を行わせる。

表4.1.1 公営住宅関係住宅災害対策

	一 般 災 害		激 甚 災 害				手 続 き の 流 れ															
	公 営 住 宅		本 激		局 激																	
	要 件	措 置	要 件	措 置	要 件	措 置																
建 設	<災害公営住宅建設事業> 1. 滅失戸数→被災地全域で500 戸以上又は1 市町村で200 戸以上若しくはその区域内の全住宅の1 割以上 2. 火災による滅失戸数→被災地全域で200 戸以上又は、1 市町村全住宅の1 割以上 (公営住宅法第8条第1項第1、2号)	(公営住宅法第8条第1項) 滅失戸数の3割を限度として <災害公営住宅>の建設等に対する2／3補助 ↓ 標準工事費は一般に準ずる(第8条第2項) <災害公営住宅>の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2／5補助	<罹災者公営住宅整備事業> (激甚法第22条) 1. 滅失戸数→①被災全域で、(災害指定)4,000 戸以上 ②被災全域で、(災害指定)2,000戸以上かつ1 市町村で200 戸以上もしくは、全住宅の1 割以上 ③被災全域で、1,200 戸以上かつ、1 市町村で400 戸以上もしくは、全住宅の2 割以上 (激甚指定基準8) 2. 滅失戸数(地域指定) →1. の①～③のいずれかであり、かつ、1 市町村で100 戸以上又は全住宅の1 割以上 (激甚法施行令第41条)	滅失戸数の5割を限度として <罹災者公営住宅>の建設等に対する3／4補助 <罹災者公営住宅>の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5補助	な し	な し	(Ⅰ) 住宅災害速報の提出(災害発生後10日以内、知事→国土交通省住宅局長) (Ⅱ) 災害公営住宅整備計画書の提出(事業主体→知事→地方整備局長) (Ⅲ) 住宅滅失戸数の査定(災害確定報告書の提出後、地方整備局査定官、地方財務局立会官及び都道府県立会者が原則として被災現地において行う。) (Ⅳ) 補助金交付申請(事業主体→知事→国土交通大臣) (Ⅴ) 補助金交付決定(国土交通大臣→知事→事業主体)															
復 旧	<既設公営住宅復旧事業> 滅失又は著しく損傷 (公営住宅法第8条第3項) ↓ 1. 住宅の被害→1戸当りの復旧費が11万円以上かつ1事業主体の合計額が290万円以上(事業主体が市町村の場合は190万円) (財務省協議による運用基準)	<table><tr><td colspan="3">(公営住宅法第8条第3項)</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">公営住宅又は共同施設</td></tr><tr><td>被 害</td><td>滅 失</td><td>損 傷</td></tr><tr><td>復 旧</td><td>再 建</td><td>補 修</td></tr><tr><td colspan="3">補助率 1／2</td></tr></table>	(公営住宅法第8条第3項)				公営住宅又は共同施設		被 害	滅 失	損 傷	復 旧	再 建	補 修	補助率 1／2			<本激甚指定既設公営住宅復旧事業> 公共土木施設災害復旧事業の A. 見込額→全国都道府県市町村の当該年度標準税収入総額の約0.5%以上 B. Aの見込額が0.2%以上、かつ (1) 都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25%をこえる都道府県が1以上 (2) 市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる都道府県が1以上 (激甚災害指定基準1)	補助率のかさ上げ (激甚法第3条)	<局激指定既設公営住宅復旧事業> 1. 当該市町村負担見込額→当該市町村当該年度標準税収入の50%をこえる市町村が1つ以上あること。 (ただし、当該市町村ごとの合計が1億円以上) 2. 1の見込額からみて明らかに1の基準に該当することが見込まれること (局地激甚災害指定基準)	補助率のかさ上げ (激甚法第3条)	(Ⅰ) 既設公営住宅復旧計画書の提出(事業主体→知事→地方整備局長) (Ⅱ) 補修費及び宅地復旧費の査定(災害確定報告書の提出後、地方整備局査定官、地方財務局立会官及び都道府県立会者が悉皆査定を行う。) (Ⅲ) 補助金交付申請(事業主体→知事→地方整備局長) (Ⅳ) 補助金交付決定(地方整備局長→知事→事業主体)
(公営住宅法第8条第3項)																						
	公営住宅又は共同施設																					
被 害	滅 失	損 傷																				
復 旧	再 建	補 修																				
補助率 1／2																						

第3節 中小企業復興計画

(近畿経済産業局・府商工労働観光部)

第1 計画の方針

府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

地震災害により被災した中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

第2 近畿経済産業局の役割

- 1 被害状況及び事業再建に必要な資金需要等の的確な把握
- 2 被害状況に応じた必要資金の円滑な融通
- 3 激甚災害法に基づく金融特例措置等

第3 府の計画

地震災害を受けた中小零細企業に対して、その状況に応じて、その都度判断し、対策を講じていく。
その内容としては

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫等の政府系金融機関及び地元金融機関に対し、復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡処置の延期ができるよう要望する。
- 2 特に必要な場合にあっては、保証料、利子補給等を行い、制度融資の促進を図る。
- 3 府産業支援センター（府中小企業技術センター、府織物・機械金属振興センター、（公財）京都産業21）、各府広域振興局に災害復旧に係る相談窓口を設け、融資相談等に応じ、復旧資金の金融円滑化に対処する。

第4 京都経済全体の事業継続計画の検討（近畿経済産業局、府危機管理部、府商工労働観光部）

第2編第15章企業等防災対策促進計画に定めるところにより、京都BCPの普及を進める。

第4節 風評被害対策

府〔商工労働観光部、農林水産部〕は、国、関西広域連合、市町村及び経済団体等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報すると共に、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

第5節 公共土木施設復旧計画

(近畿地方整備局・府建設交通部)

第1 計画の方針

災害により被害が発生した公共土木施設の復旧を推進するための各種事業について定める。

第2 国土交通省の計画

1 災害復旧・復興の基本方針

地方公共団体が、地域の災害復旧・復興の基本方針を検討、又は復興計画を作成する場合、公共施設管理者は適切な指導、助言を行うものとする。

被災地方公共団体より、災害復旧・復興対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は速やかに検討の上、適切に対処するものとする。

2 災害復旧の実施

(1) 災害復旧工事の早期着手

被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。

(2) 災害査定の早期実施

災害発生後は速やかに災害査定を実施して、事業費を決定するものとする。

緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。

災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。

大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定の適用範囲の引き上げ等の災害査定の簡素化を速やかに行うものとする。

災害発生後、河川、道路、港湾、都市施設等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

(3) 災害復旧の推進

災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。

年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政措置について配慮するものとする。

災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のため職員を派遣するものとする。

所管公共土木施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

(4) 再度災害の防止

公共土木施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。

3 復旧・復興資機材の安定的な確保

災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

復興建築用資材の値上がり防止について、関係団体に周知、要請するものとする。

4 都市の復興

(1) 計画的復興への支援

大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域において

は、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を推進するものとする。

復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法、建築基準法による建築制限等について必要に応じて助言を行うものとする。

(2) 復興まちづくりへの支援

復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。

住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るように努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

5 重要物流道路等における道路啓開・災害復旧の支援

迅速な救急救命活動や救急支援物資の輸送などを支えるため、道路法に基づき、京都府から要請があった場合、必要に応じて重要物流道路及びその代替・補完路における道路啓開や災害復旧を代行するものとする。

第3 京都府の計画

1 概要

災害により被害を受けた、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」並びに「同法施行令」に規定する建設交通部及び総合政策環境部所掌の公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、水道、下水道、公園）並びに街路・都市排水施設等の都市施設の復旧をするに当たっては、次に示す事業を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。

また、災害復旧事業に必要な資機材等について、あらかじめ関係団体並びに関係業界と「覚書」等を交換し、資材需給、資機材の安定的な供給を受け、被災箇所の早期復旧に努める。

2 復旧事業の計画

(1) 災害査定の早期実施

災害発生後、公共土木施設の早期復旧のため、できるだけ速やかに災害査定を実施して復旧のための事業費を決定する。民生の安定、交通の確保、施設の増破防止等のため、特に必要がある場合には査定前に応急工事を実施する。

(2) 応急工事の実施

被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害査定に先立ち応急仮工事または応急本工事を実施し、被害を最小限にとどめ、民生の安定、交通の確保を図る。

(3) 災害復旧の推進

ア 公共土木施設災害復旧事業

本事業の施行は、河川等災害復旧工事及び河川等災害関連工事は3箇年、災害復旧助成工事は4箇年（但し、助成工事費が30億円以上の大規模なものは5箇年以内）に完了するよう必要な措置を講ずる。

本事業の標準進ちょく率は、初年度85%、第2年度14%、第3年度1%とされている。

なお、再度災害を防止するため、河川等災害関連事業等の改良復旧事業を積極的に導入する。

イ 単独災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない災害復旧事業については、単独災害復旧事業により復旧を推進する。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受ける小災害（1か所当り80万円以上120万円未満）については、小災害復旧事業により復旧を推進する。

(4) 再度災害の防止

公共土木施設の復旧に当たっては原形復旧を原則とするが、河床の変動、地形地盤の変動といった被害箇所の状況及び被災原因等を勘案の上、被災施設を原形に復旧することが不可能な場合、または原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて、再度災害の防止を図る。

さらに、再度災害の防止を図る観点から、災害復旧事業とあわせて、施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、災害関連事業等を積極的に導入する。

また、災害関連事業等については、災害復旧事業と並行して進捗しうよう必要な措置を講ずる。

3 国への支援要請

知事は、重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開又は災害復旧のため必要があると認めるときは、道路法に基づき、国土交通大臣に対し代行による実施について要請する。

第4 市町村地域防災計画で定める事項

1 被災市街地復興推進地域に関する事項

第6節 農林水産業施設復旧計画

(近畿農政局・府農林水産部)

第1 計画の方針

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づいて、災害復旧事業に対して補助を行い、農林漁家の経営の回復及び安定を図る。

第2 復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要領については、「一般計画編第4編第3章第2節」に準拠する。

第7節 文教復旧計画

第1 計画の方針

地震災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

第2 学校等の施設の復旧計画

地震災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から耐震性の向上等可能な限り改良復旧に努めるとともに、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の適用を考慮する。

1 府立学校その他の教育機関

小災害の復旧については、府教育庁の指示により府立学校等において実施し、大災害の復旧については、直接府教育庁において実施する。

2 市町（組合）立学校等及び附属機関

市町（組合）が行う復旧事業について、計画策定に関して指導助言を行うとともに、文部科学省と連絡調整を行う。また、市町（組合）の要請に基づき、必要に応じて技術職員の派遣等技術的支援を行う。

第3 教育活動の再開

- 1 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が避難所となった場合においては、市町村等の災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。
- 2 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、所管する教育委員会と密接な連携をとり、被害の状況や地域の実情等を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は近傍の学校施設等を利用することも考慮する。
- 3 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。
 - (1) 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金に関すること。
 - (2) 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨励費に関すること。
 - (3) 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）」及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」による学資貸与金に関すること。
 - (4) 府立高等学校在学者で被災のため経済的に就学が困難となった者に対する授業料の減免に関すること。
 - (5) 被災教職員に対する救済措置に関すること。

4 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談等の支援体制を整備する。

第4 市町村地域防災計画で定める事項

- (1) 学校等の施設復旧に関する事項
- (2) 教育活動再開に関する事項

第8節 文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議する。

第9節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

(府総務部・府農林水産部)

第1 計画の方針

地震災害後の災害復旧に際し、市町村に対する財政措置並びに農林水産業者及び団体に対する資金融資等について定める。

第2 市町村に対する措置

市町村が被災した施設を原形に復旧するにあたり、府は災害復旧事業債及び地方交付税による財政措置に万全を期するとともに、市町村の行う一時借入金の借入れあっ旋を行う。

1 災害復旧事業債

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 単独災害復旧事業債
- (3) 公営企業等災害復旧事業債
- (4) 火災復旧事業債
- (5) 災害による特別措置債

ア 歳入欠かん等債

イ 公共土木等小災害債

ウ 農地等小災害債

2 災害を受けた市町村のする一時借入金の借入れあっ旋

地震災害を受けた市町村が一時に多額の資金を必要とする場合、府は市町村のする一時借入金の借入れについて、近畿財務局及び各種金融機関に対して、すみやかに金融措置を要請するとともに、市町村に対し、それらの資金の効果的使用を助言する。

第3 農林漁業関係融資

農林漁業者及び団体に対する災害資金融資等については、「天災融資法に基づく融資」及び「株式会社日本政策金融公庫の融資」並びに「農業近代化資金に対する上乗せ利子補給」があり、さらに、「農業共済保険仮渡資金の借入れに対する利子補助」の措置がある。

それらについての貸付対象者、貸付限度額、償還期限、貸付利率、事務手続、利子補助等の運用要領は、「一般計画編第4編第4章第3節」に準拠する。

第10節 工業用水道復旧計画

第1 計画の方針

工業用水道事業者等は、「工業用水道事業費補助金」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。

第2 復旧事業

被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要領については『工業用水道事業費補助金交付要領』によるものとする。

第2章 激甚災害の指定に関する計画

(府危機管理部・府健康福祉部・府農林水産部・府建設交通部・府教育庁)

第1節 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく災害の指定を受けるため、災害の状況をすみやかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第2節 激甚災害に関する調査

第1 市町村の被害状況

知事は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせる。

第2 調査の協力

市町村は、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第3 調査の迅速化

関係各部は、激甚法に定める必要な事項をすみやかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

第3節 激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部長は国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。

第3章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助

(府総務部・日本郵便株式会社京都中央郵便局)

第1節 計画の方針

地震災害により被災者の納付すべき租税の納付が困難な場合に、特別な措置を講ずるとともに、郵便関係においても被災者の負担を軽減するための対策について定める。

第2節 租税の徴収猶予及び減免等の措置

第1 期限の延長

知事は、納税者が地震災害により申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、当該期限の延長を認めるものとする。（地方税法第20条の5の2、京都府府税条例第18条）

第2 徴収の猶予

知事は、納税者又は特別徴収義務者がその財産について地震災害を受けた場合、地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予するものとする。（地方税法第15条）

第3 減免

知事は、地震災害の実情に応じて、個人事業税、不動産取得税、自動車税（環境性能割）及び自動車税（種別割）の減免措置を講ずるものとする。（京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、第63条の14、第69条）

第3節 郵便関係補助

地震災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

第1 災害時における郵便物の送達の確保

災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、「防災業務計画」により必要な措置を講ずる。

第2 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

第4 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則第4条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第4章 災害復興対策計画

大規模な災害からの被災地の復興に係る対策については、「一般計画編第4編第13章」に準拠する。

第 5 編

京都府南海トラフ地震 防災対策推進計画

第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編

第1章 総則

第1節 計画の方針

1 南海トラフ地震について

- (1) 駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

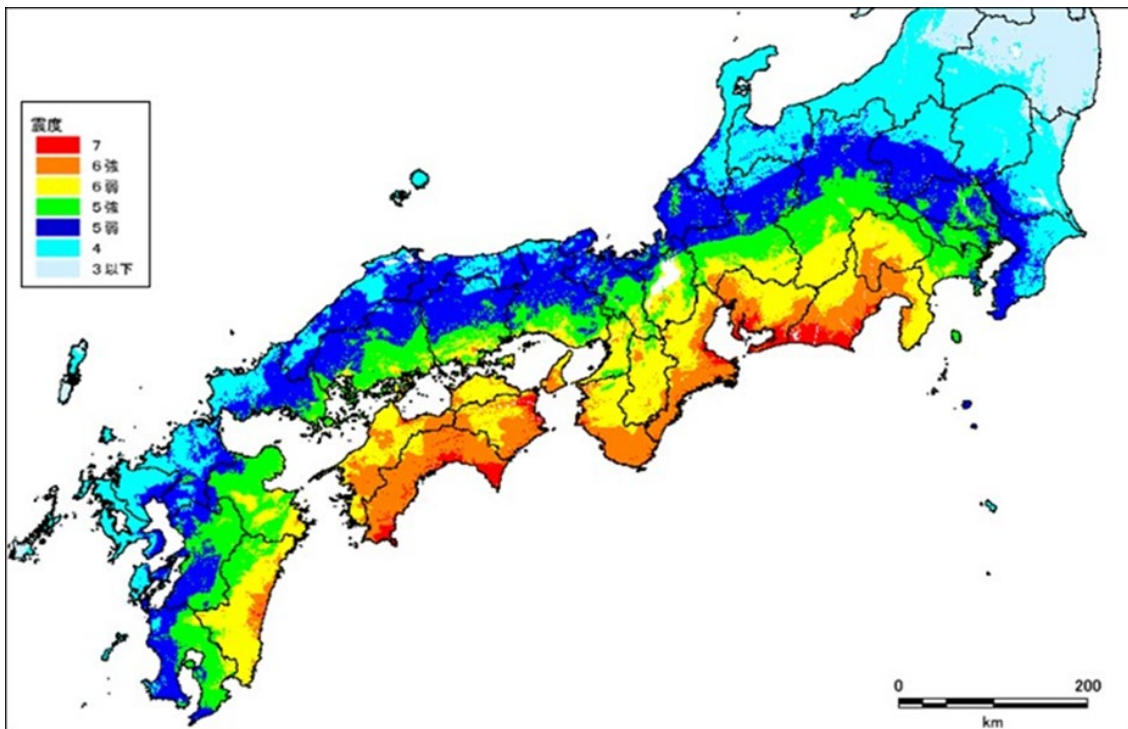
一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半(2035±10年とも言われている)にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

- (2) 東北地方太平洋沖地震の発生を受け、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告で南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定地震を設定していくためには、これまでの科学的知見の整理・分析が不可欠であるとの報告が出された。そのため、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討することを目的として、理学・工学等の研究者から構成される「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下、「モデル検討会」という。）が設置された。

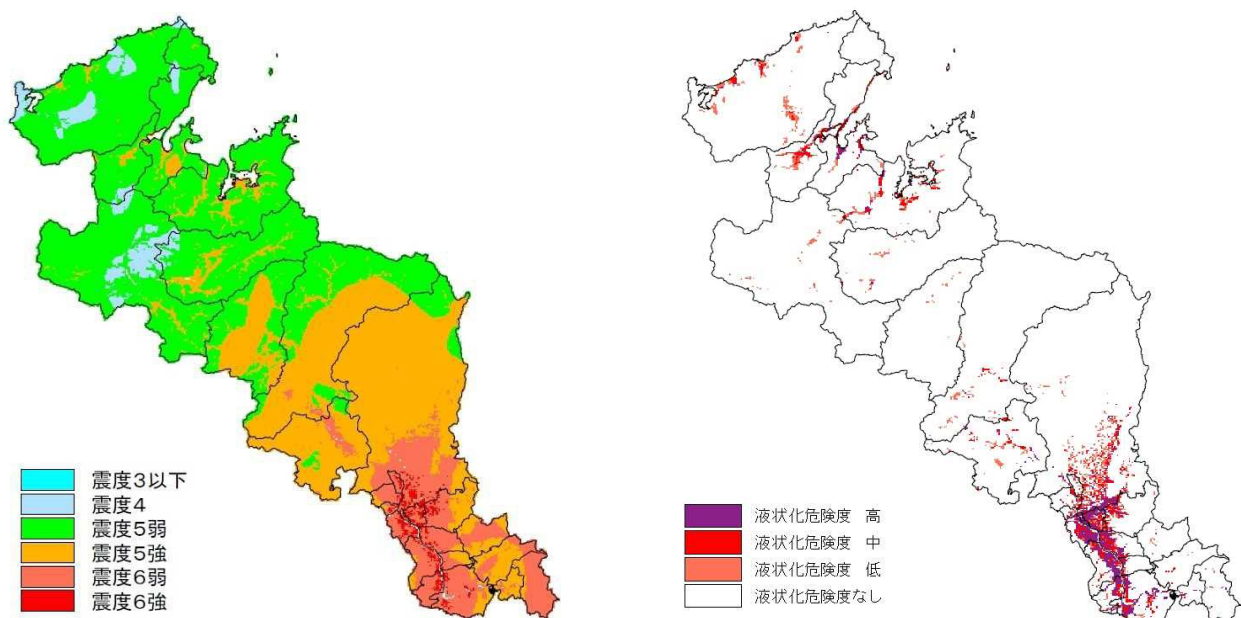
モデル検討会では、南海トラフ地震等の過去の被害資料及び最近の学術的知見を踏まえ、地震の揺れや津波の高さの分布について検討が行われた。

【震度想定】

< 全域（令和7年3月内閣府公表） >



< 京都府域（平成26年6月京都府公表） >



- (3) モデル検討会による震度分布・津波高の発表を受け、人的・物的被害や経済被害等の推計及び被害シナリオを検討するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の方向性等について検討するために、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置された。

【南海トラフ巨大地震被害想定】

(令和7年3月内閣府公表)

		死 者 (人)	負 傷 者 (人)	要救助者 (人)	全壊棟数（棟）					
					揺れ	液状化	津波	急 傾 斜 地崩壊	火災	合計
京都府										
平均 風速	夏12時	約400	約15,000	約3,600	約11,000	約3,300	－	約40	約90	約15,000
	冬深夜	約600	約12,000	約3,500					約90	約15,000
	冬18時	約1,300	約15,000	約3,400					約36,000	約50,000
強 風	夏12時	約400	約15,000	約3,600					約600	約15,000
	冬深夜	約700	約12,000	約3,500					約1,000	約15,000
	冬18時	約1,600	約16,000	約3,400					約49,000	約64,000
全国（近畿地方が大きく被災するケース：地震動ケース（陸側）、津波ケース（ケース③））										
平均 風速	夏12時	約205千	約935千	約334千	約1,279千	約110千	約174千	約6,800	約167千	約1,737千
	冬深夜	約280千	約617千	約380千					約160千	約1,730千
	冬18時	約236千	約647千	約348千					約642千	約2,212千
強 風	夏12時	約206千	約950千	約334千					約209千	約1,780千
	冬深夜	約282千	約632千	約380千					約204千	約1,775千
	冬18時	約239千	約661千	約348千					約763千	約2,333千

(4) 平成25年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(以下、「南海トラフ地震法」という。)に改正された。南海トラフ地震法では南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域(以下、「推進地域」という。)として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策を推進することとされている。

(5) 中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は推進地域の指定を行った。(平成26年3月31日内閣府告示第21号)

京都府域においては、震度6弱以上の揺れが想定された以下の18市町村が指定を受けた。

京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村

(6) 平成24年度に内閣府から発表された南海トラフ地震被害想定の結果について、内閣府から詳細なデータ提供を受け、平成26年6月にそれを基に京都府で整理を行った。

【南海トラフ巨大地震被害想定】

断 層 名	最大 予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
			重傷者数						
			(人)						
南海トラフ地震	6強	約1,600	約16,000		約3,600	約289,000	約15,000	約77,000	約49,000

(7) 中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対策検討ワーキンググループ」が設置され、地震予知を前提としている大規模地震対策特別措置法に基づく防災対応や南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の基本的な方向性について検討されたところ、報告書が取りまとめられた。

(8) 中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討され、平成30年12月に報告

書が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、国においては平成31年3月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を策定した。

- (9) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定（平成26年3月）から10年が経過することから、基本計画の見直しに向けた本格的な検討を実施するため、令和5年2月に「南海トラフ地震巨大地震モデル・被害想定手法検討会」が内閣府に設置され、最新の知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害想定 of 計算手法の検討が行われるとともに、同年4月には中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策等の検討が開始された。
- (10) その後、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」において、令和6年能登半島地震の災害対応における課題・教訓を整理し、とるべき応急対策・生活支援対策の総合的な検討が行われ、令和7年3月31日には、「南海トラフ地震対策検討ワーキンググループ報告書」が取りまとめられ、新たな被害想定等が公表された。

2 本計画の目的

本計画は、基本計画に基づき、南海トラフ地震法第5条の規定により南海トラフ地震による災害から府民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定めるとともに、推進地域に指定されていない地域における対策についても必要な事項を定め、防災関係機関等が一体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

3 計画の修正

本計画においては、中央防災会議による被害想定を基に、「地域防災の見直し部会」等の京都府防災会議専門部会で検討の上、防災対策を定めるものとし、今後、府域全体の防災対策を講じる観点から、国、中央防災会議、府、市町村、隣接府県等の被害想定を参考にしながら、継続して検討を行い、必要に応じて本計画に見直しを加えるものとする。

4 本計画が対象とする地域

(1) 推進地域

京都府内における推進地域は次に掲げる市町村の区域である。

京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村

(2) その他の地域

推進地域以外の地域についても、本計画に準じて対策を推進するよう努めるものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

京都府内における防災に関し、府、推進地域内市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については、京都府地域防災計画震災対策計画編（以下「震災編」という。）第1編第2章に定めるところによるものとする。

【震災編第1編第2章参照】

第2章 地域における防災力の向上

南海トラフ地震に対応するためには、あらかじめ国、各都道府県及び推進地域内外の市町村その他防災関係機関が連携して、被害を最小限にとどめるための取組を推進する必要がある。しかしながら、これら公的な機関の取組だけでは、被害の軽減を図ることは限界があると言わざるを得ない。

南海トラフ地震においては、発災とともに極めて広域的に被害が発生し、震源域により近い府県における被害は、京都府域と比べ相対的に大きいと予想されていることから、京都府域に対する近隣府県からの応援は期待できないことも想定されるため、行政による「公助」とともに、府民が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」による防災対策が不可欠であり、府民、自主防災組織、NPO、事業所等の関係機関

・団体等が、それぞれの立場において、日頃から災害に備え、関係機関及び団体等のすべてが一体となって、他からの支援なしで災害に対応できることを目標に防災力を向上させることが必要である。

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化に当たり女性の参画の促進に努めるものとする。

第1節 府及び市町村のとりべき措置

(府危機管理部、府総合政策環境部、府健康福祉部、府建設交通部、市町村)

府及び推進地域内市町村(以下「市町村」という。)は、地域における防災力を向上させるため、次の対策を講じるものとする。

- 1 自治体首長及び幹部に対する研修
- 2 防災担当組織の整備
- 3 情報伝達手段の充実
- 4 消防・救助資機材等の整備
- 5 防災訓練の実施
- 6 消防団、水防団、自主防災組織等防災活動組織の育成
- 7 防災関係機関と府民等との相互連携協力体制の確立
- 8 地域における防災活動拠点の整備
- 9 災害時要配慮者に対する避難支援体制の確立
- 10 安全な避難地、避難施設等の確保
- 11 企業の防災活動活性化のための方策の検討

第2節 府民等のとりべき措置にかかる対策

(府危機管理部、府総合政策環境部、府健康福祉部、府建設交通部、市町村)

府及び市町村は、府民、防災活動組織及び企業等と協力して、以下の措置が講じられるよう努めるものとする。

- 1 府民及び防災活動組織の対策
 - ア 住宅等の耐震化の促進
 - イ 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止、ブロック塀の点検補修等家屋内外における安全対策の実施
 - ウ 食料、飲料水等生活必需品の備蓄
 - エ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等の把握
 - オ 各地域における避難地及び避難路に関する知識の習得
 - カ 初期消火、救助活動及び応急手当に関する知識の習得
 - キ 防災訓練及び防災事業への参加
 - ク 地域内企業やNPO等との連携

2 企業等の対策

- ア 施設等の耐震化及び安全対策の推進
- イ 必要物資の備蓄
- ウ 従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施
- エ 地域コミュニティとの連携
- オ 災害時における事業継続及び地域の活力を維持・向上させる取組の維持（京都BCP）

第3章 地震防災上必要な教育及び広報

南海トラフ地震による災害から、府民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより府民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。したがって、地震発生時における府民の適正な判断力の養成、府民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは事業所の防災対策を推進する必要がある。

このため、府及び市町村は、府民、防災活動組織及び企業等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進するものとする。

第 1 節 教育・指導

1 防災関係機関における職員に対する教育

(各機関)

- (1) 府は、府職員に対し、地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、次の事項について、必要な防災教育を実施するものとする。

なお、防災訓練の実施については、次章によるものとする。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震及び津波に関する一般的知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

- (2) 防災関係機関は、その職員等に対して、(1)に準じ、必要な防災教育の実施に努めるものとする。

2 一般住民に対する防災知識の普及

- (1) 府及び市町村は、一般住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震及び津波に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報の入手法
- オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- キ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ク 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ケ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童生徒等に対する教育

府、市町村及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- (1) 教育（防災訓練の実施を含む）の内容

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震及び津波に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合の緊急行動に関する知識
- エ 応急手当の方法
- オ 教職員の業務分担
- カ 児童生徒等の登下校(園)時等の安全確保方法
- キ 学校(園)に残留する児童生徒等の保護方法
- ク ボランティア精神
- ケ その他

- (2) 教育・指導の方法

- ア 教育活動全体を通じた児童生徒等への防災教育
- イ 研修等を通じた教職員への防災教育
- ウ P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

- (3) その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

4 自動車運転者等に対する指導

警察本部は、地震発生時に自動車運転者等が適正な行動がとれるよう、次の事項について指導を行う。

- (1) 指導の内容

- ア 南海トラフ地震に関する知識
- イ 地震及び津波に関する一般的知識
- ウ 交通規制の実施方法
- エ 自動車運転者等のとるべき措置
- オ 応急処置の方法
- カ その他の防災措置等
- (2) 指導の方法
 - ア 運転免許更新時の講習
 - イ 安全運転管理者講習
 - ウ 交通安全指導
 - エ 自動車教習所における指導 【震災編第2編第14章参照】

第2節 広 報

府知事直轄組織、府危機管理部、府商工労働観光部、府教育庁、府警察本部、市町村、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社

府及び市町村等は、府民等に対し、次により、必要な広報活動を実施する。

1 広報の内容

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する情報
- (2) 地震及び津波に関する一般的情報
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する情報
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する情報
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する情報
- (8) 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

2 広報の方法

- (1) 講演会等の実施による広報
- (2) 社会教育等を通じた広報
 - ア 社会教育施設における講座等を通じての広報
 - イ P T A、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会議、各種講演会及び集会等を通じての広報
 - ウ その他商工団体等関係団体の諸活動を通じての広報
- (3) 広報媒体等による広報
 - ア テレビ、ラジオ、新聞等による広報
 - イ パンフレット等による広報
 - ウ ホームページ等の情報通信環境による広報
 - エ ビデオ、スライド等による広報
 - オ その他の広報
- (4) 移動式地震発生装置(起震車)等疑似体験装置等による広報
- (5) 相談窓口の設置

3 広報時における留意事項

- (1) 広報に当たっては、災害時要配慮者に対する十分な情報提供が行われるよう留意する。
- (2) 地域の特性を踏まえ、関係機関が相互に連携しながら、地域密着型の防災意識の高揚が図れるよう留意する。
- (3) 地理に不案内な観光客等に対する広報についても留意する。

【震災編第2編第14章参照】

第4章 防災訓練

(各機関)

南海トラフ地震等府域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を震災編第2編第13章の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施にあたっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることに配慮し、府民、関係機関との連携を図ることを特に配慮するものとする。

【震災編第2編第13章参照】

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

(府危機管理部、府健康福祉部、府農林水産部、府建設交通部、府教育庁、府警察本部、市町村)

1 整備方針

地震発生時における直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、府及び市町村は、南海トラフ地震法第5条第1項第1号及び令第1条の規定による地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めてその整備に努める。

これらの施設等の整備に当たっては、次に掲げる点に留意する。

- (1) 施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。
 - (2) 災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。
 - (3) 災害時要配慮者に配慮する。
- また、避難所等について、ユニバーサルデザイン仕様を検討する。

2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備にかかる年次計画

府は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備にかかる年次計画は、次に掲げる施設等について、京都府地震防災緊急事業五箇年計画において別途定めるものとする。

- (1) 避難地及び避難路
- (2) 消防用施設
- (3) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
- (4) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (5) 共同溝、電線共同溝等の電線、配管等の公益物件を地下に收容するための施設
- (6) 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設で、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの
- (7) 次に掲げる施設のうち、現行の耐震基準に適合せず、改築又は補強を要するもの
 - ア 公的医療機関
 - イ 国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院
(これらの病院のうち、医療法第七条の二第一項各号に掲げる者が開設するものを除く。)
 - ウ 社会福祉施設
 - エ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）、又は特別支援学校
 - オ ア及びイに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建築物
- (8) 農業用ため池及び附帯施設で、下流にある人家や公共施設への2次災害防止のために整備を要するもの
- (9) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (10) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うため必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (11) 地震災害時において飲料水、食料、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- (12) 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

【震災編第2編第1章参照】

第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、府民の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第1節 住宅及び公共施設等の耐震化の推進

(各機関)

1 住宅その他の建築物の耐震化の推進

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、防災関係機関は、住宅等の耐震化を促進するとともに地域全体の耐震化の推進を図るため、次の対策を進める。

- (1) 住宅の耐震化に関する意識啓発
- (2) 住宅の耐震補強や建て替えを促進する対策の実施
- (3) 耐震性の高い住宅ストックの形成の誘導
- (4) その他不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

2 公共施設等の耐震化の推進

(1) 防災上重要な府有施設の耐震化

府は、防災上重要な府有施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針を策定する。

府は、この耐震化実施の方針に則り、計画的に耐震診断を実施し、耐震改修が必要とされた施設の耐震改修を推進する。

(2) 府以外の防災関係機関においても、市役所、消防署その他関係公所等災害時の拠点となる施設及び多数の者が利用する施設について、(1)に準じ、耐震化対策を推進する。

(3) 道路・鉄道・港湾・ライフライン等主要な施設の耐震化

道路、鉄道、港湾、ライフライン等主要な施設の管理者は、必要に応じ耐震点検を行う等耐震対策を計画的かつ速やかに実施する。

【震災編第2編第1章参照】

第2節 文化財保護対策の実施

(府文化生活部、府教育庁、市町村)

文化財はひとたび失われると取り戻すことができない代替性のないものであって、文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の被災を防止することが不可欠である。

京都府内には、貴重な国民的財産である文化財が数多く存在しており、南海トラフ地震等大規模災害時においても失することのないよう、次の文化財保護対策を実施する。

1 文化財の所有者又は管理者は、次の対策を講じる。

- (1) 建造物の適切な日常管理、展示品等の転倒防止策、安全な保管場所での保管等適切な対策の実施
- (2) 火災延焼から文化財を保護するため、消防用設備その他資機材の充実及び効率的な配置
- (3) 消火・防災訓練の実施
- (4) 発災後の安全な場所への迅速な移動

2 府及び市町村は震災編第2編第1 2章に基づく対策を推進するほか、周辺市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを推進する。

【震災編第2編第12章参照】

第3節 長周期地震動対策の推進

(府危機管理部、府総合政策環境部)

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、また、地震動の継続時間も長いとされている。

このため、府は、南海トラフ地震で発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について国や研究機関と連携を図りながら、防災対策を充実させる。

第4節 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

(府危機管理部、府総合政策環境部、府建設交通部、市町村)

南海トラフ地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。

- 1 南海トラフ地震が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発
- 2 後発地震により、土砂災害等が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策
- 3 先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の早急な実施方策の検討及び必要に応じ、立入禁止措置等の実施
- 4 先発地震による被災宅地の擁壁等が後発地震によって崩壊することによる人的被害を防止するため、被災宅地危険度判定の早急な実施及び必要に応じ、立入禁止措置等の実施

第5節 帰宅困難者対策の推進

(府危機管理部、市町村)

府及び市町村は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。また、観光客及び帰宅困難者を支援するため、一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の対策について検討を進める。

【震災編第2編第20章参照】

第7章 関係者との連携協力の確保

第1節 広域防災体制の確立

(府危機管理部、府総合政策環境部、府健康福祉部、府農林水産部、府商工労働観光部、府建設交通部、府警察本部、市町村)

南海トラフ地震においては、国及び他の都道府県と連携した対策が必要不可欠である。

このため、平成26年3月に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」と整合を図りながら、以下の対策について検討するものとする。

また、災害発生直後は受援が困難となることも想定されるため、できる限り、府内における防災関係機関等の自助努力により対応できる体制づくりを目指し、種々の対策を検討するものとする。

1 被害予測に基づく資機材、人員等の確保及び物資の備蓄

- (1) 府及び市町村は新再編第2編第9章に定めるところにより物資の備蓄に努める。
- (2) 防災関係機関は、別途、被害想定等を基として、地震発生時において応急対策に必要な資機材等及び人員等を勘案し、計画的な確保に努める。
- (3) (2)において、防災関係機関間又は防災関係機関と企業等が協定等を締結する場合においては、各機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力を図る。

2 他府県との連携

- (1) 南海トラフ地震が広域同時多発災害であることを踏まえ、関西広域連合や「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」締結府県等とより緊密に連携をとりつつ対策を推進する。また、応援・受援については関西広域連合の関西防災・減災プラン、関西広域応援・受援実施要綱及び南海トラフ地震応急対応マニュアルに基づき体制を確立する。
- (2) 南海トラフ地震は、東海から九州までの広い範囲が被災することが想定されていることから、被災圏域外の都道府県との連携について検討を進める。

3 広域災害に対応する輸送体制の整備

- (1) 道路、港湾その他の施設等に関し、被災状況等の収集体制の整備を推進する。
- (2) 南海トラフ地震においては、太平洋側の広い範囲での災害が想定されており、災害応急対策においては、国全体の応急対策に寄与する観点も踏まえ、次の輸送ネットワークの確保に努める。
 - ア 近接府県と連絡する幹線交通ネットワークの確保
 - イ 日本海沿岸部から府南部地域への進入ルートの確保
- (3) 災害発生時においては、陸上輸送が困難となる事態も想定されるため、府及び市町村等は、ヘリコプターによる搬送に備え、ヘリポート、燃料等を確保する。

4 防災活動拠点の整備とネットワーク化

府及び市町村は、次の防災活動拠点を指定し、実効的なネットワークづくりを推進する。

- (1) 救助活動拠点
- (2) 医療活動拠点
- (3) 物資搬送拠点

第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応

内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、府は次のとおり対応するものとする。

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

気象庁は次の条件により「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する

発表時間	キーワード	キーワードを付加する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	○ 下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・ 監視領域内※1でマグニチュード6.8※2以上の地震が発生 ・ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○ 巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ・ 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震注意	○ 巨大地震の発生に注意が必要な場合 ・ 南海トラフの監視領域内においてモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・ 想定震源域のプレート境界において、ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
地震発生等から最短で2時間後	調査終了	・ （巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震関連解説情報	・ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

2 府の対応

- (1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたときは、南海トラフ地震防災対策推進地域及びその他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに関係部局へ連絡する。
- (2) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときは、直ちに京都府災害警戒本部（必要と認めたときは災害対策本部）を設置し、関係部局長会議もしくは課長会議を開催し、今後の対応を確認する。
- (3) また、府民に対して、一定期間、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、すぐに逃げられる態勢の維持など、特別な備えを取るよう呼びかける。
 なお、呼びかけ内容は、避難場所・避難経路の確認、家族との連絡手段の確認、家具の固定の確認、非常持出品の確認等とする。
- (4) 南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の企業に対しては、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に個々の状況に応じて適切な防災対応をとるよう呼びかける。
- (5) 関係部局においては、関係部局長会議もしくは課長会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。
 また、会議の開催結果について、直ちに南海トラフ地震防災対策推進地域及びその他の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に連絡を行うものとする。
- (6) 関西広域連合と情報共有を図った上で、後発地震に備えた広域応援・受援体制を構築するとともに、日頃からの地震への備えの再確認や特別な備えに係る住民への呼びかけについて、関西広域連合と連携して行う。
- (7) 後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、気象庁から適宜発表される「南海トラフ地震関連解説情報」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行うよう呼びかける。

第3節 防災体制に関する事項

(各機関)

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、震災編の定めるところにより、被害状況等の把握や対策要員及び資機材、必要物資等の確保、消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講じることとするが、南海トラフ地震のような広域同時多発災害に対し、特に留意すべき点を掲げる。

1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

- (1) 地震発生時には、防災関係機関は、震災編第3編第1章又は第24章により、すみやかに災害応急対策にあたるための体制を整える。
- (2) 南海トラフ地震においては、広域にわたる交通網の寸断や時間差発生への危惧等活断層地震とは異なる特徴を持っているため、府は、府域で観測された震度が震度4以下であっても、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本」協定締結府県において震度6弱以上の揺れが観測されている場合には、被害の程度を勘案し、知事の決定より、災害警戒本部を設置する。
- (3) 府における災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、京都府災害対策本部条例(昭和37年条例24号)、京都府防災規程(昭和38年京都府訓令第5号)及び京都府地域防災計画に定めるところによる。

府における災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、震災編第3編第1章に定めるところによるものとするが、広域にわたる災害により、通常の交通機関の利用ができないことも想定されるため、初動期にあっては、同章に定める非常時専任職員に職務を行わせるものとする。

- (4) 市町村その他防災関係機関における災害対策本部等の組織及び運営は、市町村の条例等に定めるところによるものとする。
市町村等の動員については、それぞれの機関において定める計画によるものとするが、計画策定にあたっては、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案するものとする。
- (5) 設置された災害対策本部等においては、相互に緊密に連携を図るものとする。
【震災編第3編第1章、第24章参照】

2 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、震災編により、種々の防災対策等を講じる。

なお、被害の状況により応援可能なことが判明した場合は、関西広域連合の調整により被害の大きい他府県等を応援することとする。

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

- ア 被害状況等の情報収集・伝達については、震災編第3編第2章に定めるところによるものとする。
- イ 通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあっては、非常通信経路を用いるものとする。(京都府地域防災計画資料編資料2-3参照)
- ウ 防災関係機関は、その所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努めるものとする。
この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難所・避難場所に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況把握及び復旧に配慮するものとする。

(2) 対策要員及び資機材、必要物資等の確保

- ア 対策要員の確保
府は、市町村における対策要員の配備状況を把握し、必要に応じて、要員派遣等広域的な措置をとるものとする。
- イ 資機材、必要物資等の確保
府は、発災後適切な時期に、資機材及び必要物資について、府及び防災関係機関が所有する備蓄量並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄量を把握し、必要に応じ、市町村等に供給する。

(3) 応援の要請

- ア 国及び他府県に対する応援要請並びに市町村に対する応援指示等
知事は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、震災編第3編第1章第6節に定めるところにより、国等に応援要請等を行うものとする。
- イ 緊急消防援助隊の応援要請
知事は、被災市町村から要請の依頼を受け、災害応急対策のため必要があると認めるときは、別に定める京都府緊急消防援助隊受援計画に定めるところにより、消防庁長官あて、緊急消防援助隊の派遣を要請するものとする。
- ウ 警察災害派遣隊の応援要請
警察本部長は災害応急対策のため必要があると認めるときは、管区警察局を通じて警察庁に対し、警察災害派遣隊の派遣要請を事前に連絡するとともに、派遣部隊の要請に関する公安委員会手続きを行うものとする。
- エ 自衛隊の災害派遣
府は、災害応急対策のため必要があると認めるときは震災編第3編第4章に定めるところにより、自衛隊災害派遣要請を行うこととする。
- オ 交通関係機関、ライフライン関係機関
交通関係機関、ライフライン関係機関においては、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、それぞれの機関が定めるところにより、関係する機関に応援を要請するものとする。

【震災編第3編参照】

京都府地域防災計画

震災対策計画編

編集発行 京都府防災会議

事務局 京都府危機管理部災害対策課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町(〒602-8570)
電話 075-414-4475
